令和２年矢巾町議会定例会３月会議目次

議案目次 …… 1

第　１　号　（２月２９日）

○議事日程 …… 3
○本日の会議に付した事件 …… 4
○出席議員 …… 4
○欠席議員 …… 5
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… 5
○職務のために出席した職員 …… 5
○開　　議 …… 7
○議事日程の報告 …… 7
○諸般の報告 …… 7
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会議期間の決定 …… 7
○施政方針演述並びに教育行政方針演述 …… 8
○請願・陳情の審査報告 ……２８
１請願第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情
○議案第　４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて ……３０
○議案第　５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について ……３５
○議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ……４２
○議案第　７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について ……４３
○議案第　８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について ……４４
○議案第　９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について ……４５

○議案第１０号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について　……４６
○議案第１１号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について　……４７
○議案第１２号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について　……４８
○議案第１３号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について　……５０
○議案第１４号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について　……５１
○議案第１５号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例について　……５５
○議案第１６号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について　……５５
○議案第１７号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて　……５７
○議案第１８号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて　……５８
○議案第１９号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて　……５９
○議案第２０号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて　……６１
○議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について　……６２
○議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について　……６２
○議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について　……６２
○議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について　……６２
○議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について　……６２
○議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について　……６２
○発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について　……６４
○発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について　……６５
○散　　会　……６７

第　２　号　（３月３日）

○議事日程 …… ６９
○本日の会議に付した事件 …… ６９
○出席議員 …… ６９
○欠席議員 …… ６９
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… ６９
○職務のために出席した職員 …… ７０
○開　　議 …… ７１
○議事日程の報告 …… ７１
○代表質問 …… ７１
　１　廣　田　清　実　議員　（町民の会） …… ７１
　２　廣　田　光　男　議員　（一心会） …… ９８
　３　村　松　信　一　議員　（矢巾明進会） …… １２１
○散　　会 …… １４９

第　３　号　（３月４日）

○議事日程 …… １５１
○本日の会議に付した事件 …… １５１
○出席議員 …… １５１
○欠席議員 …… １５１
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… １５１
○職務のために出席した職員 …… １５２
○開　　議 …… １５３
○議事日程の報告 …… １５３
○一般質問 …… １５３
　１　昆　　秀　一　議員 …… １５３
　２　赤　丸　秀　雄　議員 …… １８４
　３　小笠原　佳　子　議員 …… ２１３
　４　谷　上　知　子　議員 …… ２２５

○散　　会 ……２３９

第　４　号　（３月５日）

○議事日程 ……２４１
○本日の会議に付した事件 ……２４１
○出席議員 ……２４１
○欠席議員 ……２４１
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……２４１
○職務のために出席した職員 ……２４２
○開　　議 ……２４３
○議事日程の報告 ……２４３
○一般質問 ……２４３
１　山　﨑　道　夫　議員 ……２４３
２　水　本　淳　一　議員 ……２６０
３　小　川　文　子　議員 ……２７５
４　藤　原　梅　昭　議員 ……２９３
○散　　会 ……３１６

第　５　号　（３月６日）

○議事日程 ……３１７
○本日の会議に付した事件 ……３１７
○出席議員 ……３１７
○欠席議員 ……３１７
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……３１７
○職務のために出席した職員 ……３１８
○開　　議 ……３１９
○議事日程の報告 ……３１９
○一般質問 ……３１９
１　川　村　よし子　議員 ……３１９
２　吉　田　喜　博　議員 ……３３９

○散　　会 ……３５３

第　６　号　（３月１８日）

○議事日程 ……３５５
○本日の会議に付した事件 ……３５６
○出席議員 ……３５６
○欠席議員 ……３５６
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……３５６
○職務のために出席した職員 ……３５７
○開　　議 ……３５９
○議事日程の報告 ……３５９
○第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告について ……３５９
○議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について ……３６１
○議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について ……３６１
○議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について ……３６１
○議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について ……３６１
○議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について ……３６１
○議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について ……３６１
○議案第２７号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について ……３７０
○議案第２８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について ……３７１
○議案第２９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について ……３７８
○議案第３０号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）について ……３８０
○議案第３１号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
について ……３８６
○議案第３２号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）につ
いて ……３８９
○議案第３３号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）に
ついて ……３９４
○議案第３４号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
（第２号）について ……３９５

○議案第３５号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）について　……３９８
○議案第３６号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について　……３９９
○議案第３７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）について　……４０１
○発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について　……４０３
○選挙第　１号　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について　……４０５
○町長挨拶　……４０６
○散　　会　……４０８
○署　　名　……４０９

議　案　目　次

令和２年矢巾町議会定例会３月会議

１．請願・陳情

１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情

２．議案第　４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて

３．議案第　５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について

４．議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

５．議案第　７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について

６．議案第　８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

７．議案第　９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

８．議案第１０号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

９．議案第１１号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

１０．議案第１２号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について

１１．議案第１３号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

１２．議案第１４号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

１３．議案第１５号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例について

１４．議案第１６号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について

１５．議案第１７号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

１６．議案第１８号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

１７．議案第１９号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

１８．議案第２０号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて
１９．議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について
２０．議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
２１．議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
２２．議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
２３．議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について
２４．議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について
２５．発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
２６．発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について
２７．第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告について
２８．議案第２７号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
２９．議案第２８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について
３０．議案第２９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
３１．議案第３０号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）について
３２．議案第３１号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
３３．議案第３２号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について
３４．議案第３３号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
３５．議案第３４号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について
３６．議案第３５号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）について
３７．議案第３６号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について
３８．議案第３７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）について
３９．発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について
４０．選挙第　１号　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

令和２年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第１号）

令和２年２月１９日（水）午前１０時００分開議

議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会議期間の決定

第　３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

第　４　請願・陳情の審査報告

１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情

第　５　議案第　４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて

第　６　議案第　５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について

第　７　議案第　６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第　８　議案第　７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について

第　９　議案第　８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第　９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

第１１　議案第１０号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第１１号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第１２号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について

第１４　議案第１３号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

第１５　議案第１４号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

第１６　議案第１５号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例について

第１７　議案第１６号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について

第１８　議案第１７号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第１９　議案第１８号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第２０　議案第１９号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第２１　議案第２０号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

第２２　議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について

第２３　議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第２４　議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第２５　議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第２６　議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について

第２７　議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について

第２８　発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第２９　発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員

１７番　髙　橋　七　郎　議員　　１８番　藤　原　由　巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美君	住民課長	吉田　徹君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋　保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松　徹君
教育長	和田　修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼　仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和２年矢巾町議会定例会を再開します。

これより３月会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――

諸般の報告

○議長（藤原由巳議員）　日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長　議会関係報告）

○議長（藤原由巳議員）　次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　行政報告）

○議長（藤原由巳議員）　以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

12番　長谷川　和　男　議員

13番　川　村　よし子　議員

14番　小　川　文　子　議員

の３名を指名します。

―――

日程第２　会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の３月会議の会議期間は、２月12日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から３月18日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、３月会議の会議期間は本日から３月18日までの29日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（藤原由巳議員）　日程第３、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、令和２年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　施政方針に入らせていただく前に、議員の皆さん方にお願いがございます。これまで一般会計をはじめ各会計の予算規模につきましては、施政方針の中でご説明を申し上げてまいったわけでございますが、後ほど一括上程させていただきます当初予算案の提案理由と重複いたしますので、今年度から、この令和２年度から省略をさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

施政方針。本日、ここに令和２年矢巾町議会定例会３月会議において、令和２年度における６会計の予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご指導を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今年は東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。わが矢巾町からは、水本圭治選手が東京2020オリンピック、カヌースプリントに出場が決定し、町出身者で初のオリンピアンとなりました。本人の努力に敬意を表すとともに、ご家族をはじめ水本選手を支えてきた全ての皆様にお祝いを申し上げます。思い起こせば、昭和45年に開催された岩手国体では、本町はカヌー競技の会場でありました。その半世紀後にカヌー競技で水本選手がオリンピック選手となったことは、まさに歓喜の思いであり、郷土の誇りとして町をあげて応援をしてまいります。

また、本町は令和２年２月７日にオーストリア共和国の復興『ありがとう』ホストタウンに登録となりました。今年の東京大会は、復興オリンピック・パラリンピックの位置づけでもあり、ホストタウンとしてオーストリア選手団を積極的に応援してまいります。

はじめに私の所信を述べさせていただきます。

時代は「平成」から「令和」になりました。新元号の令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という意味が込められております。

令和２年度は、第７次矢巾町総合計画・後期基本計画のはじまりの年でもあり、基本理念であります『希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち　やはば』の実現、そして新時代の意味に込められた願いの実現に向け、矢巾町の先頭に立って町政を進めてまいる所存であります。

議員各位､そして町民の皆様とともに､今後とも諸施策に精力的に取り組んでまいります。

それでは、新年度の主な施策の方針について述べさせていただきます。

新年度は、「ウェルネス」健康で暮らせる町、「セーフティー」安全・安心に暮らせる町、「ダイバーシティ」多様性を認め合うことができる町を施策の重点に据え、国連の持続可能な開発目標「ＳＤＧｓ」を施策に横断的に取り入れることにより「人生100年時代」を見据えつつ、誰一人取り残さない「全世代にやさしいまち」の実現を図るとともに、新たな技術を社会生活に取り入れて、社会的課題を解決する新たな社会「Ｓｏｃｉｅｔｙ5．0（ソサエティ5.0）」の実現を目指し、コンパクトで持続可能なまちづくりに努めます。

続きまして、第７次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた７つのまちづくりの方針に沿って、令和２年度の主要な事業に関し具体的な取り組みをご説明申し上げます。

第１に『健やかな生活を守るまちづくり』についてですが、健康寿命の延伸を図るとともに､高齢者については本人の意思と個人の尊厳を保持し､その高齢者を支えるご家族のため、高齢者が有する能力に応じ、健康で自立した日常生活を営むことができるよう支えてまいります。

そのために、新たに高齢者の支援のために必要なニーズの把握と地域資源の状況を的確に把握し、高齢者個々の生活支援等を行うため生活支援コーディネーターを選任し、高齢者を支えるネットワークを構築してまいります。

また、後期高齢者健康診査を通じてフレイル予防のため健康事業を実施し、高齢者の健康に関する意識向上や健康増進を推進してまいります。

なお、国においては令和元年に認知症施策推進大綱が策定され、加齢による認知症発症などについての施策が検討されておりますが、認知症になっても幸せな日常生活が送れるように、「共生」と「予防」を車の両輪として推進してまいります。そのために、オレンジボランティアを中心に認知症サポーターの養成や家事支援などの必要な援助を行いながら、生活支援コーディネーターや多職種連携により、地域で支える活動の場としてのチームオレンジ拠点施設を整備してまいります。

高齢者やそのご家族が、介護や支援を必要とする状態になった場合、その必要性に応じ介護保険や関係機関などの支援を安心して受けることができるように、保健・医療・福祉の各機関との連携を強化するとともに、地域ぐるみで支え合う「地域包括ケアシステム」の実現に向け、町民の主体的な参加も促進しながら事業を推進・拡充してまいります。

また､高齢者本人とそのご家族を支えるため盛岡広域成年後見センターを設置することや、自立支援・生活機能低下予防に向けた介護予防事業が重要であることから様々な情報発信や地域での活動の推進に取り組み、最終年となります第７期介護保険事業計画の検証を行いながら、介護が必要な高齢者の方が地域で安心して暮らすことができ、可能な限り自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、第８期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

子育て支援の拡充策としては、家族が増える喜びを実感し、安心して子育てができる環境を整えるため、不妊治療費助成、健康診査、予防接種費助成及び医療費助成を継続実施してまいります。

妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援としては、妊産婦の健康の保持増進及び疾病の早期発見、並びに早期治療のため妊産婦健診を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応し、切れ目なくきめ細やかに支援する体制を構築するため、子育て世代包括支援センターを設置し、安心して子育てができる支援体制を構築してまいります。

健康づくりにつきましては、日常生活から意識して取り組んでいただくためのきっかけづくりとして、気軽に取り組むことができ、生涯持続可能な活動である「歩く」ことに着目した「健康チャレンジ事業」を継続実施し、普段の生活からの健康づくりの支援に加え、メディカルフィットネス施設を拠点とした健康増進事業を展開し、岩手医科大学や民間企業と協力・連携し、全国に発信できるモデルを構築してまいります。

また、様々な運動やスポーツを通じた、更なる町民の健康意識の向上と生活習慣の改善を

促すとともに、いつでも、どこでも、一人でも自主的な健康づくりをする意識の醸成を図ることと併せて、紫波郡医師会や健診協力機関の協力をいただきながら、国保特定健診と特定保健指導の受診率を向上させ、連動して生活習慣病の発症、重症化の予防への取り組み等を行い、町民の健康づくりと健康寿命の延伸を目指してまいります。

地域福祉の充実につきましては、令和２年度に組織機構改革を行い、福祉・子ども課を福祉課と子ども課に分離新設し、福祉課には介護・障がい・子育て・生活困窮など幅広い相談を受ける窓口として生活相談係を新設します。さまざまな悩み事が複合的に重なる相談にも対応するため、社会福祉協議会と一体となり、多機関・多職種と連携した包括的かつ総合的な相談支援体制の充実を図るとともに、地域の困りごとをその地域で受け止め、解決につなげられるよう、「我が事・丸ごと・地域ごと」の観点から地域づくり推進事業を推し進め、地域共生社会の実現を目指してまいります。また、多世代型地域包括支援体制として「エンジョイやはばネットワーク」をさらに充実させてまいります。

自殺対策につきましては、様々な要因により追い込まれた末の自殺が多いことから、自殺対策計画に基づき、「生きることの包括的な支援」という視点で、紫波郡医師会や教育委員会、町のＰＴＡ連合会、商工会等と連携し、「いのちを支え合う」取り組みを強化してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がい児や障がい者の方々が、身近なところで相談でき、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、緊急時の受け入れ対応、専門的人材の養成と確保などサービス提供体制を強化し、最終年となる第５期障がい者プラン・障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の検証を行い、次期計画の策定を進めてまいります。

第２に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてですが、この度の組織機構改革において、子ども課を教育委員会部局に設置したことにより、幼児教育保育の支援体制の充実を図り、幼保小連携をより一層強化し、子どもの育ちを就学前から切れ目なく支援してまいります。

また、虐待事件等に対しましては、速やかに各関係機関と緊密な連携を図り、命を守る体制の強化を図ります。

なお、学校教育につきましては、引き続き総合教育会議において、本町教育の方向性や今後重点的に取り組む施策を共有し、教育委員会と一層の連携強化を図ってまいります。

社会教育分野につきましては、新年度から町長部局に移すことで、健康・福祉分野との連

携をよりスムーズに行える体制を整え、「音楽のまち　やはば」「スポーツのまち　やはば」の二宣言の理念に基づき、町民の皆様が自分に合った目標を見つけ、常に前向きに健康で心豊かに暮らすことができるひとづくり、まちづくりを進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、人間性の形成において基本となります「家庭教育」を重視し、核家族化や少子化などに起因する会話の減少などによるコミュニケーション能力や教育力の低下を生じることのないよう、家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、各地区子ども会や青少年団体などの団体活動を支援することで、人と人とがつながり、地域社会全体の教育力が更に向上するよう取り組んでまいります。

生涯学習の充実につきましては、町民一人ひとりが、生涯にわたり自主的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある前向きな生活をおくることができるよう、自分に合った活動の気づきや再発見につながる多様で幅広いニーズに対応した事業を推進し支援に努めてまいります。

また、自分の住む地域を生活の基盤として大切にしながら地域の抱える課題に対する理解を深め、ボランティア活動や学習の成果を発表し共有する機会を設けることで、学びの力を地域づくりの力に変え、幅広い世代が各々の特性を生かしながらより良い地域づくりに取り組めるよう支援を進めてまいります。特に、自治会や子ども会・各種委員等と連携した学習機会を設け、学習内容を町民同士が共有することで地域の活性化につなげながら、一生涯学び続けることの意義と楽しさを成果として感じることのできる事業を展開してまいります。

町公民館事業につきましては、町民の生涯学習の拠点として、これまで以上に多種多彩な公民館自主事業講座を開催するとともに、自主学習活動や自主学習グループの育成・支援等に、より一層取り組んでまいります。

図書センターにつきましては、図書資料の増冊、利用者の増加を図るとともに、引き続き絵本の読み聞かせなど読書に親しむ事業を展開してまいります。また、電子図書館サービスの蔵書の充実にも努めてまいります。

町内の自治公民館につきましては、町民の最も身近な学習活動の場として重要な施設と考えており、それぞれの地域の町民同士が互いに学び合い、教え合いながら教養の向上を図ることができるよう、自治公民館長研修などを開催しながら積極的に支援を行ってまいります。

また、町内施設を活かした移動公民館事業などを活用して、身近な学習機会の拡充にも努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション環境の充実につきましては、「スポーツのまち　やはば」宣

言に基づき、スポーツ活動を通して町民が生涯にわたり仲間と交流する楽しさを共有し、健康で活力ある生活を送ることができる機会と環境を提供し、地域の自治公民館などで手軽に取り組める生涯スポーツの普及振興に努めます。

また、だれもが自分に合った運動を行うことができるよう、各種教室を開催し多様なスポーツに触れる機会を提供していくほか、スポーツを通して運動能力や基礎体力、競技力の向上を図るとともに、健やかで礼儀正しい心を養い、バランスのとれた人づくりにつなげてまいります。

競技スポーツの推進につきましては、この東京2020オリンピック開催の年に本町からオリンピアンが輩出されるという明るい話題を励みに、町体育協会や各種目の競技団体と連携しながら、更なる競技力向上のため、各種大会の開催及び大会への選手派遣、新たな選手及び指導者の発掘育成を支援し、全国レベルの選手育成を目指し取り組んでまいります。

芸術・文化活動の推進につきましては、町公民館や文化会館を中心とした、音楽、演劇、舞踊など多種多方面にわたる芸術団体の主体的な活動や小中高校生の芸術・文化活動が地域に深く根付き、その成果が町内外から高い評価を受けていることから、各世代の活動に対する支援に努め、芸術文化のさらなる振興と継承を促してまいります。また、町公民館や文化会館を利用する機会が少ない世代に向け参加の働きかけを行い、多くの町民が芸術文化に親しみ、優れた芸術文化作品を鑑賞できる環境を整えてまいります。

「音楽のまち　やはば」宣言から４年目を迎える新年度は、本町の芸術文化活動の中心施設であります『田園ホール』が開館30周年を迎えます。近年は田園ホールで音楽に触れて育った小中高校生が全国大会で活躍するなど、開館当時からの地道な活動が確実に実を結んでおり、これからも町民一人ひとりが音楽を身近に感じられる機会を増やしながら、町全体が一つになって「音楽のまち　やはば」を作り上げられるよう、特に小中高校生の音楽活動の成果を発信できる場を増やし、児童生徒が更に飛躍できる環境づくりに努めます。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等について、町民に対する啓発活動等を通じて文化財に親しむ機会を増やしてまいります。

また、郷土芸能は、地域文化の継承という重要な役割を担っていることから、地域振興を主眼とする事業を推進し、まちづくりの視点から保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡につきましては、これまでの研究の成果に基づき、第２次史跡整備が５か年

計画で始まり、植栽や案内看板などの整備により、地域の誇りや心の拠り所となる史跡として、まちづくりに活かしてまいります。さらに、復元事業の実施や、徳丹城春まつり、歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して、町内外に情報の発信を図り、史跡の活用につなげる活動を推進してまいります。

第３に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてですが、土地利用につきましては、自然的土地利用と都市的土地利用との調和を前提としつつ、国土利用計画や都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域における地区計画制度による企業誘致事業を推進してまいります。また令和元年度から進めております市街化区域の拡大について、新年度内に一定のめどが立つよう関係機関に働きかけを行い、一日も早く実現するよう推進してまいります。

矢巾中学校跡地につきましては、民間事業者等から幅広くアイデア・意見を聞くいわゆるサウンディングによる提案募集を実施して、人口増加に寄与する形でのよりよい土地利用の実現を進めてまいります。

活動交流センター「やはぱーく」につきましては、これまでも活動の拠点として多くの皆さまにご利用いただいており、今後も各種イベントを開催し、中心市街地の活性化と賑わいの創出に努めてまいります。

県が施行しております一級河川岩崎川河川改修事業に関連する２か所の河川公園については、ＪＲ側の公園は遊歩道や憩いの場として利用できるよう、新年度中の供用開始をめざし整備を進めてまいります。

道路ネットワークの整備につきましては、国の交付金等を活用し、引き続き計画を推進してまいります。具体的には、防災・安全交付金を活用し児童・生徒の安全を確保するため、町道島線、田中縦道線の歩道整備を推進してまいります。また、一日当たり2,800台、これは昨年の12月末で2,800台を超える利用となっております矢巾スマートインターチェンジ周辺道路につきましても、交通安全確保並びに利便性の向上を図るため、拡幅工事について引き続き整備を進めてまいります。

さらに、町内３か所の踏切拡幅は、上杉踏切については、年度早々から昨年に引き続き通行止めの措置を行いながら８月に完成する予定で関係機関と協議を進めており、白沢踏切、南矢巾踏切につきましても早期事業着手に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また、県事業であります国道４号と国道396号を結ぶ一般県道大ケ生徳田線の整備及び徳田橋の架け替えにつきましても工事が進められており、引き続き早期完成に向けて要望活動を

行ってまいります。

そのほか、国で調査を行っております盛岡南道路につきましては、先般報道がありましたとおり「バイパス案」で対応方針が決定されましたことから、関係機関と連携を図り早期事業化へ向けた要望活動を行うとともに、関連する都市計画道路についても見直しを行いながら、広域的な地域連携を支える道路ネットワークの強化、安定した救急搬送ルートの確保、円滑な物流ルートの確保、交通安全の確保の取り組みを進めてまいります。

公共交通事業につきましては、買物や通院などの交通需要に対し、主に交通弱者への交通手段の確保及び路線バスの縮退による町内の交通利便性の低下を補うため、コミュニバス及びデマンド型乗合タクシーを運行してまいります。このデマンド型乗合タクシーは、今後議員の皆さん方にもお諮りしながらデマンド型を予約型乗合タクシーとしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。また、岩手医科大学附属病院による交通需要の変化に対応するため調査検討活動を継続し、適切な対応に努めてまいります。

第４に『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、防災等への取り組みにつきましては、防災安全室を充実させ、災害や感染症等に対する防災体制の強化・充実を図り、町民の生命と財産を守ってまいります。また、常備消防の充実と消防団の活性化並びに消防団員数の確保と機能別消防団員の増員、そして第３分団第10部のポンプ車の更新を行うほか、令和元年台風19号等の昨年全国で発生した災害対応の経験を踏まえ、非常用の食料品や避難所で必要となる液体ミルクなどを備蓄してまいります。

防災関係団体や町民との協力体制につきましては、民間事業者との協定を拡充するとともに、昨年育成しました52名の町内防災士と自主防災組織が連携した防災講習会や訓練と、岩手大学と連携した自主防災組織育成事業を実施するほか、防災ラジオを核とした非常時通信手段の整備をはじめとする連絡体制の強化を行い、地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

交通安全につきましては、事故の無い明るいまちづくりを目指して、町民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止、危険運転防止活動を推進してまいります。

交通安全施設の整備の推進につきましては、矢巾町交通安全対策協議会や岩手医科大学など各関係機関と連携を図りながら、今後の交通の流れをしっかりと見極めつつ、岩手県公安委員会や道路管理者に対し要望を継続してまいります。また、通学路の交通安全対策としてグリーンベルトの設置や注意喚起の路面標示等の設置事業に取り組んでまいります。

その活動の一環として、昨年、町内の全小学生を対象に反射材付のタスキを配布いたしま

したが、新年度も引き続き、新一年生にタスキを配布し、登下校中にそのタスキを着用していいただくことで、交通事故防止と交通安全意識の向上を図るとともに、小学生が率先して反射材を活用する姿が模範となることにより、町内全体の交通安全意識が高まることを目指してまいります。

また、犯罪の無い明るく住みよい地域社会の実現に向け、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、今後も継続して紫波警察署等と連携した防犯パトロールの強化に取り組んでまいります。

昨年の岩手医科大学附属病院の開院に伴い、交流人口が増加しており、新たな犯罪の発生も懸念されることから、紫波警察署等との情報共有を密にし、犯罪が発生しやすい場所のパトロールを重点的に行うなど、犯罪が発生しにくい、犯罪に強いまちづくりに取り組んでまいります。

併せて、犯罪に強い街づくりのためには、町民一人ひとりの防犯意識を高めることも重要であることから、要望に応じて防犯講話を行うなど、地域と一体となった防犯活動に努めてまいります。

住宅政策につきましては、新年度を住宅政策元年と位置付け、令和元年度に策定いたしました矢巾町住宅マスタープランに沿い、これまで複数の部署で行っていた住宅関連の各種制度等を横断的に連携させつつ、窓口を一本化して町民にわかりやすい施策を推進してまいります。

空き家対策につきましては、矢巾町空家等対策計画及び矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例に従い、周辺への被害防止等を進めるとともに、利用可能な空き家についての全国版空き家バンクへの登録を推進してまいります。また、住宅セーフティネットの強化について、空き家や民間賃貸住宅も含め、不動産事業者と連携しながら検討してまいります。

町営住宅につきましては、住宅マスタープランの方針に沿って、老朽化する一部町営住宅の集約化について、民間活力を活用した整備手法の検討を進めてまいります。

上水道事業につきましては、町民の生活に直接関係する重要なインフラであることから、安定した水質と水量の供給のために必要な設備の更新を計画的に進めるとともに、長期的に持続可能な施設の構築のためアセットマネジメントの見直しを行い、併せて技術継承の体制構築を図ってまいります。また、計画的に耐震性を有する管路及び設備への更新を進め強靭化を推進するとともに、緊急時に迅速な対応を行うための体制及び装備を充実・強化させ、より一層の水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、管路・処理施設とも老朽化が進んでいることから、計画的な改築・更新を進めるとともに、施設の統廃合による効率化を検討してまいります。特にも流通センター処理分区においては、不明水の流入が多く見られ、町内下水道事業の経営全体への影響が懸念されることから、重点的に不明水対策を講じてまいります。

また、公共用水域の更なる水質改善を図るため、排水設備接続率の向上と浄化槽の普及のための活動を継続的に推進してまいります。

加えて、上下水道事業を通して町への理解や愛着を深めていただけるよう、水道サポーター制度をより充実させ、将来の矢巾町における上下水道事業の将来像を忌憚なく話し合えるワークショップなどの活動を実施してまいります。

地域コミュニティの活性化につきましては、コミュニティ条例の制定40周年に伴い、新たに地域支援員の導入等も視野に入れながら､次世代に向けたコミュニティの形成を後押しし、町民の皆様とともに、これからのコミュニティのあり方について議論を深めてまいります。

また、定期的な町民ワークショップ等を通して、矢巾町の「今」を共有し、町を応援していただけるまちづくりサポーター等の育成に努めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、隊員２名が新年度で卒業となることから、任期満了後の起業や定住に向けた支援を行うとともに、新たな隊員の増員・育成に努めてまいります。

第５に『産業の活力を高めるまちづくり』についてですが、農業基盤整備事業につきましては、多様化する農業情勢に適切に対応するため、基盤整備事業実施予定地区の意見集約や調査事業等を行い、ほ場の大区画化及び汎用化やパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化など総合的な整備に向けた支援を行ってまいります。また、農地耕作条件改善事業等を活用し、園芸作物等との複合経営に取り組む地域を中心に、暗渠排水設備の更新等を進めるほか、農業者等で構成される活動組織が農地を維持し、地域資源の質的向上や地域コミュニティの強化を図る多面的機能支払交付金や、条件不利地域での活力ある農山村の実現に向けた中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

また、溜まった土砂の排除等を行う煙山ダムの大規模改修事業につきましては、昨年度着工したところであり、引き続き事業の確実な推進に向け、管理者として必要な支援を行ってまいります。

農業従事者と後継者の確保につきましては、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援する農業次世代人材投資資金、矢巾町

親元就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援するとともに、多様な担い手の確保に向けた農業分野と福祉分野、よく今言われている農、福連携について支援してまいります。また、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入についても併せて支援してまいります。

経営近代化の推進につきましては、意欲ある農業者が本格的な農業経営者へと成長し、更なる経営発展を図ることができるよう、農業経営主体の法人化を推進するとともに、経営の質の向上を支援してまいります。

そのほか、各集落において策定し取り組んでおります人・農地プランについて、農業委員会と連携しながら、随時見直しを行うよう働きかけを行い、各プランの実質化に向けた話し合いの支援を行ってまいります。また、人・農地プランの実現を図るために、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、農地中間管理機構とも連携の上、引き続き支援をしてまいります。

林業関係につきましては、地域林政アドバイザーを設置し業務体制を強化するとともに、森林の有する水源涵養や生物多様性の保全等の多面的機能のためには、森林を適正に整備・保全することが重要であり、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により活動組織を支援してまいります。

また、原木しいたけ生産農家へ安全な原木を安定的に供給できるよう引き続き取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては、矢幅駅周辺の商業環境の整備が進められる一方で、岩手医科大学附属病院の開院によります人の流れの変化の現状を把握し、中心市街地の活性化に向けて起業者支援と事業者間の連携の推進に取り組んでまいります。

企業誘致の推進につきましては、若者や女性が働く環境を充実させるため、企業立地奨励制度の推進を図っていくとともに、企業の進出要望に対応するために、市街化調整区域における地区計画制度によります企業誘致事業によって立地可能用地の確保を進めてまいります。

また、首都圏で開催されております企業ネットワークいわて等を活用して、町に縁のある企業を中心に、より具体的な立地要望等の情報収集を行うとともに、立地可能性のある企業に対して、広く町の利便性や魅力をＰＲしてまいります。

中小企業支援につきましては、地域経済の活性化を図るため、小規模企業基本法に基づく基本条例を制定するとともに、矢巾町企業連絡会を通じて町内商工業者の経営環境の把握に努め、中小企業活動に資する情報の提供等の支援を行ってまいります。

また、起業を志す方を支援するため、広域の人材育成ネットワークを活用し、起業家塾の開催等により起業意欲の向上と地域ぐるみの活動の活性化を図ってまいります。

雇用対策につきましては、矢巾町で生まれ育った子どもたちが、早い時期から様々な職業を知り、進路の選択の幅を広げながら地域への愛着を深めるため、小・中学生が地域の企業と一緒に仕事について学ぶ機会を増やしてまいります。

また、大学生等がＵターンでの町内への居住、就職のニーズを把握し、町内企業への就職支援と若者の就業の定着を図るため、Ｕ・Ｉターンフェアなど、ここの中には、いわゆるこれから実践型インターンシップも含めているわけですが、そういったものを含めて積極的な出展を図ってまいります。

観光の推進につきましては、東部地域の国指定史跡徳丹城跡から南昌自然公園を中心とした西部地域へつながるエリアの地域資源の掘り起こしを行い、特に町内で一番の集客力を誇る「煙山ひまわりパーク」から周辺の観光施設につなげるよう地域資源を活かし引き続き観光客の誘客に努めてまいります。

また、花と緑のまちの実現に向け、花壇の整備や花木の植樹等に取り組み町民や町内企業と一体となった取り組みを行ってまいります。

観光宣伝につきましては、煙山ひまわりパークの認知度向上やオリンピックの開催等により、多くの観光客が訪れることが期待されることから、盛岡広域市町で構成される観光推進協議会が開催する物産展等のイベントへ積極的に参加し、本町の観光ＰＲを行い、誘客促進に努めてまいります。

特産品事業につきましては、本町の魅力を県内外にＰＲするため、農商工の連携を図りながら本町の農畜産物の強みを生かした特産品の開発を支援するとともに、販路拡大のための販売会や商談会などの実践的な取り組みを強化し､矢巾ブランドの確立を図ってまいります。

第６として『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、循環型社会の形成に引き続き取り組み、省資源、省エネルギー、そして３Ｒ運動の啓発、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの有効利用の促進など、今後も地域特性に合わせた取り組みを推進してまいります。

ごみの減量につきましては、「分別でごみ削減」、「使えるものは再利用」、「資源として再生」をモットーに、ごみとしてではなく、いつでも資源として回収できるリサイクル拠点回収設備等を充実してまいります。各自治会及び団体の資源回収についても継続、推進しつつ、事業者の協力を得て事業系一般ごみの減量化対策を進めてまいります。

地球温暖化対策の取り組みにつきましては、異常気象、自然災害の原因とされております温室効果ガスの排出量削減が重要な課題であり、町としても、地球温暖化対策のために今できる賢い選択「クールチョイス」、これは平成28年３月15日、これは政府を挙げて国民運動、このことについては脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択、ライフスタイルであれば、クールビズとか、ウオームビズ、そういったクールチョイスに賛同し、省エネ効果のある設備機器等の導入や、町民、事業者に対して省エネルギー活動の効果的な啓発を行い、温室効果ガス排出削減の取り組みを進めてまいります。

街路灯のＬＥＤ化につきましては、平成29年度から県企業局のクリーンエネルギー導入支援事業を活用し更新を進めており、今後も街路灯のＬＥＤ化を推進し省エネルギーの取り組みを進めてまいります。

また、本町の未来を担う小学生を対象に、リサイクルや省エネルギー、温暖化対策について学ぶ機会を提供する環境教育にも力を入れてまいります。

環境美化の推進につきましては、地域町民や団体との連携により、緑化推進を含め、さらなる美化活動の推進を図ります。また、町内の清掃活動を継続実施するとともに、関係各機関と連携しながら不法投棄パトロールを強化し、住み良い環境づくりに努めてまいります。

第７として『安心と信頼が寄せられる行政経営』についてですが、事務事業評価を実施し、事業のスクラップ＆ビルドに連動した効果的な、ここは効果と効率も含めて、行政経営と、財政の健全化を進めるとともに、政策の有効性等を常に意識して業務の推進に努めます。

また、高度化し、かつ多様化する政策課題に対応する行政組織の構築に向け、職員の資質向上に向けた研修を充実させるとともに、定型業務についてはＲＰＡやＡＩの導入により効率化を図ってまいります。このＲＰＡというのは、分かりやすく言うと、パソコンを使って単純な作業を、いわゆる自動化するということで、直訳するとパソコン自動処理ということになります。

そして、ふるさと納税事業につきましては関係人口を増加させる視点からも、本町が実施する各種施策に対してご寄附くださる全国の方々の思いに応えるべく、謝礼品の充実や寄附の目的となる施策メニューの拡充を図ってまいります。また、企業版ふるさと納税につきましても、企業が応援してくれるような独自色のある施策を立案してまいります。

人口３万人を達成するため、引き続き地方創生を推進し、定住人口の増加を目指します。昨年９月の岩手医科大学附属病院の開院に伴い、さらなる交流人口の増加が見込まれること

から、道路交通網や公共交通の充実をまちづくりに繋げるよう施策を展開してまいります。

また、広報紙やＳＮＳ等を活用しながら、町内外の幅広い世代の方々に向けさまざまな情報を発信するとともに、全国に矢巾町のファンを増やし関係人口の増加を図るため、魅力のある発信にも積極的に努めてまいります。

広域連携の推進につきましては、「みちのく盛岡広域都市圏ビジョン」等により、盛岡広域圏における共通の課題の解決や、広域的観点から本町への全天候型多目的施設、スポーツ健康科学センター、防災拠点の整備等に向けさらなる連携の強化を図ってまいります。

結びになりますが、世界的に問題となっております地球温暖化に伴う異常気象は我々にとって大きな脅威となっております。矢巾町としても気候変動対策として、ＳＤＧｓに基づき環境施策をさらに推進していく必要があり、こうした現状を広く周知するとともに町民の皆様と共通の認識にしていく必要があります。

新年度は、ＳＤＧｓに取組む姿勢を明確に宣言し、「誰一人取り残さない」町民が主役の町づくりをさらに進め、活力に満ちた町政を推進してまいる所存であります。

最後になりますが、議員各位をはじめ町民の皆様のなお一層のご指導を賜りますようお願い申し上げまして、令和２年度の施政方針とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時25分とします。

午前１１時１３分　休憩

――――――――――――――

午前１１時２５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

続いて、令和２年度教育行政方針演述を行います。

和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　令和２年矢巾町議会定例会３月会議に当たり、令和２年度の矢巾町教育行政方針を申し上げます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

はじめに、町長の施政方針でも申し上げましたとおり、令和２年度に行われる機構改革におきましては、教育委員会では、教育委員会事務局に子ども課を新設し、要保護家庭や虐待事案等のハイリスクを抱える子どもと家庭への対応強化を図りつつ、子どもの育ちを就学前から支援し、小学校就学へと切れ目なく繋げるように学務課から名称変更する学校教育課と連携してまいります。

それでは、新年度の主な施策の方針について述べさせていただきます。

本町の教育におきましては、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築に努めます。そして、「総合教育会議」において町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して取り組んでまいります。

第７次矢巾町総合計画に掲げられた、７つのまちづくりの施策方針であります「健やかな生活を守るまちづくり」や「時代を拓き次代につながるひとづくり」の子育て支援の充実などの教育分野における方針実現のため、矢巾町教育大綱及び矢巾町教育振興基本計画等で定められた基本的な実施計画の内容について、児童福祉及び学校教育の諸施策を推進してまいります。

特にも､機構改革による新体制のもと､幼児教育や保育の支援体制のさらなる充実を図り、幼保小の連携による相談機能や子育て支援ネットワークを活用しながら関係機関との緊密な連携を円滑に進め、子どもの育ちを就学前から切れ目なく支援するほか、子育て環境の柔軟で充実した支援体制を構築することを目的として、学校給食共同調理場及び煙山保育園の民営化を含めた持続可能な運営形態の在り方について検討してまいります。

また、矢巾町の将来を担う子どもたちのために、いじめのない学校や社会の実現を目指します。そして、子どもたちが自分や他者の命を大切にすること、将来への希望を大きくふくらませ、矢巾町で育ったことに誇りを持ち、地域との協働により郷土の発展に尽くすこと、そして、生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自分を　人を　そしてふるさと矢巾を　愛し大切にする　人づくり」を基本目標に、教育の施策を推進してまいります。

それでは、児童福祉及び学校教育の充実に係る二つの施策についてご説明いたします。

第１に、子ども・子育て支援の充実についてであります。

子ども課では、子育て支援部門の集約化により核家族化や共働き等の社会環境の変化による様々な子育てニーズに対応し､妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援により、

地域全体で子育てを支援する体制をより一層強化してまいります。

また、教育委員会が幼児教育・保育を担うことにより、小学校の就学を見据えた幼児教育の充実が可能となり、幼児教育から小学校教育への子どもの学びの連続性を図りながら、令和２年度から始まる第２期「矢巾町子ども・子育て支援事業計画」のもと、児童福祉を推進してまいります。

特にも、保育士等の確保や保育施設の整備による保育環境の充実により、待機児童の解消に努めるほか、保育料や副食費の保護者負担軽減による経済的な支援、保育園や児童館等への送迎や急用で子どもを預けたい等の子育てニーズにきめ細やかに対応するため、地域の支援者との調整を行うファミリー・サポート・センター事業の新たな実施に向けて取り組んでまいります。

併せて、現在、町内の保育施設５か所で実施している体調不良児保育事業のほか、紫波町と連携協定を締結している病児保育事業については、昨年度に盛岡市及び滝沢市とも協定を締結し受入施設の拡大をしておりますが、町内施設における受入体制整備について今後も検討を進め、さらなる拡大にも努めてまいります。

また、町内４か所で運営しております児童館については、放課後子ども教室の実施を拡大し、子どもたちの居場所をつくり、健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を支援してまいります。

次に、児童虐待防止体制についてですが、子どもが心身ともに健やかに育成されるように子育て家庭からの相談を受けて、必要な情報提供や専門的な支援などを拡充するために、子ども家庭総合支援拠点を新設します。虐待により子どもの大切な命が失われることがないように、養育の支援が必要な家庭や養育に不安を感じている家庭へ予防的に介入をしながら、相談窓口の充実と各関係機関とも緊密な連携を図り、命を守る体制の強化に努めてまいります。

第２に、学校教育の充実についてであります。

知・徳・体のバランスを重視した教育の推進については、進んで学習に取り組む児童生徒、人格や生命を尊重して行動できる児童生徒、健やかな体をつくる児童生徒を育むため、知・徳・体の調和とバランスを重視した教育を行います。そして、「確かな学力の保障」と「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を基本にしながら「生きる力」を育んでまいります。

「確かな学力の保障」については、基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。また、具体

的な取り組みとして、令和２年度には、各中学校で単元テストや定期テストなどの採点や集計をシステム化する「テスト採点、集計システム」の導入を進めてまいります。このシステムにより、児童生徒個々のテスト結果が詳細にデータ化され、不得意分野や学習過程の中でどの部分でつまずきがあるかなどが明確となり、より的確な指導が可能になります。学力向上が期待されるほか、教員の仕事の効率化にもつながると考えています。そのほか、経験を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われるキャリア教育を推進するほか、小学校５・６年で教科となる英語教育や、小学校３・４年で実施される外国語活動に対応するため、ＡＬＴ（英語指導助手）の他に外国語活動支援員の配置を継続するとともに、県配置の英語専科講師を引き続き要望し、さらなる指導体制の改善及び充実にも努めてまいります。

次に、「豊かな心の育成」を行うことについては、生命を尊ぶとともに、してはならないことはしないといった倫理意識などの確立のため、教科化された道徳教育の充実や生徒指導の充実に努めてまいります。そのほかにも、学校不適応や不登校児童生徒、問題行動等への対応のために教育相談担当者やスクールカウンセラーが、幅広く相談にのる教育相談機能を充実させるほか、小中連携推進会議等の取り組みなどにより、学校における諸課題の解決に取り組んでまいります。

「健やかな体の育成」については、教員の体育の授業力の向上に努めるとともに、地域のスポーツ指導者や大学生の活用により、体育活動の充実に努めるほか、心身の健康保持増進のため、各種健診を行い事後指導の充実に努めます。

さらに、家庭・地域と連携した学校経営の推進については、保護者・地域とともに子どもを育み、全小中学校で自己評価、学校関係者等による学校評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果を活用して継続的に学校運営の改善を図ります。

いじめ問題の対応については、各学校において「いじめの見逃し　ゼロ」を掲げ、いじめの早期発見と早期対応に努め、学校全体で情報の共有を行い、組織的な取組体制により実効性のある対応を引き続き行ってまいります。

具体的な取組みとしては、人権を考える授業、いのちの尊さを考える道徳やその他の教育活動、ＱＵいわゆる「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施することにより、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握分析します。

さらに、定期的なアンケートや教育相談も継続して行います。

また、福祉部門主催の「心の授業」を多くの児童生徒及び教員が受講できるように連携して事業を推進いたします。

なお、学校内におけるいじめ問題の未然防止や困りごとなどの相談対応に、各学校と連携して対応するため、引き続き教育問題相談員を配置いたします。

また、子どものまわりで起きる問題や困りごとなどに対する心理面への対応や、家庭環境による問題について、関係機関や教員と連携したり支援する専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な問題に対応してまいります。

さらに、いじめ防止については、いじめは決して許されない行為であるとともに、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識のうえ、その防止と対策に当たり、子どもたちには「自分がされていやなこと、言われていやなこと」は、しない言わないことを全ての学校で指導してまいります。

また、教育問題相談員の学校訪問や教育委員会として各学校のいじめ対策委員会に参加して情報を共有し、学校と緊密な協力体制を築きながら様々な事案の解消に向けて、さらに取り組んでまいります。

また、学校ネットパトロールの実施や、児童生徒がスマートフォン等を持たない基本原則を維持しつつ、現実に持っている又は持たせなければならない場合における使用のルールについて、引き続き学校及び児童生徒とともに考え、インターネットによる被害の防止に努めます。そして、将来にわたって本町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長することが出来るよう、更なるいじめ防止対策に取り組んでまいります。

次に、計画的な施設更新整備については、建築して数十年以上経過した学校の校舎内外施設等の老朽化が見受けられることから、令和２年度中に策定する公共施設等の管理に係る個別施設計画に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検の徹底と小規模修繕に早急に対応し、児童生徒が安全に学べるよう、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

設備面では、国で示されている「ＧＩＧＡスクール構想」の実現に向けて、児童生徒一人一台端末の整備の推進と煙山小学校パソコン教室内の機器の更新のほか、学校設備や備品などの更新を計画的に進め、児童生徒の学習環境の充実に努めるとともに、パソコンや、タブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用したＩＣＴ教育に引き続き取り組んでまいります。

なお、児童生徒一人一台端末の整備に向けては、機器の活用方法や情報管理、情報モラル教育を児童生徒のみならず、教職員に対しても適切に行っていく必要があることから、教育委員会が主体となってサポートしてまいります。

また、学校給食共同調理場については、安全・安心な給食を安定的に提供するため、経年劣化が見られる施設や機器、備品の修理、更新を計画的に図ってまいります。

適応支援及び特別支援を含めた教育環境の充実については、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図るため、適応支援員や特別支援教育支援員の配置を継続して行っておりますが、引き続き、個別に支援が必要な児童生徒への対応を強化できるよう進めてまいります。また、児童生徒の生命・身体を脅かす出来事や、教員の不適切な言動や体罰などが起きないよう、学校における指導の徹底を図ります。

地域においては､現在､各種見守りネットワークやスクールガードなどにご協力いただき、登下校時や学校外において児童生徒を見守っていただいております。今後も、地域の防犯ボランティアの方々にお世話になるとともに、併せて、児童生徒が自然災害の危険から、自らの命を守り抜くために必要な「主体的に行動する態度」を育成し、学校防災体制をしっかりと確立してまいります。

また、児童の安全確保については、煙山小学校周辺におけるゾーン30規制を実施するよう要望しておりましたが、紫波警察署から規制実施の決定通知を受け、標識設置や道路標示設置工事を経て来月より運用が開始されることとなりました。

今後も、必要な場所に交通規制がなされるよう、紫波警察署に対して要望を継続してまいります。

児童生徒の保護者に対する経済的支援については、就学援助費の支給、遠距離通学費バス利用者補助や、クラブ活動でのスポーツ及び文化活動に係る各種大会に参加する児童生徒の負担軽減を図るための大会参加費補助を引き続き行い、児童生徒が安心して目標に向けて活動できる環境を整えてまいります。学校を支える教育環境の充実については、矢巾町教育研究所が主体となり、教職員の研修・研究事業や調査事業並びに広報の発行を行ってまいります。

また、幼児児童生徒の教育に関わる不安や悩みについての教育相談、学校復帰をめざして様々な活動を行うこころの窓の開設、ことばの発音に課題がある幼児に対する調査及び指導や支援を行う幼児おはなし教室の開設とともに、各相談業務及び教育環境の更なる充実に努めてまいります。

学校給食についてですが、給食は、成長期の子どもたちの身体づくりを支える大切なものであるという認識のもと、食について学ぶことは生涯にわたる健康保持にもつながることから、食育をさらに充実させるとともに、多様な食材を適切に組み合わせ、栄養バランスがとれた、安全・安心でおいしい学校給食を提供してまいります。

また、食材に町内産農産物を優先的に取り入れながら「郷土食」や「行事食」を提供することで、学校給食を通して、児童生徒が地域に受け継がれてきた文化や伝統に対する理解と関心を深め、郷土愛を育むきっかけとなるよう、引き続き取り組んでまいります。

さらには、年々複雑、多様化しております食物アレルギーへの対応につきましては、保護者、学校、関係機関との連携をよりいっそう密にし、可能な限り除去食等の対応を行うとともに、教職員をはじめとした関係者へのアレルギー対応についての研修等により、対応力の向上を図り、事故防止に努めてまいります。

そのほか、保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収・管理業務の効率化、教職員の負担軽減等を目的として、学校給食の公会計化への移行に着手してまいります。

学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールについては、コミュニティ・スクールのメリットである学校と地域との組織的・継続的な協働による持続可能な体制の構築、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのかという目標やビジョンを共有した社会総掛かりの意識を醸成します。そして、より良い活動としていくために熟議を通した協働活動を地域と学校が進めていくことに加えて、子どもたちの９年間を一貫して見守り、育てていくために、町立小学校４校及び中学校２校のそれぞれの特徴を尊重しつつ、矢巾町の子どもたちとして全６校をひとつの学校と見立てた「矢巾型コミュニティ・スクール」を導入します。

なお、コミュニティ・スクールの導入にあたっては、これまで培われてきた教育振興運動の基盤を大切にしながら、どのように学校経営に地域の意見を反映させていくかに注意しながら進めてまいります。

奨学金制度の見直しについては、上級学校に進学する生徒に対する無利子型奨学金貸付事業を引き続き行い、家庭の教育費負担を軽減する施策を推進してまいります。さらに、就学意欲がある方が経済的な理由で就学をあきらめることがないように、給付型奨学金事業の導入に向け取り組んでまいります。

スクールバスの導入については、町内児童生徒の遠距離通学の利便性の向上及び安全の確保が必要となることから、安心して通学できる環境整備のため、スクールバスの導入を検討

してまいります。

学校規模及び通学区域の適正化については、岩手医科大学附属病院の移転に伴う人口の流入などの影響により、学校間で児童生徒数に偏りが更に生じてくることが考えられることから、適正な学校規模及び適切な学校教育環境の確保に向けた学区の見直しについて、町の行政区の動向を注視しながら、様々な選択肢の検討に着手してまいります。

最後に、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるＳＤＧｓに関する取り組みとして、先日行われた子ども議会において、ＳＤＧｓの17項目の目標を取り上げました。教育委員会としても、ＳＤＧｓの目標４「質の高い教育をみんなに」に取り組み、児童生徒一人ひとりにとって最適な教育を「誰一人として取り残さない」の理念のもと、教育委員会と町内の各小中学校が連携しながら取り組んでまいります。

以上、令和２年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会として、施策の点検評価等を行い、着実に施策を推進してまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様のなお一層の御理解と御指導を賜りますようお願い申し上げまして、令和２年度の教育行政方針とさせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　以上で教育行政方針演述を終わります。

―――

日程第４　請願・陳情の審査報告

１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第４、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長　赤丸秀雄議員　登壇）

○教育民生常任委員長(赤丸秀雄議員)　審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

令和２年２月19日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。陳情審査報告書。本委員会が令和元年矢巾町議会定例会12月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第１項及び第95条の規定によ

り、その結果を次のとおり報告する。

記。１、付議事件名、１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情。陳情者、盛岡市盛岡駅前通15―19フコク生命ビル８階、岩手県保険医協会、会長、南部淑文。

２、委員会開催年月日、令和２年１月29日水曜日。

３、出席委員、赤丸秀雄、吉田喜博、村松信一、廣田清実、廣田光男。

４、審査経過、令和２年１月29日午後４時10分より委員５名出席のもと１陳情第８号について、説明員として住民課長に出席を求めて、制度の説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

５、審査結果、１陳情第８号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

６、審査意見、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」では、社会的、経済的状況に関わらず、安心して次代の社会を担う子どもを生み、育てることができる環境が整備されるよう推進されなければならないと基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにしている。

この法律を実現するためには、妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を国が創設することが重要である。

また、妊産婦医療費助成制度をはじめとして、自治体が独自に福祉医療制度の現物給付を実施している場合、国保国庫負担金の減額措置がなされている。就学前の子どもの医療費助成についての減額措置は廃止されたが、就学前までの子どもの医療費助成のみではなく、全ての福祉医療制度について国保国庫負担金の減額措置を廃止すべきと考える。

以上のことから、本陳情の趣旨は理解できるものとして、採択すべきものとした。

以上であります。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情につ

いてを起立により採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、１陳情第８号は、採択することに決定しました。

それでは、ここで間もなく正午となりますので、昼食のための休憩といたします。

再開を午後１時、13時とします。

午前１１時５７分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開いたします。

――

日程第５　議案第４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第５、議案第４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

第７次矢巾町総合計画につきましては、「希望と誇りと活力にあふれ　躍動するまち　やはば」を基本理念に平成28年度から令和元年度までの４年間にわたり前期基本計画に基づき、諸施策を推進してきたところであります。このたび前期基本計画が期間を満了することから、続く令和２年度から５年度までの総合的な施策の指針として、各分野の現況と課題、施策の方向及びまちづくりの指標から成る後期基本計画を策定するものであります。

計画案の作成につきましては、矢巾町総合開発委員会において、４回にわたって審議を経られまして、さらに矢巾町議会総合計画特別委員会からもご意見をいただき、２月13日に開

催されました第５回矢巾町総合開発委員会において答申を賜ったところであり、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例第２号の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　３点お伺いいたします。

まず第１点目は、この総合計画をパブコメでどのくらい、何件ぐらい意見があったのか。そして、どのような内容があったのか。

それから、インターネットで傍聴しているのですけれども、そういうものの閲覧件数はどのくらいあったのか、パーセントでお知らせください。

○議長（藤原由巳議員）　２点ですか。

○13番（川村よし子議員）　はい、そうです。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、パーセントでお答えしてほしいということだったのですが、どれに対してのかということがちょっと把握できなかったので、私ども押さえている件数でお知らせさせていただければと思います。

まず、パブコメなのですけれども、パブコメにつきましては、こちら１月11日から２月９日の30日間に行いまして、３名の方から23件のご意見をいただいております。まずこれが第１点目。第２点目が、どのような内容であったかということなのですけれども、施策の体系でいいますと、地域福祉、生活、福祉の推進、そういった部分でありますとか、障がい者福祉の充実、あと平和の保持等人権保護の徹底、こういった部分に関してご意見をいただいているところでございます。反映状況につきましては、こちらのほうで回答をそれぞれにさせていただきたいと考えているところでございます。

あとホームページの閲覧件数といったことに関しては、これのみではちょっと把握できませんので、その数字につきましては、お伝えすることができない状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　内容の件なのですけれども、福祉や医療のこと、教育ということなのですけれども、例えばという例をいただきたいのですけれども、件数では３名ということなのですけれども、年齢構成ではどういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

私どもでご意見いただいている方につきましては、年齢を要件として聞いておりませんので､来た方それぞれをどのような方なのかということを詮索するようなことはございません。ですので、住所とお名前は把握しておりますけれども、何歳の方かといったことにつきましては、把握しておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　主たる内容、はい。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　例えば高齢者福祉の充実といったような意見であれば、まず高齢者世帯の支援で町内でひとり暮らしをしている世帯と老々の２人世帯を常に正確に把握して、高齢者の見守り、ＩＣＴを活用した見守りをしたらいいのではないかというような意見もいただいております。これも１つです。あとは、バリアフリー化ということで、ふれあいの推進の指標などで啓発の研修などというものがあるのですけれども、障がいのある方もない方も含めて､一般の方も特に若い方の交流をできるイベントを開催して、そういったものを指標にしたほうがいいのではないかというような意見とかをいただいております。非常に広範な意見をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ほかに質問。10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　その意見に対して反映ということを後日されるということなのですけれども、パブリックコメントの条例、規約、要綱によりますと、まずそれを公表すると、どういう意見があったか公表するということと、その意見に対してのどういうふうなことをしていくかということを公表しなければならないというふうになっているのですけれども、そこら辺の考えはどのようになるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　そのとおりでございまして、今回のご意見に関しましては、例えば全ての方に回答はいたします。それで反映し切れなかった、ご意見として参考とさせていただいているものが多数なのですけれども、その中では、今後指標の見直しのときに、参考にさせていただいて、そこの部分について改善をさせていただきたいというような明示した回答もしますし、これにつきまして公開はさせていただきたいと思っておりますので、ご承知いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に。９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の昆議員の部分と兼ね合いがあって手を挙げましたが、まずパブリックコメントであった例えばという部分のところ、今回今日出ておりますこの案については、反映させないままにやるという部分で先ほどのお答えなのでしょうか。

それから､今後の指標の見直し等で反映させていくという部分であれば､今後というのは、１年後の話をされているのでしょうか。その辺を確認させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、反映させていないのかということなのですけれども、これはただいただいて、もらいましたという形を、プロセスを踏んだのではなくて、一つ一つどうするのかといったことにつきまして、内部で精査をさせていただきまして、ご意見として参考とさせていただくもの、そして今後反映させていくものというものに分類させていただいたということになります。したがいまして、そのパブコメの意見が反映されたかどうかということについては、現段階では反映されてはいませんが、いただいた意見としてご回答する、今後公表する内容に今後、その指標について検討するというものについては、盛り込んでいきたいなと考えています。

この２点目の今後どのような形でという話なのですが､以前から山﨑議員さんからはじめ、ＰＤＣＡサイクルを回さないのかというようなお話をいただいております。今後につきましては、まず１年をめどにしながら、どういった成果を表しながら、それを内部評価し、そしてその結果について議会の皆様と一緒に併せて評価をしていただき、反映させるもの、反映できるものといったようなものについて見直しを今後行っていきたいなと思っておりますの

で、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　では、今の関係でまた質問させていただきます。13日の開発委員会の５回目の答申があったという部分のところ、それから私どもに説明のあった資料等の部分で、最終的に受けた部分、この部分で変わっているところ、確かに事務局のほうからはいただいておりますが、文面だけではちょっと理解できない部分もありましたが、例えばの話でよろしいのですが、こういうところはこのように答申も受けて、適した項目に変えましたとか、そういう部分があれば、ちょっと１点、２点で構いませんので、お知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

私どもで議会特別委員会のほうへご説明した後、その内容のとおりの形で答申されているという形になっておりますので、今お手元にお配りされている議案というものにつきましては、その時点のものと数字上、端数の切り上げ、切り捨ての関係で修正等入った部分は４点ほどございましたけれども、それ以外は全て同じ内容となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質問ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第４号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第６　議案第５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について

○議長（藤原由巳議員）　日程第６、議案第５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、地方創生推進交付金を活用しながら町民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進することにより、将来的な医療費や介護給付費等の扶助費の増加抑制や健康寿命の延伸に資することを目的に設置するものであります。概要につきましては、昨年９月に移転開院した岩手医科大学附属病院の敷地内に隣接して設置されております健康プラザ棟内において、本町が実施する予定であるメディカルフィットネス推進事業の活動拠点を設けるものであり、本町の健康事業を総合的かつ重点的に進めるための拠点を整備することで町民の健康管理と健康活動を支援することが可能となるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　まず初めに、業者が選定をされているかと思いますが、その選定経過と事業者名を公表いただきたいと思います。

そして、２番目に、内装約6,000万円、器具機材の購入が約6,000万円でございますけれども、その進捗状況についてまず初めにお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、業者の選定につきましては、公募を行いました。公募を行いまして、１社から応募

がございまして、山形に本社を有しますドリームゲートという会社が選定されております。プロセスといたしましては、まず応募がありまして、その応募内容について審査を行いました。外部有識者を含みます評価委員会を選定しまして、事業内容につきましては、矢巾町の金融団の方も入っていただきまして、事業の計画などを見ていただきながら選定が妥当であろうというような結果に至りましたので、選定業者としております。

また、こちら工事の進捗状況でございますけれども、順調に進んでおりまして、２月の大体末あたりには､全ての工事が終了する予定でございます｡あと機材の搬入につきましては、まだちょっと全てが把握というか、日にちが決定していない状況でございまして、随時搬入になっていく予定ですけれども、３月15日ぐらいには本格的なオープンにこぎ着けられるように今進んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　全協でも意見がありましたけれども、この条例の設置期間ということになりますが､地方創生の交付金２億6,000万円をまず利用して、３年間でこの事業をやると。そして、３年後にこの会社に、事業者に、いわゆる会社として自立をしていただいて、そこで一事業者として､その会社が独立してやっていくと｡その時点で町の手から離れると。それまでは町が事業主であるけれども、３年後は、その会社が事業主になるという説明を受けてまいりました。そして、その減価償却が３年ということなので、器具機材をはじめとして、それらの３年たった後の価値というのは、いわゆる税法上はゼロになりますが、そういう形で引き受けるという状況の説明があったわけでございますけれども、公的機関として使うためには、この条例が必要だという説明があったわけですけれども、当初５年後を計画しているということがあったのですけれども、議会のほうでは、町が事業者として、事業主としてやっている３年に限るべきではないかという意見があったわけですけれども、そのことについてどういうふうに議論されたのかについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、全員協議会の際には、いろいろなご意見を広範にわたりましていただきまして、本当にありがとうございます。その際に、５年間というようなお話の中でご意見をちょうだいしまして、議会のほうからは、地方創生の３年間であるべきではないかというようなお話を

いただいております。全協終了後に私ども法律の解釈であるとか、様々な部分を再検討させていただきました。改めてこの場でお知らせいたしますと、まず設置目的につきましては、もうお手元にお配りしているとおりなのですけれども、そもそもが提案理由書で説明しておりますとおり、地方創生の推進交付金を原資としておりまして、この原資そのものを原資として目的を達成しようというものです。

したがいまして、この交付金というものは３年間ですので、この設置目的には３年間という期限が内包されるべきものだと考えております。したがいまして、議会の全協の皆様のご意見については、そのとおりだというふうに私どもも今そのように考えているところでございます。

この条例案には、ご指摘のとおり、期限を設けていません。この期限を設けていない理由なのですけれども、公の施設の場合、条例が自動的に失効するのではなくて、改めて議案としてお諮りするという形をとらなければなりませんので、ここに期限を区切った条例でない形でお願いしているのは、そういう理由でございます。これがずるずる何年間、何年間というものではなくて、この地方創生の目的を完遂した時点でそういうことを改めてお願いするということで、今私どもは考えているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、５年ではなく３年ということに変わったということは伺いました。

そして次の質問ですけれども、昨今の経済情勢の中で、その会社が町からほぼ無料で施設及び器具機材、どのような形態で契約するかは、まずこれからの課題とはなるかと思いますけれども、いずれ初期投資がまずほぼない状態で引き受けたとしても、月60万円の賃貸料、それから人件費、光熱費は、その会社でやっていかなければならないわけでございまして、相当の人数の定期会員がいなければ、払っていくのは困難な状況もあるかと思われます。

その段階でもし、これは仮にの話でございますけれども、もし仮に事業が継続できなくなった場合に、この地方創生の補助金として国からいただいている分、約１億3,000万円、その部分について今後町が国に返還する義務が生じるのかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちらにつきましては、事業完了が適正になされている場合は、返還義務はございませんので、しかしながらその返還義務がある、ないとかということに限らず、仮定の話でという話が前提でありますけれども、そのようなことのないように私どもも注視してまいりたいと思いますし、健康増進が目的の事業でございますので、町を巻き込んで皆さんの健康づくりに役立てていく事業として育ててまいりたいと思っておりますので、お答えといたしましては、返還義務はないということと、あとこれからそういう失敗がないように私どももぜひ応援していきたいし、皆様にもご協力、ご指導をお願いしたいということでお答えにさせていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですね。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私は違う観点からお伺いいたします。これは、町でやる事業になるわけですよね、まず３年間は。そのところで主な内容として、最後の、最後というか、説明の中に将来的な扶助費の抑制や健康寿命の延伸という言葉がありますけれども、その扶助費がどのようになるのか､そういうのは､私たち議員には説明がありませんでしたけれども、そのことについては、どのように考えているのか。

それから、健康寿命に関しても、エン（縁）ジョイとか、いろいろなことはやっていますけれども、利用料が町内の人も外部の人も、町内の人は30％しか見込んでいないということなのですけれども、利用料が同じだとか、そういうところの説明とかは、議員には何もないのですけれども、一般質問でもそういうこと出た記憶があるのですけれども、検討するということなのですけれども、そういうところはどのように検討されているのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　今設置条例のお話ということで具体的な事業の話の中での詳細な資料は手元にはないのですけれども、まず扶助費が今後どのような推移をするかということにつきましては、以前小川議員に対しまして、今後の推計、見通しというものをお答えしております。また、幾らぐらいになるかという話につきましては、小笠原佳子議員からの質問に対して町内の方は安くするというようなお話はしているところでござ

います。こちら最終的に事業として、事業者が独り立ちしていくという話になりますので、そういった部分につきましては、詳細について大体は決まっているところではあるのですけれども、詳細については、まだ詰めている最中でございます。そういったところでご理解いただければと思うのですけれども、今考えているところでございますと、大体町内の方で言いますと、健康チャレンジ事業に参加している方は、約5,000円ぐらいで使えるようにできればいいなということで事業者と調整中でございます。一般的なこの規模でいうと8,000円くらいの会費が必要な施設になりますので、町民の方々が健康の取組としてお金を払ってという中では、非常に取り組みやすい金額になっているのかなというふうに思っております。

ということで、お知らせがないということではなく、過去にお答えした経緯がございますので、そういうことで理解していただければと思うのですが、最終的な扶助費といった部分では、2025年から2040年の間のこの2040年問題という中では、推計では、あくまで私どもの推計でございますが、扶助費が1.8倍ほどに増えるのではないかというような推計をしております。これは、何もしないとこういうことになるのですということを推計しておりますけれども、こういった運動を通じて健康になることによって、それが抑制を図れるということになりますので、ぜひともこれは進めていかなければいけない事業なのかなと思っております。大体私ども101億円の予算範囲の中で20億円を超える扶助費がございます。黙っていれば、これはどんどん、どんどん増えていって、歳入が減る中で扶助費がどんどん増えていくというと、非常に問題になりますので、こういった財政上の構造を変えていくための政策としても非常に有効なものと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　扶助費については、健康寿命を延ばすとか、医療費を少なくするとか、そういうところだけではなくて、教育とかも入っているので、一概に、この説明には書いているのですけれども、そういう言葉では解決できないことがあると思います。ですので、この説明自体が、私たちまやかしではないかなと思うのですけれども、この点は意見とかはなかったのでしょうか、内部の中で。私は、この扶助費が減るというのは、いかがなものか、もっともっと検討する必要があるのではないかなと思っているし、これは岩手医大さんは医学の前身を教育するところですけれども、岩手医大のためには、すごくいい施設だと思います。しかし、町民にとって、町民の税金を使って、地方創生のお金は２分の１入るということですけれども、町民にとっていかがなものかなというのが一番の疑問です。みんな

苦しい中で税金を出している中で、こういう事業をやるというのが私はおかしいと思うのです。岩手医大がやるというのはいいです、これから企業として若い世代を育てる研究材料……

○議長（藤原由巳議員）　どのような答弁を求めますか。討論みたいな発言ですが、答弁は何を求めます。

○13番（川村よし子議員）　では、医大の連携状況についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　どういう状況です。ちょっと論点が見えないのですけれども、医大とどういう、何か連携……

○13番（川村よし子議員）　このことは、例えば月60万円支払うことになるわけですけれども、利益が出なくなったときには、どのようになるのか、そういうところは話し合われているのでしょうか、いかがですか。

○議長（藤原由巳議員）　先ほど小川議員の答弁でもちょっと触れたような気がしましたが、あえてお聞きしますか。

○13番（川村よし子議員）　すみません。医大とはどのような協定が結ばれるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　すみません。公的な、公の施設とはちょっと関係ないことなのですけれども、お答えいたします。

医大とは、健康事業につきまして、どのような運動をしたらいいのかというようなご指導をいただくことになっておりますし、今後、以前もお話ししたとおり、健康増進施設として登録を目指していくものでございますので、そういった中で医師からの処方箋といったものも必要になりますので、そういった部分でいろいろお世話になるということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　条例の関連で提案されておりますが、よろしいですね。

他に質問。

９番、赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　私は、この事業に大変期待している部分があります。まず、町民の健康管理もしくはこれが延長線上に健康寿命という部分が、今の答弁にありますような形で経費を抑えながらなっていけばいいと思っておりまして、そこの部分が、まず目的としてはいいと思います。

ただ、条例として出すときに、また今回３月１日という形で案として出ています。それから、オープンは３月15日という形を先ほどお話しされています。これに対して、施行規則とか、運用規則とか、その辺とか、それからもう１か月もない中で町民に対しては、こういう対象の方には5,000円程度でとか、そういう話で、何か本当に煮詰まっているのかと。設置条例だけつくっておけば、あとはという部分がちょっと勘ぐりたくはないのですが、そういう背景が何か私としては感じるのですが、その辺、実行的に運用する部分とか、施行規則とかつくって、３月１日までに間に合うような、またそれに対して、この議会の中で、議会は18日までありますので、その中でどういう説明を今後していくのか。ただ、設置条例だけ通せばいいという部分なのか、その辺ちょっと再度確認させてください。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、ちょっと吉岡課長の説明が舌足らずなところもありまして、いずれ今回公の施設として設置条例をお願いするわけですが、それに対して私どもも、これから町民の皆さん方もちろんのこと、議会の皆さん方にも、まずしっかり今度やる健康増進施設の場所を見ていただく、そしてどのように取り組みしていくか、ご指摘のとおりなので、このことについては、私のほうからも指示しておりますので、いずれ先ほどからもどういう中身でこれからの事業を推進するのか、そういったことはきちんと説明をさせていただきますし、今そのことで、できるのであれば、今月中にそういったことをしっかりまとめ上げるように、私のほうからも指示させていただいておりますので。

それから、何よりも皆さん方にこれからも、またこれまでもそうなのですが、やはり健康増進施設としてのこれを何とかもう一緒になってやっていきたいという思い、それは先ほど私の答弁の中でも健康増進施設とか、それからあとは健康寿命の延伸とか、そういったことをしっかりできるような体制整備にしていきたいということでございますので、そこのところは実際現地にもご案内して皆さん方にも見ていただいて、そしてみんな納得のいただけるような形で進めていきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第５号　矢巾町メディカルフィットネスウェルベース矢巾設置条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第７　議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第７、議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職の職員で非常勤のものとすることができる要件が限定されることから、所要の改正を行うものであります。その改正内容でありますが、特別職の職員で非常勤のものとすることのできなくなる一部の委員等について削除するほか、必要とされる委員について別表に加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第６号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第８　議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第８、議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正等は、一般職の非常勤であります会計年度任用職員の規定を受ける地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正等を行うものであります。

その内容でありますが、第１条から第３条については、非常勤職員を会計年度任用職員に改める文言の整理を行うものであり、第４条については、会計年度任用職員への移行により、条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第９、議案第８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、地方自治法に新たな条文が追加されたことによる条ずれを改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第８号　矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例及び矢巾町監査委員条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１０　議案第９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第10、議案第９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、これまで企業職員は、常勤、非常勤ごとに本条例で給与を定めておりましたが、会計年度任用職員制度の導入に併せ、地方公営企業法に定める企業職員の給与として定めるよう改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第９号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１１　議案第１０号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第11、議案第10号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第10号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人に係る印鑑の登録申請を受けることができるとされたことから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、本来意思能力を有しない者は、印鑑の登録を受けられませんが、成年被後見人本人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行している場合は、当該成年被後見人は、意思能力を有するものとして施行規則に定めることにより、印鑑の登録ができるよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号　矢巾町印鑑条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１２　議案第１１号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第12、議案第11号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第11号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の成立に伴う住民基本台帳法の改正により、住民票及び戸籍の附票における除票の写し等に係る交付手数料に関し所要の改正を行うものであります。

住民票情報は、情報システムを活用するマイナンバーや住民票コードの原本であり、行政事務の基盤となっております。土地所有問題の対応などにおいて、過去の居住関係の公証につながることから、住民票情報の除票のニーズが高まっております。

今回の改正内容は、こうした状況を踏まえ、住民票及び戸籍の附票における除票の写し等の交付について明確化するため、住民基本台帳法が改正されたことにより、条例で住民票関連の取り扱いとしておりました除票について、交付手数料を明記するために改正するほか、関係する項目の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　住民票とかを取るのは、今までと同じに300円なのですけれども、廃棄物処理とかが１件につき5,000円が3,000、金額は変わりがないように見えるけれども、金額は変わりはないのですねということでちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　お答えいたします。

この廃棄物の処理に関する手数料の部分に関しては、今回除票とか附票の除かれた附票等を加えたことによりまして、その場所の異動、中身は全く代わりなく、条項の場所の位置の整理といいますか､別な場所にずらさせていただいた内容となっているものでございまして、中身は全く変わらないものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号　矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

――

日程第１３　議案第１２号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第13、議案第12号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第12号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、農業集落排水処理施設を公共下水道に接続することに伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容の１点目として、矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設について、当該区域を農業集落排水事業区域から除外するものであります。併せて、手数料についても公共下水道と同額にするものであります。

２点目としては、今回の接続に伴い、本来であれば、公共下水道事業分担金について支払い義務が発生いたしますが、農業集落排水処理施設使用者は、農業集落排水事業分担金を既に納付していることから、これを納付済みであることとみなすものであります。

３点目として、公共下水道処理施設へ接続される排水設備について、既に農業集落排水処理施設条例に定める検査に合格していることから、公共下水道条例に定める検査基準に合格しているとみなすものであります。また、施工日までの使用料については、農業集落排水処理施設条例を適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番、山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　矢次農業集落排水処理施設が公共ますにつなぐということで今回の条例の改正があるわけですが、使用料そのものはどの程度の変化があるのか、この１点だけお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村上下水道課長。

○上下水道課長（田村昭弘君）　ただいまの質問ですけれども、まず会計は、下水道事業会計ということで、その中に公共下水道と農業集落排水使用料があるのです。そこの中で款が分

かれているわけですけれども、農業集落排水施設使用料が令和２年度の予算で言えば690万円ほど減額になりまして、同じ単価でやっているものですから、今度は公共下水道事業使用料のほうが690万円増になると。結果的に、会計の中で款の中で動くだけで総額に変化はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　いわゆる個々の使用料。田村上下水道課長。

○上下水道課長（田村昭弘君）　すみません。個人の使用料につきましては、公共下水道事業、農業集落排水施設処理事業の使用料は、同じ単価でやっておりますので、全く変わりはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。変わりないということでございます。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号　矢巾町農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１４　議案第１３号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第14、議案第13号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第13号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、情報通信技術を利用した行政の推進について規定が追加されることから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、行政手続のオンライン化や情報連携による添付資料の省略等をできるようにするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号　矢巾町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１５　議案第１４号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第15、議案第14号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第14号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町立学校通学区域審議会の委員について所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、来年度から矢巾町立学校運営協議会、コミュニティ・スクールを設置することに伴い、各学校に設置しております学校評議員を廃止することから、矢巾町立学校通学区域審議会の委員に、学校評議員に代わって矢巾町立学校運営協議会の委員のうちから６名を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　２点お伺いします。

まず１点目は、今まで評議委員だった方が評議員制度を利用していたのが運営協議会、新しく条例をつくってということなのですけれども、今までは、一般の方が評議員をやっていたのですけれども、今後はどのように考えているのかお伺いします。その６人のメンバー、どのように考えているのかお伺いします。それが１点目です。

２点目は、私は、このコミュニティ・スクールはいいとは思いますけれども、やはり根本は、学校の先生の業務をもっともっと吟味して減らすような方向というのを考えるべきだと思うのですけれども、平成30年度に学校の先生たちの労働実態調査をしましたけれども、その先生方の休日とか、それからタイムカードも入れました。残業とかはどのように把握されているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず１点目の協議会から選出するメンバーのことにつきましてですが、先日全員協議会でもご説明しましたが、この協議会の中では、学区の地域の町民の方ですとか、保護者の方などから委員を選んでいくことになるのですけれども、さらに全体の運営協議会の中から、で

きれば、これはあくまで今希望でございますけれども、各学校ごとに部会を設ける予定なのですが、そこから１名ずつ、学校の数分の６名を協議会のほうから選出していただければなと思っております。

それから、各学校の教員の方の仕事を減らすという部分ですが、まずこの運営協議会は、学校の運営に関して今後学校と対等の立場で協議していくことになるのですけれども、当然その中では、学校の行事ですとか、いろんな教員の仕事の内容についても含めて協議していくことになるのではないかなと思っておりますので、そういう意味でも働き方改革の推進の一助になるかなと思っております。

今ご質問にありましたとおり、タイムカードとかを導入して各学校の教員の働き方改革のほうを進めなければならないのですけれども、今教育委員会として考えていますのは、令和２年度にですけれども、働き方改革に関して様々な方策があるかと思います。当然タイムカードの活用もそうですし、あるいはいろんなメンタルのフォローの部分もあるかと思うのですが、それらの全体の対応のスケジュールをつくる予定になっております。これは、各学校と協力してなのですが、そのいろんな施策といいますか、いろんなやることを１年間かけて何をどういうふうにやっていくかというのを議論した上で令和３年度からそれを実行に移していきたいと、そのように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　矢巾町では、県のタイムカードとかのそういう情報とかは、なかなか入らないのでしょうかお伺いします。矢巾町でも県の……

○議長（藤原由巳議員）　論点がちょっとずれているのですよね。

○13番（川村よし子議員）　やはり評議員でも学校の状況、いじめアンケートを取ればどのくらいの結果が出るとか、先生たちの労働条件はどうだとか、そういうのが各学校それぞれ違うと思います。そういうのが今度は一つにまとめて小学校、中学校というような形で、それを一緒にまとめて話し合われるとか、そして地域に教員の今まで教えていた部分、子どもと接する部分を地域のボランティア活動の中で教育しながら、自分たちも教えられながらやっていく、そういう方向のものがコミュニティ・スクールですよね。

○議長（藤原由巳議員）　先般の全協でかなり詳しく説明を受けたと思うのですが、今の質問は、その質問したい、簡単に一つ、ございませんか。川村よし子議員、この条例に関する質問です。川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　この審議会で話し合われるのは、どういう内容が多いのか、今考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず、ちょっと誤解があるようなので、今まで評議員というのがありましたが、それを廃止したので、今度は学校運営協議会というのをつくるということで名前が変わっただけです。中身的にやられる方は同じ人がなる可能性がたくさんあります。ということで、あと小、中学校、それぞれでコミュニティ・スクールはあるわけですから、そこでの話し合いはあります。その各学校での課題を持ち寄って、全体として矢巾町の問題として考えましょうというのが私たちが今言っているものです。その中ですから、矢巾町全体の問題について討論するという場ですので、そういうふうにご理解願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号　矢巾町立学校通学区域審議会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで時間が大分経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開を14時20分とします。

午後　２時０７分　休憩

――――――――――――

午後　２時２０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　時間前ですが、全員そろいましたので、再開といたします。

――

日程第１６　議案第１５号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第16、議案第15号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第15号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、矢幅駅前地区土地区画整理事業が令和元年11月に竣工したことから、矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計の設置について定める矢巾町特別会計条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号　矢巾町特別会計条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

――

日程第１７　議案第１６号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を

廃止する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第17、議案第16号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第16号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金に関しましては、矢幅駅西地区土地区画整理事業の円滑な執行を図ることを目的に設置され、運用してまいりました。当該事業は、平成16年２月に県の事業認可を受け、平成29年２月に換地処分公告され、現在は清算金分割徴収者３名の清算事務を行っているところであります。

同事業では、道路や公園などの公共施設の整備を行ってまいりましたが、駅周辺地区としてふさわしい安全で快適な市街地を形成する所期の目的は達成されたと認められますことから、当該基金の運用及び管理について定めた条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号　矢巾町矢幅駅西地区土地区画整理事業基金条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第１８　議案第１７号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第18、議案第17号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第17号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場の管理については、矢巾観光開発株式会社が平成27年４月１日から令和２年３月31日までの５年間の指定を受けておりますが、引き続き、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間管理を行わせるべく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、平成18年度から４期14年間行ってきた矢巾観光開発株式会社による同施設の管理運営が良好であり、利用者も増加して活性化が図られております。また、同社所有の旧源泉や給湯設備と町施設との一体的な管理運営が最も効率的であり、利用者に対するサービスの向上を図っているなどの実績を評価した上で、今後においても施設の安定的かつ効果的な管理運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地、矢巾観光開発株式会社代表取締役、吉田秀一が指定管理者として最適であると判断し、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定を適用し、公募によらない指定管理者の候補団体として選定いたしたところであります。

なお、町といたしましては、さらなる効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し、改善すべきところは積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第17号　矢巾町国民保養センター、矢巾町介護予防拠点施設高齢者活動センター、矢巾町屋内ゲートボール場及び矢巾町屋外ゲートボール場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１９　議案第１８号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第19、議案第18号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第18号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町農村環境改善センターの管理については、株式会社寿広に令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間管理を行わせるべく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条

例第２条の規定による公募を行ったところ､株式会社寿広より指定申請書が提出されたため、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会にて審査したところ、管理体制が組織的に整えられていること、また自主事業による新規利用者の確保に努めるなど、施設の安定的な管理及び利用者に対するサービス向上が見込まれるため、盛岡市南大通二丁目８番１号、株式会社寿広代表取締役、太野真一が指定管理者として最適であると判断し、指定管理者の候補団体として選定いたしたところであります。

なお、町といたしましては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し、積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号　矢巾町農村環境改善センターに係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２０　議案第１９号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第20、議案第19号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第19号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾総合射撃場の管理について、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間、特定非営利活動法人矢巾総合射撃場に行わせるべく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定に基づき、特定非営利活動法人矢巾総合射撃場を選定し、同法人から指定管理者の申込み申請を受け、矢巾町公の施設指定管理者選定委員会による審査により事業計画及び収支計画が適正であり、施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれていること。また、狩猟の担い手育成に係る事業を継続的に実施することが見込まれることから、紫波郡矢巾町大字和味第２地割106番地１、特定非営利活動法人矢巾総合射撃場理事長、星川重忠が指定管理者として最適であると判断し、候補者として選定いたしたところであります。

なお、町といたしましては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者に対し、積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第19号　矢巾総合射撃場に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２１　議案第２０号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて

○議長（藤原由巳議員）　日程第21、議案第20号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第20号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町流通センター地内にあります広宮沢公園、鹿妻公園及び北川公園の矢巾町都市公園の管理について、これまで盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合で管理しておりましたが、当該組合の解散に伴い、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間、協同組合盛岡卸センターに行わせるべく、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の選定については、矢巾町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定に基づき、協同組合盛岡卸センターを選定し、同組合から指定管理者の申込み申請を受け、矢巾町公の施設の指定管理者選定委員会による審査により、事業計画及び収支計画が適正であり、申請手続事務などに加え、公園を利用したイベント等の自主事業にも積極的に取り組む計画を評価した上で、施設の効率的かつ効果的な管理運営が見込まれることから、紫波郡矢巾町流通センター南一丁目２番15号、協同組合盛岡卸センター理事長、藤村文昭が指定管理者として最適であると判断し、候補者として選定いたしたところであります。

なお、町といたしましては、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るために、指定管理者に対し積極的に指導してまいる所存であります。

よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号　矢巾町都市公園に係る指定管理者の指定等に関し議会の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２２　議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について

日程第２３　議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第２４　議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第２５　議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第２６　議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第２７　議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員）　お諮りします。

日程第22、議案第21号　令和２年度矢巾町一般会計予算について、日程第23、議案第22号令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第24、議案第23号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第25、議案第24号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第25号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第27、議案第26号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について、この議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第21号から日程第27、議案第26号までの６議案については、一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました６議案の当初予算案についての提案理由の説明をする前に、皆様方、お手元のタブレット、令和２年度当初予算に関する説明書の２ページ、それからもう一つは、同じく１枚ものでありますが、令和元年・２年度の公営企業会計別予算比較表というのがありますので、このお手元のタブレットをお開きになっていただきたいと思います。そこで、それに基づいて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいま一括上程されました６議案について提案理由の説明を申し上げます。

議員各位のお手元にあります令和２年度当初予算に関する説明書に基づいてご説明をさせていただきますので、２ページをお開きになっていただきたいと思います。この２ページに令和元年・２年度会計別予算比較表がございますが、上欄に会計、令和２年度当初予算案、次飛ばさせていただいて、対前年度増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第21号、一般会計101億7,610万円、△12億7,710万円、同じく△の11.2％。議案第22号、国民健康保険事業特別会計23億5,425万9,000円、△４億4,010万1,000円、同じく△15.7％。議案第23号、介護保険事業特別会計22億6,162万円、7,497万6,000円、3.4％。議案第24号、後期高齢者医療特別会計２億1,388万3,000円、1,340万6,000円、6.7％。合計に参りまして150億586万2,000円、△23億5,171万円、△13.5％。

次に、令和元年・２年度公営企業会計別予算比較表の１枚物でご説明をさせていただきます。これも先ほどと同様に上欄の順で支出をご説明させていただきます。議案第25号、水道事業会計の収益的収入及び支出６億1,112万5,000円、5,912万9,000円、10.7％。資本的収入及び支出５億3,560万9,000円、△２億3,097万7,000円、同じく△30.1％。

議案第26号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出７億6,352万9,000円、8,647万6,000円、12.8％。資本的収入及び支出３億8,780万9,000円、△7,431万6,000円、△16.1％。農業集落排水事業の収益的収入及び支出３億5,610万1,000円、△786万7,000円、△2.2％。資本的収入及び支出２億2,847万4,000円、△5,000円、0.0％、いわゆる増減なしと同

じです。公営企業会計の合計でございますが28億8,264万7,000円、△１億6,756万円、△5.5％。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総額でございますが178億8,850万9,000円、対前年度の増減額でありますが、△25億1,927万円、12.3％の減でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。一括上程しました議案第21号から議案第26号までの予算６議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第26号までの予算６議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算６議案については、３月18日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、６議案については、３月18日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩します。

高橋町長ほか参与の方々は退席されて結構でございます。

午後　２時４８分　休憩

――――――――――――

午後　２時５０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

――

日程第２８　発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第28、発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する

条例について議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明を求めます。

５番、村松信一議員。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、機構改革に伴い、所要の改正をするものであります。

その改正内容でありますが、産業建設常任委員会及び教育民生常任委員会が所管する課名の変更等により、改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和２年４月１日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、発議案第１号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２９　発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について

○議長（藤原由巳議員）　日程第29、発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を

求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明を求めます。

９番、赤丸秀雄議員。

（９番　赤丸秀雄議員　登壇）

○９番（赤丸秀雄議員）　発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、１陳情第８号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、成育基本法を実りあるものにするためには、自治体による妊産婦医療費助成制度の差をなくし、医療が受けられるようにすることが不可欠であります。妊産婦に対して疾患や受診科目による制限のない医療費助成制度を国の制度として早期実現することや、福祉医療費助成を現物給付としている自治体に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止を求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆・参議院議長及び県選出国会議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第２号　国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、発議案第２号は原案のとおり可決されました。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日20日は、予算決算常任委員会において、予算の詳細説明を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されるようお知らせをいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　２時５９分　散会

令和２年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第２号）

令和２年３月３日（火）午前１０時００分開議

議事日程（第２号）

第　１　代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美　君	住民課長	吉田　徹　君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
農業委員会会長	米倉孝一君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

○議長（藤原由巳議員）　直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　代表質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、町民の会、廣田清実議員。

１問目の質問を許します。

（６番　廣田清実議員　登壇）

○６番（廣田清実議員）　町民の会、議席番号６番、廣田清実でございます。私ども町民の会ということで、町民の目線に立って町長の施政方針についてお伺いいたします。

今回施政方針に基づいて質問ということなので、19日に施政方針があったわけなのですけれども、その短い期間で通告をしなければならなかったということは、本当に大変なことでありましたけれども、今回の施政方針、なかなか町民には分かりづらい、それから抽象的な部分がありまして、町民の目線ではなかなか分かりづらいということが多いということで、これをつくった各課の皆さんにはご苦労をかけているのではないかなと思いましたけれども、それでその中から抜粋して質問させていただきたいと思います。

令和２年２月19日に町長の施政方針を受けて下記についてお伺いいたします。

まず、『健やかな生活を守るまちづくり』について。

①、国の認知症施策推進大綱が策定され、本町においても共生、予防を行うため、チームオレンジ拠点施設を整備するとあるが、どのような活動を支援する施設か問う。

②、第７期介護保険事業計画の検討時期について問う。

③、地域福祉の充実において、町社会福祉協議会と一体となるとあるが、具体的にどのよ

うに連携し、どのように相談支援体制の充実を図っていくのかを問う。

④、町民の健康づくりと健康寿命の延伸を目指す取り組みの一つに、メディカルフィットネス施設を拠点としてとあるが、町公民館や地域の公民館で行われる教室も重要と考えられるが、メディカルフィットネス事業と連携する施策はないか問う。

それから次に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についてお伺いいたします。

①、生涯学習の充実について、学習内容を町民同士が共有し、成果を実感できる事業を展開するとあるが、具体的にどのような事業かお伺いいたします。

②、競技スポーツの推進について、さらなる競技力向上のため、具体的にどのような事業に取り組むのか問う。

続きまして、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についてお伺いいたします。

①、矢巾中学校跡地について、民間事業者等から意見を聞くとあるが、検討委員会との関連性を問う。

②、広域的な地域連携を支える道路ネットワークの強化は必要であると認識しているが、地域からの要望が多い生活道路の整備をどのように進めていくのかお伺いいたします。

『快適性と安全性を高めるまちづくり』について。

①、町営住宅の整備について、住宅マスタープランの方針に従ってとあるが、なかなか具体的な内容が見えてこない。町営住宅の方向性について、今後の計画、タイムスケジュールをお伺いいたします。

最後になりますが、『豊かな生活環境を守るまちづくり』について。

①、ごみの減量化について岩手医科大学附属病院の開院に伴い、ごみとして紙おむつが大量に出ることが見込まれます。紙おむつの資源化について町の考えをお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　６番、町民の会、廣田清実議員の令和２年度町長施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

『健やかな生活を守るまちづくり』についての１点目についてですが、チームオレンジ拠点施設では、認知症サポーター養成講座の受講者で構成されておりますオレンジボランティアの方々と生活支援コーディネーターなどと町が主体となり、活動を進めてまいります。

具体的には、認知症カフェや訪問型サービスなど拠点、認知症の方や、そのご家族が気軽

に立ち寄れる場所としての日中の憩いの場、認知症の方の意思の本人発信や社会参加支援、認知症に関する普及啓発の場、認知症サポーターの養成などを行う拠点施設として活動してまいります。また、今後さらに国から示される具体的な事業内容に応じて、本町におけるチームオレンジの活動や体制を構築し、認知症の方や、そのご家族を支援してまいります。

２点目についてですが、第７期介護保険事業計画は、平成30年度から令和２年度までの計画年度であり、毎年度末に介護保険運営協議会において計画の進捗状況を報告し、検証を行っていただいております。

なお、令和２年度についても介護保険運営協議会の開催を予定しておりますが、令和２年度は、計画最終年度でありますことから、介護保険運営協議会委員のご意見や介護保険事業者、サービス利用者や認知症の方及びそのご家族、そしてパブリックコメントなどでご意見をいただきながら、令和３年度からの第８期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。

３点目についてですが、４月からの組織機構改革により、社会福祉協議会が福祉課と同じ役場庁舎内に設置されることで、相談スペースの有効的な活用や、相談者に必要な情報の共有及びそれぞれの視点による効果的な制度や専門機関などを紹介し、さらなる相談支援体制の充実を図ってまいります。また、社会情勢の変化などにより、様々な福祉課題について、状況に応じた取り組みが求められており、より一層の情報共有や協議の場を密にし、ともに地域福祉を推進するパートナーとして、計画的な地域福祉の充実を図ってまいります。

４点目についてですが、メディカルフィットネス事業、これは健康増進施設なわけでございますが、これは町民の健康づくりを支援する事業であり、平成27年度から展開しておりますやはば健康チャレンジ事業については、主に歩くことを中心に支援する事業内容になっていることから、町民の健康推進のため、また増進のため、双方の事業を連携して実施してまいります。また、町公民館や地域の公民館における地域活動も重要と認識しておりますので、地域活動に対する支援の一環として、メディカルフィットネス施設からインストラクターなどが出向き、健康づくり支援事業を実施してまいります。

次に、『時代を拓き次代につながるひとづくり』についての１点目についてですが、生涯学習は、本来自己研鑽の志を一生涯持ち続けることではあるものの、その成果を地域や仲間で共有し合うことでさらに内容を深め、高めていけるものと考えております。

例えば、パラスポーツを体験するメニューとして、今年度実施しておりますシッティングバレーボールは、地域の公民館で誰もが手軽に体を動かすことができることから、ある行政区では、出前講座が終了した後も自発的に継続して取り組んでいただいております。

また、この来年度というのは、今年の７月、８月には、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、オーストリアのホストタウンとなることから、オーストリアに理解を深める講座などを企画してまいります。そのほか、岩手医科大学と連携した講座の開催や町公民館においても、学習体験した内容を実践し、町民の皆さんに広めたくなるような魅力ある講座を開催してまいります。

２点目については、町体育協会、楽々クラブ矢巾と連携し、スポーツイベントを開催するほか、プロスポーツチームや全国大会で活躍する大学野球部、そして水本圭治選手など、国際大会出場経験のある選手を招聘した講習会を開催したいと考えております。高度な技や高い身体能力などに触れるスポーツに前向きに取り組む意欲や姿勢を学ぶ機会を町民の皆さんに提供していくとともに、町広報紙やホームページなどを活用し、町内のスポーツ活動を広くお知らせすることで、各種目団体への新規参加や指導者などの人材育成にも取り組んでまいります。

次に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』についての１点目ですが、矢巾町公有財産利活用等検討委員会の役割は、町が決定しようとする不動産の利用、活用及び処分をするに当たり、委員それぞれの立場で幅広く専門的なご意見をいただき、最終的な町の意志決定の参考とさせていただくことを目的としております。民間事業者などから公募の形で意見を聞くサウンディングのメリットは、町の考えだけにとらわれずに公募の形で意見を聞くことで、幅広い範囲、分野から民間の発想や強みを発揮した、より有効かつ有意義な土地利用の提案が期待できることにあり、県内や他県の先進事例から、その有効性を確認しております。したがいまして、まずは当該検討委員会からのご意見を踏まえて、このサウンディングによる提案をいただき、再度当該検討委員会にお諮りした上で最終的な意志決定とする手順を考えております。

２点目ですが、生活道路の整備については、平成28年度から要望路線が多い、あるいは要望時点から年数が経過している路線がある行政区を対象に生活道路整備に関する懇談を行っており、優先順位の高い路線から現道舗装などの整備を鋭意進めておるところであります。今後におきましても、引き続き行政区との懇談を行いながら、生活道路の整備を進めてまいります。

次に、『快適性と安全性を高めるまちづくり』についてですが、町営住宅の整備については、住宅マスタープランの町営住宅の今後の方針に基づき、耐用年数を経過し、長寿命化を図っていない矢巾住宅、高田住宅を対象に財政負担軽減の観点から、民間事業者のノウハウ

を活用した効果的かつ効率的な更新を行うことを視野に進めることとしております。

具体的には、この２つの団地を建て替えまたは集約を図ることとした場合、官民連携のＰＰＰ、ＰＦＩ手法による整備の導入が可能かどうかを令和２年度に検討することとしており、この中において基本構想をまとめ、令和３年度以降に更新計画の策定や町民の皆さんとの合意形成を経て、整備手法に合わせた建て替え等の実施を行ってまいります。

なお、整備に当たっては、財政面の負担軽減を最優先とし、最善の整備手法を選定しながら、住宅セーフティーネットの機能強化・推進を図ってまいります。

次に、『豊かな生活環境を守るまちづくり』についてですが、国内で使用済み紙おむつの排出量は、一般廃棄物の１割近くにまで及ぶと言われており、高齢者人口の増加に伴い、特にも大人用の紙おむつの量が増加しているところであります。このため、ごみとして出される使用済み紙おむつに関し、リサイクルの取り組みが全国的に求められておるところであり、環境省においても、全国の地方自治体における使用済み紙おむつのリサイクルを促進するため、今年３月に紙おむつリサイクルガイドラインを策定することとなっております。ごみの減量化、資源化の取り組み強化を掲げている本町としても、今後高齢者人口の増加に伴い、紙おむつの処分方法を重要な課題として考えております。

このことから、環境省で策定されます紙おむつリサイクルガイドラインを基にした対応のほか、使用済み紙おむつのリサイクルを先進的に実施しております企業や、さらには使用済み紙おむつのリサイクル活動の普及促進を目的に設立をされております一般社団法人ＮＩＰＰＯＮ紙おむつリサイクル推進協会と使用済み紙おむつのリサイクルにいち早く取り組むことができるよう現在協議を進めているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　ちょっと多岐にわたっているものですから、なかなか絞れないところもありますけれども、まず矢巾町でも認知症の方が10人に１人という割合でいるということでありまして、オレンジボランティア等々ということでありますけれども、簡単な質問から、町民のほうでこれをオレンジ拠点施設を行うということはいいことだと思うのですけれども、どういう場所でどういう時期からやるのかをまずお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

オレンジボランティアにつきましては、矢巾町が実施いたします介護予防日常生活支援事業総合事業の中でオレンジボランティア、ボランティアの皆さん、35名の方々いらっしゃいますが、その中で実働30名の方々に、実際に要支援事業対象者の家事援助など、それから認知症カフェや家族介護等の教室、認知症事業の運営などを行っていただくということで現在も活動を行っていただいています。そういった方々に対して、町民センター食堂、ちょっと中のほうがしばらくは使われてございませんでしたので、改修、清掃等をさせていただいて、会議室や集まりの場、それから認知症の方々の皆さんが集まって日中過ごせるような憩いの場となるような部分で改修させていただいて、皆さんが気兼ねなく集まっていただけるような場所として活動できるように改修させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　これはいいことだと思いますし、今活用されていない町民センター食堂は、このように活用されるのであれば、私は前の計画で8,000万円もかけてやるということの中であっても、もしもよければ、これはこれからますます、私も少しは入ってきているような気がしますけれども、これからどんどん増えると思いますので、ぜひ。その町民センター食堂で行うという部分が今回初めて私も知りましたので、これから始める際に当たっては、ぜひ大きく広報していただきたいなと思っております。

それから次に、７次、介護保険事業をしっかり検討していただくということでありましたけれども、これはいつも来年度の令和２年度には検証すると。３年度に８期のほうに意向を伝えるのだということでありますけれども、なかなかそれがうまくいっていないような気がするのです。時期的に遅れて遅れて、一番最初のスタートのときに、ようやく逆に言えば、もう令和３年度が終わる時期にそういう方針が示されるのではないかと思いますけれども、この７期の検証と、それから今後の体制的な部分は、どのくらいの時期に終わる予定でございましょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

介護保険事業計画、現在は第７期ということでございます。来年度、令和２年度までが７期の３年目ということでございます。町長からの答弁書でございましたが、介護保険の運営協議会のほうでは、年２回の検証作業を行っているということでございます。議員の皆様に

は大変申し訳ないのですけれども、いつも予算、補正予算とか、決算の時期にご報告、どれくらいの執行率ですよということでご報告差し上げていただいているのですが、介護保険運営協議会の中では、具体的な事業の執行状況であるとか、予算については検証させていただいております。具体的には、平成30年度では８月17日と平成31年２月18日に運営協議会では検証させていただいております。それから、平成31年度、令和元年度については、同じく８月20日、それから２月17日に検証させていただいておりました。それで、第８期の部分につきましては、令和２年度中に介護保険運営協議会は、第５回をめどに事業計画、それから事業量の算定、それから必要な介護認定される方の検証、それから必要なサービスの見込みなどを行っていきたいというふうに考えてございます。

そのほかにも答弁書にございましたとおり、様々な方々の意見をいただきながら、こちらからの押しつけにならない計画で、皆様の意見をお聞きしながら、アンケートも取りたいとは思っておりますけれども、やはり膝をつき合わせて、顔と目を見て、しっかりと皆様、該当者の皆様、高齢者の意見もいただきながら介護保険事業計画に反映させていきたいというふうに考えてございますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　７期は５回の会合を行うということで理解しました。やはりそのときに２月とかであれば、もう年度の予算も決まっていることでしょうから、早めに、５回のうち、５回目をもう、４回目を12月末に終わって、全てがもう完了するような形でやっていただければ、８期に移行できるのではないかなと思いますので、ぜひそこは時期的に頑張っていただきたいと思います。

それから次に、社会福祉協議会のことでございますけれども、社会福祉協議会は、やはり町のほうでなかなか手が回らないという部分、それから直接話を聞くという部分であったと思いますので、社会福祉協議会は今度庁舎の２階に来るということなのですけれども、やはり支援体制と、それから今から社会福祉協議会の役割はもっと重要になってくると思いますので、社会福祉協議会と連携して相談をするという部分もありますけれども、そういう密な部分を今後していただく、今までは庁舎外にあったということで密ではなかったのかなとは思いますけれども、これからよくやっぱり矢巾町の職員の数では、ちょっと足りない部分を補っていると思いますけれども、そういう部分を大事にしていただきたいと思いますけれど

も、それはどうでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、町の福祉課と町の社会福祉協議会、これはもうこれまで以上に連携を強化していかなければならない。そのために、今回庁舎内に一つにさせていただいたと。それで、もう福祉というのは、町民の皆さんの幸せを守ることなのです。そして、何よりもワンストップサービス、ワンストップで困り事にしっかり相談できる体制。だから、今回そういった組織機構改革の中で、やはり私どもは、最優先課題は何といっても福祉です。これを一体となって、そしてお互いに足りないところを補って進めていくと。

先ほど介護のこともあったのですが、チームオレンジにしても、または第８次の介護保険計画についても、私どもとすれば、今負担が１人当たり平均で6,500円なのです。それで、その負担が今後減ることはとないと。そして、負担が増えてサービスが縮小していくようなことがあってはならないので、そういったことを介護の今社会化とか、いろんなことを言われておるのですが、いずれまた先ほどのチームオレンジの中では、認知症の関係の、国からは施策の推進大綱が示されて、共生と予防と、こういうふうなこともしっかり社会福祉協議会と連携強化して取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　社会福祉協議会の今後機構改革によって、また新たに福祉が充実すれば、やっぱり矢巾町は住みやすいなと思うところがあると思います。これはやってみなければ分からない部分でしょうから、それは４月からのことで頑張っていただきたい、私たちも見守りたいと思います。

それから、健康寿命の延伸のことなのですけれども、体だけの仕組みのことで、地方創生で３年間で総額２億6,000万円、それは地方創生ですから、２分の１が国からの公費になりますけれども、町の単費として１億3,000万円はやらなければならないと。私は、メディカルフィットネスも重要だと思います。ただ、私は、認知症とか、それからやっぱり体だけを鍛えても健康寿命の延伸にはならないのではないかなと思います。この地方創生の中での支援でメディカルフィットネスは行われることで、これから３月初めでこれからの事業だと思いますけれども、私はやっぱり学校にも体育系と文化系があるということで、趣味の世界が

大事だと思うのです。ひきこもりになる感じの人は趣味が少ない、そういう部分で体が動かせなくてもいろんな部分でできるように、町の公民館ではいろんな教室がありますけれども、それにも逆に言えば、メディカルフィットネスぐらいの町費を行うのでなくても、やはりある程度支援をしてあげて、それが扶助費の、健康寿命の延伸になっていくのではないかなと思います。

なので、今後やっぱり体育系を今重視しているような感じではあるのですけれども、文化系、公民館を中心とした、それから地域公民館の充実、その支援体制で確かにエン（縁）ジョイでは5,000円の負担をしながらやっておりますけれども、これからはいろんな部分の用具とか、そういう部分も必要ではないかなと思いますけれども、その考えはどうなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今度のメディカルフィットネス、どうも私も横文字があまりあれなのですが、いわゆる健康増進施設、これは２つ大きな目的があって、健康寿命の、いわゆる私どもが言っている延伸と、それからできるのであれば、そういったしっかり支えることのできる人材を養成していきたいと。

それで、廣田清実議員の今お話しあった、地域に入ってやっていくことは、これはこれから求められるわけです。だから、今エン（縁）ジョイやはばネットワークづくりからスタートしておるのですが、いずれ自治公民館と一体となって、だから今回の組織機構改革の見直しでも地域コミュニティの充実、活性化をぜひ図っていきたいということでこれを一元化、いわゆる一本化にして取り組むというのは、やっぱりそういったこと。

スポーツだけではなく、文化の面も当然考えていかなければならないということで、特にも御存じのとおり、西暦2000年にＷＨＯで健康寿命ということをうたい出されたのです。今日は、ちょっと私もメモを持ってきておるのですが、そのことで心身とも自立し、健康的に生活できる期間ということなのだそうです。まさに今回の健康増進施設も、そのＷＨＯが提唱した健康寿命とぴたっと一致するのです。そういったことも含めて、これから取り組んでいきたいということで、どうかこれから、これから１日のプレオープンでも結構な人数がおいでになって、そして15日には今はやりの言葉で、グランドオープンと、何も本格実施と言えばいいのですが、だから横文字を多用すれば何か先進的なのかと思われるのですが、そういったことで、ただ今コロナウイルスの関係で、ジムからそういう問題、クラスターでいろんなことが問題になっているのですが、いずれ私どもといたしましては、この間連携協定、

私らまで入れて全部で６社、産学官連携して、協定を取り交わしていただいたのですが、この思いをそれぞれ大事にしながら、そしてたまたま業者の中にドリームゲートというのがあったのです。何とかゲートを夢で終わらせることができるような、そして７項目にわたって協定をさせていただいたということで、あとは詳しいことは、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、スポーツではなく文化系のほうでこのような支援ができているかということからでございますけれども、まず先ほど町長も答弁いたしましたように、コミュニティといったところに今後非常に重きを置いていかなければいけないなと考えているところでございます。そうした意味でエン（縁）ジョイやはばネットワークということを実施しているわけなのですが、それに加えまして、来年度からコミュニティ活動促進事業費補助金ということで、ソフト対策に重点的に使える補助金を準備いたします。そういった中で、コミュニティの活性化ということで使っていただければなと思っています。これは、飲食とか消耗品の購入というものには使えないのですけれども、例えば地区公民館の中でセミナーを開催するであるとか、あとは研修の旅費に使うだとか、そういったことも視野に入れているものでございまして、そういったものを通して文化的な活動というものもどんどん、どんどん推奨していきたいと思っております。

まさに、先ほど町長が申し上げましたように、健康寿命、さらに健康といった定義につきましては、ＷＨＯでは肉体と精神的などといったところに言及しておりますし、社会的福祉の状態をどう維持していくのかということを極めて重要視しています。そういった意味で健康というものが、ただ単に体を動かすということだけではなくて、そういった部分にも力を入れていきたいなと考えております。

なお、メディカルフィットネス推進事業につきましては、３月１日にプレオープンというと、またあれですけれども、見学会を始めております。その一定期間、初日だけで99名の方が入会をしていただきました。そのうち、さらに70名の方は今後予定しているということですので、170名近い方が入会に向けて今考えているということでございます。さらに、目標としていましたとおり、かなりの人数が高齢者でございます。１名は83歳の方もおりました。そういった形の中で、いかに今後健康といった部分を自分が動くことによって文化活動もできるというふうな形で広げられるようなまちづくりができていけばいいのかなと思ってお

りますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　メディカルフィットネスのほうは順調に募集のほうは、初めは集まらないのではないかなという部分も懸念されておりましたけれども、ただやっぱり民間のほうもありますので、そっちを大々にやってしまうと、民間のほうの需要も減るのではないかなと思っておりますし、今まさしくさっき公民館の関係で新しい補助金があるという部分が示されたわけなのですけれども、つくりました、ただそれを示して広報する部分、矢巾町、下手なのです、きっと。１枚物のぺらでいいので、そういう部分のこういうのを使えますよという部分をぜひ作っていただきたいなと思います。これをつくって利用しなかったら、きっと絵に描いた餅になりますので、今、今年度というか来年度やろうとしていることは大変いいことだと思いますし、それが自治公民館の中でも活性化になるのではないかなと私は思いますし、エン（縁）ジョイのほうもなかなか人を集めるのに大変だとかという話がありますけれども、それが一歩一歩近づくことによって健康寿命が長くなるのではないかなと思っております。

それで、今新型コロナウイルスの関係でマージャンとかという部分はちょっと禁止されておりますし、ちょっとこの関係でエン（縁）ジョイのほうも少し自粛をしなければならないのかなと思いますけれども、矢巾にも健康マージャンの会長さんが実はいるのです。そこの家に、実は20卓、椅子から机からあるそうです。そういう情報も得ながら、それは無料で貸し出すそうなので、そういう情報も矢巾町の中にいろんな人がいて、そういう部分もあるので、無料で公民館でマージャンをすると、今の時期は自粛してくださいということになっていますけれども、そういう情報も町のほうで広報、取り入れて、ただそこで公民館で好きな人だけがやっているというのではなくて、多くの町民を取り入れてやっていくことがこれからも必要だと思いますので、その担い手となるのは、町の広報だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、競技スポーツなのですけれども、確かに矢巾町は、今ハンドボールが盛り上がっております。ただ、時代の流れといいますか、そういう部分もあるのですけれども、なかなか競技スポーツの中で、水本圭治選手は、すばらしい成績でオリンピックに出るということでありましたけれども、なかなかそれ以外のスポーツ、野球にしろ、バレーにしろ、私はバレ

ーの関係者ですから、なかなか芽が出てこないという部分もありますので、これは体育協会にだけお願いをするのではなくて、やはりこれから子どもたちを育てる、スポーツジュニアとか、そういう部分の支援もぜひしていただきたいと思うのですけれども、その考えはどうでしょうか。全国大会の部分は、出るときに支援をしているのは分かっておりますけれども、それ以外のところで何とかお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず最初には、先ほどお話あったメディカルフィットネスの公民館なんかの関係、これは担当にも言っているのですが、全国的に先進的な取り組みなので、これを一つ一つ、単発ではなく、複合的、総合的にして、モデルになりますので、全国的な。そういうものを県とか国から助成をしてもらう、モデルとして。そういう取り組み。ただ、今うまくいったから舞い上がるのではなく、そういうふうなものをこれからしっかり取り組んでいくと。

それから、この間矢巾３区で、いわゆる地域懇談会に行ったときに、ある方から、今うちで私どもも健康増進のためにいろんな器具を買ったと。ところが、今はもう誰も使う人がなくなって邪魔になっていると。こういうものをぜひ私らも提供させていただきたいので、そして自治公民館なんかに、そういうものを置いてもらえればと、こういうふうなものも担当がそういう話を聞いているので、早く募集をかけて、そういった秘蔵品というか、家庭で眠っている、そういうふうなものを、ただそして手を加えなければ危険性のあるものは私らが手を加えて、そういうことをしっかり対応していかなければならないということで、今ご質問された中でちょっと思い出したので、そういうことをしつかりやらさせていただきたいと。

それから、今回私ども文化・スポーツ課と体協任せでは駄目だ。そのとおりなのです。やっぱり私どもはこれからスポーツ振興の基本計画をしっかりつくって。その中にも県で進めるスポーツ健康科学センター、いわゆる医科学センター、漢字であれば、そういったアスリートを養成する、そういうふうなものも含めて、またはもう今町民総合体育館も古くなってきておりますので、こういうふうなものも総点検をしながらこれからの競技スポーツ、それから生涯スポーツまたは、いわゆるパラリンピックの障がい、そういうふうなスポーツ、誰もが取り組めるような拠点づくりを含めて検討していきたいと。

それから、これからの児童生徒のスポーツ、これについてもこの間いろんな文化スポーツの分野で活躍されたメダルの顕彰、215名の方にあれしておるのですが、教育長もこのことについては、考え方を持っておるようですので、児童生徒のこれからのスポーツの在り方に

ついては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　それでは、私のほうからも答弁させていただきます。

まず、中学校の場合、先ほど廣田議員のほうからお話があったとおり、ハンドボール、全国レベルということで、どちらかの学校が必ず全国に行く状況になってきています。これは、地域スポーツと学校スポーツがちょうどいい具合にいい循環をしているという典型だと思います。これをほかのスポーツでできないかということがこれからの課題だと思っています。

それから、今中学校に指導者、それぞれの競技の指導者というのがなかなか配置されません。これは、当然のことです。スポーツが得意だから教員になっているわけではなくて、学校教育のために教員になっているので、たまたまその中で自分はこの競技をやってきたということで部活動の顧問になっている、あるいはそういう経験はないけれども、担当ということで部活動の顧問をやっているということになります。そうすると、これから考えられるのは、地域スポーツとの合体です。それから、矢中と矢北のこの２つしかないということで、お互いにどちらかにそういう指導者がいる、得意な人がいるといった場合に、合同での練習、合同チームというふうなこともこれから考えていかなければいけない。

子どもたちのニーズに合わせて、それが子どもたちのこれからのために、そういったことも含めて地域スポーツ、学校スポーツの融合、そういうふうな中学校同士のこれからの協力ということも含めて考えてまいりたいと思います。そういう意味でもコミュニティ・スクールで取り上げて頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　そういう部分では分かりました。小学校というより中学校は、もう指導者なので、遠慮なくというか、ずけずけと取れる指導者は取っていただければなと思いますので、どうしても遠慮がちになる部分はあると思いますけれども、そういう部分を見ていることによって、やっぱり子どもたちは、すばらしい指導者を見ていることによって、そのきっかけになって、高校に行って、大学に行くという部分もあるので、遠慮なくというか、つらつけなく取っていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、『利便性と発展性を高めるまちづくり』でありますが、私はこのことで議員にもなったような気がしますし、矢巾中学校の跡地についてなのですけれども、ちょっと私ここの答弁書をいただいたときに、答弁書をもらったのもぎりぎりだったのですけれども、

これもしかして検討委員会、まだやっていないのではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　前にも議会の答弁をさせていただいておりますけれども、今年度中に検討委員会第１回を開くということで３月25日に開く予定となっております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　この話を出したのが６月、再質問は12月です。検討委員会をやるのが３月25日、本当に大丈夫なのですか。これ本当に皆さん見てのとおり、大事な財産です、矢巾町の。その検討委員会が３月25日、私からすれば、民間のほうではもう、検討委員会も確かにでしょうけれども、矢巾町のある程度の方針を持って検討委員会にかけると、白紙で持っていったら何も決まらないと思うのです。今の段階で、もう十何年もこのとおりです。検討委員会を早期に開いて、それから民間の人たちは、実は待っていると思うのです。だから、もう検討委員会の中に民間を入れて、そしてこれの町営住宅もそうなのですけれども、今から負担をすることはなかなか厳しいです、町の財政としても。その考えとしてＰＦＩの方式とか、いろんな部分、町の負担がないようにして推進をしていくという部分もいろいろな事例は、もう何回もどこにもあります。そういう部分では、あまりにも６月、12月、この代表質問の中でも、まだ何もやっていないというのは、あまりひどい話ではないかと思うのですけれども、それを言っても、これはちょっと怒り心頭なのですけれども、その部分で、それを発展的に考えるために検討委員会の中で、もう民間を入れて町のほうの方針を示しながらやっていくという考えでいかないと、なかなかならないと思いますけれども、今町の方針、ある程度検討委員会、検討委員会って検討委員会にみんな押しつけるような形になっていますけれども、そうではなくて、町の方針としてどういう考えがあるのか、ここではっきりした答弁はできないと思いますけれども、そういう考えでいかないと、10年になるのか、20年になるのか、もしかすると、民間の宅地の造成よりも遅れてしまうのではないかなと私は思います。

唯一、ここ市街化区域です。調整区域ではないのです。それを放っておくということは、今後町の方針として、指針としてどんなものなのか。これを言って、恨み節なのですけれども、でもやはり今度の検討委員会の中で、もしももう決まっているのであれば、しようがないのですけれども、ある程度民間も半分以上入れて、開発行為にするのか、それとも公園に

するのか、もうちゃんと決めていただけないのかどうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今６月、12月、今回も廣田清実議員が怒り心頭だということですが、私自身もそうなのです。もうようやくまず今回25日に開催すると。私も何度も何度も副町長以下話をしておるのです。だから、ただ今うちのほうで危惧しておるのは、この事案については、いろいろ矢中の跡地の利活用の検討委員会でいろんなあれが出されて、それを一つ一つ精査していく中で、いろんな課題があるということで、課題整理のために、ただあまりにも時間をかけ過ぎたというのは、これは私の責任でもありますし、私ももう常々このことについては、方向性を示さなければ大変なことになるということで、だから今ご存じのとおり市街化区域の拡大、市街化調整区域の地区計画、または今回のを併せる。または、今、岩手中央農協も集約をしていきたいと。旧町村単位にあった農協も処理処分をしたいということもありますので、いずれ今ご指摘のあったことも含めて、総合的に勘案しながらスピード感を持って、もうこのことについては、再三私もいつまでも放置しておくことはまずいのだということで言っておりますが、いずれ今月25日、まずスタートをさせていただいて、そして逐一報告はさせていただきたいと思いますので、その辺のところ、検討委員会の私どものトップであります副町長のほうからも答弁させますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　それでは、お答えいたします。

ご指摘いただいた点あるいは現状については、町長の説明のとおりでありますが、この検討委員会におきましては、実は先ほど来出てくるように、大変貴重な土地であります。しかも、これはタイミングももちろん必要だと。そういうことから言えば、時期的には随分遅れているところあるわけでありますが、この貴重な土地をどういうふうに使う、将来のまちづくりに向けてどう使うかと、そういったことをできるだけ多くの視点から考える必要があるということで、この検討委員会が設置することといたしました。

具体的なメンバーについては、産業団体であるとか、学術機関とか、行政機関、金融機関、労働団体、報道機関、不動産に関する学識経験者、それから公募、そういった形の委員の選定が遅ればせながらやっと終わります。そういった中において、今度は委員長をお願いするわけでありますが、やはり第１回目の委員会には、委員長の出席はどうしても必要だということで、残念ながら３月25日ということになってしまいました。

しかしながら、３月25日に始めるので、それからスタートということではなくて、事務的には、やはりいろいろ諸準備、検討する必要がございます。今までの経緯を踏まえて取り組まなければいけないと同時に、どういった方向に持っていくのかと。ただ、決定するに当たっては、事務方が提出したものをただそのとおりだというような形になるのではなくて、ご意見をいただく形で、出した案が、そのまま通らないことも含めて議論してまいりたいと思いますし、案を提出するに当たっても、いろんなところから様々な意見を伺いながら決めていきたいと。担当者レベルといいますか、町だけ単独で考えるのではなくて、幅広くご意見を伺いながら取り組んでいきたいというふうに思ってございます。

何分第１回の会議でどういったご意見が各委員の皆さんから出てくるか分かりませんけれども、そういった委員の皆さんからの意見も当然尊重しながらやらなければいけないと思いますので、そこら辺を踏まえながら、できるだけスピード感を持って取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　このことについては、そのとおりでしょうし、今後のことも期待しております。ただ、令和、来年度の期間中には方針が決まらないのであれば、全く何もしなかったということになりますので、そこは肝に銘じてやっていただきたいなと思いますし、そのことによって、土地のマスタープラン等々で盛岡市、滝沢市と矢巾町は、部分、いろんな協議があると思うのですけれども、結構これあなたのところでは、ここに民間の土地があるでしょうとかと言われるところは重みになっていると思います。そういう部分も解消しながら今度の住宅政策をやっていただきたいなと思います。そのことによって、いろんな部分の事業がはずみがつくと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、生活道路のことについてお願いしたいのですけれども、やはり今までは矢巾町では、医大関係、スマートインターチェンジ関係、スマートインターチェンジは、本当に大成功で、私もこんな利用数になるとは思いませんでしたけれども、私も何回か使って、本当に便利だと思います。そういう部分で町単費で21億円ぐらいは使っている部分なのでしょうけれども、やっぱり生活道路、この前の町民と議会の懇談会の中でもありましたけれども、なかなか進まない道路があると。要望もやって、あと北中の北進の道路、あれはどうなっているのだという話とか、やっぱりそういう部分で、そこの町の中のところの新しくできたところはやりやすいから、そこをぽぽっとやるのでしょうけれども、なかなか嫌なところには

手をかけないような状況がありますけれども、生活道路を、もうある程度バランスを見ながら、どっちかといえば、今までは８割方は医大関係と、それからスマートインターチェンジ関係をやってきたのですけれども、大事です、これからも進めるのは大事でしょうけれども、やっぱり五分五分ぐらいに生活道路の改修をしていく必要があるし、それは児童を含め、学童の通学路の安全性にもなると思いますので、その考え、今回もやはりまだ予算なんか見ていると、医大関係のほうがまだあるのかなと思いましたけれども、生活道路の今後の考え方についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

生活道路、議員仰せのとおり、今まではスマートインター、医大関連の事業で、かなり事業費を使っているというところになっております。そういった部分もある程度一段落してきているというところもあるのですが、ただし、やはり平成最初のあたりからの要望路線もまだ数多く残っている現状もあります。それで、来年度の予算につきましては、先般詳細説明のほうでお示ししたとおり、大分事業費としては減額というような形で令和２年度は進む予定にはなっているのですが、その中でも生活道路は、例年どおりの予算は、取りあえずは確保はしております。ただ、やれる路線数というのは、相当限られているという現状ではありますが、今後につきましては、先ほど言ったように、五分五分というところまでは予算編成の中で盛り込めるかどうかというところはありますが、町全体のバランス、先ほど言ったようにバランス、そういったところを考慮しながら生活道路あるいは基幹道路というようなところの整備のほうを進めていかなければならないというふうに認識しておりますので、今後もいろんな社会資本整備総合交付金とか、そういった部分の使える路線は、そのとおり大々的に整備を進めていくというところにはなりますが、生活道路に関しても予算を確保しながらなるべく、今150路線ほどありますので、そういったところの解消に向けて進めていきたいというふうに考えております。答弁したとおり、地域との懇談会も十分に行いながら、地元の優先順位をお聞きして進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　その部分に関しては、よろしくお願いいたします。

ただ、やはり今町のほうでこの道路をやろうとしている。ただ、やっぱり交付金がまだつ

かないのでという部分の説明をしていただければ、町民は納得していただける部分もあると思うので、その部分の発信はしていただきたいなと。優先順位をつけたら、私たちはそのとおり矢巾町の町単費で全部やれということは不可能に近いので、そういう部分は分かると思うので、この路線を今年度やりたいのだと。事情的には、やっぱり申請してみて、ちゃんと戻ってこなければできないという部分があるという部分が説明を受ければ、間違いなく矢巾の町民の方々は理解を深めてくれると思いますので、ぜひその説明もしていただきたいなと思います。

それから、続きまして、快適性と安全性を高める町ということで、町営住宅のマスタープランの考えでありますけれども、やはり人口減少のところもあるという部分で私も町営住宅の考えは、なかなか難しいのかなと思いますけれども、やっぱり実は町営住宅も一等地に建っておりますので、このマスタープランのメンバーの中でも、やっぱり今までさっきの跡地でもそうでしたけれども、この住宅に関してはＰＦＩ方式をとると、今の町の負担にもならないし、人的な部分もないと。そして、将来的に負担を与えないという形の方式はありますので、それの中で検討する必要があると思うし、ちょっと安全性という観点からしても、今の一戸建ての町営住宅は、環境的にも本当はよくないのではないかなと私は思いますので、そこを検討するようなので、どのようなメンバーで今後検討していくのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

今後平成30年度から町営住宅に関しましては、平成30年度は整備の検討業務、令和元年度は住宅マスタープランの策定ということで進めさせてきていただいておりますが、今後令和２年度につきましては、答弁したとおり、ＰＰＰ、ＰＦＩの手法でできないかというような可能性調査を行う予定にしております。当然その財政負担を考えれば、こういった手法が、今は議員の皆様方も先進地の視察をしたりとか、そういった部分でご提言をいただいておりますので、そういった部分を参考にしながら、そういった手法で整備を進めていくというような今計画にしております。

実際、今度その可能性がＰＦＩなりの手法でできるであろうというような先が見えた段階では、今度はそういった部分というのは、それなりに専門の業者に委託をしながら検討業務を行っていただくことにしておりますので、そういった部分の途中、途中の経過に関しましての説明に関しては、議員の皆様方にも説明するということでこの間全員協議会のほうでも説明させていただいておりますし、あと検討委員会のほうにつきましては、現在町営住宅の

検討委員会というのは、庁内の所属長がメインの形になっておりますが、そういった民間の活用というところも取り入れるとなれば、当然民間の方々にも入っていただいた検討委員会のようなものも開催していかなければならないと思っております。今現在も、それぞれ民間の方々にいろんなご提案といいますか、我々も勉強しながらやっておりますので、そういった方々にもいろんな意見をいただきながら、そういう検討委員会を開催して進めていきたいというふうに考えております。

時間的になかなかぱっとはやごとが利かないような事業になっているのですが、そういったところは、せっかく今まで検討業務をいろいろやって、マスタープランまでできたのですから、必ず実になるように進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、まずこの町営住宅について、今矢巾住宅と高田住宅、一つのモデルケースとして、それで何よりも、今入居されている方々に丁寧な説明をすることが大事なのです。そして、私どもがこういうことで事業を進めさせていただきたいけれどもということで、まず入居されている方々にしっかり説明責任を果たして、そしてご理解をいただいた上で、今の私どもの事業を推進していきたいと。そして、もう入居されている方々からも合意形成をいただいて進めていくと。

そのほかにも今戸建て住宅があるわけですので、これを一つのモデル、そして理解していただいた上で進めていきたいということで考えておりますし、それから今県営住宅もご存じのとおり、災害公営住宅がもう一段落したということで県のほうにも今度やはり医大の附属病院とか、そういうふうな勤務される方々もあるわけでございますので、そういった、いわゆる県営住宅の誘致も今進めて、今要望しておるところでございますので、そういった町営住宅と県営住宅、そしてそれは何といっても、入居される方々のニーズをしっかり把握しながら対応していきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　町営住宅に関しては、普通のところをやるのは、どっちかといえば土地の価値がないところに建っている部分が多いので、矢巾町の場合は、本当にど真ん中になってしまいましたので、それもその土地を有効に使いながらそれを集約して、高層化にしてやると３分の１ぐらいで建つのではないかなという部分もありますので、それも検討して

いただいて、それから今住んでいる方々に対しては、私も町営住宅、ほかのところの視察行ってみますと、よく簡単に出たなと思ったのですけれども、それはやっぱり今いる家賃を民間のアパートにまず引っ越していただいて、その期間限定ですけれども、その間は、今の家賃と同じようなので保障するという部分で快く転出していただいたということでありましたので、これは一番昔はもめるのは、出る、出ないでありましたけれども、これはほかの事例の中でも、何か今の環境よりよくなるのであれば、同じ料金で住めるのであればということでありましたので、それも私は提言としての反対ではないのです。やることは反対ではないのですけれども、その部分としてやっていただきたいなと思います。

これで最後の質問なのですけれども、紙おむつの関係なのですけれども、やっぱり矢巾の場合は、医大が来た関係ですごく出ていると思うのです。これは、もうちょっと時間も経過しておりますので、実は2021年に民間の会社でユニチャームがこの事業を展開する予定であるということを聞いております。矢巾町、こういう部分で町長はリサイクルという部分は大きく関心を持っているし、私もその中で、ただ捨てるのではなくてという部分があると思うのですけれども、民間のほうも今目をつけておりますので、そういう部分の情報をしっかりやって、矢巾町でどういうことがユニチャームなり何なりのことができるのか、今後検討する必要は十分にあると思うのです。ほかのところよりもやっぱりごみの中で紙おむつ出てくると思いますので、町のほうでも耳をダンボにしていただいて、これからやっていただきたいなと思います。そういう部分でよろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず、今紙おむつのこと、やはり地球環境問題とも関連があって、パリ協定なり、または2030年までのＳＤＧｓ、そして今何よりも気候変動のもう取り組まなければならないいろんな課題があるわけです。その中で、私ども矢巾町としては、一般家庭の中でリサイクルしづらいもの、できないものは何かと。それは、まず紙おむつだったわけでございます。これを何としても解決をしたいということで、この間も協会の方ともお話し合いをさせていただいて、できるのであれば、北海道、東北に矢巾町のあれをモデル事例としてお願いできないかということで、今後そういった協会なり、環境省とも連携しながら進めていきたいと。

紙おむつの問題、それからもう一つは、今年の７月から小売店でレジ袋、これがもう有料化になるわけです。だから、私は今紙おむつと廃プラ、この問題を、今もう私どもの焼却炉でも実際燃やしておるのは、やっぱりそれはあれだと。それで、今廃プラのほうについては、

これはもう溶融固化すると、いわゆるペットボトルみたいに循環に乗せる、ルートに乗せる、それから汚れた廃プラがあるわけですが、こういうふうなものは溶融固化をして、例えばフォークリフトのパレットに使うとか、または住宅ハウスメーカーとこれから協議なのですが、もう建材の中に、例えば基礎なんかに使うことができないかとか、そういうことをこれから。

そして、私どもとすれば、ＳＤＧｓ、2030年までに矢巾町では減量化、資源化を徹底して図って、できるのであれば、燃えるごみは、収集車2030年までに走らせない。そして、焼却しない。これは、ごみの広域化が2030年から始まるわけでございます。そういったことを一つの大きな目標として取り組んでいきたいということで、私もやがて紙おむつにお世話にならなければならない世代でございます。人ごとではない、我が事として取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時20分といたします。

午前１１時１１分　休憩

――――――――――――

午前１１時２０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開をいたします。

次に、２問目の質問を許します。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　それでは次に、令和２年２月19日に教育長の教育行政方針を受けて、下記のことについてお伺いいたします。

①、学校給食共同調理場の民営化を検討するとあるが、給食は成長期の子どもたちの身体づくりに大切であると認識している。給食の大切さを考えた場合、整合性が取れていないのではないかと思います。今後の給食の在り方をお伺いいたします。

②、体調不良児保育事業について、企業型保育所への拡大を考えていないかお伺いいたします。

③、町内の小中学校には、現在路線バスが通っていないところが多いので、特に冬期間において中学校では、自転車通学ができないので、保護者の負担が大きいと聞いています。そ

こで、スクールバスの導入について、冬期間だけでも早期に実施できないかお伺いいたします。

④、児童生徒の学力向上について、みずから学習する習慣を身につけることが大切であると考えますが、その施策はないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　令和２年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、学校給食共同調理場は、正職員の年齢構成が比較的高めのため、将来的には人員不足により、必要な調理の水準を維持することが困難になることが想定されます。そのため、持続可能な体制をどのように構築していくのが町としてベストであるのかということを考えた際、民営化という選択肢もあり得るのではないかということで、来年度、全国の民営化事例を収集、分析しつつ、メリット、デメリットを整理し、今後の学校給食共同調理場の運営形態の在り方を検討してまいります。

その検討に当たり、議員ご指摘のとおり、学校給食が子どもたちの身体づくりに果たす役割は、非常に重要なものであることを念頭に、少なくとも現在の調理の質や安全性を確保できるような給食を提供できることが最低条件であるとの認識の下に、今後の学校給食の在り方について考えてまいります。

２点目についてですが、現時点で企業主導型の保育施設への拡大は考えておりませんが、引き続き、紫波郡医師会との連携を図りつつ、町内施設における受け入れ体制整備について、関係機関との協議を行い、病児保育事業の実現に向け、努力してまいります。

３点目についてですが、スクールバスの導入については、対象エリアの選定やバスの運行形態の在り方などを含めて早期に検討を行い、実施していきたいと考えております。

なお、令和２年度からバス通学に対する現行の遠距離通学費補助金制度を見直し、各小中学校から半径２キロメートル以上にあるバス停を利用して通学する児童生徒を補助対象とすることで遠距離通学をしている児童生徒の対象を公平に、かつ拡大したいと考えております。これにより、現行では中学校の生徒が実質的に補助対象となっておりませんでしたので、補助対象の範囲を広げ、スクールバスの導入までの一助にしたいと考えております。

４点目についてですが、みずから学ぶ習慣を身につけるために、学校現場においては、板書の仕方を工夫するなど、常日頃から興味関心を引く授業展開に努めております。また、家

庭学習強化週間を意欲的に取り組むために漢字テストを強化週間の前後に実施して、自分がどこを中心に学習するべきかの気づきを与えるような工夫も行っております。今後児童生徒に１人１台のＩＣＴ端末機器を導入していくこととなりますが、デジタル教材を活用することで児童生徒の興味が増していくと思いますので、音声や映像を用いた分かりやすい授業や児童生徒の理解度に合わせたドリルの実施など、誰一人取り残すことのない個別に最適化された学びの実現に向けて取り組んでいくこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　学校給食の民営化についてでありますけれども、ちょっと理由は、なぜこれから民営化を考えなければならないのかなという部分、私の考えからすると、やっぱり民営化することによって、経費負担が減るという部分が大きいのではないかなと思いましたけれども、今回の中では、高齢化ということが挙がっておりましたけれども、これはやはり矢巾町のほうでも安全性、教育方針の中には、給食は大事であると。だけれども、民間に委託する。何かちょっとずれが生じているような感じがするので、確かにこども園とかは民営化になっている部分でサービス向上しているとか、それから町のほうも財政負担が減ったという部分もあるでしょうけれども、これは子どもたちの給食に関しては、慎重に考えていただきたいと。

それから、雇用の部分に関しても、やはり町内の方が調理場の仕事をしている方が多いと思うのです。そういう部分でも、民間の場合は、もう誰、なかなか人員を減らしたりすることが多いと思う。採算性を中心になるので、そういう部分でなかなか大変ではないかなと思いますので、調理場、それから今回方針の中に煙山保育園の話も民営化ありましたけれども、やっぱり町のモデルとして大事な煙山保育園だと思うのです。そういう部分。やはり民間に委託してしまうと、民間の代表者の会議とかあるのでしょうけれども、直接の声を聞けるのは、やっぱり町が運営している保育園とかが大事だと思いますので、そこは慎重に、民営化するにしても慎重に考えていただきたいと思うのですけれども、方針が出てきたのでは、やはりいつかはなるのだろうなと思うのですけれども、そこは慎重に考えてやっていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

今議員おっしゃるとおり、慎重にということで、これはいつかは考えなければいけないことだったので、この民営化という言葉を施政方針のほうに載せさせていただきました。そして、議論をしていかなければいけないと。そして、これは議題として民営化ということで私たちは考えていきたいと思っています。

今全国で給食施設のほう、民営化になっているのが約半分ぐらい、もうなってきているという実情があります。ただ、それは調理部門だけとか、様々な運営の仕方があります。あとは雇用についてもどういうふうにするかと、いろんな事例を参考にしながら、そのメリット、デメリットを含めながら議論の議題として上げたということでご理解願いたいと思います。慎重に検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　今後の課題として慎重にやっていただければなと思います。第一は子どもたちですから、よろしくお願いいたします。

病児保育の関係でちょっとお伺いいたしますけれども、実は今日から矢巾小中が休業という形でなっております。やはり子ども同士で、小学校の低学年なんかは、ちょっとなかなか難しい。今回のことは特別ですけれども、やはり小さい子どもが病気にかかったと、風邪をひいたと、熱が出たと、だけれども、休めないという部分の需要は多いと思うのです。矢巾町、私の地域でもどっちかといえば、共稼ぎじゃないと、家も売ってしまわなければならないぐらいの環境のところがあるので、私、その企業型という部分を言ったのは、医大のほうの保育所が、それ以外にも何か所かあるはずなのですけれども、医大の中に保育所ができましたので、今は５か所あると言っていますけれども、紫波町に行ったり、盛岡に行かなければならないという部分で、どこか矢巾町のほうとしても病児を預かって保育できる環境を町内にできないかということで質問して、今は考えはないということなのですけれども、やはり住みよい、子育てしやすい矢巾町をつくるためには、これは絶対必要だと思いますけれども、今後その考えを持っているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

病児保育の企業型に関しましては、私どもも何度か岩手医大のなかよし保育園の受け入れが可能かということは、ご相談申し上げたり、矢巾町の今の現状、それから今子ども・子育

て計画の策定時期で、やはりニーズとしてもあるということは、非常に私どもも受け止めております。その中で、岩手医大では、今病児保育の設備的にはございますが、あくまでも意向としてはでございますが、岩手医大のなかよし保育園では、地域の拡大の今予定はないということで伺ったところでございます。ただ、今医大の中でも月２名程度のご利用があるということでお聞きしております。それは、岩手医大のなかよし保育園に利用しているお子さんの方々の中でということになります。

私どもも紫波郡医師会、それから町内にある小児科専門医の先生にも何度か情報提供しながら、矢巾町の現状を今年度についても何度かお話申し上げたところでございます。病児保育の在り方としても病院につくる方法、診療所につくる方法、それから保育園、こども園につくる方法もございますので、その在り方自体、私どもとしても何とか町内にできないものかということで、今後も医師会、それから小児科の先生方、もちろん医大のほうにも現状をお伝えしながら何とか実現できないかということでは、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　これから需要が必ずあるので、待機児童も大分解消されているという部分は、矢巾町は住みやすい、子育てしやすいという部分が増進しているのかなとは思いますけれども、これは粘り強くやっていかないと、なかなか毎年１回ぐらいの話では駄目だと思いますので、ぜひぜひ出していただきたいなと思います。

それから次に、スクールバスなのですけれども、本当に路線が全くないところがあるのです。そして、なぜか矢巾中学校、北中のほうも線路の上のほうにあるので、徳田地区の方々が、私相談を受けたのは、朝、夏場はいいよと、自分で行けるし、冬場、朝送っていかなければならないし、迎えに行かなければならないという部分で、矢巾町にはスクールバスはないけれども、今後考え方はないのかという部分がありましたので、やはり今の環境の中では、公共交通を利用できればいいのですけれども、できない状態になっているというのが現状なので、そういう部分を今後検証して、期間限定でもいいので、そういう部分の配慮をしていただけないか、ちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに当課のほうにも、やっぱりスクールバスの要望のお話はいただいております。教育長の答弁にもありましたけれども、まずエリアの選定、それからそれに伴った路線といいますか、それの選定をまず第一に考えなければならないと思っていますし、あとは運行形態なのですが、例えばですけれども、スクールバスの時間帯だけを業者さんに委託して行うですとか、あるいは町でバスを保有した場合に、スクールバスで使って、使わない時間はほかに使えるのかとか、そういったのも含めて検討した上で、やはり財政的な部分もございますけれども、有効に使えるような制度にしたいなと思っていますので、そこを早急に議論していきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田清実議員。

○６番（廣田清実議員）　町民目線の町民の会の最後の質問となるのですけれども、そのスクールバスのことに関しては、慎重にというよりは迅速に検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問ですけれども、いろんな部分で漢字とか、そういう部分でこれからやるのだという部分でしょうけれども、やっぱり学力向上というのは、自分が遊びながら、遊んでいるのだけれども、実は勉強していたという習慣をつけるということが大事だと思うので、そういう部分では教育長さんもいろんな事例を見てきたという部分があるということで、私は12月議会でもお話ししましたけれども、中学校の学力を急に上げるのは難しいと。その中で、初めの根っこの部分、これをつくってやるということが大事だと思うのです。それは、人口3,000人の町だからできたということではなくて、２万7,000人の矢巾町でもできると、そういう部分の矢巾町型の教育、だから遊ぶ学習という隔てがないような感じで。今日いただいた答弁は、どっちかといえば押し込めて学力向上するのだという部分なのですけれども、やはり矢巾町型のは、小学校の低学年を対象にしながら遊ぶ、実は遊んでいた中でも学習する習慣がついたというような矢巾町型の教育をつくる必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まさしく矢巾町型の教育ということで私も模索しております。各小中学校の現場では、様々な取り組みをしております。いわゆるグループ学習をしたり、それから上級生が下級生に

教えたりとか、そして私はそういうふうなことを発展させていきながら、小中連携も含めて、小学校から中学校、中学生が小学生に教える、そういったことができないかとか、そのためにも毎回お話ししますが、コミュニティ・スクールというふうなことで全体を考えていこうということで教職員にも理解を求めながら、地域にも理解を求めながらそういう形を模索してまいりたいと思います。いろんな事例を参考にしながら頑張って取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ちょっと逆戻りの答弁で恐縮なのですが、まず先ほどのいわゆる共同調理場、また町立煙山保育園の民営化については、もうご存じのとおり共同調理場については、自校方式から共同調理場方式にと、それから町立の関係については、今年で15年目になるのですが、社会福祉法人に、いわゆる民間にお願いしてから、そこでただ民営化すればいいということではなく、できるのであれば、民営化によってどういう食教育につながる改善ができるかと、やっぱりそういう視点から、もうまがだしないからとか、もう直営でやるよりも、委託のほうがいいとか、民営化のほうがいいとか、そういうことではなく、ステップアップさせるようなことを考えていきたいということで、共同調理場方式についても、そういうことをしっかり視点に置いて。それで、子どもたちの食育の視点に立った給食の在り方、提供の在り方を考えていかなければならないと。そこで、駄目なときは、これは民営化しては駄目なので、そういう視点に立った食育からの。

それから、保育園ももう今ご存じのとおり、認定こども園、いろんな、そして幼児教育、保育の無償化、これもどんどん拡大されていくと思うのです。その中で町立の今度の保育園、例えば病後児とか、病児保育とか、そういうことをできるのであれば民営化と、やはりそういうことをしっかり、これもやはり園児の、また保護者の皆さんの視点に立った民営化を考えていかなければならないと。やみくもに民営化するということではなく、そういうことをしっかり私ども情報収集をしながら、そして寄り添い型の給食または保育の在り方を模索をしていきたいということでひとつご理解いただきたいということと。

今教育長は、矢巾型のコミュニティ・スクールを提唱しているのですが、それと併せて、今廣田清実議員からは、遊び心のそういう学習というか、教育ができないか。これは、まさにＩＣＴ教育なのです。これは、もう県も国も、そして今ギガ・スクールということを提唱されてきておる。子どもたち児童生徒に１人１台の、私らであればタブレット、そういうこ

とを先進的に取り組んでいくことができないのかと。もし、今国では、今年度から令和元年度であれなのであれば、予算化をするのであれば、そういうことも検討していくということでございますので、まさにこれから求められているのは、ＩＣＴ教育です。それに率先して、後回ってやるのではなく。

今度の教育長の施政方針にも３つ掲げているわけです。確かな学力の向上ではなく、保障だと言っています。そして、豊かな心の育成と、そして何よりも私はやっていかなければならないのは、これから健やかな体の育成と、こういう知育、徳育、体育、食育、総合的にこれをまとめながら矢巾町の教育の在り方を進めていきたいと。これは、もう今総合教育会議の中できちんと方向づけをしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で町民の会、廣田清実議員の質問を終わります。

次に、一心会、廣田光男議員。

１問目の質問を許します。

（16番　廣田光男議員　登壇）

○16番（廣田光男議員）　16番、一心会の廣田光男でございます。しばらくぶりの質問になりますので、あちこちつじつまが合わないこともあると思いますが、年寄りに免じて勘弁していただきたい、お付き合いをいただきたいと思います。私は、令和２年度施政方針と令和２年度一般会計予算についての質問をさせていただきたいと思います。

令和２年度の施政方針は、第７次総合計画後期基本計画の始まりと位置づけ、基本理念であります「希望と誇りと活力にあふれ　躍動する町　やはば」の実現、そして新時代の意味に込められた願いの実現に向け、矢巾町の先頭に立って町政を進めるとあり、そこには、ウェルネス、セーフティー、ダイバーシティやＳＤＧｓの施策に精力的に取り組んでいくとありますが、そこで次の点について質問いたします。

１点目、第７次総合計画の施策の大綱に掲げた７つのまちづくりについて、具体的な取り組みを述べておりますが、具体的な取り組みについては、基本計画の内容を総花的に数字ではなく、文言で表現されただけで信憑性に少し欠けるのではないかと。特に、重点的に取り組む政策の特徴が必ずしも示されていないのではないかと思うのでありまして、来年度の大きな改革であります機構改革についての思いや記述も割愛されているのが現状でありますので、所見を伺います。

２点目につきましては、昨年までの施政方針の中で、地方創生として地域おこし協力隊の活動支援やウェルネスタウンプロジェクト及びローカルブランディング事業がありましたが、事業展開の中での今後の見通しと展望を伺います。

３点目、利便性と発展性のあるまちづくりについて、国土利用計画や都市計画マスタープランにおける市街化区域、市街化調整区域の地区計画及び矢巾スマートインターチェンジを核とした今後の開発計画の見通しを伺います。

４点目､地域コミュニティの活性化についての在り方について議論を深めるとありますが、今でもたくさんの事業メニューがある中で、どの事業を特に優先して議論の対象としていくのか、その方向性を伺います。

５点目、令和２年度予算について、例年示される主な政策の概要が示されず、町長の意図する予算編成方針がまとまりに欠けているような気がいたします。予算編成方針があれば、お示しいただきたい。また、財政運営の基本である「入りを量りていずるを制す」と故事にありますが、特に歳入の見通しについての具体的な考え方、特に自主財源である住民税、固定資産税の見通しと展望を伺います。

６点目、町政の課題である財政問題について、予算への反映について具体策があれば、その所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　16番、一心会、廣田光男議員の令和２年度施政方針と令和２年度一般会計予算についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが､本年度は､第７次矢巾町総合計画後期基本計画の策定の年であり、多くの皆さんからいただいたご意見やご提言を基に町が令和２年度から重点的に推進すべき施策をまとめた後期基本計画について、先般の議会でご可決を賜ったところであります。そこに盛り込まれた122の施策の背景にあるのは、いずれも町がいまだ解決できていない課題であり、基本的に全ての施策が重要なものと受け止めておりますことから、令和２年度の施政方針においては、後期基本計画に込められた町民の皆さん、そして議員各位の思いに応え、それぞれの施策を着実に前進させることが重要と考えているものであります。

また、機構改革につきましては、各分野の施政方針の中で、その必要性や意義を述べておりますが、いずれも各分野における施策推進を現在よりも効果的かつ効率的に加速するために体制の最適化を図る趣旨でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

２点目についてですが、地域おこし協力隊につきましては、平成28年度からこれまでに延べ５名の協力隊を委嘱し、各人が個性を生かしながら熱意を持って、町内資源の発掘や情報発信などに貢献されているところであり、今後も引き続き協力隊が存分に活躍できるよう活動支援を行ってまいりたいと考えております。

また、ウェルネスタウンプロジェクト事業やローカルブランディング事業につきましては、それぞれ平成28年度から国の交付金を活用して事業を開始し、いずれも本年度末に終了する予定であります。令和２年度からは、両事業を統合、発展させる形で地方創生の継続を図りたいと考えており、これまでに培われた医療と健康のまち、元気のあるまちという新たな強みを官民連携の体制を組み、全国に向けて強力的に発信してまいりたいと考えております。

３点目についてですが、市街化区域については、現在新たな市街化区域の拡大を目指し、盛岡市、滝沢市及び本町が構成員となります盛岡広域都市計画における区域区分の第８回定期見直しを行い、現在関係機関による協議を進めておりますが、時間を要している状況であります。編入後の開発計画については、区域区分の見直しを３地区予定し、ともに民間による宅地開発が予定されているところであります。

また、市街化調整区域における地区計画については、現在進めております企業誘致事業の実現に向け、４月から道路住宅課まちづくり推進室において着実に進めてまいります。

なお、市街化調整区域での地区計画は、このほかにも既存集落型、中心拠点形成型、既存産業団地連携型、観光振興推進型、公共公益施設整備型といったものを地区計画ガイドラインで想定しており、それぞれの開発の必要性の高さと、地域の町民の皆さんの意向を含めた実現可能性に応じて事業主体となる民間または町において、開発計画と地区計画設定を推進し、開発が進められていく流れとなっております。地区計画設定主体となります町としては、事業主体とともに、各種土地利用計画に沿った適正な土地利用を推進してまいります。

矢巾スマートインターチェンジを核とする開発に関しましては、国道４号盛岡南道路の計画が大きな影響を及ぼすものと捉えております。先般国道４号盛岡南道路のバイパス案が報道されましたが、今後国土交通省において、事業化に向けて各種手続を進める二、三年の間にルートが確定されていくものと見込んでおります。このルートの確定に伴い、国土利用計画、都市計画マスタープラン及び農業振興地域整備計画における土地利用計画など、各種土地利用計画について、国道４号盛岡南道路の計画を踏まえて全面的な見直しを行うべきものと考えております。その見直しの際に、矢巾スマートインターチェンジを核とした開発についても、各種土地利用計画に位置づけた上で具体的な開発計画を推進することになるものと

見込んでおります。

４点目についてですが、コミュニティに対する事業として防犯灯設置事業や公民館水洗化事業といったハード面での補助事業や郷土芸能の普及などの青少年健全育成整備事業といったソフト事業を設けており、特にも防犯灯やエアコンの設置等に活用いただいております。地域コミュニティの活性化につきましては、昨年から町職員が各自治会を訪問し、その自治会が今抱えている課題を共有、確認することを目的とするコミュニティワークショップを開催しております。その中から、多くの自治会では、地区内のコミュニケーション不足が課題として挙げられております。そうした課題の解決のためには、円滑なコミュニティ運営が必要であり、地域の町民の皆さん方の交流の創出のために青少年の健全育成やスポーツ及びレクリエーション等に対する補助メニューでありますコミュニティ活動促進事業やみどりのふるさと整備事業などのソフト事業を重点的に支援し、課題解決に努めてまいります。

５点目についてですが、令和２年度の予算編成方針では、本町の厳しい財政状況を示した上で町民本位の元気のあるまちづくりを行うために14の重点項目を掲げ、限られた財源を最大限活用した予算編成を行うよう指示しております。

歳入の見込みの考え方についてですが、町民税のうち個人町民税は、今年度の調定額が前年度を上回っており、納税義務者数の約８割を給与所得者で占めていることなどから、令和元年中の所得も前年程度を期待できるものとして、来年度の当初予算においては、対前年度当初予算比で約3,000万円の増収を見込んでおります。

また、法人町民税は、令和２年10月から法人税割額の税率が12.1％から8.4％に改正されることから、対前年度当初予算比で200万円弱の減を見込んでおります。

次に、固定資産税は、土地につきましては、価格が上昇傾向にあるものの、評価替え年度でないことから、ほぼ横ばいを見込んでおります。また、家屋、償却資産につきましては、新たに企業立地が進んでいることから、対前年度当初予算比で約7,000万円の増収を見込んでおります。

また、地方交付税や各種交付金につきましては、国が公表する地方財政計画や県がお示しします各種交付金の見込額や増減率を参考に、それぞれの予算額を算出しております。

６点目についてですが、本町の財政上の課題は、義務的経費の増加により、財政の硬直化が進み、投資的事業や新規事業を実施するための財源を確保しにくい点にあります。その対策として、経常経費のさらなる削減と補助事業等の有効活用による一般財源の確保を予算編成時に指示し、全庁を挙げて取り組んでおりますが、今後はさらに事務事業評価に基づく既

存事業の見直しを進め、費用対効果等を十分に検討し、その結果を予算に反映させることで限られた財源をより効果的に、そして効率的に活用できるように努力をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はあろうかと思いますが、ちょうど正午になろうとしてございますので、この後昼食のための休憩に入ります。

再開を午後１時、13時といたします。

午前１１時５７分　休憩

――――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開をいたします。

再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　まず、具体的再質問に入る前に、町長の施政方針や予算書に引用される外来語や片仮名語表記についての考えを伺います。私は、町長が公用語として使用するのは、基本的に正しい日本語で表記するべきものと考えております。昔から名は体を表すとか、読んで字のごとしと言われている字は、重要な表現方法であると思います。

しかし、昨今の風潮を見ますと、外来語や片仮名語が連日報道され、私はいささか往生しております。そのために外国語や片仮名語が連日報道されるたびに、私は自分なりに括弧書きを記入して対応しております。また、今さら聞けない片仮名語があり、非常に苦労しておりますが、私は括弧書きも併記するべきであると思いますが、このことについての例えばＳＤＧｓ、町長さんも舌をかむことがありますが、これは括弧で国連で定めた持続可能な開発目標とか、あるいは国際リニアコライダー、ＩＬＣとか、あるいは情報通信技術、ＩＣＴとか、第５世代、括弧５Ｇなど、結構使われていらっしゃいますが、ほかにもウェルネスタウンプロジェクトやローカルブランディングとか、政府や県においても、また報道機関の岩手日報などにおいても特に片仮名語には括弧書き表示がされていることから、今後は行政事項関係の表記には括弧書きを表記すべきと考えますが、その考えがないかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、まさにご指摘のとおりでございまして、ただ日本語というのは、外国の方から言わせると、漢字もあり、平仮名もあり、片仮名

もあるということで、特にもこの表記の在り方については、私もなるべくこのことについては、こういうことだというのはお話をさせていただいておりますが、もし皆さん方議員各位のお許しをいただけるのであれば、括弧書きまたは注意書きでやることは、これはやぶさかでございませんので、ただ私も職員から言われているのは、この程度のことを理解できなければ、私も外来語辞典を買って密かに隠れて調べております。そこで、今後議会のほうから、そういうお話があるのであれば、括弧書きなり、注意書きをさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　そこでではありますが、外国語表記につきましては、その程度であれですが、先ほど今町長さんのお話しされましたように、その程度が理解できなければ、町民ではないみたいな話では駄目なのです。その程度で人に教えるのが仕事なのです、行政というのは。あなたと私が話して通じるのであれば、何もこういう議論する必要ないのであって、施政方針というのは、町長が議会に対して町行政の重要方針を推進する策の活用の場でもあります、表現の場でもあるわけ。したがって、このことにつきましては、小学生や戦前生まれの社会貢献者である後期高齢者の皆さんにも分かるものとしたものでありたいと思うところであります。

したがいまして、これは議会に対して町長が発するものだけではなくて、このことを町民が聞いて、町民が分かりやすい目線で語り合うことではないのかなと、それを共有することこそ施政方針ではないかと思うわけでありますが、再度ご所見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　まさにご指摘のとおりでございまして、まず私ども今いろんな矢巾町でも取り組みの中で全世代に優しいというのをひとつ掲げてやっていきたいなと、こう考えておりますので、今廣田光男議員からお話あったことは、そのとおりでございますので、全世代に優しいこれから町長なり、教育長の施政方針にさせていただきたい。また、答弁もそのような方向で内部で検討させていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　参考までにちょっと私の調べた片仮名語の中でよく使われる中でうまく理解できないのがありますので、後でご検討願いたいと思います。ウェルネスタウン構想、メディカルフィットネス、フューチャーデザイン、それからローカルブランディング、スーパーシティ、コンパクトシティ、スマートシティ、みんな分かりますか、かなり難しいです、使い分けも、中身も。そんなこともあります。そして、先ほど来ずっと議論しておりますが、ＰＦＩとか、ＰＰＰとか、ＴＰＰとか、ＩＯＴ、こんなのは、本当にこれからますます大変になるのではないでしょうかと思いますので、何わざとだけ括弧をつければいいだけですから、ただ括弧の付け方の中身がちょっと理解できないということの議論あるかもしれませんが、それは勇気を持ってつけてください。

それで、やっぱりその中で、先ほど町長さんもお話ししましたけれども、今さら聞けないではなくて、今やっぱりこういう時代になったことも確かですので、ある程度努力はしますが、やっぱり私らも努力はしますが、努力で足りない分については、補ってもらって、何か後でちょっと書物を見る、公文書を見る際に、括弧がついていると、ああ、そうだったなというふうに分かるようにすればいいかと思うのです。そのことをご要望しますが、まずそれはそれとして次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、地方創生についてであります。地方創生という言葉は、もう既に皆さんここでお話を私がするまでもなく、地方創生というのは、やはり東京一極集中の是正とか、あるいはその地方を豊かにする。地方の中央からの簡単に言えば下請けをやってくれというような事業でありました。しかし、地方創生事業もかなり形骸化してきました。その中で本町は、ずっと最初から付き合ってきておるわけでございますが、やっぱり片仮名語でありますので、かなり行き届かない部分はあったと思いますけれども、メディカルフィットネス事業に限らず、ちょっと私らが聞いてきた事業の中には、ウェルネスタウンとかありました。ナト・カリプロジェクト、ウェルネスタウンプロジェクトとか、そんなのもありましたけれども、そのたびに風向きが変わってきたような気もします。

地方創生事業とは、元々は割に経済的に豊かでない地方が取り入れた事業でもありました。ですから、どっちかというと、地方創生事業もかなり終盤にさしかかっている新聞記事もあります。やっぱり当方は、豊かな市町村であるかもしれませんが、豊かな中には、地方創生によく取り組んできたなと、これは評価いたします。ただ、果たして地方創生が人口増につながったのか、あるいは東京一極集中が過ぎたのか、これをそろそろ検証する時期にも来ている。

それで、先般雫石町では、地方創生事業が大いなる決断でもって、やっぱりこれを撤退をしたというような記事もありました。あれも大きなインパクトがある事業でありました。しかし、やはり見直しする必要があれば、その見直しもしなければならないということでありまして、いわゆる地方創生事業というのは、つまり裏負担があるから手を挙げやすいという一面もあったわけです。だから、この中では貴重な自主財源がつぎ込まれるということも事実であります。ですから、やはり10円かかるものを５円もらうから５円は自分では出してもいいという発想ではないのです。10円かかろうが、20円かかろうが、５円出すことについてどうなのかという議論が大事なものであって、そこから生まれたのが地方創生事業であれば、私も納得するわけであります。

しかし、今午前中にも廣田清実議員がいろいろなメディカルフィットネス事業についても取り上げましたので、その中でメディカルフィットネス事業は何ぞやということについては議論は譲るといたしまして、私は若干メディカルフィットネス事業を導入する際に、那辺が入れる目的なのかとお尋ねしたところ、ある課長さんは、医療に特化して、医療が安くなるのだと、このメディカルフィットネス事業を入れることによってということでしたが、ちょっとそういう視点から医療に特化した、このメディカル事業についてのお考えについて私は、将来の医療費を抑制できる効果が期待できるとのことですが、事業効果の試算の根拠が明確でないことについてをお尋ねしたいのです。

何かといいますと、試算の根拠の中に、平均寿命と健康寿命の話が出ておりました。その平均寿命と健康寿命の乖離部分を、この事業の導入によって埋めるという、そして医療費が抑制されるという展開、発想でありました。私は、現在の矢巾町の健康寿命は、細かいことは別にして、男74歳、女の人は74歳で同じです、健康寿命に関しては、大体。平均寿命は、男の人83歳で女の人87歳でありますが、実はもっと大きな問題が潜んでいるのです。平均寿命より現在高齢者の平均余命で見れば、何と現在75歳の男の人は12年生きるのです、これから。95歳まで生きる。女の人は16年生きると103歳まで生きるのです。だから、誰かが言ったように、人生100年時代というのは合っているのです。このことに対しては、議論はないところで。

実は、健康寿命と平均寿命がますます乖離されることが想定されるのです、逆に。今の状態。しからば、寿命とは何だかというと、生まれてから死ぬまでの期間で余命というのは、残された命の時間のことです。これは釈迦に説法でしょうが、そのとおりなのです。したがって、健康を買うために運動をすることは否定しません。いろんな事業のメニューがありま

すから、それに沿って進めることは大変結構なことです。しかし、医療だけの話にすれば、特化すれば、医療はそういう時限の話ではないということだけご理解いただきたい。

したがって、私は80歳の健康寿命であれば、80歳から健康寿命が、74歳であれば、それから幾らかでも引き上げることについては、私も賛成でございます。ただ、平均余命を考えた人に、下手に健康にいって体を壊したなんていうことになっては大変なことです。黙って寝ていればいいのです、極端に言えば。ですから、私の持論でありますが、そういうことを言えば、やはり健康でなくても豊かな心の醸成の中で静かに健やかに過ごすことも大事なものなのです。したがって、医療の効果があるからやるのではなくて、さっき文化の話もしました。そういったものの相乗効果も併せながら平均寿命と健康寿命の乖離が縮まればいいのですが、医療費の抑制にはならないという私は持論を持っているのですが、なぜ延びるか、平均寿命が。これは、平均寿命というのは、ゼロ歳が何ぼ生きるかということの数字ですから、私の将来のことを言っているのではないのです。皆さんいらっしゃるのに自分を足せばいいのです、何年、余命を。そうすると、余命以上に健康寿命が縮まらないのです。やっぱりそうなると、心の醸成、浄化というのも非常に大事な話になってくると思いますので、そこにだけ注視した事業のものではないということをお話を申し上げたいと思うのであります。

したがって、例えばやったときに事業費が、やはり10円かかるとすれば、５円は負担するわけですから、５円の相乗効果の費用対効果というのは議論するべきだと思うのですが、このことについて所見があれば、伺いたいと思うのですが、いかがでございましょう。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　ありがとうございます。非常に私で答弁し切れるかどうかというような形だったのですが、今お話を聞きながら、その医療的な効果といった部分について、事業の説明をするときに私がしたものだと思いますけれども、その中で事業のアウトプットのところを説明してしまったといったところは、まずもって事業の目的が何ぞやという、その事業のアウトカムのところを皆さんにお伝えしなかったのが私の一番の失敗だなと、今反省しているところでございます。まさに、この地方創生の事業をする意義というものにつきましては、このメディカルフィットネス事業につきましては、まさに健康がといったところに注目をしているものでございます。間違わないようにというか、最も格調の高い健康の概念というのは、ＷＨＯで出している健康の概念だと思いますけれども、その中でも肉体的な部分に限らず、精神的な部分、あとは社会的福祉の状態、それは単に疾病や病弱ということではなくて、到達するべき最高の基準だという言い方をしております。

まさに健康というのは、肉体的な部分だけではないということだと思っております。

先ほど廣田議員の代表質問でもありましたけれども、そういった部分につきましては文化的な部分といったところも要素も取り入れ、その事業を通じて、そういうことが享受できるようにしていきたいなと思っております。具体的には、町長も申し上げておりましたとおり、コミュニティをどうしていくのかといったところで、その人間の尊厳といったものも最終的にそこにいるということを大切にしながら事業を展開してまいりたいと思いますので、今後ともご指導、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　お分かりいただけて大変ありがたいと思いますけれども、次には必ず費用対効果の検証を決算を通じながら追いかけていきたいと思います。それは、メディカルフィットネス事業に限らず、いろいろな地方創生の中で取り組んできた事業ありますので、そのときにまた具体的な数字等には、今日は予算委員会、予算の問題でありますので、細かい議論は抜きにしまして、今後また追いかけていきたいなと思いますが、次にまた最終的には、財政問題でそこのところをまた触れますので、まず次に分かりやすいところで、まちづくりについてお伺いしたいと思うのですが、再質問。

国土利用計画と都市計画マスタープラン（基本方針）といったとき、マスタープランというのは（基本方針）といけばいいのです、ああそうか、マスタープランというのは基本方針か、これは丸も何もなく、改めてああそうかと思います。それで、市街化区域の決定における過程において、矢巾町が県に要望した市街地の選定過程においては、どのような考えで決定されたのか、その際、今後議論されるべき大きな課題に学区再編対策があります。私は、この国土利用計画とマスタープラン、方針の中に、やっぱり大きな課題である学区の再編問題なんかも含めて検討されたのか。特にも、不動小学校、徳田小学校は減っていく状況にありますが、徳田小学校の状況を見ますと、これは地区計画もまた入ってきたり、あるいは国道沿線端であったことにつきましては、徳田小学校は別議論としてやらせていただきますが、不動小学校だけのことを見ますと、200人を切る状況にあります。そして、社会的な要因というのは、何ら望めないような状況にあるのです。自然増なんて当然無理です、不動は。そういった中で、やっぱりこういうときに選定すべきなのは、３つある候補であれば、１つぐらいはどうでしょう。本当はもう一つくらいは違うところに分けて導入するものがあってし

かるべきではなかったのか。

私もちょっと油断しておりました。まさか３つともみんな線路の下に持っていくとは思わなかったから、結果的には線路の下にみんな持っていったということですから、これからでもいいです、線路の上に１つインパクトのある不動小学校学校区にそういったものを持ってくる考えがないのか。また、そういう検討がなされたのかをお伺いしたい。

また、今後の事業化の市街化及び地方計画の事業化の計画と事業年度の見込みなどについて時系列を含めてお答えいただければ幸いでございます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

先ほど出ました都市計画マスタープラン、これは平成30年に策定したものでありますが、これはまさしく上位計画であります矢巾町総合計画、そういったものとの整合を図りながら進めておるところでありまして、都市計画マスタープランにつきましては、町内全体の都市的土地利用だったり、観光面だったり、流通系だったりというような位置づけを明らかにしながら進める計画というところでマスタープラン、基本方針ということで策定させていただいたところでありますが、不動地区につきましては、現在先ほど市街化区域の拡大の関係ありましたが、市街化区域の拡大については、５年前から町のほうとしても都市的土地利用を図るべきというところで、当時は医大の病院もまだ開院していない状況の中から都市的土地利用を、いわゆる住宅地あるいは業務系の市街化区域を拡大しようというところの計画から進めてきたものでありまして、今回出している３地区につきましては、いずれもＪＲの東側というような地区にはなっておりますが、これは都市計画マスタープランに基づいたものに沿った形で計画はしております。では、西部地区あるいは市街化調整区域のほうのところはどうなのだというような議論になると思いますので、そういったところは、例えば不動地区、不動小学校の周辺というところにつきましては、大規模既存集落という位置づけにもなっております。室岡地区をはじめとする不動地区のところにつきましては、集落も密集しているところもあります。そういったところに手当をするべく、その間市街化調整区域の地区計画制度を用いて、ある程度住宅だったり、ある意味都市的土地利用も図れるような政策を町のほうからガイドラインとして打ち出したものでありまして、そういった部分につきましては、今後そういった地区計画のほう、市街化調整区域の地区計画という制度を用いながら、ある程度均衡のとれた、あるいは総合計画、都市計画のマスタープラン、基本方針に基づいた土地利用を今後も図っていければいいかなというふうに考えております。都市計画サイドのほ

うからの意見として答弁させていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　この議論は、私の思いを話ししたのでありますので、十分に趣旨は届いているかと思いますが、今後の政策に期待をするものであります。

それから、もう一つだけ付け加えておきますが、不動の遊休地、３町歩の利用計画と地区計画の話もありましたが、あと県交通が来るとか、来ないとか、町長さんは、先ほど県営住宅も誘致したいという話もありました。時間もありませんので、これは割愛します。時間配分の都合もありますので。

それから、まず町民が望んでいるのは、高い土地の分譲を望んでいる方もいらっしゃるでしょうけれども、安い土地が欲しいというのも、これもニーズなのです。だから、高くなればよかろうなんていう発想ではなくて、町民の安いものについてのニーズも取り上げるような政策であってほしいなと思いますが、これは次回に譲るとしまして、この質問は終わらせていただきます。

時間配分が非常に難しくなっておりますが、次に、令和２年度予算についてちょっとお伺いをしたいと思います。これについても難しい観点からの話は要らないので、ざっくばらんにお答えいただきたいと思いますが、ざっくばらんでは本音を語る、さらっとした答えをお願いしたいと思います。「入りを量りていずるを制す」とは、中国故事礼記に影響を受けた二宮尊徳翁が考えた究極の財政再建策であると思います。二宮尊徳翁は、報徳の精神の中心をなすものが、いわゆる分度と推譲の精神だとお話ししております。特に、入りの部分の議論はしっかり尽くして、そしていずるの部分は入りの部分に対応するものが財政再建の基本であると言っておりますが、当町の予算配分の中で、最初からいずるの部分が決まってから入りの検討がされたのではないかと思われる節が多々ありますが、その際の不足財源は、町債と臨時財政対策債に委ねた考え方があったのか。また、補助事業ありきだったのか。本町の持ち出し財源は、将来の負担率の減少に追い打ちをかけることはないのか、この点について所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきます。細かいことは、担当課長のほうからお答えさせていただきますが、今の矢巾町の財政状況、私もいろいろ調べてみたのですが、まず私どもの町財政の全体を見た場合、まさに「入りを量りていずるを制す」という、また二宮尊徳のいろんな精神もあるし、それからよく言われる三方よしとか、いろいろあるわけです

が、その中で今私らの町の財政全体で見た場合、まさに先ほどのＳＤＧｓではないのですが、持続可能な状況にあるのかというと、そういう楽観できる状態ではないということで、これはひとつご理解をいただきたいと。

それで、特にも起債償還なんかの場合は、廣田光男議員は県職員をやっていらして分かっていることなのですが、基本的には、もうそういった地方交付税で起債償還をできるようなあれであればいいが、もう今借換債であります、いわゆる私どもとしては、臨時財政対策債、これは国と私どもが半分ずつ負担するわけですが、もうそういった臨時財政対策債を使わなければ運用できないということは、そういう厳しい状況にあるということは認識しながら、今回の予算編成に当たっては、14項目にわたってまず編成をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

また、詳しいことは担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず予算の編成につきましてですが、まさに議員ご指摘のとおり、まず出側があって、それに対して入りを考えたということではありません。まず私ども今年度の予算につきましては、昨年の決算見込みから比べて10億円以上削減した予算編成となっております。約101億7,600万円ほどの予算規模になっているところでございますけれども、そのうち36億円が町税ということで自主財源となっております。まずそこがベースとなった上で、どのような地方交付税がどれだけ入ってくるかというような算段をした後に、入り、出を考えていって予算編成をしたものでございます。

その中で、特にも最近、近年の私どもの財政状況を見ますと、ざっくばらんなというお話をしましたので、指標の話とかはあえて……

（「いいよ、細かいのはいい」の声あり）

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　分かりました。今後というか、将来を考えた場合に、債務負担の部分が非常に大きいということと、あと地方債の現在高といったものが相当にある。そして、扶助費が非常に増加しているというような構造的なところがございます。そういった部分、義務的な部分はしっかり見つつ、どう経常的な部分を今後削減していくのかという主眼によって予算編成をしたところでございます。そのような形で予算を編成いたしました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　でも、課長、分かっているでしょう、足りなかったものはどこからか持ってきたよね。そういう話を本音で話をしようと言っている。だから、足りない分をどこから持ってきて間尺を合わせているわけですよね、そのことを認めていただきたい。私は、何も100対100という時限でものを考えるのではなくて、足りなかったから、それを持ってきてメディカルフィットネスセンターの金にも充てているのではないかと、単純な議論をしたいと言ったのに、また逃げてしまう。そういうことではないのです。

それから次に、財政問題ですが、メディカルフィットネス事業をやめました。だから次は、財政問題に入ります。これも時間がないので、本当は次回のときにもう少し掘り下げますが、問題提起だけで終わるかもしれませんが、ちょっと私の話も聞いてください。私は、次に、公費負担比率についてでありますが、一般財源が地方債などの元利償還の経費に費やされているのかを見る比率であると思っておりますが、実質公債費比率におきましては13.6％と、奥州市、北上市、紫波町、矢巾町など、財政規模の大きい市などが特に高い現実となっております。特筆すべき点については、この中で滝沢市が7.2％、このことは、私も物の本で知ったわけでありますけれども、柳村純一村長が1994年から行政は経営である、住民は顧客であるという信念に基づきまして、優良会社をしたと、日本の一番の優良会社に、自治体の中で、そういった本を出されているわけで、まさにそのとおりであったのかと思いますが、柳村村長がやったことは、徹底した歳出の見直しでありました。このことは、今の実質公債費比率の7.2％につながっているのではないかと私は思うのであります。

これにまた、連動するのが将来の負担率でありますが、紫波町は127.2％、次は矢巾町の126.1％、久慈市が114.4％、奥州市が第５位の大船渡に対しても20％の開きがある状況であります。したがいまして、このことは、では将来負担率というのは、どういうものなのか。そして、将来負担率というのは、高いままでいいのかという議論でありますが、今度発行されました市町村財政指標というのを見ますと、この中に書いてありますけれども、矢巾町は、この表の一番上にあるのです。ここ、健全財政は、市町村規模の小さいところが健全財政になっておりますけれども、いずれ断トツに高いのは矢巾町と紫波町なのです。それで久慈市というふうなことになって、これは領域から言わせれば、指標ではいい指標の中で、現在から将来にわたって公債費などの負担が重い状況にあるものだというふうに言っております。

他方、領域Ｄからいきますと、比較的健全な状況で今後も健全財政を維持する必要があるという中に、小さいけれども、各市町村の中に入っておりますが、九戸とか、葛巻とか、住田とか、こういうところに入っておりますが、やはり当町にとっては、この将来負担率というのは、非常に悩ましい問題になるかなと思っております。

これにつきましては、また時間も相当経過しておりますので、これも簡潔にご答弁いただいて、今日はこの辺で引き下がりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、将来負担比率というのは、まさにそのとおりでございまして、起債は、10年から15年、もう長いものであれば20年あるわけですが、それで私どもは、財政の３指標については、これはやはり看過できないことでございますので、財政再建の道は、今ご指摘のあったとおり、しっかり内容を把握しながら、そして今日、今廣田光男議員から財政のことについてお話しされたことは、町に対する宿題でもあるし、私に対する宿題でもありますので、今後この財政３指標については、しっかり検証しながら進めてまいりたいと。

それから、財政計画もいわゆる長期にわたって10年なり、15年、20年のスパンで考えていかなければならないわけでございますので、ただその中で私どもは、やっぱり将来性のある行政分野には、しっかり挑戦もしていかなければならないということで、二律背反の原則をしっかり見極めながら対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　それでは、２問目の質問でありますが、農業の現状と農政課題についてであります。

政府は、平成26年度農政改革の全体構想となる農林水産業・地域の活力創生プランにおいて、農業、農村全体の所得倍増を大きな目標に掲げ、需要拡大や生産コスト削減に加え、農協などの組織の見直しにも新たに着手するという方針を打ち出しておりますが、その後の取り組みについて、本町ではどのような議論がなされ、現状はどうなっているのか伺います。

１点目、需要の拡大について、地産地消による学校給食等の国産割合を2015年までに80％、

６次産業化ファンドの積極的活用をすることとしておりますが、具体的に伺います。また、町民が地産地消を踏まえた農畜産物農家への支援策を強化していくべきと考えますが、取り組み状況はどうなっているのか伺います。

２点目、コスト削減政策については、農地中間管理機構による農地集約化コストダウンにつながるとして、農地面積の８割を占めるようにと集約化に合わせ、資材、流通面での産業界の努力も反映し、担い手の米生産のコスト削減を４割削減としておりますが、本町の現状はどうか。また、経営安定政策の見直しをするとともに、主食用米の需要減で将来不作付地が増えると考えますが、その対策について伺う。

３点目は、農業所得の向上のためには、農協や農業委員会などの現場で農業者を支える組織の機能強化に取り組むとしておりますが、単位農協については、農畜産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて取り組むべきであるとしておりますが、その後の戦略はどうなっているのか。特に、生産資材については、全農、経済連と他の調達先を徹底的に比較して有利なところから調達すべきと考えておりますが、現状はどのようになっているのか伺います。

４点目は、行政と農協の役割、守備範囲の明確でないことから、農協で指導推進する農政の指標が見えないことから、今後の農協運営については、特に行政の二重化ともいえる農協の採算性と農家の関係構築をどうしていくのか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　農業の現状と農政課題についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、矢巾町の学校給食における町産農産物の重量割合は、昨年度実績で50.8％となっておりますが、国で目標とする国産農林水産物の使用割合が80％を目指し、国内、町内需要の拡大に向け、引き続き地産地消による食材調達を推進してまいります。

また、６次産業化ファンドについては、平成25年に農林水産業の成長産業化を目指し、農林漁業者が主体となった６次産業化の取り組み等に対し、出資等を行うことを目的として株式会社農林漁業成長産業化支援機構が設立されました。町では、このファンドの活用実績はありませんが、全国的にも投資実績が振るわず、国においては、令和３年度以降の新たな出資を行わない方向で現在見直しが行われております。

地産地消を踏まえた農畜産農家への支援策に関わる取り組み状況ですが、生産者と消費者の交流イベントとして地元学び塾を開催しており、参加者に地元農産物等のよさを知っていただくことにより、地産地消を推進しているほか、ズッキーニフェアなど、生産者と町内飲

食店との結びつきの取り組みを重視しており、今後とも農商工の連携により、支援を強化してまいります。

２点目についてですが、国では、米の生産コストを４割削減し、60キログラム当たり9,600円を目標として取り組みを進めております。町内で経営する組織等の個別データは、調査しておりませんが、岩手県農業研究センターの研究における県全体のデータとしては、平均1.5ヘクタール経営体では、60キログラム当たり１万5,718円の生産コストであるところが15ヘクタール以上の経営体では、60キログラム当たり１万1,410円の生産コストであると試算されており、本町においても、集落営農組織等において、農地集積及び一元作業が行われていることから、一定のコスト低減が図られているものと考えております。今後、分散圃場の集約化による作業効率の向上や省力化技術の導入等により、さらなるコスト低減を目指してまいります。

また、米の需要減による不作付地の増加対策については、実需者等との結びつきにより、全国的な米の需要減にかかわらず、安定した作付を行うことや産地交付金によります高収益作物等への誘導を進めてまいります。

３点目についてですが、人・農地プランの実質化に向けて取り組みを進めており、今年度は重点地区として６か所を定め、農地集積の現状と今後の取り組みをどのようにしていくか普及センター、農業委員会及び農協とともに、地域を支える農家の皆さんと話し合いを進めております。

また、農協においては、水稲における有利販売に向けて大手業者との直接取引を行うなど、実需者との結びつきを強化する取り組みを進めております。

生産資材の有利調達については、現在実需者からの要望を踏まえ、農協から令和３年産からの米の栽培区分及び生産資材の調達について見直しを行うこととし、農家等に対して秋の営農座談会の開催時期を８月に前倒しをして説明していきたいとの意向を伺っております。

４点目についてですが、農協においては、組合員からの意見を基に事業の採算性を検討しながら改革に取り組んでいるところと認識しておりますが、本来農協においては、営農指導や実需者との結びつきを進め、有利販売をすることで組合員の利益を確保していくことが重要であると認識しておりますので、町といたしましては、農協と一層の意見交換を図り、本町の農政の推進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　それでは、時間は10分ほどありますが、農業の現状について、農政課題については、各種会合のたびに国からの役人さんたちもお見えになりまして、課題を提起していくわけでありますが、私はいつも思うのは、問題提起だけの農政なのです。解決策は示していかないのです。そして、やっぱり話合いを持とうとしても、一般論、一般論に終始するわけで、具体的な話が出てこないわけでありますが、農業の礎というものは、国の礎だと、一方ではうまいことを言いながら、一方では非常に冷たい農政になっていると私は考えるのであります。つまり矢巾町の基幹産業は何かと問われれば、町長だって農業だと答えるはずです。しかし、実態はどうですか。実態は、１万円ちょっとにも満たない農業生産額であります。矢巾町の所得を支えるものは、町税を支えるものが、ほとんどが農外収入の方々なのでありまして、本当の意味で農業に対する傾斜配分が行われているのかと思いきや、実情は違うということは、皆さんもご承知のとおりだと思います。私も問題提起だけだったらいっぱいできます。ただ、問題提起だけでは片付けられない問題がたくさんあるわけでありまして、さきの町長選挙におきます４月の岩手日報社の取材によりまして、町政の課題は何かと問うたら、やはり農村部と中心部との均衡ある発展だという声があるとはっきり言っているのです。そして、有権者の一人は、やはり次期をつなぐ担い手のための施策、政策をしてほしいということを言っているわけですから、私は何もメディカルフィットネスセンターのことをまた取り出すわけではありませんが、１億5,000万円あったら、その辺の道路直してくださいよ、単費でいいですから。ひもつきじゃなくていい金だから。それから、農業だって同じです。そのために何か農業者にしてやれることはないか、そういうのを目に見える形で提案していくことが農政問題のまず解決する緒になるわけです。そのことをまずもってお話をしたいわけでありますが、担当課長さんでもいいし、町長さんでもいいですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをいたします。

廣田議員さんおっしゃるとおりでございます。うちのほうでも今いろいろな事業を行っておりますが、例えば圃場整備の関係とか、あるいは些少でありますけれども、そういった担い手の補てんとか、そういったものをやっておりますが、やっぱりこれはというようなものは、なかなか設定しづらいというのが状態でございます。確かに国のほうのいろんな方々がおいでになって、いろんな研修会等にも私も参加させていただいておりますが、その中では、

やはり議員さんおっしゃるとおり、その問題提起は、結局解決策がないなと、私も実感しております。いろいろ後から聞きますと、やっぱり国のほうでも具体的な解決策はやっぱり難しいのだという話も裏話ではお聞きしておりますので、とはいっても、私も携わる立場上は、そうは言っておられませんので、今ある中でどういったことができるのかということで、これまでもいろいろ考えてきましたが、やっぱり実際の解決策はなかなか難しいなと、私個人も思っております。

特にも、やっぱり担い手を増やしていくとかという形を話があったとしても、やっぱり新規に就農するに当たっては、既存の会社等にお勤めしている方々がいるとすれば、やっぱりその所得をなげうってでも農家に就農するかといえば、やっぱり難しい状況が見受けられます。ただ、そうはいっても、やっぱり農業は生き物みたいな感じで毎年続いているわけでございますので、その中でもどういう形かでもやっぱり進めていかなければならないということもありますので、そういった、例えば集落営農であれば、60以上の定年した方をお願いしたりとかという話もしておりますが、やっぱり実質的な解決策がないというのが実情でございますので、やっぱり町とすれば地域のほうに入って課題解決になるかどうか分かりませんけれども、町としていろいろお話を聞いて、解決策に導けるような形をうちのほうから情報を提供していくというのも一つの方法かなと思っていますので、そういった部分は地道に続けていきたいと思っております。

なお、先ほど言いました予算の部分がいっぱいあれば、そういった先ほど言った提案みたいな部分もできると思いますけれども、現状ではなかなか厳しい部分がございますので、私たちの今担当課とすれば、今あるところの中で精いっぱい頑張るというのみでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　ずばり課長さんのお答えは、金がないからやれないのだということですよね。それだとやっぱり金を絞り出す知恵というものは、町全体で絞り出すべきなのです。何も菅原課長が一人悩むことではないのです。町政の中で分捕り合戦とは言いません。お互いに知恵を出して、いいものに対して特化しても、この事業は今年はやろう、来年は我慢してもらおうなというめり張りのあるものが実は生きた行政なのです。そのことについて課長はお答えした中では、ぎりぎりの答えだと思います。私も課長であれば、そのように答えますが、やはり今後においては、産業観光課に特化したわけですので、ぜひそういった視

点からも農業者も助けていくと。私は、常日頃思っているのは、都市と農村が均衡した発展ということを盛んに言っているわけです。つまり医大周辺については、メディカルフィットネスでもいいですが、黙っていてもやるのです、その人たちは。へりにいるおばあさん、おじいさんは、やっぱり草刈りもしなければならない、苦労しているわけです。それでも地域を守っているのです。その人たちがコミュニティを支えているのです。コミュニティ、コミュニティ、きれいには言いますけれども、実はそういう人たちが支えているということも全体の中で共有してほしい、ぜひ力説しておきます。

さて、そのことについては、とても時間が、とても１時間やそこらで質問できるものではありません。ちょっと１つにだけ絞ればよかったのですが、農業問題、ぜひやりたくてやっているわけですが、減反廃止とは何だったのかということについてお伺いしたいと思います。課長さんも知っているわけですが、私は減反廃止とはということで自分なりにまとめたものを持っておりまして、これを地域のみんなに、担い手農業者に集まっていただいて、減反廃止とは何だったかということを問いかけているわけです。その中でいろんな意見も聞きましたし、私の持論も述べております。

それで､減反廃止とは何だったのかということについては､私がここで時間を消化すると、はあ、あっという間ですので、減反廃止は、どんなものでどういう効果があって、減反廃止とは必要だったか､必要でなかったのか｡あるいは減反廃止後の農業政策はどうあるべきか。そして、我々農業者は何を作っていけばいいのか、米に代わる、減反廃止に代わる作付、その展望等ありましたら、時間も時間ですが、簡潔にお答えいただきたい。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたしますが、今廣田光男議員からは、私ども本町農業、これは農村も含めて根本的に抱えている課題について、ただ矢巾町のやはり農業の潜在力、やっぱり私どもこういうふうなものをいかにして引き出していくかと、そしてそれを形にして見える化をしていくかということが求められておるわけでございまして、その減反廃止、これは作る自由、売る自由、もうそういうふうな今時代になったのですが、今矢巾町は、やはり生産目安ということで、およそ４割が廣田光男議員もご存じのとおり、そのためには小麦から大豆から換金作物になる野菜とか、私はできるのであれば、本町のいわゆる優良農地を利用した、やはり稲作に力を入れていくべきではないのかなということで、そのためには、やはり生産目安以外の契約栽培とか、そういうものに町としてしっかり取り組んでいかなければならないということで、今もうご存じかと思いますが、私どもとしては、やっぱり所得

の確保、雇用の確保、特にももうかる農業でなければ後継者はいないわけです。それを今先ほど私の答弁の中でも、大規模化すると、確かにそれは県がいう9,000円台まで下がるかもしれない。でも、それはなかなか現実として難しいということもありますので、だから私どもといたしましては、そういったまず一つは、所得、雇用の確保、そして２つ目には、そういう人たちが農業後継者となって、やっぱり今私どもの地域もそうなのです。これは桜屋であろうが、和味であろうが、農業を継ぐ人がなくなっている。そして、小規模、昔は兼業農家としてやってこられたのですが、もうそういった、やっぱり兼業農家、小規模でも。今国際家族農業年で、これも始まっているのですが、やっぱりそういうふうなものもしっかりひもといて、地域に定住できるような条件づくりもやっていかなければならないと。

もう一つは、やっぱり私どもとしては、農村地域の魅力、これを発信していかなければならない。今国では、この２つのことを言っているのです。農業を強くするための産業政策、それから農村活性化のための地域政策。だから、私どもは、これからやっぱり市長会と一緒になって、町村会も一緒になって、もっときめ細かな対応ができるような農業政策、これをやっぱり県、国に要望してまいりたいということで、いずれ田んぼも、今山が、私も山があるのですが、自分の山がどこにあるか分からないと。だから、田んぼもそういう時代来ます。自分の田んぼの草刈りもやらない、水埋めもしない。だから、そういうことのないような、やはり農林業でなければならない。そのためにもう一度原点から見つめ直して、対策を講じていかなければならない。

だから、国に対しては、いわゆる産業政策と地域政策の両輪、しっかりこれができるような形になるように要望してまいりたいし、またそれを私どもがしっかり受け止めて形をつくり、見える化を図ってまいりたいと。そして今若手農業者も、それから認定農業者、そしてこういう方々が今一生懸命農業に取り組もうとしておりますので、それをしっかりサポートしていきたいということで、このこともこれからの課題として取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

廣田光男議員。

○16番（廣田光男議員）　５分ありますので、もう一つ。課長さんからは減反廃止についてのお話は聞けなかったわけでありますけれども、退職なさることでありますので、それ以上追求いたしません。

次に、私は、最後には、やっぱり農協問題を取り上げたいのです。農協というものは、那

辺にあるのかということについては、皆さんもよくご存じのとおりだと思います。農協は、組合員のためにあるものであって、農協の組合員というのは、かつては町民のもうほとんど全てが農協組合員であったわけです。それが今は非常に寂しい状況になっておりますが、組合員であることには変わりないのです。そのまま継承しております。しかして、農協は我々組合員に応えたことが何かありますかということを聞きたいのです。

先ほど二重構造になっている話もはっきり言えば、行政であっても持っているのです。何かというと、営農指導一つとってみてごらんなさい。営農指導で役場が長靴履いて私のところに来て営農指導したことありますか。やる必要ないです。上意下達ですから、国から、県から来た書類を流せばいいわけです。それを農民にも流す。農協からも同じようなものが来ます、農家組合に。私らの組織とすれば、営農法人があります。営農組合があります。ダブる、同じことの資料を何ぼも作って持ってくるわけです。だって行く人いないのだ、座談会に、被っているから。そういう人、農業改良普及センターが、では田植え時期になって、長靴履いて応援に来てくれますか。それも県庁からも来ない。私は、提案があるわけですが、やはり三位一体というならば、これも三位一体なのです。行政は、一つの修練した場として意見交換して、その農繁期だけでも一緒の場にいて、そしてそこから出勤するくらいな、そういう意欲のある営農指導をするべきだと思うのです。県庁が何もあそこに行って判こをついてくる必要ないのです。最初から来ればいいのです。農協の職員もここに来ているわけですから、役場の職員も行けばいいのです。３人でヒエ抜対策何する、それを議論したらいいのではないですか。いや、今クリンチャーかけるべきだとか、いっぱいあるはずです。そういうことの組み合わせができていないのではないかと思うのです。これが必要だ、必要だと言いながら、みんな一人ずつ親分なのです。だって、親分が多くて、船頭多くして船進まずの例えのとおり、総論ばかり言っても進まないのです、これは。やっぱり農閑期ばかりも三者が話し合いをしながら営農指導をするような農協であってほしい。プラス、私はそれもかなわないというのであれば、農協は存在価値がなくなってくる。農協無用論になってくるのではないでしょうか。国でも、農水省というのは、危うくなってきた省庁の一つなのです。今産業経済省でいいのではないかという人もあるのです、中には。本当大変なことになるのです、これは。農協も要らないと言われたらどうするのですか、農協は。

確かにそのとおりなのです。農協は、金融と共済は、私は岩手銀行とアメリカファミリーに任せればいい。残りが農協でやる仕事ではないですか。それなのに、今農協は、不動の改善センターについては、どうですか。指定管理者もうからないからやめます、学校給食もう

からないから続けませんとか、そういう気ままなことを言うようであれば、単位農協に移ったほうがまだいいではないですか。単位農協とは何かについても十分研究なされているでしょうし、私らもそのうちに農民の反乱が起きます。消費者のエゴを許すわけにいかないので、消費者には１年間米を続けない、野菜を続けないとストライキ運動もやろうかな。そのぐらいの覚悟で議論しているわけです。

したがって、単位農協と、あるいは農協を取り巻く事情についても、もし仮にもう一回花の場として所見を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

答えになるかどうかあれですけれども、廣田議員さんおっしゃるとおり、私も農業関係に携わってからもう40年ぐらいになりますけれども、当時の普及センターの職員の方は、まさしく机に行かないで現地に一日いて、それから帰っているというのも、私も見ていましたし、その方ともいろいろ懇談したこともあります。今そういう状態の方々というのは、はっきり言って今話したとおりいません。町もそうですし、普及センターの職員も、それから農協の職員もみんな昔に比べれば、人数は少なくなっているのは事実でございますし、それぞれ今質問されたとおりの状況です。

ただ、やっぱり今話を聞いて、農閑期が農家の方々と接する一番のチャンスというのは間違いない事実ですので、やっぱりこういったお話を受けて必要だなと常々思いましたので、今後農協もそうですし、普及センターも、ちょくちょく私たちも付き合いしていますので、そういった中で今日の議会の代表質問の中のこの話を、ぜひお伝えしながら、その全部がすぐできるかどうかというのは、また別問題ですけれども、そういったやっぱり思っている方々というのはいるのだという部分は伝えた中で、その在り方についても、やっぱり少し研究しながら農家の皆さんと接する機会を増やすような、そんな取り組みをぜひしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で一心会、廣田光男議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

ここで時間も経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を２時15分、14時15分といたします。

午後　２時０４分　休憩

――――――――――――

午後　２時１５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

次に、矢巾明進会、村松信一議員。

今回から農業委員会、米倉会長が席に着いております。

それでは、１問目の質問を許します。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号、５番、矢巾明進会、村松信一でございます。私は、矢巾明進会会派代表質問に当たりまして、３問の質問を用意してまいりました。まず、第１問目にいきたいと思います。

行政運営についてであります。昨年12月議会一般質問で令和２年度の予算編成における今日的課題として、重点的に取り組む事業、個人法人税等の税収見込み、各種懇談会や町民からの意見、提言、決算審査の附帯決議等についての基本的な考えをお伺いいたしました。その考えに基づき、町長の思いが盛り込まれた新年度の予算に対し、未来まで安心して暮らせる持続可能なまちづくりに掲げる町長の行政運営につきまして、以下お伺いをいたします。

１点目、農業政策について、地域再生法の一部を改正する法律により、農村地域等への移住を促進するため、農地付空き家等の取得、原則50アールとなっている下限面積要件の引下げ手続、市街化調整区域内で厳格に運用されております空き家の取得等の許可を円滑化する事業が創設されました。この法律改正に伴い、市街化調整区域内における空き家対策について、町ではどのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

２点目であります。本町農業の将来を担う農事組合法人等のほとんどが高齢化しておりますが、こうした農業生産法人の実態と今後の指導推進策についてお伺いをいたします。

３点目、町長は公約として地域防災力の向上を掲げ、消防団や自主防災組織への支援強化や医大、県消防学校との連携による医療防災拠点の充実を図るとしております。また、近年救急車の出動回数が増加していることから、矢巾分署員の増員が必要と考えますが、この考えについてお伺いいたします。

それから、４点目、第７次総合計画後期基本計画において、中小企業の振興のために中小企業基本条例を策定するとしております。条例の策定によって中小企業の経営や雇用に対し、どのような効果を想定しているのかお伺いいたします。

５点目、高齢者支援のさらなる充実のため、新たに生活支援コーディネーターを選任し、ニーズと地域資源を的確に把握して、高齢者を支えるネットワークをつくる地域包括ケアシステムを構築するとありますが、具体的な内容をお伺いします。

以上、５点、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　５番、矢巾明進会、村松信一議員の行政運営についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、今回の地域再生法の一部改正における農地法の特例は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画を作成し、国からの認定を受けることで農地付空き家の取り組みを一層促進できるものであります。この事業計画は、空き家等の取得支援や農業研修等の支援、そして農地取得の下限面積の例外を設定するなどの内容であり、町農業委員会等との関係機関と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

２点目についてですが、現在町内に30ある集落営農組織のうち９組織が農業生産法人に移行して営農を進めておりますが、理事の方々のほとんどが70歳を超える組織が多く、法人化していない組織でも同様の傾向となっております。国や県も含めて有効な対策を打ち出せていない状況ではありますが、法人化等による組織体制の強化、高収益作物の導入や農地の集約化による作業効率の向上により、収益性の向上を図り、若者が安心して雇用される環境を整える必要があるものと考えており、引き続き産地交付金によります助成、人・農地プランの取り組みを通じた農地の集約化、雇用に関する研修会の開催などを進めてまいります。また、個人経営体については、新たに就農を目指す若者に対する農業次世代の人材投資資金や親元就農給付金等の支援制度により、後継者の確保と育成を図ってまいります。

３点目についてですが、議員ご指摘のとおり、矢巾分署の救急車出動回数については、平成27年には899回であった出動回数が令和元年には1,042回と、５年間で約14％増加しているところであります。このような状況を踏まえ、矢巾分署の体制について、平成31年２月から盛岡地区広域消防本部と３回にわたり協議を重ねてまいりました。結果、矢巾分署員の増員について、令和３年度以降に順次３年間で必要とされる人員を確保していくこととして、第７次総合計画後期基本計画へ盛り込んだところであります。

今後につきましても、消防職員の増員は、単年度に行うことはできないことから、引き続き広域消防本部と協議を行いながら計画的な増員を図ってまいります。

４点目についてですが、中小企業振興条例は、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に定める地方公共団体の責務を果たすため、自治体の立場を明確にし、行政の姿勢の継続性を担保するために策定することとしております。全国の企業の99.8％が中小企業と言われており、また雇用も全体の85％を占めております。本条例を策定することにより、中小企業を支援する行政からのメッセージとなるほか、企業におきましては、自社を見つめ直し、そして自社の課題を発見し、行政や他団体との連携を行うことで町の施策を活用する企業が増え、事例や実績が増えることにより、施策への関心が高まることが期待されます。また、自社の強みを生かす力がつくことによって、経営基盤の強化が図られ、中小企業の事業活動が活発に展開されることにより、持続可能で活力ある地域経済を盛り上げていくことができるものと考えておるところであります。

さらに、各企業において、経営目標を定めることにより、創意工夫を凝らし、技術を磨き、暮らしに潤いを与えることで経営者と従業員が一体感を発揮し、一人一人の努力が目に見える形で成果に結びつく企業自体が活性化することで雇用の安定が図られるものと考えておるところであります。

５点目についてですが、地域支え合い推進員とも呼ばれている生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援、介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネートなどを行います。これは、町内に暮らしております高齢者の方々が困っていることを見える化し、既存のサービスにつなげたり、サービスの開発を行うために活動を行うものであります。具体的には、高齢者を孤独、孤立化をさせないように日々の見守りのため活動を行ったり、地域での集いの場の創設を行ったり、健康体操の場の立ち上げ等を行ったりすることで、地域のニーズと社会資源を的確に把握し、高齢者と、そのご家族によるよりよいサポートにつながることができる取り組みを行うものであります。

また、生活支援コーディネーターの体制整備は、地域包括ケアシステムを構築していこうという国の指針においても推進されており、この地域包括ケアシステムを構築するには、地域の多様な特性を生かしながら、住民が主体となって高齢者を支えていくことができる仕組みをつくることが必要になります。このために、生活支援コーディネーターが地域包括ケアシステムの取りまとめ役となり、介護が必要な状態になっても、住み慣れた、この地域で最期まで生き生きと暮らすことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の５つのサービスを包括的に提供できる体制を構築することが地域包括ケアシステムであり、自助、

互助、共助、公助をつなぎ合わせる役割が生活支援コーディネーターとなるものであります。

生活支援コーディネーターの役割を一言で言うと、人と人をつなぐことであり、これからますます高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯が増えていく中で、地域というコミュニティでの互助の機能の強化などに取り組みながら、地域の町民の橋渡しとして活動を行うものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、１問目１点目の再質問をさせていただきますが、農業政策再生法改正についてであります。農地法の特例について、移住促進事業計画を策定すると、そして国から認定を受けることで農地の空き家の取り組みを一層促進できるものとしております。それで、答弁にございました町の農業委員会等の関係機関、どこか分かりませんが、その関係機関と連携し、検討を進めるとの答弁でございました。それで質問でありますが、町農業委員会と連携して検討する。そして、そこの担当部署、そこはどこなのか。そして、いつ頃からこれに取り組むのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　お答えをいたします。

ご質問いただきまして大変ありがとうございます。このたびの地域改正法の一部改正につきましては、あらかじめ後ほど何らかの特例があるという情報があらかじめ入っておりまして、農業委員会としても注視しておったところでございます。今回の特例につきましては、農地付空き家につきましては、下限面積の特例を定めたものでございまして、農業委員会の公示手続が不要になったという特例でございます。簡単に申し上げますと、下限面積は農業委員会で定めるというのが今までででございましたけれども、この特例につきましては、先ほど町長答弁でありました、この計画を定めることが、町で定めることができるというものになります。しかしながら、この計画に対しては、農業委員会の同意が必要になってきますので、この同意につきましても、今まで様々議論をいただいております５反歩要件、農家要件の50アール要件が絡んできますので、この既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画が作成される場合になりましたら、あらかじめ初期の段階から農業委員会事務局としても参加しまして、この計画にどのようにこの下限面積を盛り込むかというところを詰めていければとい

うふうに考えているところでございます。

担当につきましては､今度新しく創設されます道路住宅課の住宅政策担当になりますので、そちらのほうと連携をしながら、いかに盛り込むことができるかというところも慎重に議論していきたいというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　私のほうからは、都市計画サイドのほうからもお話をさせていただきたいと思いますが、現在の市街化調整区域にある空き家につきましては、農家住宅など、そういった用途の住宅が空き家になっているケースもあります。そういったケースでありますと、通常であれば、用途変更を行ってとかというような手続を経て住宅を取得あるいは居住するというところになるのですが、なかなか用途変更という制度自体が、かなり厳しいものになっておりまして、そういった部分を今回の地域再生法の改正の中でいろいろ話題になりましたので、盛岡広域都市計画推進協議会のほうでもいろいろ関係市町のほうと課題あるいはそういったところを洗い出し始めたところであります。

そういった観点から､先ほど言った促進計画のほうも我々町側だけでつくるのではなくて、先ほど農業委員会の局長が答弁したとおり、農業委員会サイドの考え方あるいは許認可、そういった部分の高いハードルを越えながらつくっていかなければならない部分もありますが、ぜひ今空き家等、そういったところの活用に関しては、全国的にも課題となっている部分でありますので、これにつきましては、前向きに我々も取り組んで、矢巾町として利用、活用できるような政策に持っていければなというふうに考えております。

そういった観点から言いますと、４月以降、道路住宅課ということで、住宅関係の部署が一つにまとまりますので、空き家の部分もその部署で担当しますので、そういったところで前向きに検討を進めていけるかなと思いますが、いつ頃からというような時期につきましては、まだ検討し始めたばかりですので、具体的な時期については、ちょっと明言できませんが、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　ただいまの１点目の質問は、できるだけというよりも早く、速やかに立ち上げていただくことをお願いしまして、次の質問に移りますが、農事組合法人につき

まして、本町の圃場は整備されておりますし、それから気候や水等にも恵まれ、あるいは物流にも恵まれた、先ほど町長さんもおっしゃいました優良農地であります。現在の稲作の農地以外には、収益性や生産性の作業効率を考えますと、私は野菜栽培が適しているのではないかと思います。そして、その野菜栽培には、圃場の整備としてフォアスシステム、地下の水位制御システムでありますが、これが最も有効であると私は思っております。平成30年３月の議会で、このフォアスシステムにつきまして一般質問をしておりますが、その後何ら進展がございませんが、町長の施政方針にもございます複合経営に取り組む地域を中心に暗渠排水設備の更新を進めるとございますが、このフォアスシステムの導入もここで対象にしていただけるのでしょうか、以上お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをいたしたいと思います。

質問のありました農地耕作条件改善事業につきましては、国の補助事業でございます。通常の暗渠のほかにもフォアスも対象となります。

なお、今年度10町歩ほど工事を行っておりますが、一部フォアスで申請をされているところがございますので、基本的に来年度以降も同程度の面積で計画がされておりますので、その要望があれば、そういったこともできるということでお答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の質問に移りますが、消防矢巾分署の増員についてであります。先ほどのとおり、出動回数が増加しております。しかし、多忙なそうでありますが、この多忙な一つの中に、事故処理等の後始末、要するに業務日報や、それから報告書の提出などに非常に時間がかかるそうであります。これも多忙の一つだと言われておりますが、正式な正職員の増員が難しいのであれば、その消防業務を退職された方にそういった処理をお願いすることも一部は可能であるということもお聞きしておりますが、こういった非正規職員というのですか、私は正式には分かりませんが、こういった方の一時的にも、もう忙しいときの、そういった対応ができないものか、これをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　答弁する前に、まずもって昨年12月から３か月連続で住宅火災が発生しておりまして、犠牲となられましたご家族等に対しまして、お悔やみ

とお見舞いを申し上げます。

また、３月１日からは、春の火災予防運動も始まっております。矢巾分署消防団等と一緒になって火災予防に全力を挙げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、今ご提案がございました職員の増員が難しいのであれば、退職職員を非正規職員として処理の事務等の対応ができないかということでございまして、非常によい提案だと思います。実際に、今年の消防団の会議の際にも、分署の業務改善のために署員の負担軽減をしてほしいという協力要請を分署長さんのほうから伺ってございます。盛岡広域管内の消防署のほうでは、今ご提案がありました退職ＯＢの方を活用されているところも、消防署もありますので、矢巾分署につきましても、そういったことができるかどうか、今後矢巾分署と、また広域消防と詰めながら、また先ほど町長の答弁にもありましたけれども、上位計画もありますので、そこも併せながら今後考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番(村松信一議員)　それでは次の質問､中小企業振興基本条例について伺います｡平成27年12月の一般質問、この場で矢巾町中小企業振興条例の制定が必要ではないかという質問をしておりますが、そのときには、矢巾町には矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例を平成23年12月に制定していると。それでこの条例を制定する考えはないという答弁でございました。しかし、いろいろとその条例の中を見てみますと、不備な点があるわけであります。その社会情勢等見て、矢巾町の発展状況を見て、不備があるということで、その不備の内容もずっと幾らか列記してお願いしたわけですが、その当時は、条例を制定する考えはないということでありました。しかし、このたびの計画では、中小企業振興条例をつくる予定の計画であると。しからば、矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例はどうなるのか、まず２つお伺いしたいのですが、この違いをどう捉えて今度の振興条例を制定することになったのか。

それから、新しい条例ができた場合に、古い条例、これとダブる点がございますが、この条例はどうするのか､廃止するのかどうか､この２点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えをしたいと思います。

１点目でございますが、現在町で定めております矢巾町商工業者等による地域活性化に関する条例と、今度は検討しております中小企業振興条例は、基本的には同じものと捉えております。これにつきましては、平成26年に小規模企業振興基本法というものがありまして、その一部改正が行われました。それ以降に岩手県のほうで中小企業振興条例が制定され、以降県内でも一関あるいは北上、広域管内では岩手町が昨年度までに中小企業振興条例を制定しております。

このことから矢巾町においても、やっぱり今議員おっしゃるとおり、内容がその当時と大きく変わってきておりますので、そういった見直しをしたいということで今回新たに打ち出しをしたものでございます。

それから、２点目の条例制定となった場合の考え方ですけれども、内容的に大幅な見直しがあるとすれば、これは全部改正ということで、廃止した上で新しくつくっていければというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、１問目の最後の質問ですが、これは２月25日の岩手日報の町長の記事ですが、「町長のバイパス整備の思い加速」と題した記事の内容でございますが、東北整備局の新バイパス整備方針について、町を通るルートを意識し、事業を進めなければならない。そして、医大移転の波及効果も大きく、今変わらないでいつ変わるのかということで民間や西部地区の活性化について総動員で取り組むという記事がございましたが、その思い、真意をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

いわゆる後期基本計画の中に、利便性と発展性を高めるまちづくり、そして適切な土地利用とまちづくりの推進、その中に国道４号盛岡南道路が将来町内へ延伸される見通しであり、それに伴い、高齢人口のさらなる増加が予想されることから、延伸ルートに合わせた将来的な土地利用の在り方を検討する必要があるということで後期基本計画でうたっておるわけでございますが、実は私どもも国土交通省に平成28年から、いわゆる私ども西バイパスとこれまでは言ってきたのですが、まさかこんなに早く調査費がついて、ルートの方向づけまでなされるということは、もうかなり時間がかかるのではないかなと。ところが、ここにきて、

２つのルート案のうち、バイパス案で小委員会では、その方向づけをされたということで、いずれこのことについては、もう早まると思うのです。だから、それに合わせて私どもはこれからそのルートに合わせて、特にも西部地域を通って、そして新幹線、そして東北本線を縦断するわけでございますので、西部地域の活性化もこれに併せて考えていきたいと。

具体的に西部地域の活性化というのは何かということになりますが、私どもとしては、やっぱり今度の組織機構の見直しでもお願いしておるのですが、いわゆる産業振興課から産業観光課にさせていただいたということで、その中での道の駅とか、それから今スマートインターチェンジを、いわゆる今後高速道については、自動運転も間もなく始まるのではないのかと、そういったときのスマートインターチェンジも物流の拠点として考えていかなければならないと。そして、当然南道路の周辺の土地利用の問題も出てきますので、そういったものを一体的に、そしてできるのであれば、私どもといたしましては、そういったことを総動員して、まちづくりのために取り組んでいきたいと、こう考えておりますので、いわゆる均衡の取れた、バランスの取れたまちづくりをこれから推進していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、２問目の質問に入りたいと思いますが、本町の学校教育についてであります。

グローバル化や人口知能、ＡＩなどの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代には、みずから課題を見つけ、みずからが学び、考え、判断して行動し、よりよい社会や人生を切り開いていく人が求められるようになってきております。学校生活を通じて生きる力を育むよう学習指導要領が改正されますが、本町の学校運営全般について、以下お伺いをしたいと思います。

１点目、新しい時代に必要となる資質、能力の育成のため、小学校の新学習指導要領に即した取り組みとして検討された内容を伺いたいと思います。

それから、２点目、コミュニティ・スクールについて、メリットもあれば、デメリットもあると考えます。熟慮の上で決定されたとは思いますが、導入に至るまでの経過について伺います。

３点目、小学校の新学習指導要領では、３年生から６年生までの授業時間を年間35時間、週１コマ増加するとしています。子どもの負担軽減や午後の教職員の執務時間確保などの効果等を考慮し、全国に広がりつつあります午前５時間制授業の導入について、本町の考えをお伺いいたします。

それから、４点目、教育委員会事務事業点検評価報告書において、評価の結果を公表しておりますが、その評価をどのように捉え、現在どのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

それから、５点目、倫理意識の確立、豊かな心の育成のために、平成31年から導入されております道徳教育の結果はどうであったのか。また、生徒指導上の変化は、現在あるのかどうか伺います。

６点目、いじめ問題の対応について、楽しい学校生活を送るためとしてアンケートを実施しておりますが、学級集団の状況把握と分析をどのように行い、いじめ問題の対応に生かしているのかお伺いをいたします。

７点目、学校給食共同調理場と煙山保育園の民営化について、持続可能な運営形態の在り方としては理解できます。民営化するその他の理由はほかにあるのか。また、学校給食の公会計制度を採用することについて、今後どのような手続を経てから導入するのか。

それから、８点目、スクールバスを検討しておりますが、対象とする地域と利用条件の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、９点目、人口３万人構想に向けて市街地の変化による学区の見直しやフューチャーデザインの考えによる小学校の統廃合を検討する組織がもう必要ではないかと思われます。町の考えをお伺いいたします。

以上、９点でございます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　本町の学校教育についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、小学校において令和２年度から新しい学習指導要領に基づき授業を展開していくこととなりますが、主体的、対話的で深い学びの視点が重要視されていることから、授業改善について各学校において検討しているところであります。子どもたちが能動的、アクティブに学び続けるアクティブラーニングの視点から、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視し、子どもたちが学んだ一つ一つの知識がつながり、分かった、お

もしろいと思える授業、周りの人たちとともに考え、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業を目指し、子どもたちの資質能力を育んでまいります。

２点目についてですが、平成27年12月に取りまとめられました中央教育審議会の答申、新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策についてを踏まえ、制度の努力義務化などによって推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、平成29年４月１日から施行されました。これを受け、教育委員会においても、設置に向けた協議を始め、平成29年度の総合教育会議において、２年間の調査、研究を含めた準備期間を設けて、令和２年度からの実施とするスケジュールを示し、取り組んでまいりました。コミュニティ・スクールは、本来は学校ごとに設置するため、学校教職員の負担増につながるデメリットもありますが、本町の特色である町全体のコミュニティ・スクールによって教育委員会が全体の事務を執り行うことでデメリットの解消につながると考えております。

３点目についてですが、午前５時間制は、授業開始時刻を早くしたり、１単位時間を５分短くするなど、時間割を工夫することで午前中に５コマ分の授業を行うことができるとされております。その効果として、午後の時間の使い方に余裕ができ、子どもの負担軽減や教職員の働き方改革に結びつくなどのメリットも多くあると考えております。現時点において導入の予定はありませんが、導入校の効果や授業時数が増えることによる影響等を検証し、今後の研究課題として位置づけ、学校と協議しながら導入の是非について検討してまいります。

４点目についてですが、評価内容がＡ評価につきましては、引き続き授業目標を達成できるように取り組んでまいりますし、Ｂ評価につきましては、おおむね達成できているものの、改善を要するものであることから、例えば授業開催回数が目標を下回ったものについては、今年度は目標数値達成のため、各団体等と調整を図りながら取り組んでおります。また、次年度以降の課題を要するＣ評価につきましては、教育委員会として何が原因なのか、どのように改善したらよいのかを話し合い、課題解決に向けて取り組んでまいります。

５点目についてですが、道徳は、これまでも各教科や総合的な学習の時間、特別活動において授業を行ってきましたが、小学校では、平成30年度から、中学校では昨年度から特別の教科として位置づけがされております。実質として、学習指導要領上の取り扱いが特別の教科に変わったものであり、小学校においては２年、中学校においては１年しか経過しておりませんので、現在のところ生徒指導上の変化も特に現れておりませんが、効果の検証について継続して行ってまいります。

６点目についてですが、いじめアンケートにつきましては、各学校で実施しており、その結果を基にいじめ問題相談員の学校訪問や、教育委員会が各学校のいじめ対策委員会に参加することによる情報共有を行いながら事案の解消に向けて学校と緊密協力体制を築き、取り組んでおります。また、毎月開催しております教育委員会議において、前月のいじめの認知件数や解消件数並びに関係児童生徒一覧、さらには特筆すべき事案や継続事案について報告が行われ、学校や教育委員会の取り組み状況に対して委員の皆さんからご意見をいただき、さらに効果的な対策をともに考える機会としております。

７点目についてですが、学校給食共同調理場は、正職員の年齢構成が比較的高めのため、将来的には人員不足により、必要な調理の水準を維持することが困難になることが想定されます。このような状況を踏まえ、持続可能な体制を構築し、町として最善な方策を考慮した際、民営化という選択肢もあり得るのではないかということで、来年度全国の民営化事例を収集、分析しつつ、メリット、デメリットを整理し、今後の学校給食共同調理場の運営形態の在り方を検討してまいります。

煙山保育園についてですが、本町は民間のノウハウを積極的に活用し、平成17年度から北川保育園を皮切りに３保育施設の民営化を推し進め15年が経過いたしました。民営化後もそれぞれの社会福祉法人の特色を生かし、町の保育行政に多大な貢献をいただいております。社会情勢の変動に伴い、核家族化の進展や女性の就業率が増加し、ますます多様化する保育ニーズに対応するため、柔軟で充実したきめ細やかな保育サービスの提供を求められております。このような状況を踏まえ、いま一度公立と法人の役割を検証しながら、こども園の移行や民営化も選択肢の一つとして町として最善な運営形態の在り方を検討してまいります。

また、学校給食会計の公会計化につきましては、文部科学省が昨年示した公会計化のためのガイドラインに従い、２年程度の準備期間を設定するのが標準的であるとのことから、令和２年度の早期に町長部局の関係部門との連携体制を構築し、令和３年度にかけて調整、検討を重ね、令和４年３月から移行したいと考えております。

８点目についてですが、スクールバスの導入については、対象エリアの選定やバスの運行形態の在り方や利用条件などを含めて、これからの取り組みとなりますが、早期に検討を行い、実施していきたいと考えております。

９点目についてですが、岩手医科大学附属病院の移転開院に伴う人口の流入や将来の宅地開発などの影響により、将来学校間で児童生徒数に偏りが生じてくることが考えられます。そこで今後町内の小中学校の児童生徒の適正な学校規模の確保に向け、様々な選択肢を矢巾

町立学校通学区域審議会に提案し、議論を進めていただくこととなります。その際の検討方法につきましては、フューチャーデザインを含めた効果的な様々な手法を取り入れてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、コミュニティ・スクールについてちょっと質問をさせていただきますが、既に実施の事例としては、たくさんのメリットを確認できております。学びの体験活動の充実、自己の肯定感、それから他人を思いやる心とか、それから地域の担い手として自覚が高まるとか、いろいろといい点が掲げられております。そこで質問でありますが、コミュニティ・スクールは、画期的な制度に思われますが、メリットとデメリットが考えられます。答弁でデメリットのことは、内容にあまり出ていなかったのですが、学校教職員の負担増につながるデメリットは解消するという、このことしか出ていませんでしたが、そのほかには考えられないのか。

それから、デメリットとして、コミュニティ・スクールに地域住民の全員が直接関与をするわけではないので、コミュニティ・スクールの効果は、意識の高い一部の保護者、地域住民に限定されるのではないかという危惧をされているのです。そしてまた、それぞれの個人の事情によって参加したくてもできない場合や、それから関わって多様な形で行われることが大切なのですが、それで参加できない人、こういった人の対応をどうするのか、この２点についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まずコミュニティ・スクールのメリット、デメリットについて、特にデメリットについてですけれども、こちらのほうから答弁の中でお話をしました、いわゆる教職員の負担増、これはどの、私が見学に行ったもの、それからそれ以外のいろんなホームページで出ているものでも、必ずそれが出てまいりました。ということで、それをどうすればいいかということで教育委員会が担おうというふうな形を取ることにしたのです。それでデメリットを解消したい。それ以外に何が考えられるかといった場合に、これは各小中学校でコミュニティ・スクールを立ち上げて、そこでコミュニティ・スクールの、いわゆる協議会委員を決めて、そこでまず各学校単位で４名ずつと考えていますが、その４名に引き受けてくれる方がなかな

かいないというのが、ほかの自治体でのデメリットということで出されているのがありました。

ただ、本町の場合、学校運営評議会、学校運営評議員制度というのを昨年度まで、今年度までですけれども、やっておりました。そういうメンバーになっていただいていた方、それ以外にも手を挙げる方、あるいは学校、教育委員会としてこの人になってほしいという方もおります。というふうなことでのやり取りの中で、そういうふうなデメリットは解決していきたいなと、そう思っております。

また、議員のほうからお話あった直接そういうふうなものに参加する人が少ないのではないかと。確かに４名ですけれども、その４名の下のほうにはというか、その周りには、たくさんの地域の方がいます。地域の方の代表として、いわゆる議員さんと同じです。議員さんの後ろには、町民の方々がいます。今度の協議会の委員の後ろには地域の方がいます。ということで、ある年数、例えば２年というふうに考えていますが、２年間は、その４人の方、次は違う方というふうな形でたくさんの方々に関わっていただきながら、あるいはいろんな形で話をしていただく、情報提供をこちらからして意見をもらう場をつくっていきながら、そういうことの解決に努めてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　そのことに関連しまして、ある事例であります。構想から２年後の平成26年度にコミュニティ・スクールが設置されたところのお話ですと、導入前から既に行っていた活動の一部をコミュニティ・スクールに委託することとなったと。導入により放課後の学習が実施されたり、地域見守り隊が設置されたり、地域住民が先生としてクラブ活動に参加することで生徒の遊びが広がったそうであります。また、合同避難訓練や町内会行事を合同で開催したそうであります。地域の活性化にもつながりましたとあります。

それでは、現実的に本町の場合、このようなことは現在も行われているわけでありますけれども、コミュニティ・スクールにこれらを、今までやっていたことをそのまま取り入れるということは、前提として考えてよろしいでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、本町には教育振興運動という力強い運動がございます。その土台があります。その

教育振興で行われていること、協力体制をこのコミュニティ・スクールにも導入して、一緒に活動してまいりたいと。ですから、これまでやってきたことを継続していく、さらにその上に何かできないかということを協議してまいりたいと、そう考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、学校運営協議会は、校長が学校運営の方針について決めるわけですけれども、それをコミュニティ・スクールは承認することが一つあります。それから、学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べることができるというのが２つ目にあります。そして、３つ目は、教職員の任用に関し、教育委員会に意見を述べることができると、この３つがあります。一番問題になると思われますのは、この３つ目の部分なのです、３つ目なのです。教職員の任用について意見を述べることができるという機能については、地域住民が教師を選ぶことができるということにもなります。そう解釈もできます。好きとか、嫌いとかという主観的な物差しで意志決定されることが多くなる危険はありませんでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにコミュニティ・スクールのほうで教職員任用の部分に関して教育委員会に意見を述べることができることになりますけれども、やはりここはコミュニティ・スクールの議論の中で、教師個人のことを、例えば町外に出すとか、あるいはもらうとか、そういう議論よりは、やはりそれぞれの学校で、例えばどの教科に力を入れたいのか、やはりそういう運営方針の中で、例えばですけれども、英語に力を入れたいという学校があれば、英語の優秀な教員を矢巾町に呼んでほしいというのを教育委員会に意見をいただいて、それを基に県全体の協議の人事の部分で矢巾町教育委員会としてですけれども、要望していくと、そういうことになっていくかと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、ある事例でありますけれども、ある町が目指すコミュニティ・スクールは、学校と地域を活性化し、地域の人々の活躍の場を広げるようなコミュニ

ティ・スクールを目標としたそうであります。モデル校に指定された中学校は、地域清掃や吹奏楽の校外演奏を通じて学校から地域の働きが多くなってきたと。ここで問題になったのは、小学校、中学校、高校が連携してコミュニティ・スクールをつくると、導入によって教師の負担が増えないように何とか工夫したいということだったのですが、結局は負担が増えたということでありますが、本町の場合、教師の負担については、答弁のございましたように教育委員会が全体の事務を執り行うと、そういう答弁がございましたが、現在の教育委員会の事務量から見て、十分に対応できるでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今教育委員会の学務課、当課、私含めて６人の課員でございますけれども、コミュニティ・スクールの全体、それから各校ごとの部会と申しますか、６校ございますけれども、今私考えているのは、私も含めた６人を各校の担当に振り分けつつ、分担してやりたいなと思っております。確かにこのコミュニティ・スクールの部分で事務量が、個々が増えるのは確かでございますけれども、この制度自体がすごく将来性のある制度だと思っていますので、来年度から、まずどれぐらいの事務量になるかはまだ不明な部分もございますが、事務局の職員で何とか取り組んでいきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　まだもう少しコミュニティ・スクールのことを質問させていただきたいと思うのですが、既に実施している学校の成果として、地域の人々の理解と協力を得たと。それから、学校運営ができると。それから、地域人材を活用した活動が充実すると。地域の協力により、子どもと向き合う時間が確保できた点などを多く掲げております。本町の場合、これから地域人材を活用した活動として、どのような活動を考えているのか１点。それから、２点、地域の人々の理解と協力を得なければなりませんが、どのような取り組みを考えているのか。それから、３点目、学校運営協議会に対して、保護者、地域の方々が意見を言う機会がどの場であるのか、どのような機会を設けてくれるのか、この３点について関連しておりますので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

まず、どのような人材育成、人材活用ということで私は考えているのですけれども、その人材バンクということを私はいろんな説明会でお話をさせていただいています。今までは、小中学校、それぞれの単位で、それぞれで人材バンク、地域の方を頼んでいました。ところが、それでは自分の学区しか考えられない、狭いところでしかそれを考えられない。そうではなくて、全部の小中学校６校、いわゆる矢巾町の住んでいる地域の方全部が人材だと。その人材の中から、例えば学区関係なく徳田小学校に、不動小学校にというふうなことができるようにしていきたいと。

ですから、それは例えば学習に対する人材派遣であったり、スポーツであったり、あるいは行事であったり、あるいは伝統を受け継いできた、そういうようなものであったり、様々なことにそれが活用できるのではないかなと。これは、もう学校の教育課程との関わりがありますので、全部ができるとは限りません。でも、手伝ってもらいたい部分は、たくさん学校であると思います。なかなかそれが声を出せない、そういう人材を見つけられないというのが実情なのです。

それから、どういう場面でそういう意見を地域の方からもらえるのか、あるいは保護者からもらえるのか、もらおうと思っているのかということについては、例えば地域懇談会ですとか、あるいは保護者の方であれば、学校に来た保護者会のときとか、あるいは様々なアンケートを取るとか、そういうふうな形で。あるいは私たちの活動をホームページで紹介をし、コミュニティ・スクールって今こんなことをやっていますよということをいろんな形で発信をし、それに対してのご意見をいただくというふうなことも考えております。いずれとにかく進めていきながらいろんなことを考えていくということになりますが、いろんなご意見をこれからもいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　コミュニティ・スクールの最後の質問ですけれども、コミュニティ・スクールを教育長は、ＣＳと略すということにこの前説明を受けました。企業はＣＳ、カスタマーファクションということで顧客満足度として入社以来、退職するまでずっと取り組むわけです。そして、全国のコミュニティ・スクールを調べましたならば、略しているところはないのです。なぜならば、このカスタマーサティスファクションと紛らわしいというこ

とがあります。これはもう30年も40年も前から取り組んでいるのです。ですから、ここは紛らわしくありませんでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ご指摘ありがとうございます。私自身が学校現場しか知らない人間だったものですから、そういったことが起きました。ただ、私がコミュニティ・スクールをＣＳと表現したのは、説明会のときに、資料として渡すもの、それがコミュニティ・スクール、コミュニティ・スクール、たくさんでてくるのです。それを示すために最初のコミュニティ・スクールは片仮名でコミュニティ・スクール、それ以外は申し訳ありませんが、ＣＳと表現させていただきますというふうなことで、説明のときにそういうふうにさせてもらいました。

いずれこれからコミュニティ・スクールはコミュニティ・スクール、あるいは違った名前を矢巾町なりのものも考えてまいりたいと思いますが、いずれＣＳはカスタマーサティスファクション、そのとおりだと思います。それについては、区別してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、次の質問、再質問です。５時間制の授業のところですが、午前５時間制は、朝起きてから昼、昼食前までは、とても神経がほどよく緊張するので、それが効率的な勉強につながるということでよく取り入れられているのだと思いますが、私たちの生活でもあるわけです。農家の朝の草刈り、それから音楽家の演奏、それから医者の聴診器による診察、それから50メートル競走など、これ午前中にほとんどやっておられます。効率がいいからであります。それで、昼食後は緊張が抜けて講義やテストに集中できない、皆さんも経験があるのではないかなと思いますが、そういうことで先ほど質問しました午前５時間制は、学習指導要領に規定されている以上の時間が確保できるということになります。それで、午後に各種準備や行事の時間がかかるような時間に、午後に持っていくということが全国にも広がっておりまして、何千校と今、これは導入されておりますけれども、そこで現時点で導入の予定はないということなのですけれども、私はぜひともこれを取り組んでいただきたいと思いますので、心つもりだけをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

午前５時間授業というのを私は経験したことがあります。それはどこでかというと、日本人学校です。日本人学校、私が行ったところは、最初のところはバーレンというところで非常に熱いところでしたので、その暑さ対策もありますけれども、午前中のところでもう全部やってしまう。同じように、インドにある日本人学校、それからバングラデシュ、それぞれ暑いところのものは、大体午前中で終わらせると。午後は、子どもたちを家庭に帰すというふうなことをしておりました。

ところが、それが今この５時間授業がどういうふうな形で日本で広まったかというと、たしか宿題をなしにしようと。要するに学校で全部やってしまおうと。５時間授業しました。午後の時間は、宿題をする時間だというふうなことで、先生方は、その時間自分たちの仕事をしようというふうなことで、たしか宿題に対する対応だったと私の中では記憶していますが、いずれこれもいい点と悪い点がございます。確かにいろんなところで導入しているということは、いい点もあるからです。ただ、子どもたちにすると、私の中では、給食の時間が遅くなるのです。これは、もう小学校１年生から６年生まで同じように給食が遅くなる。どうしてかというと、どんなに頑張っても、５分ずつ縮めても午前中で20分しか縮まらないのです。ということは、今子どもたちが12時15分から給食です、小学校は。ところが、それが20分遅くなると、12時35分です。そこから準備を始めるので、子どもたちが食べられるのは１時なのです。特に、小学校１年生が朝ご飯を食べてから午後の１時にというのは、これは大変なことなのです。でも、これを解決するためにはどうするかというと、これは慣れしかないと言われているのです。でも、そこを慣れさせるよりは、違う方法がないかなということで、私はある意味躊躇したときがありました。

ただ、いい点もあります。確かに子どもたちもその５時間で全部やってしまって、午後が先生たちがフリーになると。でも、フリーにはならないのです。子どもたちが学校にいますから。ですから、その午後のために先生たちがまた違うことを考えなければいけないということもあります。

それから、授業が40分と言っていますが、40分でなくて90分の授業をしたりとか、２コマ一緒にやったりとか、あるいは60分やったりとか、様々な形態をする先生が出てくることがあります。そうすると、そのたびに違うことを考えなければいけないということになります。その先生方の授業研究、対策のための教材研究が時間が取られます。そういうこともあります。あとは、それに対応する子どもたちがトイレ休憩が様々です。そうすると、学校の中に必ず子どもたちがいるという状態になります、廊下に。トイレに行く子どもたち、いろんな

形があります。そうすると、セキュリティーの問題で、子どもたちをどう把握するかということも出てきます。

ですから、いい点、悪い点があります。その悪い点をどうして解決していくかということも含めて、あるいはいろんな事例を含めながら私たちも検討してまいります。これは、やる、やらないではなくて、そういうことに対して私たちも検討してみたいと思います。ご提言ありがとうございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　今学校は、門というか、早く行っているのです、子どもたち。そして、あそこで寒い、非常に寒いとは思うのですが、やっぱり15分、20分待っているのです。この５時間制というのは、登校を15分早めているのです。ですから、今行っている子がもっと早く行くのではなくて、今行っている、待っている時間を開けて、もう入るということです。それから、５分しか休みがないと言いますけれども、計画的に５分だそうです。無駄な時間は取らないのだそうです。トイレに行くとか、次の教室に行くとか、そういうことで計画的な行動ができるというメリットがあると思います。

それでは、次の事務事業点検評価報告書について質問させていただきます。これ主要事務事業の成果の学務課のところについてだけ、まずお伺いしたいと思います。平成30年度の評価で、全26項目ありました。それでＡ評価が21項目、Ｂ評価が５項目、それからＣ評価はゼロでありました。非常に高評価であります。ですから、本町の教育に熱心に取り組んでいただいております皆様に敬意を表したいと思います。

それでは、質問なのですが、豊かな心の育成について、してはならないことはしないといった規範意識等の確立の根底となる道徳教育の充実を図ったとあります。ところが、いろいろ書いてはおりますが、これはＢ評価だったのです。それで、答弁では、各団体と調整して取り組んでいるということでしたが、Ｂ評価でした。

そこで、これは30年度の部分です。６月に報告されておりますが、今まで約１年ございました。その間、この項目はどう対処されましたでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問におえいたします。

まず例えば道徳教育の部分でございますけれども、30年度Ｂ評価でございました。この部

分は、道徳をその教科だけではなくて他の教科にも反映して、どういうふうに教えていくかという細かい計画といいますか、その内容を定めなければならなかったのですが、その部分までできかねたということで、この部分は今年度、令和元年度に持ち越しになって、その部分を解消、最終的に今年度できたことに、解決したことになります。

あと、今年度道徳の部分、町主催で研修も実施しておりますので、今度報告になるときには、この部分解消されたという報告になることになるかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　生徒指導の充実の中で、児童生徒によるそういった指導を組織的に推進したという項目もございました。それで委員会での評価は、行政の各部署は、警察等の機関等の情報を共有して、健全育成に努めるとともに、巡回指導を通して地域の活動の様子を見守りながら、地域と学校の連携の大切さについて認識を深めることができたと、こうありました。それで伺いますが、各地域では、児童生徒と活動を一緒にしていることがあります。田植えだとか、稲刈り体験であるとか、生き物調査であるとか、いろんなことがあると思います。このような様子に、町、学校、警察連絡協議会として地域活動に、その現場に確認したことはありますか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問におえいたします。

教育委員会のこの報告書の中に、確かに地域の活動という言葉を使っております。すみません、この地域の活動という部分ですが、学校外の活動ということで現実的に各地区のそういう行事には行っておりませんで、実際の学警連のほうでやった活動というのは、例えば夏祭りですとか、そういった町の大きな行事ですとか、あるいは例えばやはぱーくですとか、スーパーとか、そういったところでの見回りというのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　紛らわしいような文章を使わないでください。それでは、今行動とかありましたけれども、地域活動ではなくて、それでは町等の行事とかに直したらどうですか。

次の質問にいきますが、学校教育の充実について、いじめの早期対応につきまして、教育行政方針の中で、将来を担う子どもたちのためにいじめのない学校や社会の実現を目指すと教育長は述べられておりますけれども、この評価報告書の中で、いじめの実態の把握に対する児童生徒に対する調査を実施している、モラル教育をやっている、いじめ問題対策連絡協議会を開催した、心の授業を行った、それから研修会も行った、いじめ相談の窓口も開設した、それでＡなのです、Ａ評価。それでも今いじめられている子がたくさんいるのではないですか。いろんな事業さえ行えば、評価はＡなのですか。ですから、本来は、いじめをなくすことが目的であるはずです。ですから、このような評価基準を見直す、あるいは見直すというか、その評価方法を変えるとか、そういった考えはないですか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、この項目についての見直しについては、今ご意見いただきましたので、検討させていただきますが、まず今実際いじめを受けている子どもたち、確かにおります。いじめはなくならないと思います。でも、いじめゼロを目指して、いじめの見逃しをゼロにしようということで各学校で取り組んでおります。教育委員会をはじめ、学校に訪問したり、いろんな形で取り組んでおります。その努力については、ご理解願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　そのことは理解をさせていただきます。

それでは、学校教育のいじめの対応についてです。あまり申し上げませんが、現在いじめとしてどれくらいあるのか、その把握しているデータがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問におえいたします。

まず、今年度ですけれども、４月から１月までの現在のいじめ認知件数でございますが、小中学校合わせまして514件でございます。ちなみにですけれども、昨年度平成30年度は１年間で601件、その前の平成29年度は１年間で512件の件数でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　補足させていただきます。今この認知件数が随分増えているのではないかということですけれども、それだけいじめがたくさん出ているのではないかということですけれども、これは逆に言うと、それだけ先生方がアンテナを高くし、それから子どもたち自身の意識が高まっているということです。これはいじめではないの、あれいじめじゃないのという子どもたちが声を上げているということです。小さなことでも本当に昔だったら、こんなのいじめって言わないようなというふうなことも全部挙げられているからその数字になっているということを一応追加で補足説明させていただきます。

以上。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、２問目の最後の質問になりますけれども、人口３万人構想で学区の見直しのことです。私の、本町は市街地形成の地域の人口密度が高い、それは皆さんご案内のとおりでございます。現在の４小学校は、児童数に偏りが出てきておりますし、今後の将来の宅地開発などでも偏りが出てくるだろうと思います。そこで私の考えるフューチャーデザインを取り入れた小学校の統廃合は、フューチャーデザインです。今後先のことです、今のうちからやっていかなければ間に合わなくなります。人口密度の高い、旧矢巾中学校跡地、ここには矢巾小学校を開設する。そして、現矢巾中学校がございます。あそこには、矢巾南小学校を開校し、小中一貫校とする。それから、東小学校と併せ、今の矢巾小学校、東小学校、それから矢巾南小学校の３校体制にする。そして、遠方となるところはスクールバスで対応する。このような大胆な考えも入れた学区の見直し、小学校の統廃合も必要ではないでしょうか。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

いつも村松信一議員は、いろんな提言をされて、本当にいつもびっくりするのですけれども、いずれこのことについては、今フューチャーデザインとしてお伺いしました。私の中にも個人的なフューチャーデザインがあります。皆さん、それぞれフューチャーデザインをお持ちだと思います。これは、いろんな形で取り上げて、そして必ずいつかの時点ではしなければいけないことです。ですから、私たちも長期的な展望のもとに町長部局と協議しながら、それは取り組んでまいりたいと思います。私の個人のことではないので、みんなで考えてま

いりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　それでは、３問目の質問に入らせていただきたいと思いますが、矢巾町環境基本条例の制定についてであります。私たちの住む矢巾町は、南昌山や矢巾温泉郷、県営煙山森林公園等を含む町立自然一帯や貴重な野生生物等の生息地であり、優れた風景地としての価値を有する自然に恵まれた地域であります。近年資源やエネルギーを多く消費する社会経済活動は、生活する者に物資的な生活の豊かさをもたらしましたが、その反面、自然へ悪影響を及ぼし、地域の環境や地球環境を脅かしております。

このような状況の下、本町では第７次総合計画後期基本計画において、循環型社会の形成、環境保全と環境美化を推進し、環境衛生を取り上げたり、ＳＤＧｓ等の学習機会を増やしたりすることにより、新エネルギー活用の重要性について認識を深めるとあります。また、町長は、政策としてごみの減量化や省エネ対策等環境健全化の推進を掲げ、未来に向け持続可能な社会をつくるため、限られた資源の有効活用を積極的に推進するとしております。さらには、岩手県交通による岩手医科大学周辺付近の環境に配慮した電気バスの運行を計画するなど、環境保全への機運が高まってきております。持続可能な循環型社会の構築、そして経済の発展に向けて本町の環境政策の基本的な考えを包括的に示し、町と町民、事業者、それぞれの役割を明確にしながら協働で推進する矢巾町環境基本条例を制定すべきと考えますが、このことについての町の考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　矢巾町環境基本条例の制定についてのご質問にお答えいたします。

本町では、町民、事業者及び行政のすべてのものの協働によって人と自然が健全に共生し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な町となることを目指し、平成12年４月に「矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例」を制定しております。本町には、南昌山自然公園をはじめ、野生生物が生息する自然豊かな地域として恵まれた環境にありますが、近年特にも矢幅駅周辺、その他の土地区画整理事業及び岩手医科大学の総合移転など、都市化が進み、自然環境が変化してきております。このような状況変化への対応も踏まえ、環境基本条例を基

に循環型社会の形成、環境保全と環境美化、環境衛生の充実を軸に第７次総合計画後期基本計画において一層推進してまいります。

地球温暖化対策については、これまでも同様、家庭用太陽光発電の補助によります再生可能エネルギーの普及促進のほか、新エネルギーに関する学習事業を実施し、また環境省が実施する事業と協力しながら省エネルギー機器などの普及促進に向けた効果的な周知、啓発を行ってまいります。

ごみの減量化及びリサイクルの推進に関しては、引き続き、ごみ分別の青空教室及び地域での資源回収活動に取り組むことで町民のごみ問題に対する関心も高めるとともに、新たにリサイクルモアなど民間事業者と連携した資源回収設備、資源の回収拠点を設け、減量化及びリサイクルの推進に取り組める体制の構築を推進してまいります。

また、条例にあります環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な町を目指すことは、ＳＤＧｓによります持続可能な社会の構築と同じ方向を目指すものと認識しており、温暖化対策やごみの減量化及びリサイクルの推進、環境保全と美化などを踏まえた矢巾町型の環境宣言を行うことで環境基本条例の趣旨、普及に努め、町民事業者及び行政、それぞれの責務を明確にするとともに、相互連携を一層図りながら持続可能な循環型社会の構築を目指してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　この環境基本条例、かなり前にできまして、現状にはかなり合わなくなってきているのではないかと思います。何度も読みました。そして、こういうことはどうかということが分かったことがあります。企業誘致の場合、現に国道４号沿いの市街化調整区域、いわゆる間野々について、今度企業誘致が期待されておりますが、今後の環境保全のため、環境保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、区域内に事業所等を設置するもの、または設置しているものとの環境の保全及び創造に関する協定を締結する。このような協定書、こういったことはないのです。昔つくったのだろうと思います。ですから、今はこういったことも必要なのです。このような条例を入れる計画はございませんでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問におえいたします。

開発とかが、事業所とかを設置する際、協定を締結するような条項をということでございますけれども、今現在は開発とか、そういうとき、行為があったようなときは、それに対して意見とかを求められたりして、そこで調整して、必要があれば、それが例えば公害とか、そういうのをもたらすようなものであれば、協定とか、そういうことを結ぶということも視野に調整してきているところではございますけれども、この条項を明確にして入れるということに関しては、ご提言として捉えまして、今後検討させていただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　この条例を施行するに当たっては、多少の予算等もかかる部分もあるのだろうと思いますけれども、実は、財政上の措置というのは、取られていないのです。町の環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるという、こういう条項が必要ではないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　財政上の措置を講ずるような条項をということでございますけれども、これもご提言として参考にさせていただきたいと思いますが、ただこの条例は、どちらかというと、町民に対して環境保全、省エネルギー、そして環境の保護とか、そういったものの趣旨普及を周知、啓発に努めるような内容となっているものでございますので、その辺をメインにどちらかというと啓発といいますか、ソフト事業といいますか、そちらのほうが中心になってきているのかなというふうに思いますので、その辺の兼ね合いを含めながら検討させていただきたいし思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　17条に環境教育の推進とあります。対象として、町は町民及び事業者となっております。例えば今小学生もペットボトルの蓋を集めて学校に持っていっております。このような小学生のような活動もありますので、こういったところに町は町民及び事業者と、こういう表現になっておりますけれども、やっぱり身近に感じるような内容で、例えば家庭、学校、地域、職場等などと、こういう文言が必要なのだろうと私は思いますけれども、何せずっと平成12年につくっているので、そういうことで環境審議会があるというこ

とでありますが、こういったことはどうでしょうか、見直しなどが必要ではないでしょうかということは審議会に諮っていただけませんでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

町民、事業者というふうな表現になっているところで、そこを家庭とか、学校とかというふうな条項の見直し、こちらのほうを審議したらどうかということでございますけれども、これまでも町民の中にも地域とか、児童生徒とかが含まれてきた中でという解釈のもと、いろんな学校での教育を進めてきたところでございます。学校でのごみの分別教室とか、そういうのも進めてきたところでございますし、今後はさらに、今考えているところといたしましては、ごみの分別だけではなく、今いろいろ問題になっています温暖化とか、環境の保全とか、そういうところにも学習を進めていかなければならないと思ってございます。

そういった意味で、今後も学校とか、町民を含めて学校、教育の普及は推進していきたいと思いますが、この辺の表現の仕方についてもちょっと検討材料として、ご提言として検討材料とさせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　この条例は、町民、それから町、町民、それから事業者が対象でありますが、あまりにも一般の方には難し過ぎるような文章だと私は思います。そこで、基本条例の逐条解説、これは必要ないでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　ただいまのご質問におえいたします。

今この条例が難しいということでございましたけれども、その辺も含めまして、最初の答弁でお答えしましたけれども、今後環境関係のいろんな宣言を考えていきたいと思ってございます。今例えば横文字で言いますと、ゼロカーボンとか、ごみゼロとか、あとはいろんな環境保全面のクリーンとか、そういったものを含めて一つの宣言でいきたいかなというふうに考えてございますけれども、こちらのほうをできるだけ早めの段階で宣言につなげるように努めたいなと思っていますが、その際に、それと併せまして、基はやっぱり環境基本条例の理念といいますか、そちらのほうになると思いますので、その辺の趣旨普及も併せて、逐条解説とまでなるかはちょっとあれですけれども、その理念普及に努めてまいりたいと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に。

村松信一議員。

○５番（村松信一議員）　最後の質問になります。平成18年５月に、矢巾町美しいまちづくり委員会設置要綱がありまして、その１年後に現状の環境条例ができたわけであります。しかし、現状では、環境に優しい、例えば今はＥＶ化、それから省エネ対応の器具等の普及などもございます。全体的にこの条例は昔の条例で、これからの条例ではないと思うのです。ですから、多少古くなっているというのも、かなり古くなっているのです。ですから、これを全体に見直しの時期が来ているのではないかと思いますが、その考えについて最後にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

矢巾町と人と自然にやさしい環境基本条例、平成12年３月に制定したわけですが、今古い条例ではないかなと。私が、実はこの条例に関わった一人として、今ちょっとショックを受けておるところでございますが、実は先ほどから地球温暖化または気候変動の計画なんか、そして先ほどから質問されておる企業誘致に関わる環境アセスメントとか、いろいろなことが今はもう環境の条例の、私が取り組んだあたりから大きく変わってきておるのです。これもいわゆる基本計画と併せて見直しをしなければならない今状況下にありますので、今ご指摘あったことについては、速やかに、もう全部改正するか、それとも今の条例を廃止して新たに制定するか、そういう取り組みにしていきたいと思っておりますので、まさにご指摘のとおり、当時としては非常に活気的な条例だったのです、正直なところ。

それで、たしか今私記憶しているのは、逐条解説もつくったはずなのです。当時としては、なかなか分かりにくいということがあって、だから今後この条例は、やはり先ほどから廣田光男議員からも質問があったのですが、町民の皆さんの目線に立った、やはり条例制定をしていかなければならないということで、これは全面的に見直しをさせていただいて、やはり矢巾は環境の町矢巾と言われるような体制整備を図ってまいりたいと思いますので、これまでの条例としてはあれだったのですが、これからの条例については、そういった考え方で取り組みをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で矢巾明進会、村松信一議員の質問を終わります。ご苦労さまでした。

――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　３時４５分　散会

令和２年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第３号）

令和２年３月４日（水）午前１０時００分開議

議事日程（第３号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美　君	住民課長	吉田　徹　君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、８番、水本淳一議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

10番、昆秀一議員。

１問目の質問を許します。

（10番　昆　秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、一心会の昆秀一でございます。まずもって新型コロナウイルスの感染症の対応について、その大変お忙しいところ、議会対応されている職員の方々、大変なこととは思いますけれども、私の一般質問に対してもお忙しい中、対応をとられているということで今までの一般質問の中でも、より中身の濃い、充実した時を送れるよう努力いたしますので、町長はじめ参与の方もご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず最初に、貧困問題を解決するにはどうしたらいいのかということを質問します。日本国憲法第25条に、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという条文があります。その権利を守るために、国、地方自治体では、様々な施策を講じて支援していることと思います。そんな中、全国の子どもの貧困については、７人１人とも、６人に１人とも言われております。町では、様々な貧困対策を講じていることと思いますが、現在の子どもをはじめとした貧困問題をどのように捉え、今後どのように支援を行っていこうとしているのでしょうか、以下お伺いいたします。

１点目、町として貧困の定義をどう持ち、その方たちに対する支援の方針や目標など、ど

のように設定しているのでしょうか。

２点目、町内の貧困に関する実態をどう把握されているのでしょうか。

３点目、貧困の中でも、特に子どもの貧困が社会問題となっておりますが、その解決策をどう考えているのでしょうか。

４点目、貧困などで苦しんでいる方々への支援は、総合的に取り組む必要がありますが、町の支援体制はどうなっているのでしょうか。

５点目、貧困の連鎖を断ち切る施策として、貧困家庭などに対する教育の充実が必要であります。今後給付型の奨学金などの支援をどのように行うのでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、昆秀一議員の貧困問題を解決するにはについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成28年の厚生労働省の調査によると、一定の所得状況に満たない世帯員の割合である相対的貧困率については増加、一定の所得状況に満たない17歳以下の子どもの割合である子どもの貧困率については、減少傾向にありますが、しかし子どもの７人に１人が貧困状態に置かれているという状況が報告されております。このような状況の中、町では、矢巾町地域福祉計画や矢巾町子ども・子育て支援事業実施計画等の各種計画を策定する際に実施するアンケート調査や団体への聞き取り調査等により、町民の貧困に関わる情報を収集しております。また、岩手県子どもの貧困対策計画の基本方針や目標値を踏まえ、個人が抱える生活上の課題に対し、本人の意向も確認しながら、課題の解決及び自立に向けた総合的な支援を実施しているところであります。

２点目についてですが、各種計画策定時のアンケート調査における家庭の状況やニーズを把握するほか、日々の具体的な相談内容の中で状況を伺うことにより、実態を把握しております。

３点目についてですが、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な生活環境の支援と教育の機会を均等に提供できるよう、総合的に進めていくことが重要と捉え、本町でも増加しているひとり親家庭への支援の強化にも力を注いでまいります。

４点目についてですが、複合的な課題を抱えて生活が苦しい家庭が孤立することのないよ

う、福祉・子ども課に配置しております生活相談員を中心に関係機関が一体となって、包括的な相談支援を行っております。その相談や支援に当たっては、教育や生活、保護者の就業など、幅広い相談と支援が求められていることから、必要に応じて岩手県社会福祉協議会に設置されておりますいわて県央生活支援相談室の相談員と連携しながら総合的な視点で対応しているところであります。

なお、令和２年度からは、機構改革により新設されます福祉課に総合的な相談支援体制の充実を図るため、生活相談係を設置し、町の生活支援体制をさらに強化をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、貧困問題を解決するにはについてお答えいたします。

５点目についてですが、教育委員会で行っている就学に対する経済的な支援としては、小中学生の就学援助制度と高校生、大学生等の奨学金制度を実施しております。

就学援助制度については、引き続き国の保護基準に町独自の準用保護基準を加えた現行制度に基づいて実施してまいります。

奨学金制度については、就学意欲のある方が、経済的な理由で就学を諦めることがないように、現行の貸与型奨学金に加えて、給付型奨学金を導入することで、より経済的に苦しい家庭への支援につながると考えておりますので、制度設計を早期に進めて令和３年度の奨学生から実現できるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　今回資料としては、お示ししていないのですけれども、ちょっと古いデータで2016年度の国税庁の民間給与実態統計調査よりますと、働いていても年収が200万円以下の、いわゆるワーキングプア層が1,132万2,000人となっていて、前年より１万5,000人増加しているということで、逆に2,500万円以上の給与所得者は、２年連続で増加して、2016年には約12万人となり、格差と貧困の拡大が顕著であります。これは、国の所得再配分、再分配機能が弱まっている結果だと言わざるを得ないのですけれども、特に昨年は、消費税の増税があったのですが、その消費税の依存度を高めたのが、その機能を低下させることになってしまったのだと思いますけれども、いずれ本町においても、貧困対策を推し進

めていく必要はあるのだと思います。

そこで、まず助けを求められるような声を出せる人は、まだ支援に結びつけられるからいいのですけれども、声をどうしても上げられない人、または自分たちは貧困ではないが、生活が苦しいと、人の世話になるのが申し訳ないとかという本当は必要な方たちに支援を行き届かせるにはどうしたらいいのかということ。その役目として、福祉、行政などのセーフティーネットの網がそういう方々を救い上げなければならないのではないかと思うのですが、まずそのために家庭に伺うなどして、しっかりとそういう声をさらにもっと耳を凝らしていく必要があるのではないかと思うのですが、その点についてどうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、もう昆秀一議員もご存じのとおり、生活保護を含めた、これは福祉事務所も関係してくるわけでございまして、いずれ私どもといたしましては、生活扶助をはじめ、いろんな扶助制度がありますので、やっぱり困っている方々には連携をして対応していくことが私らに課せられた課題でありますので、先ほど憲法第25条にも規定されておるわけでございますので、そういった最低生活、これをしっかり支えていくのが私らの役割でございますので、そういったこと、今後も福祉事務所としっかり連携して、それからハードな面は別にして、ソフト対策については、やっぱり県社協なり、町社協ともいろんな支援制度もありますので、そういうようなものを総動員しながら対応してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　資料のほうでは、生活保護の動向についてというのをお示ししているのですけれども、矢巾町の生活保護の状況では、他市町と比較して、その数が少ないように思いますけれども、これは一概に矢巾の町民が貧困率が実質として少ないとは言えないのではないかなというふうに感じますけれども、もしかしたら、先ほども申し上げたように、生活保護でお世話になるのが申し訳なく申請しない人、または申請の方法が分からない方もいるのではないか。そして、日本では、生活保護を受給できる資格を持った人のうち、実際に利用している人の割合を示す補足率というのがわずかの２割だそうです。本町では、どうなのでしょう。そこで、まずその補足率の実態を知ることも必要なのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

矢巾町の生活保護を受給している方々の平成30年度の受給世帯数は78世帯、受給者の方は100名となっております。保護率は3.73‰となっておりまして、盛岡広域の振興局管内でいうと、やっぱり低いほうでございます。県内でも低いほうではございますが、ここ数年の傾向を見ますと、やっぱり世帯数は増えております。また、直近の状況といたしましては、令和２年２月現在ですが、世帯数は79世帯、101名の方々が生活保護受給している方々でございます。それで、私どもも、その申請に当たりましては、様々今生活困窮者の国のモデル事業を利用しまして、相談員を28年10月から２名専属に配置しております。今その経過、３年ぐらいたってきたわけですけれども、その相談件数も平成30年度は68件ということで、生活保護も含めて暮らしで本当に困っている方々の相談をワンストップで受けさせていただいております。今この傾向を見ますと、実は役場庁舎内でも税務課に行って、いろんな税の相談の中で、暮らしの部分で困っている方々の相談をお受けしたり、中には水道の部分だとか、様々な部分でのご相談を受けて、私どものほうで暮らし、それからライフラインのことの支払いのこと、ローンのこと。それから、中には就労に関して、本当に寄り添った支援をさせていただいております。ただ、これでいいというわけではなくて、さらに私ども今いろんな状況、声をお聞きしますと、相談するところが分からないというようなお声も聞いておりますので、そこはさらに声を上げられない方、むしろ私はアウトリーチ、外に出るということも、今度さらに強めていかなければならないことかなと思っております。その１つとして、やっぱり様々な関係の課で行っている訪問だとか横のつながりを本当に密にした活動をしていかなければならないと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　補足率というのは、明確に分からないということだとは思うのですけれども、それを高めるためにしっかりと施策を進めているというのは分かります。さらに、そういうふうな補足率を高めるために、生活保護基準がすぐに分かるように明示する必要もあると思うのです。そこで、例えば本町では、生活保護に関するパンフレット及びホームページなどでは、どのように明示されているのでしょう。私がホームページを見ても、ほとんど分からないような状況、簡単なところでしかないのですけれども、この間私が行った研修

では、やはり国のほうの明示されている、そっちのホームページにリンクさせるだけでもいいのだというお話を伺いましたので、ぜひそういうところも明示して、分かりやすいようなことをしていただきたいのですけれども、お考えがありましたら、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

　このことについては､もうおっしゃるとおりなので､それで今補足率のお話も出ましたし、生活保護の開始のきっかけというのは、例えば病気になったときとか、傷病、それからいわゆる就労、お仕事をなされての収入が減少したとか、そういったいろいろな原因があるわけです。だから、私どもといたしましては、生活保護の、いわゆるそういった開始されるところのそういうようなもののところに細やかな配慮ができるように検討していきたいということで、これは所管は社会福祉事務所なのですが、いずれこれは社会福祉事務所とも連携して、まず私どもとすれば、生活保護の開始の状況、そういうふうなものを見極めながらしっかりサポートしていく体制を。そして、補足率も高めていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

　昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　生活保護のことについては、そうなのですけれども、利用していない方を対象にした制度として、生活困窮者自立支援制度というものがあるのですけれども、この制度の実施も県のほうでやっているようですけれども、制度の相談受理件数と、その中身については、町としてはどのように把握されて、情報の共有を進めているのかということと、相談の対応としては、先ほども課長申し上げられたように、訪問でも相談に応じていくということで、できる限り、可能な限りそのような相談でも、どのような相談でも応じるということのようですので、その辺どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

　生活困窮者自立支援制度にのっとって、私どもは多機関共同による包括的支援体制事業ということで、本当に国のモデル事業を使いながら今行ってきているわけですが、先ほど30年度の実績は申し述べましたが、平成31年度も今３月１日現在で56件のご相談を受けております。どのような体制でということで、どこに相談に行ったらいいかまず分からないという方も本当にいらっしゃいますので、まず様々生活の苦しさの状況は、それぞれ本当に一言で言

うと複雑で、いろんな課題が入り交じったご相談を受けております。昨日も実は相談を受けておりまして、夕方からおいでになって、本当に７時過ぎぐらいまでご相談を受けたわけですが、それも介護の問題、それから病気の問題、本当にたくさん、いろんな抱えている問題で困り果ててご相談を受けたというふうな事案もございます。

私どもは、先ほど昆議員仰せのとおり、たらい回しではなく、私ども一旦福祉の窓口で受けて、何が今この世帯に、家庭に、その方に必要なのかということを制度で使えるところ、それは私ども福祉・子ども課だけではなく、健康長寿課、様々な部門があると思います。あとは社会福祉協議会、県社協とか、様々制度で賄える部分と、使える部分と制度のはざまのところもあるのです、実のところ。なので、今今本当にお困りの方は、中には食料支援ということで、お持ちしながら、暮らしの今家の様子を見ながら必要な支援を、寄り添った支援をさせていただいております。

本当に声を上げられない方をどう支えるべきか、さらにお子さんに関しては、まさしくそのとおりだと思いますので、子どもさんに関しても、今の状況としてどうなのか、学校関係者とも連携というか、情報共有しながら支えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこで、特に問題としたいのは、子どもの貧困についてですけれども、資料でお示ししたように、貧困の再生産サイクルというのがありますけれども、このサイクルの脱出をどのように支援していくのかという課題があります。国連では、子どもの権利条約が採択されて、昨年で30年になります。日本政府が批准してもう25年となります。そして、今盛んに言われておりますＳＤＧｓの中では、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し、十分な保護を達成すると掲げられておりますし、その後においても、子ども・若者育成支援推進法や子どもの貧困対策法などを国では制定しておりますけれども、どこにもその削減目標が明記されておりません。今後は、この子どもの権利として、教育、福祉の理念に立脚した包括的な子どもの貧困解決、権利保障法の制定が求められるところでございます。

さらに、併せて自治体レベルでも包括的な子どもの貧困対策条例の制定をしているところもありますし、貧困対策計画をその上でつくるということも具体的に進めていく必要があるのではないかと思うのですけれども、その必要性についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、昆秀一議員もご存じのとおりＳＤＧｓ、17の達成目標があるのですが、それで今日私、先ほどからの議論で、やっぱり2030年までに市町村、矢巾町だけの問題ではないのです。これは、県、国なのです。だから、私は、このＳＤＧｓにも、もうあらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符を打つと、このことなのです。だから、これは、矢巾町単独で解決のできることではないので、そしてその中には、ＳＤＧｓの中に、もうご存じかと思うのですが、貧困とは、単に持続可能な生計を確保するための所得と資源がないことではないのだと、そういうことではないのだと、貧困は、飢餓や栄養不良、教育、その他基本的なサービスのアクセスの制約、そして社会的差別の排除、さらには意志決定の不参加と、こういうことなのです。

だから、このことについては、私ども矢巾町としてできることも当然あるわけです。しかし、矢巾町だけでは、この貧困問題は解決できないわけでございますので、だからもう今県でも幸福度を追求すると。その中での貧困対策ということが、やはり今問われておるわけでございますので、もうそういった県とか、国と連携しながらこの問題を解決していきたいと。だから、ここで矢巾町としては、こういう取り組みと、今現在取り組んでいることは、もう昆秀一議員も分かっていることなので、これをさらに私どもとしてはステップアップしていくために、どういう形でやっていければいいかということをこれから考えていきたいと。

今児童・生徒、子どもたちの貧困についてのことについては、和田教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうかもお答えさせていただきます。

子どもたちの貧困、今お示しいただきました貧困の再生産サイクル、これについては、随分前から言われていることですし、各小中学校の現実を見ても、そのとおりだと思います。ただ、このサイクルを断ち切るためにどこかでといったときに、やっぱり家庭への働きかけ、それから情報収集、そして子どものために何ができるかということをやっぱり地域、それから保護者、学校、行政、全部で考えていかなければいけないということは、そのとおりだと思います。それは、日々少しずつでも改善するように教育委員会としても努力してまいりますので、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　町長が言われた矢巾だけではできないと、もちろんそうなのですけ

れども、矢巾にできることもあると思いますし、それでちょっとチラシのほうをさわやかハウスで見たのです。その中でひとり親家庭就業自立支援センターのチラシがあったのですけれども、それを見たら、講習会や相談会開催の日程が平成28年度のものがずっと置かれてあったのです。これは、新しいのが県のほうで更新されていないのか。そのまま置きっ放しになっているのかということなのですけれども、ぜひそういうふうなことをみんなに知らせるということは、非常に重要なことだと思うので、そういうチラシとか、ポスターとか、そういうふうなものの更新というのはしっかりと行ってほしいと思うのですけれども、その辺のお考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、昆秀一議員のご指摘のとおりで、そういうことはあってはならないので、それからうちのほうもいわゆるひとり親家庭のことについては、いろんな生活保護だけではなく、税とか、いろんな取り組みがあるわけでございますので、今度はひとり親の税額控除なんかのこともありますので、やはりそういうふうな周知徹底は、しっかりやっていかなければならないということで、ただいまご指摘されたことについては、しっかり内容を精査させていただいて、チラシなり、ポスター、こういうふうなものを総点検をさせていただいて、取り組みをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　いずれこの貧困という問題は、特に子どもの貧困については、この国では増え続けているという現状があるそうなので、この問題に対して私たち一人一人何ができるかということではなくて、何をしようとするかということの大人たちの決意が問われているのだと思います。

最後に、ノーベル平和賞を受賞されたマララさんは、国連では、一人の子ども、一人の教師、一冊の本、そして一本のペン、それで世界が変えられますと述べられています。ぜひこの町の子どもでも世界を変えていけるようになっていければと願いますけれども、最後に、子どもの未来についての所感がございましたならば、お伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まさに子どもたちが未来を変える、その未来を変える子どもたちを変えるのは、大人の責

任です。そういった意味で、私たちは子どもたちの貧困が広がらないように、そのために支援を何とか考えてまいりたいと思います。矢巾からできること、そのとおりだと思います。矢巾だからできること、そこを見直していきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、笑いとユーモアの効用について質問いたします。

人はなぜ笑うのでしょうか。赤ちゃんは、一人で生きていくことができません。そのためにかわいがってもらい、育ててもらうための戦略として本能的に笑っているとも言われております。また、病は気からと精神的なものが体調に表れることもあります。笑うと、気持ちが晴れる、何だかすっきりするというのは、近年医学的にも認められていて、そこで町民の幸福の実現には、この笑いとユーモアが不可欠であると思われるところから、以下お伺いいたします。

１点目、笑いと健康についての相関関係を町としてどう考え、町民の福祉増進に取り組んでおられるのでしょうか。

２点目、ユーモアはコミュニケーションの潤滑油になりますが、その効用を意識して、各施策に生かしてはどうでしょうか。

３点目、笑いはナチュラルキラー細胞の活性効果で健康の増進が促されることから、そういう笑うことのできるイベントの開催を町としてさらに推奨してはいかがでしょうか。

４点目、次の資料にあります笑いは副作用のない最良の薬ということは言われておりますけれども、その効果は作り笑いでもいいようですけれども、その作り笑いを促す取り組みをしてはどうでしょうか。

５点目、そのまた次の資料では、全世代にやさしい町やはば宣言を町として行うようですけれども、脳トレ漫談師の方を招いて講演会が今のところ行われるということでよろしいかと思うのですけれども、ほかにも笑いヨガや、また次の資料、ケアリングクラウン、クリニクラウン活動というものの導入や推進を図ってはいかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　笑いとユーモアの効用についてのご質問にお答えをいたします。

１点目及び２点目についてですが、紀元前の中国の医学書によると、笑いが健康によいことや古代ギリシャでは、喜劇がこの病気の治療法と見なされていたこと、また日本には、笑いは人の薬という言葉があるように、笑いやユーモアが心と体の健康によいことは、一般的に古来から、昔から伝わっており、近年その研究がなされていることも承知しているところであります。これまで本町では、福祉関連事業はもとより、秋祭りなどの各種イベント、生涯学習関連などの各種講座において、町民の皆さんが笑顔で参加していただき、コミュニケーションの輪が広がることを前提に内容を検討し、実施いたしております。

また、今年度から取り組んでおりますエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業につきましては、実施する各地区の自主性を尊重しながら、笑顔で皆さんが参加できるようアドバイスを行っているところです。今後とも、各種事業、イベントの立案に当たっては、町民の皆さんのご意見をお伺いしながら、笑顔で皆さんが参加できるものとするよう努めてまいります。

３点目、４点目についてですが、ナチュラルキラー細胞は、免疫細胞であり、笑いにより免疫細胞が活性化されること、笑いによって短時間で免疫系の機能を向上させ、健康増進の効果が出るとの研究報告もあり、また作り笑いやほほ笑みによっても、ナチュラルキラー細胞が活性化されるとも言われております。議員からのご指摘も踏まえ、笑いにつながる楽しい講演を開催することやアドバイザーの講話をいただくなど、町民が笑顔で参加できる各種事業、イベントや各種講座に取り組んでまいります。

５点目についてですが、笑いヨガについて、平成30年度の保健推進員研修会において研修を実施したところであり、笑いの健康効果とヨガの呼吸法を組み合わせた、誰でもできる有酸素運動などを行っており、今後の地区活動においても笑いの要素を盛り込みなから健康教育を取り入れてまいります。

また、ケアリングクラウンの活動につきましては、入院患者や被災地の方々など、心身の病や苦しみを抱えている人のところに、私は道化師が訪問し、笑わせるなど、楽しい時間を過ごすことにより、幸福感や心身の健康を高める活動であると聞いておりますが、町内においては、福祉施設や介護施設が充実しており、ケアリングクラウン活動を行いたいという施設等からの相談がありましたら、実施に向けて積極的に協力をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　この笑いについては、哲学者のニーチェが人間だけがこの世で苦しむため笑いを発明するほかなかったと言っております。苦しみの対極にあるものは、健康や心の平穏、幸福感などを得るために、人間は苦しくても笑うのだと言いたかったのだと思われます。いずれこの地球上で人間が笑うということ、世界の共通語にもなっております。町では、どんな施策をしても、それが町民の笑いにつながっていなければ、それは施策としてうまくいかなかったと言えるのではないでしょうか。

大阪府では、この笑いと健康というテーマを行政課題として捉えることにしたそうです。本町では、いろいろな宣言をしておりますけれども、大阪では、隅々まで笑いが満ちて、楽しい町、人はみんな明るく元気、笑うと元気、大阪の笑いを生かす取り組みで世界の元気に貢献します。これをここに宣言しますという大阪宣言をしております。

ぜひ本町でもその一端でも大阪府から学び、笑いを健康や幸せに役立てていく取り組みを始めてはどうかと思いますけれども、矢巾町の笑いに対する向き合い方について、これは先の話になりますけれども、ぜひ次の第８次総合計画の基本理念に掲げてまちづくりに努めていただきたいと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをいたします。

実は、昆秀一議員から、この笑いとユーモアのご質問があったとき、私ちょっとどきっとしたのです。何か私は、役場に来ていると、もう怒ってばかりおりますので、だからこの質問を通して、やっぱり私は改めて笑いとユーモアが大切だということを、そして去年、青松学園大学でもあれだったのですが、今へそを押すと笑う笑い上戸の、もう100円だか200円で売っているのです。今私、家庭でも怒ってばかりおるものですから、家の者がそれを何か100円ショップで買ってきて、やっぱりいいです。今日お持ちすればよかったです。そして、やっぱりユーモアと笑いは、これはもう関連性があるわけでございます。だから、大阪では、そういう宣言をしておるということですが、宣言をしなくてもいいではないですか、もう身近なところから、そういう笑いとユーモアの道は、近くにあると思うのです。みんなが納得してやればすぐできることなので、このことは、もう昆秀一議員の全てを受け入れて対応させていただきたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　全てを受け入れと言いますけれども、全てを受け入れられても、ちょっと困るところもあるのですけれども、まず大阪府の一端をちょっと紹介させていただきたいのですけれども、大阪府では、笑いと健康の啓発冊子というのを何十ページのやつ、ホームページにも掲載しておりますので、ぜひ見ていただきたいのですけれども、その中の効用として、これは皆さんもご存じかなというところもあるのですけれども、難病である膠原病や心筋梗塞、関節リウマチの症状の改善、血糖値の上昇抑制、脳の活性化、アトピーの改善から遺伝子レベルまで影響を与えるとされております。このような効用もたくさんありますし、町民の幸福のためにというところも紹介されておりますので、それで大阪府でやっていることというものを町でも取り入れるということの一つとして、町職員の対応として、今町長怒ってばかりだというところもあるのですけれども、それがしみわたってしまうということもあるので、ユーモアの効用についてひとつ住民のために仕事をしているところというのは、役所と言っておりますし、そこで働く人を役人と言うのですけれども、なぜ役所とか、役人と言うのかということをちょっと調べてみたのですけれども、住民の役に立つ仕事をするというのが役所とか、役人とかというのだそうです。そこで、ユーモア心の涵養、涵養というのは、自然にしみこむように養成することということなそうですけれども、住民に対する思いやりや気配りの涵養にユーモアというのはつながると思います。それは、町民の声を進んで聞く姿勢や温かい対応、分かりやすい言葉、文章、説明になって現れるのだということです。役所の対応は、それがすごく重要なのだと思いますので、これからの役所の対応として、相手の気持ちを和らげる、思いやりや気配りのためにユーモアを学んでいってほしいと思いますので、このユーモアの学びについてご所見があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、昆秀一議員、この質問はもっと早くやっていただいておれば、私も去年、本当に皆さんにご迷惑をかけたのですが、今お聞きしたら、膠原病とか、次どきっとしたのは、心筋梗塞と、だから私も早くこういうふうなことをあれしていれば、笑いとユーモアで心筋梗塞にならなかったのかなと今瞬間的に思ったのですが、いずれ役所とか役人というのは、まさにそのとおりです。人のために役に立つ、そのことなのです。

　そこで、私何を一番言いたいかというと、やっぱり町民の皆さんが役場においでになったときに、笑顔で挨拶をして、これでもう町民の皆さんがほっとするわけです。だから、今ご指摘されたことは、これはもうやっぱり私どもはそういった、やはり町民の目線、視点に立

って仕事をさせていただいているのだと。そのときに、忘れてはならないのは、ユーモアはいいですから、笑顔と、そしてよくおいでになりやんしたと、そういう一言言葉をかける一声運動、笑いと、それが大事だと思うので、このことは、今日この日から、このときから職員にも徹底をさせます。そして、昆秀一議員の質問によって役場が変わったと言われるように、これは水本副町長、そして和田教育長を中心に対応してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　ぜひそのようにお願いしたいと思うのですけれども、最後に、昨日も健康寿命の延伸についてお話がありましたし、笑いの関係についてちょっと話したいのですけれども、幾ら肉体的にも精神的にも問題がなくても、笑いがないとぎすぎすした生活で、楽しくもないのではないかなというふうに思いますので、笑いは非常に重要だと思いますので、そのように笑いがある、潤いのある生活ができるように意識して施策の実行をお願いしたいと思います。

以上、所感があれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、昆秀一議員の今日私、２問目の質問、笑いとユーモア、これは本当に私どもにとっては、改めて自分たちの足元を見つめ直して対応していかなければならないことだということで、今日は、本当にいいご質問していただいたなと。そして、このことをしっかり受け入れて、矢巾町役場もそういった意識改革を図ってまいりたいと。

できれば、各今日は課長たちも答弁席におるわけでございますので、各課で早速そういう取り組みをして、できれば総務課をはじめ、笑いとユーモアの条例なんかをぜひやっていただくように指導してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、ボランティア活動の支援、充実をということで質問いたします。

町内では、様々なボランティアをされている個人、団体の方がいらっしゃいます。子育て、精神保健、介護など、町のボランティアセンターの登録の有無にかかわらず活動しているということでございますが、そういう方々がどのような活動を行っているかは、広くは知られていないように思います。そこで、本町のボランティア活動を町民の皆様に知ってもらい、またその活動の充実のために以下お伺いいたします。

１点目、現在の各種ボランティアの活動状況をお伺いいたします。

２点目、町のボランティア、個人、団体に対する支援状況をお伺いいたします。

３点目、次の資料、町社協のホームページから引用しておりますけれども、その資料としてお示ししていますボランティアをしたい方々とボランティアの人手を求めている団体とのマッチングをどう行っているのでしょうか。

４点目、その次のまた資料でもお示ししていますように、そこは障がい者プラン、成果目標になっておるのですけれども、ボランティア団体を１団体増やして目標を持っていらっしゃるということ、その次のページの資料では、精神保健ボランティア育成として、会員数の増加を目標としておられます。そのようなボランティアの育成を進めていくことが大切であると考えておりますが、児童・生徒や若い方々のボランティア育成の取り組みをどう行っているのでしょうか。

５点目、またタブレットで一番最初に入っている資料なのですけれども、そこでお示しした稲城市や横浜市などで実践しておられるボランティアをしたことによってポイントを付与するというボランティアポイント制度の導入についてのお考えについてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ボランティア活動の支援充実についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町では、町内で行われておりますボランティア活動の全容を把握することはできませんが、町社会福祉協議会においてボランティア登録をして活動を行っている個人及び団体の平成30年度の活動実績としては、登録団体22団体、個人17名の方が高齢者等の食事支援、障がい施設等の訪問や傾聴、耳を傾けるボランティア等、年間約260件の活動をしており、多くの町民の方々との交流を深めながら地域に根ざした活発な活動をしております。また、今年度は、台風第19号に係る災害ボランティアでは、普代村と宮古市に２日間、延べ32人が出向き、町外の方への支援も実施しております。

２点目についてですが､ボランティア活動そのものに対する助成等は行っておりませんが、交通費等の実費を補助することがあるほか、ボランティア団体に対する会員の資質向上を目的とした研修会や登録会員を対象とした交流会の開催などを通して、ボランティア活動を継続できるように支援しております。

３点目についてですが、町社会福祉協議会が設置しております矢巾町ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動を希望する方に登録をしていただき、ボランティアを求めております団体等からのお問い合わせや相談に応じているほか、その内容に応じた登録ボランティアとのマッチングを実施しております。

なお、町からボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう、地域の状況など、ボランティアに関わる情報を随時提供しております。

５点目についてですが、現在環境省の委託事業において、楽天株式会社とナッジ理論と呼ばれる、人の行動科学についての効果検証事業を共同で実施しており、ボランティアポイント制度については、この事業の検証結果を踏まえた上で、今後事業実施の可能性を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、ボランティア活動の支援、充実をについてのご質問にお答えいたします。

４点目についてですが、学校では、道徳教育の中でボランティア活動に関する授業や実際にボランティア活動を行うことで児童・生徒のボランティア心を育てております。実際の活動として、子どもたちが主体となって取り組んでいるＪＲＣ委員会において、募金や奉仕活動、地域の施設を訪問するふれあい活動などの様々なボランティア活動を展開しておりますが、それぞれの学年に応じて気づき、考え、実行する取り組みを行い、教育活動全体を通してボランティアに関する理解を深めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　今地域共生社会、我が事、丸ごとと言われたりしております。それから、互助や共助などとも言われておるわけですけれども、私は公助がしっかりとできていれば、それはそれでそれほど、互助、共助と強調せずとも、今までどおりでいいように思う

のですけれども、公助のところでお金がかかる。けれども、役所では、お金がないから、自己責任ですよということを地域のことは地域でやりなさいと突き放しているように思えて、我が事、丸ごとというのを感じてしまうのです。

いずれお金がかからないからボランティアにやってもらうというのも一つの方法かもしれませんけれども、そのボランティアのなり手というのが少ない状態があるのではないでしょうか。現在各種ボランティアで活動している方が、それでもたくさんいらっしゃるとは思うのですけれども、ボランティアなさる方の高齢化とか、人材不足というのが否めないような状態であると思うのですけれども、そこで人材不足の解消のために広くこういうボランティアがありますよ、みんなやりませんかと広く紹介する場所というものが、スペースがあればいいのではないかなと思うのですけれども、例えば旧町民センター食堂では、オレンジボランティアのチームオレンジというのを拠点にするというので、そういうところを活用して、ほかのボランティアの活動も支援していく場所にしてはいかがなのかなという、そういうお考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

今議員から仰せのとおり、オレンジボランティア、町民センター食堂を活動拠点ということで、４月から改修工事をさせていただきます。そういった中でオレンジボランティアの養成する場所としても仰せのとおり活用させていただきたいと思いますので、認知症サポーターの養成講座を通して、そういったオレンジボランティア等の参加も促しながら、あるいは社会福祉協議会さんで様々なボランティア活動をされている部分についても紹介させていただいて、陰の部分では、ある意味ボランティアセンター的な使い方もさせていただきながら、そういったボランティア、気持ちがある方々を参加できる、そして誰でも来られる、そして誰でも参加できるような場所としてやっていきたいと思っておりますので、ご指導方、よろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　そこでオレンジボランティアという話題が出たので、ちょっと聞きたいのですけれども、これは大したことではないのかもしれないですけれども、オレンジボランティアのオレンジというのを平仮名で私認識していたのですけれども、何か最近片仮名

であるようなのですが、その意味、統一性があるのか、全然考えていないのか、そこら辺のお考えについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

国の通知によりましては、片仮名でオレンジという表現も使っておりますが、矢巾町でご紹介する際、ボランティアの団体のときには、平仮名で表記したり、あるいは片仮名でご紹介する場合もございますが、そこら辺は統一させていただきたいと思います。そこは、活動する皆様のご意見もお伺いしながら、そして昆議員さんも参加されていると思いますので、すみません、そういった中で皆さんのご意見を聞いて、今度センターに表示するときもどちらにしますか、あるいはチームオレンジとして、新たなネーミングをしますかというのも、国のほうで決めてくださいということで通知来ていますので、そこら辺もご相談させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　それから、ボランティア活動についてですけれども、資料でいっぱい示しているのですけれども、町社協のボランティアセンターが中軸をなして支援しているということですけれども、やはりそこはボランティアセンターに所属していないという団体、個人が結構たくさんいらっしゃると思うのですが、町としてもそこら辺本腰を入れて支援をしていく必要があると思います。

それで、スクールガードや、例えば地域の役員や、ほかにも民生委員などもほとんどボランティアのようなものだと思うのですけれども、そこでもやっぱりなり手の不足があるのではないかということで、社会福祉協議会だけではなく、町としてしっかりとそこの人材不足について考えているのであれば、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

昆議員仰せのとおり、やっぱりボランティアさんのなり手という部分、様々な役職も含めてですが、非常にそれは難しいというか、本当にそこは不足というところは感じております。そうすると、本当にボランティアというそのものがどういうふうなことができるのか、やはり自分の今までの特性で、今までやってきたことを生かしたやり方だとか、それから自分の

今置かれている立場、例えば私であれば、私の今できることもあると思いますし、そういうやりがいだとか、喜びだとか、そういうことも含めていろんな役職の大変さはあるのですが、何とか人材を担っていただけるような、私どもも周知なり、取り組みの紹介やら、ボランティア団体として入っていないところも含めて、そのお知らせの仕方とか、担い手の人材を整えていくということ、本当に必要だなと思っております。そのやり方につきましては、私ども本当に社会福祉協議会と、まさにより一層相談しながら、情報共有しながらここは推し進めていかなければならないなと思っております。

特にも、災害時も含めてご近所同士の顔のやっぱり見える関係が、いざというときも、ボランティア云々ということだけではなく、人を支えていく仕組みとしてどうやっていくかということが非常に課題だと思いますので、そこはより一層やり方、それから情報の進め方、地域福祉を担っていく社会福祉協議会といろいろ相談しながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今ボランティアのことについては、今主に無償ボランティアということで、今の考え方は、もう有償ボランティア、そして今日昆秀一議員がボランティアの質問をしていただいて、例えば先ほど台風第19号、これはもう令和元年、東日本台風と名前が変えられたのですが、やっぱりそういうふうな被災地にボランティアとして行くときに、今はもうご存じのとおり、定住人口とか、交流人口と、いわゆる移住したりなんかして、もうそこに住みつくのがもう定住人口で、また観光とか何かを通しての交流人口、そのほかに今関係人口というのが出てきているのです。これは、国で今いっているのはこういうことなのです。特定の地域に継続的に多様な形で関わることと。これがまさに東日本大震災津波のときは、ここが該当するのです。だから、私どもとしては、今後、今たまたま災害時のことだけなので、お話ししたのですが、今後そういうことだけではなく、関係人口を増やしていくと。このボランティア活動を通して関係人口を増やしていくということも、これから私ども市町村に求められた大きな課題ではないのかな。

だから、今日、本当にさっきの笑いとユーモアと今日のこのボランティアのお話は、示唆に富んだご質問をしていただいたなと、こう考えております。いずれ今後そういった関係人口とボランティアを結びつけていきたいと。

今国では、この関係人口の関係のプラットフォームとか、そういうふうなものの情報発信

もしておりますので、そういったことに、矢巾町の魅力を被災したときだけではなく、そういうふうなものも発信していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　様々なボランティアあります。その文化に関してボランティアというので、ボランティアガイドというのが第１期の矢巾町教育振興計画の中にありまして、その中で平成27年度が６人、平成32年度が15人との計画があるのですけれども、目標として。現在ボランティアガイドというのは何人いて、どのようなことをしているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

文化財関係の有償ボランティアになっておりますけれども、これは徳丹城の遺跡を説明していただくということで行っておりますが、10名ほどいらっしゃいますが、ほとんどの方、主に活動している方はお二人でございます。いろいろな学校であるとか、学校の子どもさんたちであるとか、遠くからいらっしゃった方に徳丹城を説明するときにお願いしておりますし、春祭りやイベントがあったときにも、そういったガイドツアーを組みまして説明をしていただいております。１回1,500円という有償でございますので、無償ということではございません。これは、時間に関係なく、どこを説明するか、全体を説明するのか、一部を説明するのか、そういったことに関わらず１回1,500円という謝礼を差し上げて活動していただいているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　たしか私も養成講座というのを受けたような、観光ガイド、そっちのほうだとは思ったのですけれども、ちょっとお伺いしました。それで、ボランティアポイントについてなのですけれども、過去に町社協のほうでお助け隊というのですか、そういうボランティアをしてポイントを集めるというような制度をやっていたような記憶があるのですけれども、その辺は現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　日常生活助け合い隊の中での

取り組みというふうに受け止めておりますが、社会福祉協議会を中心に今行っておりますが、すみません、ちょっと細かい数字まで私今日持ってきていないのですけれども、一つの取り組みとして行っている現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　あまり町社協で力を入れていないのかどうか分からないのですけれども、私はあまり町社協のほうの本気度が足りなかったのが大きな要因があるのではないかなというふうに感じております。それで、なかなか分からない人が多いし、やるというボランティアの方も少ないように感じてしまうのですけれども、これからボランティアというのは、本当に必須なものとなります。災害ボランティアもそうですし、観光、文化についてもそうですし、それを広めるというためには、人の役に立つという喜び、そういうことを若い世代のうちに伝えていかなければならない。そういう種をまずもってまいて、育てて、それが花を咲き、実を結ぶということがしっかりと大事さをみんなに知ってもらうように続けていかなければならないと思うのですけれども、そのボランティア教育の一層の推進について、何か考えがあれば、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

一つご紹介させていただきたいのですけれども、私昨年の小学校の学習発表会のときに、ちょっと行ったときに、そこで休憩時間だったのですけれども、児童がそれこそ台風の被害に対しての募金活動を、その休憩時間に保護者さんもいっぱいいらっしゃいましたので、そこで始まったのですが、それ後で学校に聞いたら、先生が主導したのではなくて、児童のほうから、生徒会を中心だったようなのですが、生徒会のほうでぜひこういう募金をやりたいのだけれども、どういうやり方がいいか、自分たちで考えてやったということを聞きまして、これこそまさに子どもたちがみずから考えて、そういうボランティアの心もあるかと思いますけれども、そういう取り組みが実践として現れたのではないかなというので一つご紹介させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからもお答えさせていただきます。

例えば学校の中で一つ拾えば一つきれいになるということがあります。ごみを見つけて、それを一つ拾えば一つきれいになる。これが全部の子どもたちが行えば、校内からごみがなくなる。それは、自分のためにもなるわけです。要するに、情けは人のためならずという言葉がありますけれども、やっぱり情けをかけるということは、それが回り回って自分にやってくると。これがまさしく奉仕の心になると思います。そういったことも含めて学校現場では行われているということもご紹介させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、そういうふうな活動、地道な活動もあると思いますけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、矢巾町地域福祉計画というのが、第２期というのが、今パブリックコメントを実施しているのですけれども、その中でボランティアコーディネーターの設置を目指しますとあります。それで、地域に対するボランティアのコーディネートについては、非常に重要だと思うのですけれども、令和２年度からは、各地区に生活支援コーディネーターを選任するというようなことです。これは、ボランティアコーディネーターとの兼ね合いというのか、そういうのはどうなっておるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

今第２期の矢巾町地域福祉計画を策定しておりまして、今ちょうどパブリックコメントをいただいておるところですが、地域福祉コーディネーターに関しましては、ボランティアコーディネーターとそこは調整しながらと、いろいろ連携しながらということになりますが、地域の活動の、いわゆる今様々サロン活動とか、それから地域でのこびりっこサロンだとか、様々そういうふうな活動を社会福祉協議会を中心に行っておりますので、そこと連動したような取り組みになっていくと思います。もちろんそれを行っていく上でボランティアコーディネーターとの調整なりが必要になってくるということで進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

ただいま議員さんのほうから生活支援コーディネーターということでご指摘ありましたが、生活支援コーディネーターについては、介護保険上の地域包括支援システムの枠組みで動いていただくと。ただし、障がい者の方でも高齢者の方、当然いらっしゃいますのでその生活支援コーディネーター、旧村単位で各地区１人ずつを今予定しておりますが、配置いたしまして、それぞれの地域支援、サービスの発掘だとか、それから必要とされる高齢者や障がい者の方々のサービスとの結びつき、それからそういった人と人との結びつきをつけたいということで新年度から生活支援コーディネーターということで配置したいというふうに、予算化させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　過去に平成28年に生活支援コーディネーターというものを１人町社協のほうに委託して、国の予算２分の１、県予算４分の１、町予算４分の１で設置しているとは思ったのですけれども、そのところ、やはりこの効果として関係機関のネットワークの構築が強化され、地域資源の開発と充実が図られたということであったのですけれども、地域資源には、ボランティアというのも重要な資源となってくると思うのですけれども、その充実が図られたというのは、生活支援コーディネーターによって図られたとは全く実感が持てずにいるのですけれども、さらに加えて旧村地区に生活支援コーディネーターを設置するということで、町の要綱が、生活支援コーディネーターの実施要綱というのがあるようなのですけれども、そこの中で社会福祉士、資格として社会福祉主事任用資格というのの資格を持った人がなるというふうになって、その後に研修を受けるというふうになっていたように思うのですけれども、そこら辺の人材の見込みというのはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

ご質問のとおり、過去においては、社会福祉協議会の職員に年間の人件費の半分ということでお願いしておりましたが、そもそも社会福祉協議会の職員というものが、その生活支援コーディネーター的な仕事を本来やるべき業務でありますので、そこについては、やっぱり半分だけお願いしますという町からのお願いの仕方がどうなのかという部分もありまして、今回町長のほうでしっかり３人分、地域ごとにやろうということで予算化させていただいて

いるという状況でございます。

それから、具体的な資格云々ということでございますが、社会福祉士については当然でございますが、それ以外にもやはり、その地域に入っていただく方ですので、矢巾町のことをよく知っていなければならないというのが大前提だと思います。それから、いきなり社会福祉士の資格がありますからお願いしますというわけにはやっぱりいきませんので、やはりその地域の経験あるいは介護の現場の経験、あるいは役場のＯＢでも保健師として地域をよく知っている方とか、そういったＯＢの方がもしいれば、そういった方にお願いしたいのもあります。それから、障がい者の施設で障がいの制度などもよく知っている方ということで、地域資源によく精通している方で、すぐ現場に入っていって対応できる方というのを今私どものほうで模索してお願いしようかなということで探しているという状況でございますので、そういったことで何とかすぐに現場で対応できる方をお願いしたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　最後に、総合的なことでお伺いしたいのですけれども、先日議決しました矢巾町第７次総合計画の後期基本計画において、この中でもボランティアがあるのですけれども、施策の方向でボランティアの確保に向けた取組を支援するとあります。これは、前期にもあったものなのですけれども、まず前期の振り返りとして、ボランティアの確保に向けた取組はどう行われて、現状維持もままならない状態ではあったのですけれども、いずれ今後さらにボランティアの確保に向けた取組として、私はまずボランティアのことを知ってもらうというところから始めて、参加してもらえるということで、あまり堅苦しくなく参加してもらえるような取り組み、それをできれば継続していただきたいと思うのですけれども、さらに工夫しながら進めていければと思うのですけれども、何か考えがあれば、最後にお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今昆秀一議員がおっしゃるとおり、ボランティアですから、これはやはりボランティアする立場の人たちの気持ちを大切にすることが大事なのです。だから、私ども受入れのほうでハードルを高くしてやることは駄目なので、誰しもが、やっぱりボランティアをやりたいと、その気にさせること、そういうこと

を私どもが動機づけをすること、モチベーションを高めてやることが大事なので、今ご指摘のとおり、私どもはただボランティア、ボランティアと、そしてオレンジも平仮名でもあれば、片仮名でもある、何でもいいから理解をしていただいて参加をしていただくと、そのことを。だから、総合計画の今度の後期基本計画にもオレンジボランティアからいろいろ書いているのですが、やっぱり目標数だけではなく、そこまでに至るプロセスを大事にしていくことが大事だと。だから、そのボランティアをしていただく方々の視点に立った対応をしていかなければならないということで、まさにご指摘のとおりでございますので、そういうことを総合的に勘案しながら活動になお一層取り組んでいただけるような体制整備をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、まだ昆議員の質問中ではございますが、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

午前１１時２０分　休憩

――――――――――――

午前１１時３０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

次に、４問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　次に、コミュニティ・スクールについての質問をいたします。

本町では、来年度の４月から町内全小中学校を対象としたコミュニティ・スクールを設置するということであります。子どもたちの生きる力を育むためには、学校だけではなく、保護者、地域住民が参画する必要性があります。そういう方々が一体となるための仕組みとしてのコミュニティ・スクールは、地域に開かれた学校としても非常に有効であります。資料でお示ししたように、コミュニティ・スクールの成果については、資料で載せておりましたけれども、その取り組みについて以下お伺いいたします。

１点目、保護者、地域住民の協力、周知をどう進めているのでしょうか。

２点目、学校、教職員の負担感については、どう捉えているのでしょうか。

３点目、コーディネーターの設置をどのようにしていくのでしょうか。

４点目、人事や予算措置はどう行っていくのでしょうか。

５点目、福岡県春日市のコミュニティ・スクール進捗状況評価表を資料でお示ししておりますけれども、推進の評価、検証方法をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　コミュニティ・スクールについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、これまでに町ＰＴＡ連合会役員会や矢巾町教育振興運動研修会等において、コミュニティ・スクールの制度についての説明を行っております。自治会関係者、地区子ども会世話人及び保護者等の方が参加する矢巾町教育振興運動研修会においてアンケートを実施したところ、コミュニティ・スクールについて知っていたと答えた方が53％、コミュニティ・スクールについて理解できたと答えた方が76％、取り組みに参画したいと答えた方が78％の結果でありました。この結果のうち、特にも取り組みに参画したいと答えた方が８割近いことは、制度を導入した後に地域全体で学校を支援する体制づくりの励みになると考えております。今後コミュニティ・スクールの中で地域と学校がどのような協力を行っていけるのか。地域がどのように担えるかを検討して、地域の協力を得られるように協議を重ねてまいります。

２点目についてですが、本町のコミュニティ・スクールは、従来の各学校における学校評議員制度を廃止し、小中学校６校で１つのコミュニティ・スクールとすることから、事務局を学校にではなく、教育委員会事務局に設置することとしており、学校の負担は増加しないと考えております。

３点目についてですが、現在本町では、社会教育法上の地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターを設置しておりませんが、先行導入している事例を参考にし、教育振興運動との関わりも含めて地域コーディネーターを選出していきたいと考えております。

４点目についてですが、コミュニティ・スクールの委員について、各学校に学区内の町民及び保護者に関して推薦依頼を行っております。そのほか教育委員会においても学校の運営に協力いただける委員を選出したいと考えております。また、新年度の予算として、学校運営協議会委員24人分の報酬を予算措置しております。

５点目についてですが、学校運営に関する評価については、毎年度校長から学校運営や教育活動等についての説明を受け、委員が説明を受けた内容について協議を行い、その結果を校長や教育委員会に対し、意見を述べるとともに、協議の結果を公表することとしており

ます。

コミュニティ・スクールについては、教育委員会に対して運営状況を報告することとしており、教育委員会は、その報告を基に指導、助言を行い、また学校の運営に支障が生じるような運営であった場合には、適正な運営を確保する措置を行うこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　このコミュニティ・スクールについてですけれども、町教育行政法の組織及び運営に関する法律という制度、その改正に伴って設置が努力義務となったということなのですけれども、設置までの過程として、教育委員等の方々からは、どのような意見が出されたのかということと、あと自治体の重要な施策である教育振興基本計画ということへのコミュニティ・スクールの位置づけというのは、明確にしていくとは思うのですけれども、そこのところの関わりについてと、委員になられる方々にどのように伝えられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず、コミュニティ・スクールについては、教育委員の皆さんに講義を受けていただきました。これは、教育委員会のメンバーと、それから教育委員、全国には何人かのコーディネーターがおりまして、一番近い宮城県にいらっしゃる方に来ていただいて説明をしていただきました。そして、本町で取り組んでいることについても県のほうからも来ていただいて、私たちのほうが説明を受け、そしてこの方法でどうかということについても確認をさせていただいて、いわゆる全国に例のない、６つの学校を一つのコミュニティ・スクールとしてやるということについては、まず初めてのことかもしれないぐらいの規模になります。ということも含めて、県のほうからも国と確認をした上で可能であるということをいただいております。そのことも含めて委員の皆さんには報告をしてありますし、説明をしております。

委員の方々からは、心配な部分について、委員の選出とか、いろんなことで質問は出されましたけれども、いずれ負担感についても、職員の負担感についても質問がございました、同様に。これについても各小中学校には、最初にコミュニティ・スクールをつくるけれども、拡大コミュニティ・スクールとして６校でやります。今まで評議委員の学校評議員制度があったので、学校評議員制度がなくなったので、事務的な作業については、同じような事務手

続はあるだろうと。それは、負担感の増加にはつながらないと。そのために学校全体、６つのときには、教育委員会がそれを事務的なことを負いますよということで、それ以上の事務的な負担感を学校現場に負わせないように、そういうふうな取り組みをしますよという説明もさせていただきました。あとは、これから４月から始めますが、３月までに全て完全に準備をしたというわけではありません。これはもうしながら、それこそ毎月学校の校長と校長会議がありますので、その都度点検、チェックをしながら、要望も含めてどういうふうなものがいいのか、さらにどうしたらいいのか、そういったことも含めて連携をとりながら位置づけも含めてしていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　教育振興基本計画についての位置づけというのも必要になってくるとは思うので、今後いろいろなところで大変なところはあると思うのですけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。その進捗の評価については、資料でお示ししたように、このような方法もありますよというところで評価していただければいいのかなというふうに思います。

矢巾町においては、教育振興運動がすごく広まっている、強力であるということですけれども、逆にそういうことがあることによって心配なこととしては、制度はつくったけれども、今までとあまり変わりない、協力しているよというところで、あまり学校運営協議会が形骸化されたという例もあるようですので、そうならないためにも、やはりこれからは地道に地域の方たちにますます興味を持ってもらえるようにすることが必要だと思うのですけれども、それで学校運営協議会が例えば今までのような形で関わるのであれば、あまり意味がなくなるというところで、そこら辺どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

例えば全国の例として、各小中学校にコミュニティ・スクールを立ち上げたと。ところが、あまり活動がうまくいかない、要するに形骸化してしまう。国から努力義務ということで言われたのでつくったけれども、実際どう動かしていいか分からないという事例があります。それは、今まで学校評議員制度があって、それで十分だったのに、さらにそれにということだったので、そうなっていると思います。矢巾町の場合も、各小中学校だけであれば、その

可能性はあるかもしれません。教育振興運動というしっかりとした土台がありますから。でも、６つを一緒にしてということで、同じ方向で同じ考えでいきましょうと。矢巾の子どもたちをどういうふうな形で育てていくか、６つの学校みんなで共通理解していきましょうよという、これも大きな次元の違う世界のことになりますので、今までとは違う形になると思います。私は、それに取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、例のないというようなことだということで、教育委員会については負担が少しは出てくる、少しというか、大分出てくるのかもしれないですけれども、そこら辺はしっかりとしていただきたいと思うのですけれども、１つ、私すごく気になっているというところは、コミュニティ・スクールにおける特別支援学級の位置づけというところです。それから、放課後デイサービスなどの連携というものもどうなってくるのかなというところ、気になっておるのですけれども、そこら辺はあまり話題に出ないのですけれども、例えば単独の学校の中でも、特に中学校などでは、その理解が、親だったり、地域だったりに進んでいない、教師の中でも進んでいないということを見受けられました。今後インクルーシブ教育的関連から、学校運営協議会のメンバーにそういう関係、分かる、勉強はするとは思うのですけれども、ほとんど理解が進まないのではないか、そういう人たちがいなければ。理解の後退が懸念されるのですけれども、そこら辺教育委員会ではどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

教育長の答弁の中にも、今各学校のほうで委員の推薦のほうをお願いしているというふうに答弁させていただきましたが、それにプラスして教育委員会のほうでも委員を候補を選出していきたいなと考えております。今議員がおっしゃったとおり、様々な分野の方を入れることによって、いいコミュニティ・スクールにつながると思いますので、ぜひそこは教育委員会のほうでの選出のメンバーに入れていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　まず、そこのところをよろしくお願いしたいと思いますし、コミュニティ・スクールの導入に関しては、地域の導入のまず導入部分というところで情報発信を今後どのようにされていくのかということが問題になってくると思うのですけれども、できれば広く分かるように地域に対して情報を伝えていかなければならないと思いますし、そのようなコミュニティ・スクールは、地域を生かす、地域で学ぶ、地域に返す、地域と学ぶということが重要なのだそうですけれども、やはり地域の協力なしでは全然進まないというところがあると思います。ぜひ広報活動、ホームページの作成だったり、地域の掲示板とかにも、その活動の理解、協力というものも求めていってほしいと思いますし、できればそういうコミュニティ・スクールというものが始まりますよというようなシンポジウムというか、広くお知らせする方法というものがいろいろあると思うのですけれども、いかがでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

今昆議員のほうからご提案あったことを踏まえながら、とにかく広報に努めてまいりたいと思いますし、それからご協力を願わなければいけないわけですから、様々な方法で、まず小中学校の広報、それから町の広報、それからホームページ、様々な方法があると思います。そういったことをこれからも努力してまいりたいと、そう思っております。ありがとうございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　それから、コミュニティ・スクールの説明についてお聞きしたいのですが、学校の管理職、教職員に向けてはどのように周知なさったのか。その周知や説明をしっかりと定着させるという、先ほど教育委員たちは、研修と講義を受けたということなのですけれども、学校運営協議会の委員になられた方に対しての研修等、どのように行うのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり議員おっしゃるとおり、最初選出された委員の方々、新しい制度ですので、どうしてもどこまでその委員の方が業務としてやっていけばいいのかというのは、なかなか最初は

理解いただけないのは、そのとおりだと思いますので、まず最初に、各学校ごとの部会になるか、あるいは全体の協議会になるか、ちょっと別といたしまして、まず最初のときに、そこの委員の役割というのをしっかり説明して、さらに１年間のスケジュールでこういうことをやっていって、最後に年度末に翌年度の学校の経営方針を承認するのですよということをぜひ事細かに説明したいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　前半の部分の教職員への周知ということについて、これは今年度、学校を私夏休みの前後、それを使いまして、全職場を回りまして教職員の朝会の前に時間をいただいて、資料を持って、そこで説明を簡単にさせてもらいました。ただ、その資料というのは、Ｑ＆Ａ方式もありまして、こういったことが不安だと思われるけれども、こうですよということ、これは先行事例として八幡平市がやっていますので、その八幡平市さんのものを参考にしながら矢巾町独自のものをつくって、各教職員のほうには、それを配付して説明をしてまいりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　それから、資料にはなかったと思いますけれども、コミュニティ・スクールのサイクルというものを前の資料で全協のときに示されたかと思いますけれども、熟議、協働、マネジメントということを示されておりましたけれども、中でも熟議とは、熟慮し、議論するということだと思うのですけれども、何の議論でも熟慮はしていくこととは思うのですけれども、その熟慮を主に打ち出す意味はどこにあるのかというところなのですけれども、私は、その熟慮はもちろんのこと、やはり議論を重ねるということが熟慮につながってくるのだと思います。議論しても、具体的な取り組みにつながってこないこともあるかなと思うのですけれども、いずれある程度の熟慮を重ねた上で何かが進むということがあると思いますので、そこでその次が協働ということだったのですけれども、学校運営にどう地域の参画を求めていくのかということの、今までと同じであれば、本当にあまり意味がないということを思うのですけれども、そこら辺、熟慮、協働、マネジメントについて教育長の考え、所見をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まさしくそれがコミュニティ・スクールの原点というか、一番大事なところになります。特にも熟議ということですが、これは矢巾町の子どもたちにとって、何が今問題になっているかということを各小中学校の学校運営協議会のほうで話題として出していただいて、それを持ち寄って、この中で何が一番大事なのか、何をみんなで確認したらいいかということを、その中から熟議の議題として取り上げたいと。あるいは、それがなかなか見つからないときには、教育委員会のほうから提示をしたいと。問題は様々ありますから、みんなに考えてもらいたいことがありますので、それはないときには、こちらから提示したいと、そう思っています。いずれ矢巾町の子どもたちをみんなで考えるのだということであれば、いろんなことが出てくると思いますので、そういう形で進めたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で10番、昆秀一議員の質問を終わります。

ただいまここの議場の時計で11時50分を回ってございます。正午には、若干早いわけでございますが、次の質問が中途半端になる可能性もございますので、ここで昼食のために休憩をいたします。

再開を12時50分といたしますので、議場にご参集願います。

午前１１時４９分　休憩

――――――――――――

午後　０時５０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開をいたします。

一般質問。次に、９番、赤丸秀雄議員。

１問目の質問を許します。

（９番　赤丸秀雄議員　登壇）

○９番（赤丸秀雄議員）　議席番号９番、一心会、赤丸秀雄です。１問目の質問は、町長の施政方針演述を傾聴し、その内容について以下伺います。

１点目、通学路の安全確保について、町民懇談会、町民と議会との懇談会、子ども会集会など、多くの場で防犯灯設置の要望が出ています。そのたびに町長は、事故が起きてからでは遅いと言いつつ、早期対応が見えてきません。そこで、どのような対策を考えているか伺

います。

２点目、エン（縁）ジョイやはばネットワークの展開は大変よい施策でありました。新年度からさらに充実させると話されていますが、具体的に何をどのように考えているのか伺います。また、今年度の導入行政区数や活動支援経費状況などについても伺います。

３点目、地域おこし協力隊の２名が新年度で卒業となるとのことであります。町のイベント開催や運営などにおいて、積極的な取り組み姿勢と若者の視点、発想で町民に元気を与えています。地域おこし協力隊の増員をぜひ望むものでありますが、今後の方針や募集状況について伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　９番、赤丸秀雄議員の町長の施政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、議員ご指摘のとおり、交通量の増大や防犯上の観点から、通学路などにおける街路灯や防犯灯の整備要望が数多く寄せられているところであります。現在街路灯の整備につきましては、道路改良時に交差点などに新設を行っており、また照度確保、いわゆるルクスというか、照らすのの度合いですが、の確保及びCO_2削減のためのＬＥＤ化を推進しているところであり、防犯灯設置につきましては、自治会によります一部負担のご協力をいただきながら、地域の防犯、交通安全に寄与していただいているところであります。今後の街路灯の整備に関しては、国などで行っております補助対象となる整備方法がこの灯具の交換のみとなっており、基数の増設などは該当とならないことから、現在電気事業者や金融機関などとリース契約の方法などにより整備できないか関係機関と調整を図っているところであります。

２点目についてですが、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業は、今年度が初年度であり、まずは地域における互助の拠点を整備するという観点から、子どもから高齢者まで、いわゆる全世代にわたる誰でも気軽に楽しみ、交流するという形でスタートし、活動内容は、地域の総意で自由に取り組んでいただいております。活動組織の中には、参加者がただ楽しむということにとどまらず、外出や移動が困難な方の送迎をするなど、きめ細かな配慮を行っている組織や紫波警察署の出前講座を活用し、特殊詐欺防止についての理解を深めるなど、特色を生かした取り組みを行っている組織もあります。令和２年度以降につきましては、こ

うした先進事例の紹介のほか、課題等の共有及び解決に向けた支援を行うとともに、実施地区の拡大も含め、さらなる充実を図ってまいります。

次に、今年度の導入行政区数につきましては、令和２年２月21日現在で19行政区、20組織となっております。活動内容は、シルバーリハビリ体操や軽スポーツ、ゲーム、お茶飲み、カラオケ、ＤＶＤ鑑賞などで、活動回数は毎月１回の組織が11組織、毎月２回の組織が７組織、毎月２回を超える組織が２組織となっております。経費状況につきましては、町からの補助のみで活動している組織が４組織、参加者からの会費を徴収しております組織が12の組織、自治会からの助成を受けている組織が12の組織となっております。なお、会費の徴収及び自治会からの助成のいずれも行っている組織は、９つの組織となっております。

３点目についてですが、本町の地域おこし協力隊は、現在３名在籍しており、３年間の任期の中で、それぞれが任期満了後の定住、起業に向けたスキルアップを図っております。令和２年度は、２名の隊員が任期満了に伴う卒業を控えており、町としては隊員向けの起業支援補助金の制度などを立ち上げるなど、町内に定住、起業ができるよう卒業に向けたサポートを図ってまいります。

新規隊員の募集につきましては、町のホームページ、さらに国内有数のユーザー数を持つウエブサイトやＳＮＳを通じた募集情報の発信を行っております。また、このＳＮＳと連動した募集説明会も開催しております。現在までに新規隊員に関する問い合わせはいただいており、引き続き募集を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　再質問でありますが、まず以前もお話ししておりましたが、小中学校付近の防犯灯設置の半額を自治会負担では設置要望の申請が出ないと、想定されることを何度かお話ししました。答弁にありますように、あらゆる機会において防犯灯設置を要望されているのに、どうして町経費で設置することを考えないのでしょうか。未来ある児童・生徒の安心、安全を第一に考えれば、私には到底理解できません。このことについて再度答弁をお願いするものであります。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

まず、私のほうで街路灯、先ほど答弁でもありましたけれども、道路改良あるいは歩道の

設置、そういった部分でＬＥＤの街路灯を設置しながら整備しているところでありますが、いかんせん改良時といっても、設置しても１基、２基というような形でしか設置になっておりませんので、今後確かに要望等いろいろいただいておりますので、それをいかにスピード感を持ってできないかというところでいろんな手法を検討しているところでありますが、防犯灯にだけ頼るということではなくて、街路灯のほうでも、あらゆる面で通学路の安全確保というところで今後進めていきたいということで今現在いろいろ調整を図っているところでありますので、そういったところでちょっと実際の動きが見えていない状況になっておりますが、今後はそういう形でちょっと進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長(吉岡律司君)　私のほうからもお答えいたしたいと思います。

まず、要望で出てきているのは、防犯灯、街路灯ということではなくて、暗いということをいかに改善してほしいということからの要望かと思います。したがって、防犯灯がどう、街路灯がどうということではなくて、何が主訴なのかといったことにつきましては、暗いところを明るくして安全を確保してほしいということですので、今防犯灯という形のほうから所管しております私どもからお答えしますと、なかなか地区の同意というと、考え方が様々でございますので、そういったところに関して負担を押しつけるということについては、ご理解いただけない部分も多分にございます。したがいまして、道路都市課長が答弁いたしましたように、その暗いということをどう改善できるかというものを各課協力しながら今後検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今お二方から答弁いただきましたが、まず街路灯については、以前も質問していまして、街路灯というのは、交差点につくものです。ですから、改良に伴ってつけるのは、それはそれなりの考えでいいと思います。ただ、改良ならないところへというと、やっぱり町の見解は防犯灯という形でありました。今吉岡課長のほうからは、暗いところの対策という部分でお話をいただきましたが、そこなのです。特に、電力ルートのないところの通学路であるところの暗さ、これを安全面からぜひという話がどこに行っても話題になる事項であります。

まず、いただいたデータもありますので、お話しさせていただければ、まず器具だけの取り替えの場合は、器具というか、電力ルートがあって、電話柱とか電力の電柱を借りて防犯灯をつけるのであれば、自治会負担は約４万5,000円、１基につき。何もないところに電柱を立ててやれば、街路灯であれば125万円、そんな話をされていますし、今回おつけになりましたシンボルロードの街路灯につきましては45万円。それから、暗いところ対策ではないのですが、中央１号線も町道ですよね。同じ町道で、なぜあんなにも違うのだ、やっかみが町民から出ております。そういうところを、あそこまで明るくしなくても、せめて皆さんもご存じのように５メートルの高さにポール１本つければ100メートルごとにつければ、お互いに50メートルずつの補完をしますから、100メートルごとに１本ずつつければいいのです。私は、インターネットで調べました。そうしたら、材料費と施工費込みで12万円から15万円で、ソーラーパネルのセンサー付のポール設置が可能であります。特に、私のところ、岩崎川から煙山小学校、北中学校に向かう田んぼのところありますが、あそこに１つしか照明がないのです。岩崎川を渡った南側は、我々のところでお家が建っていますから、それなりの照明はありますが、そういったところをどんどん話せば、地元矢次の自治会負担だけが増えるような形。ですから、私が言う町単費で安全を確保するのが町の役割でしょうと。お家が１軒、２軒あって、そこをやるというのは自治会でやればいいことであって、田んぼの中の道路の町道にまで自治会費負担でやりなさいといっても、これは申請が上がらないのが、今までの要望の中であります。その辺はどうお考えなのかお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

確かにいろんな例がありますが、通学路でありながら田んぼの中で歩道があってというような箇所について、自治会のほうに防犯灯を設置してくださいというようなことも我々のほうで強制するようなことは言えませんので、そういったところをぜひ明るくしていきたいということでいろんな手法を今考えております。

決して道路の街路灯というのが交差点だけとか、そういう部分だけではないので、例えば矢巾中学校から東のほうに北郡山のほうに向かいます町道白北線というのがありますが、これにつきましては、歩道の整備と併せて街路灯も４基、５基つけながら整備をしているというようなところもあります。そういった部分と同じように現在ある歩道の部分に関しても歩道なり、通学路として利用している道路に関しても街路灯のほうで何とか明るくできないかなということでいろいろ検討しているところでありますので、これを全部町の単費でという

ことになりますと、なかなか難しいわけなのですが、先ほど言った125万円ほど１基当たりかかるというのに関しては、通常交差点に立っている大きな街路灯の設置に係る費用になりますが、そこまで、例えば歩道がある部分であれば、そういったのを全部でなくても、その半分くらいの高さでも十分な明るさを確保できるというようなところもありますので、その場、その場に応じた街路灯の設置ができるのかなと思っておりますので、そういった整備を今後考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の答弁にありましたように、街路灯については、ぜひその方針で速やかに、それなりの工事と併せてやっていただくということでよろしくお願いします。

答弁の中に、防犯灯基数の増設はという部分がありましたので、ここについてお聞きします。この基数の増設は、電気事業者や金融機関など、リース契約の方法により整備できないのか調整しているとのことでありますが、具体的内容は、この事業の内容というのは、どのようなことを考えているのでしょうか。また、常々安全が第一ということで、セーフティーファーストと言いますが、国の補助金が出なければ、基数の増設はしない方針でしょうか。そのことについて再度お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

答弁にありますリースなどの方法につきましては、実際に環境省のほうで５年ほど前からやっています、やはりCO_2削減のための灯具の交換、こういったものに関して、例えば矢巾町内全域の灯具を全部取り替えるというような大規模な形のもので、それを環境省の補助ももらいながら、あとは電気事業者、金融機関とタイアップになって補助をいただくほかに、その残りの裏負担分をリース契約というような形をとっているような制度もあります。ただ、この答弁であります増設する場合というのは、もちろん柱から立てるという、先ほど申し上げましたとおり、現在歩道があって、街路灯が立っていないというような場所とか、そういったところに関しての設置からスタートするというところの制度というのが、ちょっと今のところありませんので、そういったところを国の制度みたいな形でＰＰＰ、ＰＦＩというような手法もありますけれども、そういうのに似たような形で町の財政負担を軽減させながら支払いを平準化させて何年かで支払うというような方法ができないかというような手法を

今いろいろ電気事業者さん、金融機関さんと協議をしているというような内容になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　分かりました。まず、防犯灯については、安心、安全第一で考えていただきたいので、先ほど私が言った金額については、設置場所も町道道路敷の中であれば、道路管理者である道路占用使用許可申請なども、それは町が町で出すような形でありますから容易であるのかな。ぜひその辺も、私が確認したところでは１基、15万円程度でできるので、それも電力ルートのないところにもできると、その辺はぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問ですが、エン（縁）ジョイやはばネットワークシステム事業の導入及び活動内容を確認して安心しました。私の地元２行政区でも、新年度の早め導入に向けて今水面下で検討を始めております。その中で一番の課題は、新田公民館は、それなりの距離のない住民の方がおりますが、それでも移動手段がない高齢者の対応が大変という形であります。答弁には、外出や移動困難な方を送迎するとありますが、実際に実施している事例の具体的紹介、１点でもよろしいので、お願いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松特命担当課長。

○特命担当課長（村松　徹君）　お答えいたします。

現在20組織あるうちで送迎を行っている地区は２地区あるのですが、うち１地区は自家用車でご自宅から公民館までお送りしている地区がございます。当然その際の事故とかがあれば大変ことになりますので、保険が適用になるような、そういった担保を確認の上、実施していただいているところです。もう一地区は、雪とか雨が降るときに、特にも転倒防止が危惧されるわけでございますので、一緒に歩きながら、支えながら公民館まで移動という、そこは割と町場のところでご自宅から公民館までの移動距離がそんなにないところでございますので、そういう対応があるということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　確かに町から５人以上の参加で実施すれば5,000円という形で大きい

金額をいただけるのですが、その辺を使いながら、この自家用車に不特定を乗せる形の車両を登録することによって保険が対象になるというところまでは確認しておりますが、なかなか自分の自家用車で事故を起こしたことを考えたりすると、なかなか積極的に協力いただけないというのが実態なので、今のお話も聞きながら地元で検討していきたいと考えております。

地域おこし協力隊についてちょっと質問させていただきます。町で隊員向けの起業支援補助金制度を立ち上げると言っております。これは今回任期満了に伴う方を意識した考えなのでしょうか。また、今回２名、新年度に任期満了を迎える状況ですが、この方たちの今後の方針というか、どのようなことを今後やっていくのか、お話できる範囲で構いませんが、お話、分かる範囲でお話ししていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず第１点目でございますが、この支援の制度でございます。趣旨というのは、まず現状の隊員が今後起業するに当たっての支援をしたいという側面がもう一つ、もう一つは、矢巾町の地域おこし協力隊に採用されると、こういう未来が描けるよということで、これから隊員志望の方が、より未来を描きやすくなると、この２つの側面がございます。そうした意味で、今準備をしているものでございます。

あと２点目でございますが、２人の隊員が新年度で満了を迎えるということですけれども、毎週１回聞き取り調査をしておりまして、どのような悩みを抱えているのかというようなことを聞き取りしております。お二方とも矢巾町に残りたいという話をしていただいておりまして、現在どのような形で生活をしていくことができるのか、起業という形をとるべきなのか、どこか就職するべきなのかというものを今検討している最中でございます。いずれにしても、これまで皆さんご承知のとおり、任期を迎える隊員は、町の中に入り込み、若者を巻き込み、そして若者だけではなくて、地域に入ってとても信頼を勝ち取っているメンバーでございますので、ぜひとも矢巾町に残って今後も活躍していただきたいと思っておりますので、今後ともご支援をお願いできればと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の課長のお話のとおり、本当に私から見れば、子どもより若い方

たちなので、若い視点での活動により、町民から信頼を得て、また町民を巻き込んだイベント運営、本当にご苦労さまというぐらいお世話になっております。そういった意味からも、このお二方を、お二方というか、今までの方も含め、また今後の方も含めて、地域おこし協力隊が満了した後に町職員としての採用試験等を勧める考えについてお伺いして最後の質問とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、地域おこし協力隊は、もう本当に今おいでになっている方々、すごい方々でございます。それで、私も協力隊の皆さんのいわゆる報告書とか、復命書を見させていただいて、その中には、やっぱり自分たちがというのではなく、いかにして地域の、また矢巾の町民の皆さん方のためにという主語が、自分でなく、そういう視点に、町民の皆さんのためにと。それから、やっぱり信頼を得ることが非常に大事だと、その信頼を貯金にして、そしてこれからも、もしできるのであれば矢巾町で起業してみたいと。そういう思いの方々なので、今回おいでになっている方々については、もう町職員になられるあれはないと思うのですが、できるのであれば、そういった仕事をやってみたいとか、何かそういう起業するためのサポートを考えてやっていきたいと。

そして、この地域おこし協力隊で今来ている方々もすばらしい方々なのです。今日職員たちいたところでこういう話をすればあれなのですが、職員以上なのです、考えていることは。だから、本当に、そして私に言わさせていただければ、地域おこし協力隊の、目指すことと、過ごすことについて、すごい考え方を持っていらっしゃる方々なのです。だから、そういうことをしっかりサポートしていきたいと。

それで、話がちょっと戻るのですが、先ほどの防犯灯の設置のこと、これは誤解があってはならないのですが、中央１号線の４車線のところの医大前の周辺は、これはもうご存じのとおり、矢巾町は防災と医療の町ということで、あそこには岩手医科大学の附属病院、そして県の消防学校と、そういうことがあるので、何か災害時とか何かのときに、そういう核となるところが、やはり暗いとあれなので、そういったことも含めて私にしても、和味と、あそこの医大の周辺を比べたならば、和味なんかほとんどないわけです。だから、文句の一つでも言いたくなるのですが、まずそこだけはひとつ。

そして、今防犯灯、街路灯の設置については、小中学校のＰＴＡの会長さんからも言われております。それから、地域懇談会、この間城内なんかでもやったのですが、自分の子どもたちとか孫が帰ってくるときに心配だと。そこで、昨日の代表質問にもあったのですが、教

育長が踏み込んだ答弁しなかったので、ちょっとあれなのですが、いずれこの時間帯が早まる時間、いわゆる冬期間だけでもそういった送迎のスクールバス、車両を考えていきたいというのは、まさに今何ぼ赤丸秀雄議員さんに、おまえ言っているべと、セーフティーファーストだと、安全第一だと、何でやらないのだと。私が逆の立場だったら言いたくなるのです。そこの気持ちはよく分かるのですが、それで子どもさんたち、児童・生徒の、もうそういった子どもさんたちのために、今交通安全、交通安全であれば歩道の設置、整備がなかなか進まない。または、今言う防犯からいくと、街路灯、防犯灯。だから、できれば、冬期間だけでもそういう送迎、できるのであれば、令和２年度の中でやっていきたいということで、まず児童・生徒の安全、そしてお子さんたちをあれしているお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさん、そういったご家族の皆さんの安心にもつなげていきたいということで、そこのところはひとつご理解いただきたいということで、もうやりたいけれども、やはりお金との相談も、財政との両にらみもあるので。

それから、このエン（縁）ジョイの関係については、いろいろな考え方、今車、親切心で事故を起こしたらどうするのだと、こういうふうなことも当然出てきております。だから、そういうことについても、いわゆる私どもがしっかりサポートしてやっていく。だから、これはまず担当の村松特命担当課長もそういうこと、これで終わるわけではないのですから、これからですので、そういうことをしっかりサポートできる、いわゆる任意保険も含めて対応していきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　２問目の質問は、教育長の教育行政方針を傾聴し、以下の内容について伺います。

１点目、学校給食共同調理場と煙山保育園について、民営化を含めた運営形態の在り方を検討するとありました。そのように至った背景や具体的理由を伺います。

２点目、子育て支援の中で保育料や副食費の保護者負担軽減による経済的な支援とあるが、具体的にはどのような対応を意図しているものか伺います。

また、盛岡市では、先日副食費及び第２子以降の保育料の無償化について新たな支援策を行うと新聞報道されました。町では、そのことをどのように捉えているのか伺います。

３点目、給付型奨学金事業の導入は、大いに期待する施策であります。定住化の促進により、地域活性化や税の増収など町のメリットは大きく、ぜひ早期実現を要望したいが、現在の構想や背景の考えについて伺います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　教育長の教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、学校給食共同調理場は、正職員の年齢構成が比較的高めのため、将来的には人員不足により、必要な調理の水準を維持することが困難になることが想定されます。そのため、持続可能な体制をどのように構築していくか、町としてベストであるのかということを考えた際に、民営化という選択肢もあり得るのではないかということで、来年度全国の民営化事例を収集、分析しつつ、メリット、デメリットを整理し、今後の学校給食共同調理場の運営形態の在り方を検討してまいります。

煙山保育園についてですが、本町は、平成17年度から現在まで民間の活力とノウハウを積極的に活用し、３保育施設を民営化し、15年が経過いたしました。民営化後も、それぞれの社会福祉法人の特色を生かし、町の保育行政に多大な貢献をいただいております。また、令和元年度の就学前児童数2,020人が５年後の令和６年度には1,984人へと136人、6.4％減少が見込まれ、子どもの数が減少している一方で核家族化の進展や女性の就業率の増加に伴い、特にゼロ歳から２歳の保育ニーズが高くなっており、柔軟で充実したきめ細やかな保育サービスの提供を求められております。このような状況を踏まえ、いま一度公立と法人の役割を検証しながらこども園の移行や民営化も選択肢の一つとして、町として最善な運営形態の在り方を検討してまいります。

２点目についてですが、保育料については、国基準額の約４割の軽減と町独自の支援である中学生以下から数えて３番目以降の児童の保育料を半額にするとともに、副食費については、令和元年度から行っている助成を継続してまいります。また、盛岡市の新たな支援策につきましては、本町では待機児童の解消を目的とした保育環境の充実が喫緊の課題であることから、保育施設の改修に対する事業者への補助や保育士確保に向けた助成事業の実施に力を注いでまいります。

３点目についてですが、給付型奨学金の導入につきましては、制度設計を早期に行い、令和３年度の奨学生から実施したいと考えております。現在想定している制度の方向性としま

しては、経済的な理由への支援の充実に関して、例えば奨学生が４年制大学を卒業して大学院に進学したい場合に、大学院での２年間を給付型奨学金とするような貸与型奨学金を一定の年数以内におさめることで将来の返還の負担を軽減することができる制度を考えております。

また、本町の奨学生だけでなく、他の奨学生だった方も含めて町内の企業に就職した場合や、町内に居住した場合などに返還金に対して補助金を支給するような産業労働部門とタイアップした施策も全体の制度設計に加えたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず、学校給食共同調理場の部分について。民営化、いわゆる外部委託、アウトソーシングの検討でありますが、まず人員不足を一つの理由に挙げております。私は、これは正職員であればこそ地元で長く勤めることができるものだと思っています。それから、今の共同調理場の運用については、まず子ども第一に、アレルギー児童への対応のきめ細かさ、細やかな対応、この辺は私はすごいなと思っております。よその自治体でもやっていますと言われるかもしれませんが、お話を聞く部分では、やっぱり私は矢巾町は、その辺は優れていると思っております。その辺を考慮して、どうしてそんな形の部分、まずはっきり言えば、効率とか、コスト削減とか、その辺を追求した形のアウトソーシングを考えるのか、その辺を再度伺います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ひとつ、まず職員の高齢化ということを含め、今議員おっしゃるとおり、今現在うちの調理場のほうで行っているきめ細やかなサービス、そして安定、安心な給食の提供、これがしっかりとできることを大前提に民営化ということも一つの選択肢ということで議題に上らせて、そこで考えていきたいということでございます。そういうサービスがしっかりとできないのであれば、民営化ということはできないと思います。それがもしできるのであれば、様々な観点で精査した中で、それが可能だという場合に初めてそこで民営化という話が議題として上るというか、その選択肢が出てくる、はっきりしてくるということになります。いずれこれからいろんな事例も含めて検証してまいりたいというのが今回の提案でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　以前の議会で埼玉の滑川町に行ってきた給食費無償化に取り組んでいるところあります。やっぱりあそこもコスト削減しなければ全員を無償化できない部分もありまして、全員に補助を出す。ただし、アレルギー児童のところには、それ相応の給食費を戻すというか、支給する。だから、弁当を持ってきてください、そのような対応をしているという話も聞きました。そういったいろいろな事情があるかと思うので、今教育長がおっしゃられるように、ぜひその辺も検討しつつ、１か所しかない共同調理場でありますから、ぜひ何とか正職員で対応するような形で検討いただきたいと思っております。

次の質問ですが、町内には規模こそ違えど、たしか11の保育園、こども園、幼稚園等の施設があります。まずそのうち町職員が直接関わっている保育園は、煙山保育園と私は踏まえておりますが、まずこのことを確認させていただきますので、答弁、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

公立保育園は、煙山保育園のみとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　そうであれば、現在保育園、こども園等の保育士さん不足やなり手不足が全国的に問題化されています。まず、その最大の理由は、なぜかご存じかと思いますので、私と認識が一致した上でもう少し掘り下げた質問をしたいと思いますが、何だと思うでしょうか、失礼な言い方をしますが、ご答弁願います。

○議長（藤原由巳議員）　感触を聞くの、それとも。

○９番（赤丸秀雄議員）　なり手不足とか、そういうところの理由は何でしょうかということです。

○議長（藤原由巳議員）　それは、こちらで把握している内容、個人の意見ではなく。そのことで何か把握していますか。

浅沼福祉・子ども課長、特になければなくてもいいです。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　保育士のなり手不足という点でお答えさせていただきますが、保育士になりたいという若いときからの夢なり持って今保

育士さんを目指している方々もいると思いますが、先日実は花巻市のほうに私どもファミリーサポート事業の在り方等を学ぶためにちょっと行ってまいりました。それが保育士ということではなく、こちらの岩手とか、東北のことで考えたときに、こちらのエリアと考えたときに、今保育士の様々専門学校とか学校のほうで首都圏とのやはり賃金の格差が大きくて、本当に学生のときからもうツアーを組んで見学するような試みもされているようです。そういう部分でのやっぱり賃金的なものとか、就業的なものもあろうかと私は受け止めております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　私もそういう形で捉えておりまして、ですからやっぱり11の園があるのですが、煙山保育園の保育士であればやりたいという方は、当然多いかと思います、町職員でありますから。ところが、よその矢巾町ばかりではなく、よその私立の幼稚園、保育園でもそういうところがありまして、どうしても極端な話、５万円から10万円違うと、同じような業務、私は中に入ってやったことがないのであれですが、同じような業務をやっていてそれぐらい違うし、また退職金等も当然違います。そういうところを考慮すれば、やっぱり11もある施設ですから、１つぐらい、効率、経費節減ばかりでなく、デメリット、メリットをきちっと把握して、他の園を指導する形の中でやっぱり踏まえる必要があると思うのです。ですから、この部分については、５年後には人も減るということであれば、当然煙山保育園の部分についても経費節減にもつながると想定することが大だと思うので、こういったことを踏まえれば、ここ数年間は、民営化という話を検討する必要はないと私は考えております。その辺のところは将来を見据えて、どのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　教育長への質問なのですが、どなたに聞きたいですか。

○９番（赤丸秀雄議員）　保育園担当とか、子ども課で構いません。

○議長（藤原由巳議員）　教育長への通告ですから、それでは教育長で答弁お願いします。

和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、先ほどの共同調理場と同じように、いろんな角度から精査しながら検討しなければいけないと思います。あと今時期尚早ではないかという議員からのご指摘ですけれども、いずれ将来的にはどうなるかということも含めて、そのために今回こういうふうな民営化とい

うことをばんと出してしまった、議題として上らせたかったということをご理解願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ちょっと議長に確認したいのですが、では指名してご質問してよろしいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　今の通告は、教育長への一般質問の通告でしょう。ですから、教育長が答弁するべき内容の部分が主たるところだと私は、そういう判断で今までやり取りしてきました。

○９番（赤丸秀雄議員）　ああ、そうですか。

○議長（藤原由巳議員）　はい。

○９番（赤丸秀雄議員）　次の質問は、保育支援に関わる部分なので……

○議長（藤原由巳議員）　そこは、だから今の相当高度な質問でしたから、今のは。将来に向けてでしたから、支援とか、そういった保育士への対応等々については、担当課で多分やれると思うのですが、その辺は通告、両者への通告であれば、これはまた別だったと思うのですが、そのようにご理解いただきたいと思います。

○９番（赤丸秀雄議員）　はい。

それでは、次の再質問でありますが、保育支援の拡大で伺います。まず、元年度からの副食費助成を継続といっておりますが、その経費総額は、現在どれぐらいでありますか。また、第３子の保育料半額と言っていますが、第２子から無償化する考えが近い将来あるのか、ないのか、その辺を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　現段階での担当課、お願いします。浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

１点目の副食費についてでございますが、幼児教育、保育の無償化に伴って10月以降ということで現在予算は81万円予算のある中で、今この制度を利用している方々は22名になります。それから、もう一点が、第２子以降の考え方でございますが、町長答弁にもございましたが、今私どものほうで盛岡市とは保育料の階層がちょっと異なりますので、同じような算定ではちょっと比較することはできませんが、もし盛岡市と同じような算定になった場合は、月額147万円ほど費用が発生するというふうに算出しております。そういうことを踏まえま

すと、町長答弁でもございましたが、今矢巾町としては、保育環境の充実に、そして待機児童の解消を何とか進めていきたいという考えがございます。

といいますのは、4月時点では待機児童はゼロでございますが、今現在31名でございます。そのうちやはりゼロ歳の待機児童のお子さんが３月１日現在では27名でございます。ゼロ歳、１歳、２歳、やはりこの年齢層が待機児童を多く、これは今年だけではなくて昨年度、平成30年度も同じような傾向でございまして、何とかその保育環境の整備をしてまいりたいと思っております。それは、ハード面もそうですが、令和２年度、今予算要求をお願いしている中には、保育士等の確保という部分で保育士等奨学金返済支援制度ということで、新たに私どもで創設した制度を何とか行っていきたいということで、保育士、それから保育教諭また看護師も含めた人材を確保することで、実際園の中には待機、定員に満たない園も実際ございますので、それは人材がいることで受け入れるということも園の中にございますので、そういう部分に力を注いでいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今質問しようと思ったところの回答をいただきましたので、ここのところは簡単に質問させていただきます。

今課長がおっしゃったように、概算額で月147万円という部分、これは年間に直すと、約1,760万円ほどになります。この金額を町で工面して負担することができれば、矢巾町に住めば、幼児教育費無償化となり、子育て支援に優しい町となりますが、このことをどう思われるかということをお聞きしたかったのです。ぜひ前向きに1,500万円強の部分を今期というか、次期ではなく、その次の年の部分にでも検討していただきたいなという部分であります。

それで次に、奨学金の件で質問させていただきます。まず給付型奨学金の導入について伺います。私は、若い方の定住化と町の活性化のために条件付ではありますが、給付型奨学金制度が必要で、条例でもつくれればいいのかなと思っております。しかし、答弁では大学院への進学者とか、本町出身者でない方への支給型奨学金のお話をされています。この辺は、私はまだ時期尚早かな、その辺でニュアンスはちょっと私とは違うのですが、その辺も踏まえて４か月前にこんな記事が岩手日報に載っていましたので、ポイントをちょっと紹介させていただきます。

これは、労働福祉中央協議会が調査した結果の分であります。今や大学生の２人に１人が何らかの奨学金を利用している実態にあるという部分であります。そのデータによれば、奨学金借入額の平均は１人324万3,000円、平均返済額は月１万7,000円、返済期間は何と14.7年、22歳で大学を出たとしても37歳まで返し続けることになると。ですから、驚いたのは、これの返済のために、返済が重く、結婚、出産、子育て、持ち家など生活設計に多大な影響を及ぼしていると回答した若者が多いということであります。また、これでは、少子化に歯止めがかからない。これからの日本を背負って立つ若者が奨学金という借金を抱えて社会に出て、返済に困り、将来の夢を描けない実態にあることにショックを覚えたと。また、親は親で、親の世代においても雇用環境の変化や所得減少により、３人に２人が子どもの教育に負担を感じ、大学生を抱えている親については９割が負担と感じているという調査結果にあります。確かに教育を受ける者が費用を負担すべきという受益者負担の考えが根強いのは分かりますが、教育は単に個人のためにではなく、社会を支える根幹と考え、受益者は社会全体だと捉えるべきではないかと思うというような部分が載っております。

そこで、質問でありますが、このように現在の大学生は、大学卒業後に平均であったように324万円の借り入れをやっているのであれば、単純に４年間で毎月６万8,000円ずつ借りて、町の奨学金制度においては、借りた年数の倍で払うような部分が標準返済期間とされています。これでは、とてもではないのですが、給料の高い首都圏に就職する方が多くて、矢巾町に戻らないひとつ大きな要因であると私は思っております。そこで提案ですが、貸出額が本来５万円以上とかと言わない、３万円程度でもいいのですが、上限を定め、卒業後５年間矢巾町に移住して町民税を払っていただければ返還を免除するとか、町独自の条件付給付型奨学金制度を設けることを提言としたいのですが、町の考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

教育長答弁の中には、ある一つの例として挙げさせていただきました。今議員がおっしゃったとおり、例えば返済期間のことも含めて、様々な見直しをできる部分があるかと思っています。給付型奨学金の制度の導入も含めて、令和２年度中にぜひとも実現していきたいと思いますので、ご提言のあった内容も含めて検討したいい制度にしたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　ぜひ答弁にありました大学院とか、もっともっと上のほうに行く人とか、今でも給付型の無償の奨学金はあるわけです。でも、これはどっちかというと、学力レベルの高い方に貸すようなスタイルがあるのです。そうではなく、まず高校に行くにも困っている方がおりますし、そういうところからまず考えていただくという方向でぜひ、答弁にありますように、できれば、早ければ３年度からでもという話もありましたので、私も早く考えていただきたいのですが、それについての所見を伺って最後の質問とします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、基本は経済的な理由と、そこをまず私たちは原点と考えております。ただ、例示したものがちょっと違ったものを出してしまったものでございましたので、大変申し訳ありませんでした。今課長のほうから答えさせましたけれども、いずれ私たち教育委員会の中でも様々な案がございます。それを受けて経済的な支援ということを第一に考えて、この制度について考えてまいりたいと思います。そして、再来年度について実現できるように頑張りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、保育士の確保またはいろいろなことが今ご質問、赤丸秀雄議員さんからされたわけですが、それで今ですね、今度年度末に今度の子どもさんたちの教育、保育の無償化、これが子ども・子育て支援交付金として、まだこれが確定しておらないのです。そこで、今私どもといたしましては、令和２年度に例えば先ほどからお話のある軽減措置、今第１子からもう軽減をやっている。これまでは野田村が県内ではもう取り組んでおると。そのほかに、去年の10月からは、１つのあれから５つの自治体に増えていると。そこで、このことについては、そういった国の無償化の状況をしっかり把握しながら進めていかなければならないところもありますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいなと。

そして、今まで私どもは、児童福祉の充実のために、いわゆる町立保育園以外の各保育園に１人月額2,000円掛ける、そして保育の定員、これ予算額にすれば1,400万円から1,500万円、これまではそういった園に助成しておったわけです。これを今後、やはりもう今給食のおやつ代の助成とか、今言った子ども・子育ての支援の軽減措置とか、それから今お話あった、いわゆる保育士の奨学金の返還の補助金、こういうことについては、今年度末に国から

私どものほうに交付金として支給されるわけですので、その実態をしっかり見極めながら対応していきたいということで、ちょっと歯がゆい面もあるかもしれませんが、やはり先ほどの防犯灯、それから街路灯と同じく、財政との両にらみで対応しなければならないことはひとつご理解いただきながら対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、時間も１時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時５分といたします。

午後　１時５４分　休憩

――――――――――――

午後　２時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

引き続き、一般質問。

次に、３問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　３問目の質問は、町運行の公共交通の実態について伺います。

現在町では、公共交通事業としてデマンド型タクシーやコミュニティバスの運行を行っておりますが、その状況について３点伺います。

１点目､デマンド型タクシー及びコミュニティバスの利用状況はどうでありますか｡また、当初計画に対する想定利用数、支出経費などの状況はどうであるか伺います。

２点目、私が９月会議で改善要望した項目や町民へのヒアリングによる要望項目を12月までに分科会で検討、整理し、４月からの運行に反映、改善させると答弁しておりましたが、何をどのように改善する方針となったのか内容の公表を願うものであります。

３点目、交通弱者対策として、社会福祉協議会や町内介護施設の送迎バスの協力を依頼すると話されておりました。利用できる内容の具現化は整ったのかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町運行の公共交通の実態についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、デマンド型乗合タクシーは、１月末時点において、297便を運行しており、利用者数は333人の実績となっております。運行開始当初に比較しまして、少しずつではありますが、利用者は増加しております。支出経費につきましては、約75万円となっております。コミュニティバスは、１月末時点において、利用者数6,517人、１日平均約76人の実績となっております。こちらも運行開始当初に比較いたしまして、利用者数は増加しております。支出経費につきましては、約379万円となっております。

２点目についてですが、デマンド型乗合タクシーの見直しに係る分科会は、これまで３回開催し、今後の運行内容について検討を行い、見直し事項としては、コミュニティからの要望によります地域の乗り降りする乗降場所の設定、東西区域を越える運行に関わる乗り継ぎ制度及び料金設定、運行回数及び運行時間の拡大、いわゆる予約型乗合バスへの名称変更となっております。

戸口から戸口への運行については、協議を重ねてまいりましたが、事業者間の同意が難しく、現状では実施が困難と考えております。

専用電話の設置については、委託業者から運営上困難であるとの回答をいただいているところであり、近隣生活圏への利用については、公共交通網形成計画の特例外になるため、実施は困難と考えております。

イベント開催時の臨時運行については、イベント担当課と個別に協議をしてまいります。

ネーミングの、いわゆる名称変更の設定、ネーミングについては、利用者に親しまれるような愛称をコミュニティバスと併せて考えてまいります。今後も利用者からの声に耳を傾け、見直しを続けてまいります。

なお、運行の見直しは５月を予定しておりますが、デマンド型乗合タクシーについては、運輸局の許可事業であるため、見直し事項が全て実施できない場合もあります。

３点目についてですが、町内の介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所で送迎車両を所有しております事業所に対して、昨年12月に事業所の送迎時間以外の時間帯における送迎バスの概要について説明会を開催し、意見交換したところであり、今後令和２年度中の早い段階でサービス開始ができるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず、答弁にありましたデータについて、ちょっと確認させていた

だきます。このデータは、１月末ということでありますが、これは４月から10か月間のデータという形でよろしいのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

こちらにつきましては、４月からのデータということで、そういう形になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず、では、デマンド型タクシーの部分について質問します。まず、10か月、営業日数20日にすれば200日です。200日で使った方が333人、これはちょっと１日1.7人、そういう形になりますが、この部分の数値から見た利用に対する考えと、それからあと次の質問をひとつお願いします。コミュニティバスの１日平均が76人の利用、これは何便に対して76人でしょうか。それから、駅から西側、ＪＲを挟んでの循環バスと、それから駅から医大方面へのルートのバスとありますが、これを区分した形の乗車数というのは、平均でつかまえておるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まず、第１点目でございます。デマンドの利用者数が少ないのではないかということだと思いますけれども、こちらに関しましては、さわやか号の代替ということでそもそも考えていた公共交通網形成計画の中で運行しているものでございまして、さわやか号の潜在ユーザーが少なかったということからしますと、まだ免許返納が多くいっていない段階では、まだ爆発的に増えることはないのかなというふうには考えております。実際、こちらにつきましては、ヒアリング等でも車があるうちは使わないよと、誰か乗っけていくうちは使わないよと言っている声が圧倒的に多い状況でございますので、そういった意味では、今後必要になってくる重要なシーンになってくるのかなというふうに理解しているところでございます。

第２点目でございますが、このバスにつきましては、何便かといいますと、これは全86便に対する平均でございます。これは運行してからの便数になりますけれども、それの平均が75.8人という形になっております。

バスの３点目でございますけれども､こちらが乗客数としてどのような形なのかというと、医大駅周辺、こちらがトータルの乗降者数といたしまして3,434名、割合が52.69、平均８名

です。医大循環線、こちらが3,039、割合として46.63、平均11.8。駅周辺、こちらがトータル44名、割合として0.68、平均0.1となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　では、データは分かりましたので、質問した後まとめて質問させていただきます。

次の質問は、デマンド型タクシーの改善項目ですが、降車場所を何か所から何か所に変更し、その変更ポイントは何であったのか。また、乗車区分、エリアの改善を行ったということですが、今回これにより、町内一円のエリアで使えるような形をとったか、この質問をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、見直し前でございますけれども、こちらが乗降場所261か所でございました。こちらは、公共施設、商業施設、医療施設、あと公民館などでございましたけれども、これに加えまして、変更後は、各自治会にお願いいたしまして、どこかに乗車ポイントをつくってもらうということをお願いしております。これは２月14日に各自治会にお願いしておりまして、その取りまとめ結果を今度申請の際に乗っけた形で変更の申請をしたいというふうに考えております。ですから、より役場が当初公共交通会議に諮って設定した乗降ポイントに加えて、町民の皆さんのニーズにお応えする形での乗降所が増えていくという形になろうかと思います。

次に、エリアですけれども、変更前は、ＪＲ東北線を中心に、東西それぞれの区域で運行してまいりました。それをそれぞれの区域をあくまで乗りかえ場所を矢幅駅といたしまして、そちらを行き来できるというような形にしております。ただ、これはまだ運輸局の許可次第ですが、同じ車両で行き来できるようにしたいなというふうに考えておりますし、500円で移動できるような形になりますので、そういった部分では利便性は、かなり向上するものではないかなというふうに理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　今の質問の中で１点確認させてください。まず、乗車区分エリアを改善したのですが、それは例えば国道４号より東側の方が、国民保養センターとかに、やまゆりハウスに行きたいとか、そういう方は直接行けるのですか、行けないのですかという部分を踏まえて、次の質問をします。

それから、料金設定、運行回数、運行時間拡大については、どのように改善し、運行しようとしているのか併せて答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まず、１点目でございますけれども、このエリアを横断的に移動できるという部分につきましては、矢巾温泉は、唯一の観光資源でございますし、そういったところへの足の配慮ということで改善したものでございます。あくまでも区域は２つなのだと。２つなのだけれども、これは特例でそうしなければいけないものですので、これが１つということではないです。２つの中を自由に行けるように変更をお願いするということをしているだけで、そこをまたぐときに乗り継ぎの矢幅駅を乗り継ぎの場所として想定した上でやり取り、行き来をするというようなイメージなのです。ですから、構造は変わっていません。これは、仕組みなのでご理解していただければと思います。というか、ご理解していただかなければならない前提となりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、運行回数なのですが、１日８便運行していたものを１日10便に変更しております。大きなポイントというのが、内向き便が４便、外向き便が４便という形で運行していたものを方向性を完全撤廃しておりますので、１時間ごとにどちらにでも行けるようになりますので、こちらにつきましても、かなりの利便性が図られているのではないかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　あとすみません、今の質問で料金設定と運行時間の拡大、これについても答弁お願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　大変申し訳ございませんでした。料金設定は、基本的には変わっておりません。ただ、変わっていないのですけれども、東西のエリアを行

き来するときに、こちら乗り継ぎ証明という形の中で500円で行けるというようなイメージになります。そうご理解していただければと思います。

また、時間なのですけれども、変更見直し後は、午前８時から９時、10時、11時、12時、午後１時、２時、３時、４時、５時までということで便数が増えております。変更前ですと４時でおしまいだったので、こちらにつきましても町民の皆様の足を確保するという上では、利便性の向上が図られたものと認識しております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　先ほど言ったように、ちょっと確認だけさせてください。まずネーミングとのそれとのステッカー等については、検討中ということであります。改善が難しい点に、戸口から戸口への送迎、それから専用電話の設置、町外エリアへの運行は難しいという部分があります。矢巾をエリアにしているタクシー会社が23社がありますので、ここ全体を調整するというのは難しかったということは、私は納得せざるを得ないのかなと思っておりますが、町民は納得していません。それから、これは当然陸運局が絡んで、道路運送法第21条に、乗り合い旅客の運送及び第４条の事業許可にみなし規則があるためにできないという部分は、私は理解しておりますので、今言ったように、私は理解するが、町民の方は理解していませんという形になるかと思います。

改善できないことも理解しましたが、しかし専用電話の設置は、これは前も事例を出して質問したのですが、タクシー会社、今矢巾タクシーですが、電話して、お年寄りだったために乗ってしまったと。デマンドタクシーで使ったと思ったら、2,800円なりの金を請求されたという部分で、そういう間違いを起こさないためにも専用電話という話だったので、私から言わせれば、専用電話は町経費で設置すればすぐ済むのではないのと言いたいのですが、その辺のことについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　こちら町の経費で設置することについては、全く問題ないと思っておりまして、それも私どもそういう意向で交渉しました。しかし、タクシー事業者側のオペレーションの問題で難しいという回答をいただいております。そういった中で、電話取る人が１人しかいないという形の中で、そういう回答をいただいているところでございまして、こちらにつきましては、引き続きご理解いただけるかどうかというこ

とについて協議を進めてまいりたいと思います。各企業でそれぞれのやり方がございまして、その中でどのように対応していただけるかということは、丁寧にこれからもお願い続けてまいりたいと思っているところでございます。

あとステッカーにつきましては、こちらは対応しております。

ネーミングにつきましては、実はこちら道路運送法の21条の許可で運行しておりましたけれども、引き続き次も21条の許可での運行になる予定でございます。そうした中で、まだ試験運行という形になっておりますので、こちらにつきましては、ネーミング、バスのほうは４条の運行を予定しております。したがいまして、そちらにつきましては、９月までにネーミングを募集する予定で考えておりますけれども、この仮の部分と本運行をどのように縦分けしながら募集するかは、今後検討させていただきたいと思います。赤丸議員おっしゃるとおり、愛称があったほうが親しみやすいですので、私たちもそのように考えているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず、これまでの説明で改善する内容、改善できない事項は把握できました。そこで本題に入ります。町では、このような取り組みを踏まえて利用者数をどの程度と想定されていますかと。先ほど答弁ありましたさわやか号の代替としてしか考えていなかったのかという部分で、そこだけの言葉を捉えれば、私は非常に残念であります。また、交通弱者で買物、病院や公共施設利用に支障を来している方をどの程度であると踏まえて、このような町内の公共交通を考えているのか、その辺の考えをお知らせください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　まず試算につきましては、さわやか号の代替であるということは、これは基本のベースになっていた話ですので、そこからどういうという話というのはありません。そのための試験運行という形で運行をしてまいりました。この見込みとして、では予算これどうやって立てたのだよというような、見込みどうやって立てたのだろうという話になろうかと思うのですけれども、こちらにつきましては、さわやか号の過去３年間、廃止直近の３年間のおおよその平均で予算を計上しております。その中の事業範囲の中で、どれだけ使っていただけるかということを様子を見たというような形になっております。

今後は、この経過を見まして、例えばこの先に、赤丸議員さんからは、前のときに高齢者や免許のない方へのヒアリングをどうするかというようなお話もいただいております。そうした中、乗降調査を何回もやっております。また、アンケート、民生委員さんのヒアリング、こちらのほうも徹底してやってまいりました。そうした中で、利用者の方々、これは公共交通の範疇ではなくて、福祉輸送は、あくまで福祉輸送を要望したいという声のほうが圧倒的でございます。足がなくて、戸口まで送ってこられない方が、では買物に行って、そこで降ろされたらどうなるかということも考えると、福祉の輸送を使用したいというのが本音だというふうに、特にこちら民生児童委員さんたちのヒアリングの結果なんかからそういうお声をいただいているところでございます。そうした意味でも、福祉輸送と公共交通の部分の今後の利用について分かりやすく提示したいということで今折衝しているというようなところもございますので、ご理解をいただければなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　さわやか号のまず元に代わるものという部分で考えていたと。我々は、当然交通弱者という形で議会側としては、全員とは言いませんが、多くの方は、その部分を踏まえた公共交通を考えていると。今でも多分概算ですが、半分ぐらいの方は、そういう形で考えていただいているのではないかと思っています。これについては、時間もないので、あまり述べませんが、ただ町の一部からは、特に飯岡に近い方とか、古館に近い方とか、そういう方からは、今まで病院に町外を使っていました、買物もあそこに行けば、あそこに行けばというのは、駅前周辺でなければ、どちらかというと、ストアもなかった、スーパーもなかった、そういうところでそちらに行っていたと。それも、今スーパーが増えたわけでもない、そういうところに対して何らかの公共交通に代わるものを町では考えないのかという部分も私のところに連絡来ております。その辺についての考えを、公共交通の中で解決しようではなくて、その辺の手当をどのように考えているか、町の見解をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　そうしますと、福祉的な要素が強くなってくると思うので、私が本来的に答弁するものではないのかなとは思うのですけれども、まず近隣の生活圏の利用ということを赤丸議員さん、まずおっしゃっているのではないのかなというふうに考えますと、今まで公共交通網形成計画につきましては、紫波町さんはつくってい

なかったのですけれども、今策定しておりますし、盛岡もできました。矢巾もできました。この３つの計画の中で、できて、それが一本のものにして、なおかつそれを運輸支局に持っていけば、時間はかなりかかると思うのですけれども、そういう広域圏での移動というのが可能になる可能性がございます。事実盛岡の計画では、矢巾町の一部が道路入っているような動きになっております。というのは、事務方の協議の中で可能性を１つずつでも積み重ねていくということをしていることでございまして、こういった積み重ねの中で一つ一つ論拠を積み重ねていきながら、広域での利用というもの、時間は本当にかかると思います。急いでやっても、矢巾町だけでなくみんなでやらなければいけないし、さらにそこにはもっと大きな公共交通網があるので、県も絡んでくる可能性もございますし、そういった意味では、時間もかかりますけれども、そういったものを視野に入れながら引き続き頑張りたいと思っております。

手当てにつきましては、福祉的な部分もございますので、ここにつきましては、引き続き検討を要するところではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　時間も押していますので、まず質問することはします。質問し切れなかったものについては、予算決算常任委員会の総括質疑の中でじっくりお話しさせてください。

まず、私の提案であります。今さすがにあれもできない、これもやれないとなれば、やっぱり町民の方からいただいている声を提案としてちょっと私お話しさせていただきます。まず、町民ニーズに応えられない公共交通であれば、何そんなのに金かけているのかという話とか、利用者の大幅増加が見込めないデマンド型タクシー運行であれば、交通弱者を対象としたタクシーチケットの配布とか、県交通バスチケットの割引券配布とか、そういうものを検討して、今までさわやか号に使っていた、私ちょっと頭悪いので忘れましたが、たしか1,150万円ぐらい使っていました。それを逆にこういう形の部分で、本当に困っている方、買物にも行けない、世帯には車がない、そういう方への配布等を考えてみてはいかがでしょうかという部分をまず一つの質問とさせてください。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

これまで公共交通網形成計画を策定するに当たって、このデマンド型乗合タクシー、今度は名称は変更して、予約型乗合バスという形に形を変えますけれども、今までの議論を積み重ねてきたものですので、ここで大幅に見込めないから、ではやめるか、では違う方法をすぐとれ、あるいは町民のニーズに応えていないのではないかという形での、すぐ私はここでそれやりますというようなことはできません。なぜなら、法定で公共交通会議を設けて、関係業者が集まり、少なくとも私ども議員の皆様方が言っているとおり、交通弱者の足にどう対応するかということに、今の段階で戸口から戸口ということが実現できていないというのであれば、十分に声にお応えして切れない状況もあるかと思います。

しかしながら、交通事業者の現状を鑑みますと、赤丸議員さんは理解するというようなお話をしていただけたので、そのような答弁をいたしますけれども、非常に困難な状況でございます。例えば矢幅駅に今電話がついています。タクシーが少なくなっていますので、そのタクシーは、どこのタクシーが設置したのではなくて、盛岡のタクシー協会が設置しています。そして、医大側に集まっているタクシーを盛岡のタクシー協会の人が手配して矢幅駅に振り向けている状況です。それくらい事業者間の営業エリアというものは厳しい状況でございます。これが、単に町民ニーズということだけではなくて、そういう事業者間の生き残りの部分もかかっているというところの中で、譲れない一線の中で攻防を行っているということもぜひご理解していただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　まず、交通事業者の話の立場から物事を話しているのであれば、どうしてもそこは私は町民の皆様から要望をいただいて質問をしているわけです。ここで絶対かみ合いません。それから、私、今回言われているのは、地元ばかりでなく、私は申し訳ないけれども、地元は駅にも近いところにいるので、あまりないのですが、周辺部の方から言われて、今回質問していただいた上で、ぜひ結果をレポートなりで出していただけないかということまで言われているのです。だから、３月中には出しますという話はしていますが、これでは本当にかみ合わないと思います。もう少し私は突っ込んだ話もしたいのですが、残されたのは２分ありませんので、残りはさっき言ったような形で来週の最終日にやります。

それで、まず本当に困っている、この方、最低限町内のこの方だけでも足を確保してあげなければならない、そういう最低限の人数だけでも町では押さえているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

大変申し訳ございません。私の説明の仕方が町民目線ではなかったという話の中では、私の説明の仕方が非常に悪かったと思って反省しております。申し訳ございませんでした。あくまで今どうしてできないのかといった話の中で説明したつもりでしたので、その点はご容赦願いたいと思っております。あくまで私どもも町民の目線の中で、公共交通というものもは何ぞやということの中から考えた部分ですので、その点はご理解していただければと思います。こちらの町内の福祉の部分というものについては、実は公共交通の範疇ではないので、私どもは協力をお願いする形になっておりまして、違う部署で今動いております。それを束ねて私どもが皆さんに分かりやすく見せるという形になっておりますので、福祉の部分についてのは、今数字的には直接、今把握はあるようですので、今そちらのほうからお答えしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　交通弱者の人数というところで、私のほうからは、イコールではないと思いますが、福祉タクシーを利用している方々の人数ということでお話しさせていただきます。今現在、平成30年度福祉タクシーをご利用いただいた、交付した方々、207名でございます。令和元年度に関しましては、１月末の時点で206名ということで、こちらのほうでは交付させていただいております。ただ、あくまでも福祉タクシーを利用しているという、交付していただいているということなので、全ての人数ということではないということで回答させていただきます。

あとは、先ほど矢巾町社会福祉協議会が事務局になって、矢巾生活支援ネットワーク推進事業ということで矢巾町内にある８法人の法人さんが矢巾の福祉おつかいサービスということで月１回ではございますが、おつかいのサービス事業を行っております。その中で、今回福祉の広報、社会福祉協議会の広報、こういうふうな事業をやっていますよ、取り組みをやっていますよというふうな周知もしたところでございますが、今ご利用いただいている方々、ご登録は18名ということでこちらのほうで情報を得ております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

赤丸秀雄議員。

○９番（赤丸秀雄議員）　時間的には最後だと思いますので、まず１つは、吉岡課長にご質問

した部分で福祉タクシーの話を振り向けられたのですが、私も前も福祉タクシーについては質問していますので、これを使える方等については把握しています。私の言っているどうしてもという方は、買物に行くのに３キロ以上離れているとか、自転車にも乗れないとか、そういう方をどうしようとしているのですかという部分をまずお聞きし、できれば町長の一言もいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、まず今赤丸秀雄議員のほうからは、おっしゃるとおりで、いわゆる交通弱者というか、そういう人の足の確保、これを公共交通でお願いするのか。または、福祉政策の中でのセーフティーネットで救うのかということなので、このことについては、いずれ交通弱者の皆さん方の足を確保しておあげ、そして買物支援とか、いろんなお医者さんにかかるときの、そういった支援とか、やっぱりそういうことをしっかり私どもが支えてやらなければならないわけでございますので、今吉岡課長は、公共交通の視点から答弁をさせていただいているのですが、このことについては、公共交通政策と福祉政策、これをしっかり私どももう一度内部で検討させていただいて、そして何よりも、これからお年寄りさんたちが、もう免許証も返納する、車がない、これからどうしたらいいかという不安を持っておるわけでございますので、そういった不安も解消しておあげしなければならないので、そこのところはもう少し内部で詰めさせていただきたいということで、そういう皆さん方の声に、また小さな声に私どもがしっかり応えていくのが行政の役割でございますので、そこのところはご理解していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご苦労さまでした。以上で９番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

続きまして、３番、小笠原佳子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（３番　小笠原佳子議員　登壇）

○３番（小笠原佳子議員）　３番、公明党、小笠原佳子でございます。矢巾町における政策形成について質問させていただきます。

先般新聞報道において、政策には、データと検証が必要であると政策立案に対する考え方が掲載されておりました。現在、政府では、エピソード、経験ではなく、エビデンス、証拠を基にデータ裏付けと照らし合わせて政策立案をするＥＢＰＭ、エビデンス、ベースト、ポ

リシー、メイキング、証拠に基づく政策立案が実施されております。限られた財源を有効に活用し、効果を出すために、とても重要な考え方だと思っております。本町の取り組み状況について、以下３点についてお伺いいたします。

１、町では、ＥＢＰＭ、証拠に基づく政策立案に取り組まれているのでしょうか。仮に取り組みがなされていない場合は、どのようにして政策の根拠を導き出し、様々な因果関係を分析し、最終的に政策として立案しているのかを伺います。

２、ＥＢＰＭ、証拠に基づく政策立案を行うに当たって、ロジックモデル、事業の設計図を活用している例もあるようですが、町では政策目的を達成するまでの具体的な計画がどう構築されているのかをお伺いいたします。

３、総合計画の中でＰＤＣＡサイクルを実施しながら評価を行うことを同僚議員の質問に対して答弁されております。ＥＢＰＭに取り組むことで客観的な評価が可能になると思われますが、今後ＥＢＰＭに取り組む予定があるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　３番、小笠原佳子議員の矢巾町における政策形成についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本町では、ＥＢＰＭ、いわゆるエビデンス、ベースト、ポリシー、メイキングを念頭とした特別な取り組みについては、現在のところ実施しておりません。このＥＢＰＭという考え方については、政策や施策を検討し、立案する場合において、様々な情報を集約しながら課題や問題点を明確にしつつ、その対策や対応を根拠または証拠に基づいて進めていくものと認識しております。本町におきましても、行政活動の全域にわたって、ほぼ同様の考え方により政策立案を行っている状況でありますが、地域の特別な事情に対応する必要性や限られた条件で実施すべき要件があった場合には、必ずしもこの考え方を採用できない場合もあります。

なお、定型的な業務などにつきましては、業務内容について、因果関係を分析し、確実な根拠や証拠をもって業務や施策を進めることが必要と考えているところであります。

２点目についてですが、ＥＢＰＭを実施する際におけるロジックモデルにつきましては、事業や業務、そして施策などを対象に、その考え方を整理して、調書などに取りまとめることにより、一定の論理性を担保しながら行政活動を進める手法と認識しておりますが、現在のところ、総合計画や個別の行政計画の策定過程におきましては、施策等の検討の際に、Ｅ

ＢＰＭやロジックモデルを活用した計画の策定や構成はなされていない状況となっております。

３点目についてですが、総合計画に係る評価につきましては、ＰＤＣＡサイクルの中で実施してまいりますが、ＥＢＰＭによる考え方をできるだけ多く取り入れて、行政計画自体を策定することで客観的な評価につながるものと考えております。そのため、３年ほど前から本町の行政活動について、事務事業レベルにて業務領域の明確化に取り組んでおり、今後その成果や進捗状況を考慮しつつ、行政活動の基本となります業務や施策につきましてＥＢＰＭの考え方を取り入れながら、総合的な改善活動に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　再質問ですが、特に証拠に基づく政策立案に対する特別な取り組みをなされていないことは分かりました。では、政策や施策につきまして、どのようにして様々な因果関係を分析したり、もしくは検討を行いながら地域の課題に対して対応されているのか、できれば具体的なことでお答えいただければと思っております。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

実際取り組みができていない状況なので、大変具体的にというのは難しいのですけれども、まず私ども行っている業務は、法定業務が多いことでございますので、そういう法定業務の場合は、限られた範囲の部分でございます。それらの地域の問題、課題に対しての対応でございますけれども、その原因や影響の範囲がどれくらいなのかなということが担当者が過去のデータに基づきながら検証しながら展開を進めているところではございますけれども、おっしゃるとおり、それだと根拠という部分については、非常に乏しいものでございますので、今後議員ご指摘のとおり、ＥＢＰＭの考え方を強く意識しながら、そういう施策立案に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今証拠に基づく政策立案を認識しているということは、とても返答いただきまして分かりました。本町では、様々な施策を実施する際においては、誰からか

聞いたとか、どごどこではこうなっているなどと、個人的なレベルでの経験などの蓄積を基に、エピソードベースで考えられていることが多いように感じられます。今後におけるＥＢＰＭの具体的な取り組み姿勢についてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、いわゆるＥＢＰＭは、根拠というか、論拠というか、そういうふうなものに基づいての政策立案ということで、実は小笠原佳子議員から、この質問が出て、課長会議で、この政策手法を分かっているのは何人いるかと、手を挙げてみろといったら、静かに手を挙げたのが二、三人だったのです。そのくらい私どもにはまだ浸透していない新しい手法なのです。

ただ、私もいろいろ今回勉強させていただきました。その論拠となるのは、やっぱり行政データの活用なのです。これを今まさにこれからの事務事業、この計画を立てる、立案する上においては、その根拠、論拠になるのは、行政データの活用なのです。そこで、これは私ども恥ずかしい話ですが、小笠原佳子議員から質問されて、ちょっとまとめてみたのですが、まずデータの利活用のプロジェクト、これをまず立ち上げなければならないと。それから、データ分析を活用する組織の、いわゆる基盤づくり、これをやっていかなければならない。全く初歩的な対応なのですが、そのためには、やっぱり人材育成をしていかなければならないということです。そして、何よりも管理職にしっかりしてもらわなければならない。まず管理職に向けた普及啓発、ＥＢＰＭというのは、どういうのなのかということを、そして最後には政策評価、先ほど吉岡課長からも答弁させていただいたのですが、政策評価に応用させていただくということで、このことについては、これ以上小笠原佳子議員に質問されると、もうとぺかぺな答弁になるかもしれませんのであれですが、いずれこのこと。

そして、先ほど質問の中にもあったのですが、ＰＤＣＡサイクルと組み合わせることが、これはやはり非常に大事だということは、調べてみて分かりました。それから、今私どもがこれをさらに擦り上げてステップアップしていくのであれば、今矢巾町ではフューチャーデザイン、いわゆる未来の設計図、これを描くときに非常に有効な手法ではないのかなということで、だから先ほど冒頭申し上げた行政データ、これをもう私どもが本町で持っているもの以外にも、例えば国保連であれば国保連でいろんな医療のデータを持っているわけです。そういうふうなものを全部総合的に動員して活用していきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　今町長からの答弁をお聞きしまして安心いたしました。証拠に基づく政策立案をしっかりと行政の推進の中で生かしていただきたいと考えております。できれば、本町の行政活動について一体的に把握できるように、その取り組みを進めていってほしいと思いますが、財政状況が厳しい中、その活動一つ一つを大切に見つめながら、本町の行政活動を進めていただくことを強く願っております。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　先ほど町長も答弁いたしましたとおり、本当に今回はしたりとのご質問をいただきまして本当にありがとうございました。調べましたところ、今内閣官房のほうでも各省庁横断的にこのＥＢＰＭに取り組んで専門監を各省庁に配置しているという状況なそうです。伺いましたところ、いかにそのデータを活用していくのかが課題だということで、政府のほうでもいっておりまして、まさしくそのような体制を今後とっていかなければいけないのかなと思っております。論拠に基づいた、これは検証、評価につながっていくことでございますので、よりオープンな形で皆様に政策の成果が見せることができる手法だと思いますので、今後も真摯に取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　２問目ですが、介護につきましてご質問したいと思います。

高齢者の総合的な相談支援について、地域包括支援センターが対応しておりますが、介護の面から以下３点についてお伺いいたします。

１､町内における施設入所者と在宅介護者について､介護度別の人数をお伺いしたいです。また、在宅介護者については、施設入所を希望している待機者の状況と、その対策についてお伺いいたします。

２つ目に、健康診断の受診状況や体力的、精神的な疲れなど、在宅介護者の健康状態を把握する体制はあるのかをお伺いいたします。

３点目、国の2020年度予算案では、認知症の方や、その家族の困り事を手伝う仕組みとしてチームオレンジの整備などをさらに進めるとしております。町では、どのような取り組み

をしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　介護についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、令和２年１月末時点で町内における施設入所者は、要介護１が14名、要介護２が22名、要介護３が53名、要介護４が85名、そして要介護５が66名、合わせて合計240名であり、在宅要介護者は、要支援１が157名、要支援２が120名、要介護１が238名、要介護２が172名、要介護３が124名、要介護４が101名、要介護５が63名、合わせて合計975名となっております。

なお、在宅要介護者の人数には、有料老人ホーム等に入居している方も含まれております。施設入所を希望している待機者は、平成31年４月１日時点で在宅で１年以内に入所が必要と施設が判断した方は９名となっております。待機者につきましては、デイサービスやショートステイなどの在宅サービスを利用し、本人と在宅介護者の負担の軽減を図っているところであります。

なお、今後の待機者への対策といたしまして、施設入所を希望しております待機者の状況等も踏まえ、令和３年度からの第８期介護保険事業計画の中で施設整備計画などの策定を令和２年度に進めてまいります。

２点目についてですが、現在在宅介護者に限定した健康診断の受診状況等を把握する体制とはなっておりませんが、ケアマネジャーや介護職員など、ふだんから定期的に関わりを持っている支援者から情報提供をいただき、必要に応じて地域包括支援センターや町の保健師が訪問し、健康状態の確認や相談などを受け、受診支援を行っております。

３点目についてですが、旧町民センター食堂をチームオレンジの拠点施設として整備いたします。拠点施設では、オレンジボランティアや生活支援コーディネーターなどと町が主体として認知症カフェなども開催し、認知症の方や、そのご家族が気軽に立ち寄れる場所として、日中の憩いの場づくり、認知症の方の意思の本人発信や社会参加支援などに取り組んでまいります。また、認知症に関する普及啓発として、認知症サポーターの養成等にも継続して取り組んでまいります。

なお、今後さらに国から示される具体的な事業内容に応じて本町におけるチームオレンジの体制を構築し、認知症の方や、そのご家族を支援してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　再質問いたします。

有料老人ホーム等に入居している方も含まれて975名とありますが、実際に自宅で独居または家族がおられて、在宅の方の人数をお聞きしたいと思います。そして、待機者が９名と、また次に出ておりますが、ここの説明を９名ということに関して、やはり私の周りを見ましても、入所を待っておられる方がいらっしゃるように思いますし、実態にそぐわないのではないかと思いますが、そこのところを説明いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

有料老人ホームの件からお答えいたします。有料老人ホームにつきましては、介護保険の施設ではございませんが、例えば町外にある有料老人ホームに町内の方が入る場合は、住所地特例といいまして、矢巾町の保険が適用されることになります。ただ、有料老人ホームの費用ではなくて、有料老人ホームの中で特定入所者生活介護、要するにお世話、施設の中の。受ける場合については、矢巾町からの支出になるということで、矢巾町が保険者になるということでございます。その人数につきましては、施設内の部分については、届出が参りますので、人数が把握できます。その人数は90人となってございます。

ただし、矢巾町にございます有料老人ホームにつきましては、ベッド数が113で103人の方が利用しておりますので、この方については、矢巾町内ということで届出はございません。ですので、実情については、町外については把握できるのですが、町内の103のうちどれくらいの方が入っていらっしゃって、介護のサービスを受けているかどうかというところまではつかめてございません。当然ながら一人一人のレセプト内容を見れば分かるのですが、そこまで申し訳ございません。追い込まれておれないという状況でございますので、分かる範囲では、有料は90人ということでお答えさせていただきます。

それから、２点目のご質問にお答えいたします。待機者ということで介護老人福祉施設の待機者、要するに特別養護老人ホームのことです。については、平成30年度の４月から６月の調査時点で９人、ご指摘のとおりでございます。それから、平成31年度についても９人ということで、全く待機者が解消されていないのではないかという印象を持たれるということでございますが、平成30年度において、町内の社会福祉法人において、地域密着型の特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設でございます。これが８床増設になってございますので、計算上は、まず９人のうち８人は解消されているということでございます。しかしながら、

特別養護老人ホームでございますので、それぞれの施設で優先順位をつけられるわけです。各市町から入りたいです、入りたいですと皆さん来るのですが、その中でも重い方とか、条件、それぞれの施設の条件に合う方が優先的に入られるということで、なかなかあそこの特養に入りたいよといっても、すぐ入られないという状況がございます。しかしながら、平成30年度のうち９人のうち７人の方は、ご希望の特養に入れました。それから、31年度についても同じ９人ではないかというご指摘を受けますが、そのうち７人の方がさらに特養に入られております。ですので、当然ながら毎年、毎年施設に入る、特養に入りたいということで人数が出てきますが、当然ながら、そのご本人さんの状況の変化とか、あるいは新たに介護認定を受けて３以上になったから入りたいということで、これらが増えてしまうのは、それは致し方ございません。矢巾町においては、支給制限を一切設けておりませんので、在宅、施設、どちらについても国の基準どおり対応するように努力しておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、本当に待機されている方は、そんなにいないということなのだということを今理解しました。ただ、在宅でいらっしゃる方は975から90人近くの有料老人ホームを引いて900人弱ぐらいの方は在宅にいらっしゃると、そういうことでよろしいのでしょうか。はい、分かりました。やはり在宅でいらっしゃる方は多いのかなという印象を抱きます。

ちょっとまたそのことは次にお話ししますが、年間10万人の方が介護離職をされるというふうに報道されており、2030年には認知症の方が830万人になるというようなことを聞いております。矢巾町では、介護のため仕事を辞められたという方を役場の職員の方でいらっしゃるかどうかあれですが、そういう話を聞いたことがあったり、身近にいらっしゃったりとか、そういうことがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

矢巾町職員でということでよろしいでしょうか。

○３番（小笠原佳子議員）　見聞きしたことでいらっしゃるか。

○健康長寿課長（田村英典君）　介護施設ということでよろしいですか。

○３番（小笠原佳子議員）　はい、どうぞ。

○健康長寿課長（田村英典君）　分かりました。介護施設においては、離職されたという案件については、お聞きしておりますが、例えば仕事がきついだとか、給与が低いという部分についての問題は確かにございます。

○議長（藤原由巳議員）　違う、介護のために仕事を辞めた人。

○３番（小笠原佳子議員）　そうです。

○健康長寿課長（田村英典君）　失礼しました。介護のために仕事を辞めたという事例については、聞き及んでございません。失礼いたしました。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいま町職員というお話がありましたので、こちらにつきましては、把握は正確にはしているわけではありませんけれども、ないというふうに聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　今のやつでよろしかったですか。

○３番（小笠原佳子議員）　はい。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　それでは、役場で介護休暇を取られる方が何人ぐらいいらっしゃるのか。公務員だけではなく、一般の企業でも時間単位で、私も勤めているときに介護休暇取得できるような職場でしたが、やっぱり取られる方は、実際には少ないなというのが現実かと思いますが、役場の中ではいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　ただいま恐らく小笠原議員さんがお話ししているのは、親とか、そちらの介護の休暇と思いますけれども、ただいま介護休暇で取っている実態としましては、どちらかというと子の介護、例えば病気して、誰も家で見る人がいないので、子どもの介護をしている実態は把握してございますけれども、親の介護で休暇を取っているというのは、私のほうではまだ把握しておりません。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　承知いたしました。

それで、今後の待機者への対策としまして、第８期の介護保険事業計画の中で施設整備計画などを進めていくということが出ておりまして、新規施設の建設なども実現するといいのかなということをすごく感じておりますが、私は仕事としまして、介護施設で働いておりました。家族の介護をしたことはないです。実母は、鹿児島でグループホームに入所しております。私は、実際にしたことはないのですが、自分が実際に介護されている周りの方からいろんなお話を聞くと、何とも言えない気持ちの落ち込みとか、体の疲れとか、体重がとても短期間に減ったり、また円形脱毛症まで出たとかという話をお聞きしますし、本当に鬼のように疲れがちょっとずつたまっていくようだということをお聞きしたことがあります。この900人の在宅の方がいらっしゃるということで、長い介護を経験するということは、本当に大変なことだというふうにお聞きしております。先ほど在宅で介護されている方に関しての健康面での配慮は、今のところ特にないけれども、地域包括支援センターや町の保健師の方が訪問し、健康状態の確認や相談を受けておりますというご回答でした。ただ、専門職の方が人数が少なくて、やっぱり十分に１対１の対話等ができないのではないかなということを危惧いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、介護保険は、西暦2000年に介護の社会化ということでスタートいたしたわけでございますが、それで今在宅の医療介護の関係で町内の病院でお医者さんを、今１名ですが、やがて２名配置をして、そして今あれなのは、地域包括ケアセンター、これの中でのそういった地域包括ケアシステムの構築、これが一番大事なのです。だから、今あれなのは、介護保険ができたのは、３つの大きな理由があったのです。１つは、まずこれまでは保険ができる前は、家族が中心になって家族頼みから脱却しなければならないと。それから、もう一つは、人材の育成、介護人材の。そういった確保、そういったことで、あともう一つは、もうみんな40歳になったならば応分な負担をしていくと、これが介護の社会化なのですが、ただ今ここに来て、いわゆる負担は増えるけれども、サービスが縮小してきているということが、今生活支援事業というような形で要支援１、２またはもう今要介護３以上でなければ、なかなか施設に入所できないとか、いろんな今問題が出てきているのです。そこの中で、今後私どもがやっぱり在宅でも医療も介護も受けられる体制、そのためには訪問の、昔は入浴サービスとか、そういうふうなものもあったのですが、もう一度自宅でそういう介護ができる仕組みづくりを考えていかなければならないということで、やっぱり中核になるのは、地域包括支援センターなので、そこと連携してやっていきた

いと。

それから、先ほどチームオレンジの質問もあったのですが、これも、いわゆる認知症施策として、さらに充実していかなければならないということで、認知症、見守りとか、それから外出支援とか、こういうふうなことが求められてくるのです。この間、食改協で田園ホールである事業があったのです。そのときに、私がはっとした、私以上に立派な背広を着て、そして風格のある紳士の方が、自分がどこに座ったか分からなくなったのです。それで、はっとしたのは、やがて高橋昌造もそのようになるだろうなと。そこで、そのとき思ったのは、やっぱりそういうサポート、だからこれからやっぱりそういう田園ホールに限らず、イベントを開催するときは、そういう支援員というか、支援も考えておあげしなければならない。何かうろうろしているのです、前に行ったり、私は真ん中の通路のところの来賓席に座っておったので、おじぎすれば、ちゃんとおじぎをするのです、困ったことには。だから、そういったことが現実問題、もう出てきます。

だから、この認知症とか介護の、いずれこれからもうそして、今日はここで言うのもあれですが、41行政区の中にある行政区でお二人が行方不明になったという事案もあったのです。だから、地域としてもサポートしていかなければならないと。もうそういうことが当たり前の世の中になってきます。だから、今ご質問いただいたことについて、私らいずれ生活支援というか、そういうふうなものはしっかりこれからみんなで手を携えてやっていかなければならないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

○３番（小笠原佳子議員）　専門職の方が何人いるのか。

○議長（藤原由巳議員）　介護の専門職。

○３番（小笠原佳子議員）　ですから、町の保健師とかということで、家族をケアするような人は。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、保健師あるいは町の職員、数が限られておりますので、そういった相談とかは、お聞きすることについては、在宅介護を受ける方については、毎月ケアプランを立てることになってございますので、ケアマネジャーが必ずご自宅にお邪魔をいたしまして、ご家族とか、ご本人さん、いろいろお話を聞いて、次の月のケアプランを立てるといったような生活の状況、健康の状況などもお聞きすることになっております。そういった際に、ご

家族のほうも顔色どうとかというようなお話もざっくばらんに、親しい仲ですので、お話を聞きながら、もしも何か変化があったときについては、町につないでいただくようにしておりますので、そういったことでしっかり情報連携していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　何人ぐらいいるの、そのスタッフは。

○健康長寿課長（田村英典君）　ケアマネジャー、それぞれの事業所でございますので、申し訳ございません。

○議長（藤原由巳議員）　小笠原佳子議員。

○３番（小笠原佳子議員）　再質問は町長にしようと思ったのですけれども、さっき町長、お話ししてくださったので、そこの分はもういいのですが、旧町民センター食堂がチームオレンジの活動拠点として使われるということは、すごくいいのかなと思って、昨日の代表質問でも、それから今日の一般質問でも生活支援コーディネーターとかの役割についてお聞きできて、やっぱり拠点があるということは、すごくいいことなのかなということを感じました。認知症の施策がさらに充実して、その認知症カフェに認知症本人の方が集まって、また当事者同士でみずからの体験や希望とか、必要としていることを語り合うとか、自分たちのこれからの本当によりよい暮らしを、暮らしやすい地域をこういうふうにしていきたいということを家族を含めて話し合っていくというふうな場ができるって、本当にすごくいいなというふうに思います。

ただ、やっぱり皆にとってすごく利用しやすい拠点になるように十分な配慮と具体的にそこはどういうふうにしたら、そういう拠点になれるのかなという考えがあったらお聞きしたいですし、また４月に改装されるというふうにはお聞きしていますが、実際にオープンする時期を教えていただきたいと思って最後の質問といたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

先ほど小笠原議員さんのほうからも私もチームオレンジに参加したいという心強いお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。ぜひお待ちしております。

具体的には、差別がないように、差別という表現は適切ではないと思いますが、誰でも来られるようにというふうな間口を広げて、認知症の方であろうが、介護をする方であろうが、ご家族であろうが、誰でも来られるように、子どもさんも来られるようにということで、コ

ーヒーとか、あるいはお茶以外のお菓子なんかもつまみながら楽しんでいただけるような日中の憩いの場的なことをイメージしております。そういった中でもチームオレンジの活動の場ですので、そもそもチームオレンジの皆さんも集っていただいて、情報連携できるような場ということで考えてございます。

それから、２点目の具体的な開所時期でございますが、４月から改修工事をすぐに始めたいという予定でございますので、３か月ないし４か月くらいで改修工事は終わるのではないかと私は思っておりますが、できるだけ早くやりたいと思ってございますし、その間については、生活支援コーディネーターやチームオレンジの組織をしっかりつくって、すぐに対応できるように、その３か月、４か月は練習期間ということでさわやかハウス等でしっかり対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で３番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

ここで時間も大分経過してございますので、暫時休憩といたします。

再開を15時30分といたします。

午後　３時１９分　休憩

――――――――――――

午後　３時３０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

ただいまから８番、水本淳一議員が着席してございます。

それでは、引き続き一般質問を行います。

４番、谷上知子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（４番　谷上知子議員　登壇）

○４番（谷上知子議員）　質問の１に移ります。コミュニティ・スクールについて。私は、このコミュニティ・スクールという言葉を聞いて、どういうことなのかなと、教育振興運動もかなり矢巾町では、県内におきましても相当評価を得ておりますし、あれまた何かあるのかなというふうに思いまして、その後いろいろ調べてみました。それで、どちらかというと、

教育振興運動は、小学校が主に主体となっているので、この提案を見ると、中学校、それから地域社会の人々も巻き込んで教育をする、教育を一緒に考えるということで、私はとてもいいことではないかなと、そのとき考えました。種をまき、それから木が育ち、10年かかると思います。さらに大きな木になって、森になるのは100年かかると思います。私たちは、今その第一歩を和田教育長さんはじめ教育委員会の皆さんと一緒に進んでいきたいなと、そういうふうに思って質問をいたします。

それから、コミュニティ・スクールについての私の考えもちょっと質問の中に流れますので、３つのことを考えました。１つは、ちょっと知らない英語で申し訳ないのですが、リカレント・エデュケーション、よく企業で言われます（再教育）、このことをぜひ組み入れてほしいなと思っています。大人の再教育、それから若い世代の再教育、それから子どもたちの好奇心、それからこれからやってみたいなと思うのの、学校でやったのにプラス再教育、そういった形で柔軟な形の教育の場であってほしいなと思います。

２つ目は、地域教育とか学校教育評議員とか、いろいろ使われるのですが、ここの場合の教育という言葉は、教え育てるでもなく、ともに育てるでもなく、そこの場にいる人たちがともに育つ場であってほしい。そういうふうな捉え方をしてほしいなと思っています。

それから、もう一つは、今全国だけではなく、外国でも引きこもり、それから不登校、それからあまり日本では聞かないのですが、暴力、こういったことはもうどんどん、どんどん増えています。この原因としては、やっぱり社会が豊かになって関わり合うことと、参加することがなかなかうまくいかなくなっている子どもたちが増えているのだろうと。では、その子どもたちは、コミュニケーションを取れないのかというと、これが技術革新で、今私たちよりもコンピューターのやり取りが盛んですから、非常に、その家にいた不登校やひきこもりの人たちは、個人で会話すると、大変な内容の知識も持ち。ＩＴを使ったコミュニケーションはすばらしいものだと。それから、外国の、アメリカだったような気がしますが、学力テストみたいな共通テストなんかでも上位に入る子は、アメリカで認めている自宅で育てる教育のシステムがあるのですけれども、その子たちがほとんどを占めているということを考えたときに、やっぱりコミュニケーションという考え方も人と人というのが最終的には理想なのですけれども、そのＩＴを使ってコミュニティ・スクールに参加するという形なんかも認めていってほしいなと、将来は。そういうふうに自分が困っていることも、そこの場所に行けば、何となく解決していける場所であってほしいと、そういう理想を持って、以下何点か質問したいと思います。

まず、１点目ですが、学校運営協議会や熟議の場を通して、目標やビジョンを共有していくとしております。実りのあるより深い熟議とするために、どのように取り組んでいくのか伺います。

２つ目、教員の任期について、学校運営協議会は、教育委員会に意見を述べることができるとされています。学校運営協議会では、どこまでの範囲において意見を述べることができるのか伺います。

３点目、父母や地域への周知、啓蒙の進め方について伺います。

４点目、特に、もう既に進んでいるようですが、準備段階において、活動を円滑に進めるため、会議のファシリテーターや企画、運営をするコーディネーター等が必需と考えますが、この点について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　４番、谷上知子議員のコミュニティ・スクールについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、コミュニティ・スクールの運営において最も大切なことが熟議だと考えており、会議をどのように進めていくのかを検討しているところであります。表面的な会議にならないためにも、各学校がどのような経営方針を持って子どもを育てていきたいのか、しっかりと説明し、共感いただけるようにしたいと考えております。

２点目についてですが、教員の任用等に関する意見については、個人を特定した意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見に限ることとされております。例えば地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教員配置等について、矢巾町として英語教育に重点を置くために英語専科の教員の配置を強く要望してほしいというような意見を述べていただくことになります。

３点目についてですが、これまでに町ＰＴＡ連合会役員会や矢巾町教育振興運動研修会等において、コミュニティ・スクールの制度についての説明を行っております。今後コミュニティ・スクールの中で、地域と学校がどのような協力を行っていけるのか議論していくこととなりますが、最初から多くのことを実施するのは難しいと思いますので、すぐにできることは何か、それを地域がどのように担えるかを熟議して、地域の協力を得られるようにしてまいりたいと考えております。

４点目についてですが、将来的には社会教育法上の地域学校協働活動推進員、地域コーデ

ィネーターを委員に加えることでコミュニティ・スクールの活動がより円滑に進めていけると考えております。また、会議の進め方についても１点目でお答えした熟議を円滑に進めるための工夫も必要と考えております。まずは、教育委員会が関わり、主導することから始めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　遅れましたが、令和矢巾、谷上知子です。すみません。

熟議のことについてなのですけれども、様々な、今回は、本当に地域の自治会レベルから教育の専門家から、様々な人が集まって構築していかなければならない施策だと思います。ちょっと大げさですが、何か国が変わるかなという予感もどこかにあります。学校というのは、どうしてもやっぱり精神の重要性というのは、全ての子どもたちに与えたいなと思っても、制約があったり、規約があったり、それがはみ出るのが引きこもりだったり、不登校だったりするわけですけれども、そこで熟議というときに、いつも会議を見ていると、今度例えば何かの会議でこういうことをしますから、集まってくださいといっても、専門の知識を持った人が、一応は説明しても、参加者になかなか意見を言わせないというのがまずほとんどなのです。だから、私はいつも会議に行ったときに、どんな初歩的な質問でもいいから、１人１発言をして、そしてその中から課題を見つけていく方向にしようといつも提案しています。

そこで、この熟議も、学校運営協議会の方々なので、どっちかというと、専門的な知識のある方が選ばれるのかなという感じがしますが、この熟議を地域に持ってきたときには、ぜひ現在子育てしているお父さん、お母さん、それからおじいちゃん、おばあちゃん、なかなか参加できないのではないかなと心配はしていますが、そういう人たちの忌憚のない意見を取り上げて、このコミュニティセンターの運営というものを一人一人がもうああそうか、コミュニティセンターなと、分かるような会議にしてほしいなという希望を持っていますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに教育長答弁でも申し上げましたとおり、熟議の行い方、非常に大事だと思っています。まず、委員の選定の部分、保護者の方、それから各学校の学区の地域にお住まいの方を

まずは委員に加えること、これが第一になっておりますので、そういった意味で各地域の特性といいますか、いろんな意見を吸い上げる場にもなれるかと思っておりますし、あと教育委員会のほうでも選定いたします委員の方も含めて、専門的な知識のある方も入っていただくことになります。いろんなジャンルの方が入った上での議論の場になっていくことになるかと思っております。

あといろんな意味で通り一遍の会議にならないようになのですけれども、やはりそこ、ざっくばらんに話し合えるような場にしていきたいなと思っております。今具体的にではどうかというのは、ちょっとなかなか言えないところではありますけれども、本当に本音を言えるような会議、全体の会議でもそうですし、それから各学校ごとに分かれたときも、本当にざっくばらんな意見を言えるような場にしていきたいし、そのように先日もお答えしましたが、学務課の職員が各学校に張りついて議論を進めていきたいなと思っておりますので、そこは全職員共通の認識を持って進めていきたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　私のほうからも今谷上議員からお話しされたとおり、やっぱり１人１発言、せっかく参加したのだから何かやっぱり発言をという、そういうふうな環境はつくりたいと思っています。そのためにも学校のほうで行われていますけれども、やっぱりグループでの話合い、小グループです。小グループでまず話合いをして、それを全体のものにすると。そして、さらにそこで意見をもらうというふうな形で必ず意見を、そこでの意見交換をするというふうなことも工夫してまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　続きまして、教員の任用の件ですけれども、お答えいただいた内容でちょっと安心しましたが、今学校の教員になり手がない、それからほかにもそうなのですが、やはりいろいろな原因として挙げられるのはたくさんあるのですけれども、親からの苦情等、それで大変な思いをしているという話も聞いて、矢巾町に行くと、先生変えられるなんていうことのないように、非常にここは神経を使って、根拠のない地域の風評には惑わされないという強い決意で矢巾町にはいい先生来て、あそこに行くと、とてもいい子どもたち育つ、あそこに行ってやってみたいなと、そういうふうな環境をつくっていただきたいと思

いますし、この点の任用についてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まさにこの部分、各学校の経営方針をそれぞれつくるのですが、そこにどういう教育をしていくかというところにまず、それを決めて、そこにどういう教員が必要かということが人事になっていくかと思いますので、まず教育長答弁で申し上げましたとおり、どういう教育をしていくかという、まず第一に決めまして、そこに向かって、どういう先生を集めたいかというのを決めていきたいなと思っております。あくまで個人的にこの先生をどういうということはないようにしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　次に、３つ目の質問の周知、啓蒙の点についてですけれども、やっぱりコミュニティ・スクールなんて聞くと、ちょっとびっくりすると思うのです。親もそうだろうし、ましてや協力しなければいけない私たちシルバー世代も、えっ、何のことということになると思います。それで、実際にこういうことなのだよというのをやってみせるモデルというのですか、実はこういうことをやっているのだよということを町内のどこかでやってみて、それだったらうちのほうでもできるかなというふうな周知、啓蒙の方法もあるのではないかなと思います。何か訳分からない、言葉で説明されて、言葉でやり取りをしてというと、ぴんとこない部分もありますので、特に私なんかはそうですが、例えば矢巾北中学校で何か今度お料理教室をやるそうだよとか、それからギターを教えてくれるそうだよとか、それからちょっと非日常的な学校教育にないもの、子どもたちが飛びつきそうな映画の作り方をみんなでやって、グループで矢巾町のＰＲをする映画作りを教えてくれるそうだよというふうな、そういうことを一回見せて、これだったらみんなも来てもいいなというふうに考えていただきたいし、例えばそこに子どもたちって様々ですから、積極的にぶっ飛んで行く子もあるし、行ってみたいけれどもといって家からなかなか出られない子もあるのですけれども、そこはたまたまそこに行って、ドアを開けて入ってみたけれども、みんながいて気後れして帰ってきたということも参加することにして、よく来たねと、次またおいでね、そういう形の場にして、ああ、あれだったら誰が行ってもほっとする場だなと、とてもいいねというふうな形の啓蒙の仕方が話合いとともに必要なのではないかなと思いますが、いかがで

しょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、今谷上議員さんからお話があったことが、いわゆる熟議の中でこういったことはどうなのだろう、こういったことってできないかということで、それをテーマにして議論してまいりたいと思います。来年度、早速それができるかというのではなくて、まずどんなことがやれるか。どんなこと、こんなことをやってみようということを話し合うことから始めていきたいと、そう思っております。

なお、人材活用ということで、昨日も申し上げましたけれども、矢巾町内にたくさんいらっしゃる人材をどの学校でも活用できるような形、そしてその中でどんなことができるかということを考えていきたいと、そう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　４つ目の質問ですけれども、ファシリテーターやコーディネーターの養成についてということですが、やはり初めてのことですし、話合いの中心になって、みんなの意見を取りまとめているという人は、結構上手にやるのですけれども、そういった人たちをたくさん育てることで熟議が進むと思いますので、例えば教育委員会で１週間とは言わなくても１日か２日、ファシリテーターってこういうことなので、こういうふうにすればうまくいくよというふうな講習会をしたり、それからコーディネーターの養成も理論研究のほかに実際実践していて、うまくいっているところにみんなで見に行って、その様子を見て、力量を高めていくというふうな研修と、それからその人たちに対する報酬もしっかり保障していかなければならないのではないかなと思いますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり最初は、前にもお話したとおり、事務局の職員が張りついて会議のほうを進めていきたいなと思っておりますので、私もどこかの学校の担当になろうかと思っていますが、私自身も含めてうまく会議を進められるか正直不安でございますので、そういう研修の場があったら、私もぜひ参加したいと思いますし、事務局職員もそういうスキルをアップしていき

たいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　恐らく相当、大きなことを考えると大変ではないかと、すぐ考えるのですけれども、非常に進むステップを５センチぐらいにして、一歩一歩やって達成感を持ちながら、そして進めていくことによって確実になるのではないかなと思うので、一気にどこの学校でもわっとという感じではなくて、少しずつ少しずつ進めていくことによっていい形に持っていければなというふうに考えますし、それからこのことをやっぱり、それが一つと。

このコミュニティ・スクールをぜひ矢巾町に根づかせたいと考えた教育長さんのお考えをもう一度ぜひお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、最後の部分ですけれども、私自身がこのコミュニティ・スクールを立ち上げようと思ったのは、まず努力義務ということで文科省から来ています。そのために、各都道府県、各自治体のほうでコミュニティ・スクールについていろんな学校が取り組んでいるわけです。いずれ２年後には、これが努力義務ではなくて義務になるかもしれないというふうな状況の中で、ではただ単に同じことをするのではなくて、この矢巾町としてできることを何か工夫してできないかなと思ったときに、各小中学校に立ち上げることはそのとおりコミュニティ・スクール、でもせっかく６校しかない、この狭い地域の中で子どもたちを見守るというのは、どの保護者も、どの地域の方も見守れるのではないかと。あるいは、矢巾の子どもはこうなってほしいという思いは、みんな強いのではないかと、そう思ったので、であれば、その上に大きな意味でのコミュニティ・スクール、矢巾の子どもをこんな思いでみんなで育てましょう、挨拶ができる子ども、そして読書ができる子ども、読書が好きな子ども、これはコミュニティ・スクールではなく、いわゆる振興運動です。根っこはそこです。そういうふうな子どもに育てるためにどうしたらいいか、各学校でどうしたらいいか、各地域で保護者がどうしたらいいか、それを小中の垣根を飛び越して、みんなで考えましょうと。そうしたら、小中の併設校でなくても小中連携型の学校というふうな大きなまとまりにならないですかということです。

そうなれば、小中学校の先生同士の交流もしたほうがいいのではないかとか、あるいは小中の保護者の交流もしたほうがいいのではないかというふうなことで、地域の方も、どんどん、どんどん学校に入っていろんなことを教えられるよと、どんどん教えてください、そのための時間を保証しますよというふうなことに発展させていきたいと。ですから、そういうふうなことでの思いがあったものですから、こういうふうなコミュニティ・スクールの立ち上げを考えましたということが私の考えです。

先ほど谷上議員がおっしゃったこれからの社会に適応できるような子どもたち、様々な子どもたちがいます。その様々な子どもたちを大人たちが、地域が、みんなで支えるような、そういうふうなコミュニティ・スクールにしていきたいと思います。何年かかるか分かりません。でも、未来ある子どもたちのために頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、次に、２問目の質問を許します。

○４番（谷上知子議員）　調整池の管理について。暖かくなると、調整池の周囲の草が生長し、また水量が増し、危険な箇所が目につきます。宅地が増加することが予想されることから、現在ある調整池と宅地開発に伴い、今後増えると思われる調整池の管理について防災の観点から伺います。

①、調整池は、誰が管理しているか伺います。

②、調整池の塀の高さに規定はあるのか伺います。

③、草が伸び放題で水際が隠れるほどです。草刈りは、どのように管理、指導しているのか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　調整池の管理についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、開発などによる調整池については、町が管理しております。

２点目の調整池の塀の高さについてですが、調整池の広さや高さは、開発区域の規模や下流に存する排水施設の容量等から、当該開発区域及びその周辺の地域に洪水等の被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されなければならないことが都市計画法によって定

められております。

３点目の草刈りについてですが、主にのり面のある調整池は、直営または緑地植栽管理として業務を委託しており、状況を見ながら草刈り回数を増やすなどの対応をしております。のり面のない調整池については、雑草の原因となる土砂がたまり次第、除去している状況であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　昨年度12月議会のときに排雪地について53か所見てまわったついでに調整池もついでと言えば変ですけれども、資料をいただいて見てまわりました。そこの調整池の形というのは、本当に驚くほど様々で、場所も結構分かりづらかったのですけれども、都市計画課の方に地形図のほかに真っ赤な印をつけていただいたので、非常に効果的な見学というか、実地踏査ができました。血の通う行政ってこういうことなのだなと、そのとき思いましたが、そのときに塀の高さが最高値、ついでに塀の高さも測ってきましたが、190から同じところで190のところもあるし、240のところもある、センチメートルです。それから、最低値は110センチメートルでした。それから、雨とか雪とか、地盤の弱くなったところのせいなのか、塀が斜めになって倒れそうになっているところもありましたが、この塀の高さというのを矢巾町で指導して、もう少し高くしてとか、そういったことはできるのでしょうか。１か所は、立派な西徳田のトコタウンのところは、そこが一番立派だなと思ったのですが、がっちりはしていたのですけれども、途中何かハンマーか何かで切られて穴が空いていたりとか、そういうことがしてありましたので、その辺の指導とか管理はどうなっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

塀の高さ、いわゆるフェンスのことと、今お聞きした限りではフェンスかなと思いますが、確かに各調整池、我々も「ちょうせいち」という言い方をさせていただきますが、調整池につきましては、先ほど答弁がありましたように、それぞれ開発されたところに、下流側、そこの区域の下流に雨水が流れていくところに容量がない場合に、それぞれの開発地に調整池を設けると。全部が全部開発するごとに調整池があるというものではなくて、あるところは下流側が大きい水路があるので、調整池を設けなくてもいい、あるところは下流側が小さい

水路なので、調整池を設けるというような形で防災の観点で非常に開発する上では、非常に大事な施設、ちょっと迷惑施設のような感じにも見受けられるのですが、非常に大事な施設となっております。そういった観点で、先ほど言ったようにフェンスの高さが190センチメートルから240センチメートルとか、110センチ、それぞれあるわけなのですが、それにつきましては、調整池の例えば中のほうが擁壁のようになっていてコンクリートで固められた調整池もあれば、のり面の調整池もあるというところで、そういった部分で人が簡単に出入りできないように、あるいは転落したときに危なくないようにというような意味合いを持って高さのほうも決めております。これにつきましては、特別なフェンスの高さまではかちっとした規定はないのですが、ある程度防護柵の設置基準というものがあります。そのフェンスのことを防護柵とも言いますが、そういった防護柵の設置基準というものもありますので、そちらの基準をもってフェンスの高さを決定しているというような形をとっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　３点目、草刈りについてですが、きれいに管理されているところもあるのですけれども、特に水がいつもたまっているところは、暖かい季節になると、非常に伸び放題で１年間草を刈ったことがあるのかなというところも二、三か所あります。ご存じのように、そこを乗り越える子どもはないと思いますけれども、水辺があるとプランクトンが発生し、そこに小魚や小さな虫が発生し、それが発生すると子どもたちが寄ってくると、ビオトープの典型なのですけれども、そこで時々は見守りをして、見回りをして、ちょっとやっぱり伸び過ぎたところには管理をして草を刈り、それは防犯の観点からも町の中に草がぼうぼう伸びたところに誰がいるか分からないような感じ、人よりも背の高くなっているところもありますので、その草刈りについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

草刈りにつきましては、先ほど答弁でありましたように、年に２回あるいは３回程度、それぞれ業者に委託している箇所もあれば、我々直営で草刈りを行っているという場所もあります。これにつきましては、先ほど答弁では回数は言わなかったのですが、２回から３回程度行っている状況です。ただ、やはり谷上議員おっしゃるとおり、水がしょっちゅうたまっているような調整池につきましては、やはり伸びるのが早いというような状況になっており

ますので、そういったところにつきましては、今後も状況を見ながら、防犯の面からも安全面の面からも点検をしながら、パトロールしながら、あまり防犯上よくないなというところのないように我々もパトロールして草刈りのほう徹底したいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　先ほど大先輩たちがかなり詳細な質問をしたので、ちょっと気後れしておりますが、町の声を届けなければいけないなという気概を基に質問したいと思います。

高齢者や障がいのある方への交通支援について。公共交通手段に頼らなければ通院、買物、行政への手続などができない高齢者や障がいのある方たちへの支援について伺います。

①、バス会社の割引パス券を発行してはどうでしょうか。

②、路線バスが運行していない地区に対し、割引タクシー券を発行してはいかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　高齢者や障がいのある方への交通支援についてのご質問にお答えいたします。

１点目と２点目についてですが、現在障がいのある方に対する交通支援は、障がいの種類や程度に応じて、バス乗車券の割引やタクシー券助成制度があり、平成30年度の実績では、交付者数207名の方へ交付し、利用いただいております。また、町内の社会福祉法人等８法人によるやはば生活支援ネットワーク事業により、65歳以上のひとり暮らしの高齢者のほか、障がい者等に対して、買い物支援サービスを行っております。

ご質問の交通支援についてですが、町としてのバスの割引パスや割引タクシー券の発行制度の実施予定はございませんが、矢巾町地域公共交通網形成計画事業との連携を図りながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番(谷上知子議員)　買い物支援サービスという制度があると今お答えいただきましたが、

その利用状況と、どういったような内容なのか。それから、どういった人が使えるのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　買い物支援サービス事業でございますが、矢巾町内の８法人による取り組みの事業でございまして、矢巾町社会福祉協議会が事務局になって行っている取り組みになります。登録に関しましては、今18名の方々がご利用いただいておりますが、手続等は、社会福祉協議会のほうにご連絡いただいてというような流れになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　続けてどうぞ。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　すみません。対象者の定義でございますが、対象者は、家族や地域の支援が得られない65歳以上のひとり暮らし老人及び高齢者のみの世帯並びに障がい者のみの世帯の方で公共交通機関を利用して移動することが困難であるということ。それから、ほかに集合場所まで自力で来られ、車への乗降や荷物等の運搬等に援助を必要としないことと、それから身体障がい者の方に当たっては、身体障害者手帳１級及び２級を所持している方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者手帳をお持ちの方というような規定がございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○４番（谷上知子議員）　タクシーの助成制度も今の買い物支援サービスも、やっぱり身体障がい者の認定を受けたとか、そういう規定が結構あって、もちろん無尽蔵にそういうことはできないと思いますが、今現在私たちのコミュニティでは、70歳前後の人たちはパートで働いておりますし、実際その活動をしているのは、自治会でいろんな役などで活動しているのは、さらにもっと上の80歳前後の方なのです。やっぱり75歳ぐらいになると、やっぱり免許を返したいけれども、買物に行けないとか、盛岡とか矢巾町の役場に行くのに用事ができないという声がぽろぽろ聞こえてきて、盛岡で出しているバス券というのを矢巾町でも出してもらえないかと。それどういうのなのといったら、5,000円出して半年間、どこにもは行けないようですけれども、まちの中心で余った部分は自分でお金を出さなければならないようですけれども、5,000円出すと、半年間何回でも乗り降りできると。そしてまた、半年たっ

たら5,000円出すと。盛岡では5,000円を盛岡市で補助していると。１万人くらいの方がお使いになっていると。そういうのがあると、すごくいいよということをよく訴えられます。

それで、幾らぐらいお金かかるのかなと思って私も歩いたり、駅までは車で来たりすることが多いので、公共交通機関を使って、バスに乗って北高田からまず駅まで来て、それから駅からもう最後の矢巾のバスの営業所まで行ってみたのですが、まず私が住んでいる北高田から駅までは350円なのです。それから、駅から矢巾営業所までは450円なのです。往復して用を足して、そうすると、どうしてもやっぱり700円はかかる勘定なのです。デマンドタクシーというのがあるのだよと言っても、予約するときはいいけれども、帰りの予約が全くうまくいかないから使えないということなのです。元気なうちはバスを使ったほうが健康のためにもいいので、私はいいことだなと思っています。

それで、そこがちょっとやっぱり行政のほうとかというのとコミュニティとの乖離が、時々回答を聞いていて、乖離があるなと、いつも感じる部分なのですけれども、例えばいろんなボランティアとかを地区に要請されるのですが、実は先日うちの地区でスクールガードを決める会、スクールガードを決めるための会議ではないのですが、自治会の総会がありまして、班の。そのときに一番決まらないのがスクールガードなのです。それで、もうどうしようかといって募集をして決めたところ、本当に胸が詰まりましたけれども、88歳のおじいちゃんが俺がやると。本当に助かっています。そういうふうに75歳以上とかという、それからその人によっての老化年齢とかというのがあると思うのですけれども、やっぱり75歳を過ぎると、どうしても免許も返したいし、ちょっと車の運転も怖いというふうになってきていますので、これから先ほど企画財政課の課長さんに様々なお話を伺って、私も勉強になりましたけれども、そういった補助の仕方もあるのではないかと。盛岡で３分の１の１万人ですから、希望によって買うそうですから、申込みをして。矢巾だとそんなにかからないだろうと。１回200円ぐらいの補助であれば、できないことではないのではないかなと。しかも、高田地区は、盛岡に行って買物したり、病院に行ったりしている人も多いし、土橋とか向こうも紫波町のほうを使っている人も多いと思いますし、また西部地区のほうでは、タクシー券の何枚かあれば、たまには田園ホールに来て楽しもうかなという人もあると思うのです。そういった意味で高齢者に対して、バス券や、それから福祉といいますか、タクシー券の割引券を幾らかあげてもいいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

公共交通会議の中での議論をお知らせいたしますと、まずどのような負担、これは多分私が言うと、また怒られそうな感じがするのですけれども、まず高齢者の方が免許を返納するというまで車を維持していた金額といったものを考えると、例えばデマンドタクシーならデマンドタクシーを利用していただいてやるよりも、はるかに車の維持よりも安くなるという計算を私たちは見込んでいます。ですから、高齢者だから弱者ではなくて、今まで負担していた部分の中で新しい交通サービスを利用していただくことによってカバーできる範囲なのかなという形で議論は行いました。これは、試算してみますと、確かにそのようなことが言えるのかなというふうに考えているところでございまして、そういったこともあってタクシー券というようなものの配布、バスの補助といったものについては考えないで、あくまでもデマンドタクシーという話の中でしてきたものですから、今はデマンドタクシーといったものの中で、これを皆さんのよりよい乗り物にしていきたいなということで周知をしていきたいなと思っているところでおりますので、ぜひご理解いただければなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、以上で４番、谷上知子議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　４時１７分　散会

令和２年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第４号）

令和２年３月５日（木）午前１０時００分開議

議事日程（第４号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美　君	住民課長	吉田　徹　君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

15番、山﨑道夫議員。

１問目の質問を許します。

（15番　山﨑道夫議員　登壇）

○15番（山﨑道夫議員）　議席番号15番、一心会、山﨑道夫でございます。私は、２問について町長に質問をいたします。

まず１点目でございますけれども、移住、定住促進、空き家対策の取り組みについてお伺いをいたします。

東京一極集中の中にあって、転入が転出を上回る、いわゆる社会増に成功している地域は少なくないと言われております。2010年から2015年の５年間で全国の市町村の25％、４分の１の自治体が社会増を達成しているといったデータがあります。人口減少の時代に入った今日、移住、定住者の獲得は、持続可能な自治体を維持、継続する上で大変重要な政策の一つであります。また、移住者の獲得は、自治体の政策と取り組み方によって差が開くことは言うまでもありません。例えば県内では、遠野市と陸前高田市が社会増を実現しておりますが、遠野市は５年間で実に546人を受け入れております。その取り組みは、移住者を応援する組織をつくり、情報をワンストップで提供するなどの取り組みで、毎年確実に移住者を呼び込んでおります。また、全国から起業する人たちや就農する人たちが集まってきていることが特徴的だと言われております。また、陸前高田市は486人を受け入れていますが、2017年に

ＮＰＯ法人高田暮舎を発足し、移住を後押しする体制を整備し、情熱を持って移住を呼びかけ、着実に実績を上げているとのことであります。このように実績を上げている事例は県内にもありますが、全国の自治体で共通しているのは、移住者を受け入れてからの支援策に大変力を入れているということであります。

私は、昨年の12月会議において、移住支援の取り組みについて一般質問で取り上げましたが、町長は、東京をはじめとする首都圏や大都市において、町のセールスポイントの高い部分を積極的に売り込み、矢巾町を認知してもらう機会を増やす取り組みを実施していく。さらには、矢巾町独自の支援策である移住支援補助金、結婚新生活支援補助金、個人住宅取得資金利子補給金等の支援策について大いにＰＲしていきたいとの答弁でありました。さらには、移住、定住促進に取り組むに当たり、矢巾型の各種支援策について、インパクトのある内容にするため、しっかりと検討していきたいとの思いも述べられました。そのような考えを基にして、情報発信に力を入れ、移住、定住促進にしっかり取り組むという心意気も聞かせてもらいました。

その後、12月会議を終えて１か月あまり経過した１月21日、産業建設常任委員会で石川県の志賀町に管外視察研修に行ってまいりました。志賀町は、金沢市から列車で約１時間程度のところに位置する人口約２万人余りの町ですが、人口減少対策の一環として、移住、定住者支援と空き家対策に力を入れている町であります。特にも移住、定住支援策は、私たちが今まで目にしたことがないような内容であり、その支援策に目を見張りました。充実した子育て支援と移住・定住支援策により、平成28年から３年間で214人が移り住んでいましたが、多くの方が移住定住住まいづくり奨励金、最大170万円や新居に単身で入居した者、最高額290万円などの支援制度を活用しておりました。併せて空き家バンクに41件が登録され、そのうち26件の契約が成立をし、リフォーム再生等助成金、最大100万円の活用でリフォームし、既に定住しているとのことでした。

このように充実した支援策と民間会社との間で「移住・定住促進、空き家対策」の協定を締結し、力を合わせた取り組みが進められており、移り住んでからの子育てを中心とした支援策も大変充実しており、その企画力と実行性のある取り組みにとても感心させられました。このように志賀町の取り組みは、大変参考になる点が多く、移住、定住施策にかける熱い思いと本気度が痛いほど伝わってくる研修でした。以上、研修視察を踏まえ２点について町長の見解をお伺いします。

１点目でございます。第７次矢巾町総合計画後期基本計画が４月からスタートしますが、

移住定住促進、空き家対策等の取り組みについてどのような目標と計画を立て、実行性のある取り組みを行っていくのか明らかにされたい。

２点目でございます。矢巾型各種支援策について様々な観点から検討するとの思いが述べられた経緯がありますが、子育て支援や移住、定住者への支援策、空き家対策などについて先進的に取り組んでいる事例等を参考に早期に検討すべきと思いますが、今後の取り組みについて見解をお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、山﨑道夫議員の移住、定住促進、空き家対策の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、移住、定住促進につきましては、本町では令和５年度末までに人口３万人の実現を目指しており、この実現に向けた移住、定住促進の取り組みとして、町では３つの補助メニューを設けております。１つ目として、現在200件程度ご利用いただいております個人住宅取得資金利子補給金制度につきましては、令和６年度まで継続して実施してまいります。

２つ目として、結婚新生活時に生活費用として最大30万円を補助する結婚新生活支援補助金につきましては、今後も継続し、年間10件を目標として利用いただけるよう積極的にＰＲを図ってまいります。

３つ目として、東京圏からの移住者に対し、最大100万円の補助を行う、矢巾町移住支援補助金交付制度につきましては、本年度は１件の申請を想定しておりますが、本年度が初年度であることから、今後の状況を踏まえ、目標件数を定めてまいります。また、補助制度だけに限らず首都圏や大都市において、相談会と地元食材の物品販売やＰＲイベントを連動させ、移住希望者が矢巾町を認知していただく事業を年数回計画し、移住希望者と直接接する機会を増やしてまいります。

なお、空き家等の運用につきましては、所有者への情報周知だけではなく、空き家の予防に向けた住民等への広報活動、そして矢巾町空き家バンクへ登録の呼びかけ等、複合的に行うことで空き家等の利活用促進に向けた取り組みを図ってまいります。

２点目についてですが、子育て支援、移住、定住支援、空き家等対策につきましては、先ほど申し上げた取り組みを着実に実施していくほか、先進事例等を参考に、岩手医科大学附属病院開院等に伴う交流人口及び関係人口の動向、そして今後の土地利用と併せながら本町

に合った方策を検討し、段階的に目標を定め、取り組みを図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　本町は、元気な町だと言われておりますし、ここ五、六年、特に矢巾町はどんどん開発が進んで、人口も減っていないし、少しずつでも増えていると、大したものだなという、これは県内からの各自治体の議員たちからも時々言われる中身ではございます。しかし、今人口の推移を見ますと、2015年３月には２万6,900人でございました。世帯数が9,750世帯、そしてそれから５年後、いわゆる今年に入りまして、２月には、これは広報で明らかになっておりますけれども、２万7,360人でございます。世帯数が１万700ということで950世帯５年間で増えました。人口的には460人増えていることになります。５年で460人でございますので、約90人ちょっとの増加、年平均で。世帯数では190世帯、全体で増えているということで、これは非常に我々矢巾町に住む者にとってうれしいことではございます。

ただ、３万人構想、あと４年間、令和５年度までということで７次総の最終年度までに３万人構想ということで議会では議決をしておりますけれども、現実にそれが可能なのかということ、私今の状況でいきますと、非常に危惧をする。いわゆる構想ですから、必ずしもそうなるとは限らないわけですけれども、それに向けた諸施策を展開することによって一人でも多くの移住者、そして定住をしてもらう人たちを増やしていくということが矢巾町の移住、定住施策の一番の柱になるわけでございますけれども、2,460人増やさなければ３万人にならないと。そうなると、今までのスピードでいくと、年間90人、７から８倍の、いわゆる600人強の人口を増やしていかなければ、これは到底絵に描いた餅になってしまうというのが現実だというふうに思います。

そこで本町における移住、定住促進の取り組み、３つの柱が答弁でもございました。１つ目は、個人住宅取得資金利子補給金制度、これはたしか平成29年度からだと思っていますが、平成28年度からだったかもしれませんが、いずれ平成29年度では87件の利用者があったと。これは、非常に好評なわけです。そういう意味ではすばらしい取り組み支援制度だというふうに私は評価をするわけですけれども、この平成29年度には87件の承認があって、定住された方が286人、そのうち161人が町外から転入をしてきている。これは、非常に大きな効果があるということが実証されたことになるわけですけれども、平成30年、平成31年度あるいは

昨年度の令和元年度の実績はどの程度だったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

平成30年、こちらの実績は、町外からの転入者で85名、令和元年度は105名となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　制度利用者もではないですか。

吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　大変申し訳ございません。制度利用者でございますけれども、平成30年が45件、令和元年が43件となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　平成29年度から見ると、約半数に落ちているわけですが、制度利用者は、ただ町外から転入されている方は85人、それから平成31年から令和元年度105名、そこそこ定住される方、あるいは移住してこられている方は、順調とはいきませんけれども、元気な矢巾の町に住みたいということで、そのぐらいの方々は来ているということは、非常に希望が持てる、移住、定住促進の取り組みにとっては希望が持てるわけですけれども、しかしこれだけではまだまだ不足しているというのが現実だろうというふうに思います。

そこで、これからの取り組み、いわゆるアイデアの今時代です。そして、あまり競争という言葉は使いたくないのですけれども、自治体間の競争の時代だというふうに思います。限られた、いわゆる人口といいますか、矢巾町は今特殊出生率1.25だと思っていますが、200人を切りました、新生児が、生まれる方が。199人だと思っています、去年は。そういう状況にあって、当然特殊出生率を高めるための施策、これは子育て支援等になるわけですけれども、それも同時に進めなければ、なかなか移住、定住というのは効果が現れないというふうには思いますけれども、この３つの施策の中でこれから力を入れていくというのは、１つ目の部分は、これは一番やっぱり目玉として、これからも力を入れていくことは間違いないと思いますが、令和６年度までにしたというのは、その理由は何かおありでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、この制度なのですけれども、平成28年度から開始したものであります。まさに議員ご指摘のとおり、これは地方創生の一環と考えていただいて全く問題ないと思いますし、まさに政府のほうでも地域間競争という言葉を地方創生のときに使っております。その中で、いかにして矢巾町に人口を呼び込もうかという中のこれは目玉としての施策だったということになります。これが一旦まち・ひと・しごと創生総合戦略、こういったものと歩調を合わせながら考えていったところでございますけれども、そういったものと歩調を合わせながら、そしてなおかつ財源的なことも考えながら令和６年といたしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　ということは、一応まず一つの区切りとして考えているということは、それ以降の当然施策をまた新たに考えなければならないと。これを続けていくのか、あるいは個人住宅を取得した人に対して支援金制度などを考えていくのか、いろいろこれからの取り組みとすれば選択肢はあるだろうというふうには思いますけれども、そこで私たち産業建設常任委員会で１月20日から石川県の志賀町に行ってまいりました、管外視察研修で。その管外視察研修で非常に取り組みがすばらしいものがございまして、それをご紹介をしたいなというふうに思います。いろいろ検討課題には当然なると思います。それをすっかり踏襲するということにはなかなかならないとは思いますけれども、この取り組みが前段で私が申し上げた中身、まず目を見張るものがありました。まず、町が２か所の住宅を造成しているのですが、そこに移住、定住者を受け入れるために支援策が物すごく充実しているのです。まず、移住者への支援制度ですけれども、移住、定住住まいづくり奨励金、これは新築住宅を取得した奨励金が最大170万円、それから移住、定住促進空き家リフォーム再生等助成金、いわゆる空き家に住んでもらって、そのリフォームをしながらそこに住み続ける方に対しては最大100万円。移住、定住促進賃貸住宅家賃助成、最大月２万円で最長３年間、それからふるさと就業促進奨励金、地元企業に就業した方を対象にＵターン者で最大20万円、新規学卒者で最大10万円、そのほかもありますけれども、まず主なものはこういった支援制度がありました。それから、助成の条件ですけれども、支援制度の。転入者であれば、新居に単身で入居した者は、最高額290万円、これは基本分が40万円で町内業者に新居を建ててもらった場合は50万円の限度額、それからみらいとうぶという町が造成した宅地、団地に新築した場合は200万円のいわゆる支援を受けられると。それから、もう一つは、転入者に対してで

すが、新居に単身でここに住んだ者については290万円、最高額。それから、転入者の中で、これも転入者ですが、新居に家族で入居した場合は、最高370万円なのです。

それから、しからば町内の方たちが全く支援制度がないのかということなのですが、いずれ住宅取得をした場合は、50万円の限度額ですが、これをまず支援制度の中に組み入れていると。それから、みらいとうぶという、これは町で造成した団地ですけれども、ここに入った場合は200万円、250万円の町内在住者も支援を受けられると。したがって、非常に大きな支援制度があるのです。そのほか、我が町では太陽光発電を設置した場合は６万円の補助ですが、ここは28万円の設置補助をしていると。それから、町立の病院があるのですけれども、看護師不足、どこにもあるのですけれども、看護師が非常に不足しているようですが、ここのところに就労した場合は100万円の就労補助金を出していると。したがって、最大で499万円の、最大です。助成を受けることができると。この前行って、いろいろお話を聞いた中では、どの程度490万円の最大限の助成を受けられる方がいるのかという話をお聞きしたところ、現在のところは250万円から290万円ぐらいが平均的なそうです。したがって、そこに来て土地を買った場合は、大体その支援金で賄えると。したがって、非常に喜ばれているということが言われておりました。

奨励金が平成28年から始まっているのですが、移住、定住の住まいづくり奨励金の交付実績が28年から30年までで14件あると。それから、空き家リフォームは19件、それから賃貸住宅家賃助成金、これは最大月２万円で最長３年間ですが、これは25件、ふるさと就業促進奨励金、Ｕターンした場合の奨励金を受けている方が24件、それからＩターンで就業した方は17件、３年間で99件。移住者は214人。その中で20代から40代が、平成28年が41名、平成29年が67人、平成30年が51人ということで、その214人の中で、いわゆる20代から40代の方が159人という数字になっているようでございます。

したがって、こうした非常にきめ細やかといいますか、切れ目のない支援制度をしっかりとこれは時間かけて検討したようでございますけれども、当然それは必要な時間だと思いますけれども、そうした移住、定住に対する支援策がしっかりと確立をされていると。そして、単身で来た方に対しても、当然先ほど言ったように支援金をしっかり手当てしているわけですけれども、その方がそこに住んで結婚して、子どもが生まれて、そしてやがてその子どもさんたちが学校に入って巣立っていくと、そういうところまで非常にきめ細やかな切れ目のない、いわゆる支援策を打ち立てているのです。これは、どこにでもあるようなやつはもちろんあるのですけれども、出産祝金交付事業というのがありまして、第１子５万円、第２子

が10万円、第３子が15万円、これは商品券を交付して、いわゆる志賀町の商店街に行けば、その商品券でいろいろなものが買えると。ガソリンスタンドも使えると、いろんな食堂もそのとおりです。様々な商店でそれを使えると。それから、多子世帯に入学祝金というのがありまして、第３子以降の小中高入学時に１人10万円の商品券を交付していると。あとは多子世帯の保育料の無料化、今日の新聞にございましたが、山田町は第２子以降の保育料の軽減、無料だかちょっと今思い出せませんが、今日の新聞に載っていましたけれども、いずれそういった第３子以降は保育料を無料にするとか、そういうふうな非常にきめ細やかな支援策、それから保育園の副食費は、昨年の10月から無料にしていると。それから、学校給食費の助成、これも18歳以下の子どもが２人以上いる世帯は、第２子以降には半額の助成をしていると。それから、中学３年生及び志賀高校というのがあるようですけれども、唯一の町内にある高校のようですが、夏、冬休み中に、これは全国あちこちでやっているのですが、本町も取り組んでいますけれども、中学生に対して、あるいは高校生に対して無料で学習サポートを実施していると。この出産祝金が平成27年の交付が104件あったようです。985万円の予算措置がされていると。それから、平成28年が102件、平成29年が84件、平成30年が90件、そして令和元年度は12月27日現在で55件、いずれも985万円、960万円、765万円、900万円、そして令和元年度は925万円ということで、かなりこれは多子世帯の方々ばかりでなく、出産祝金ですので、非常に喜ばれているということで、大体年に70件から90件あるいは100件ぐらいの交付があるということで、町民から、あるいは子育て世代から非常に喜ばれているし、評判のいい支援制度だということで、これは私たち矢巾町も全部やるということには、当然この予算が全部裏づけとして必要ですので、これはかなり厳しい部分もありますけれども、いずれにしても、子どもを産み育てる、その人たちをまず呼び込むと。単身で来ても、手厚くやっぱり支援をすると。その人たちがここでしっかりと定住をするための支援策もやっていると。子どもが生まれてからも、やっぱりしっかりとフォローをしていくと。そういうふうな支援制度をやっぱり考えていく必要があるのではないかというふうに私は思うわけですけれども、いずれこれからそういうことを参考にしながらしっかり取り組んでいくという答弁もありました。

そこで、この１年間かけても、もう当然私は長い時間ではないと思います。１年間の中で来年、そして再来年の予算にそれをしっかりと生かせるような、そういった支援策をぜひ考えていただきたいというふうに思うわけですけれども、これからの支援策を考える上で、何をベースにして、どういうふうな目的を持って、いわゆる移住者、定住者に、いわゆるアピ

ールできる、心にしみるといいますか、ある意味「おっ」と思わせるような支援策がなければ、いくら矢巾町が魅力ある町だとここで言ったとしても、なかなか響かないと思うのです。したがって、その辺を今後１年間なり、あるいはさらに１年間、それは時間はかけてもいいと思いますけれども、いよいよ本気度を出して支援していく制度をつくらなければ、東京あたりでいろいろやるということを言っていますが、心に響かないのではないかというふうに危惧するのです。したがって、その考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、今年の１月20日から22日まで、産業建設常任委員会で、私どもの産業振興課の担当補佐も同行させていただき、本当にありがとうございます。担当補佐のほうからも復命の中では、３市町、いわゆる人口減少問題について、かなり危機感を持って対応しておるという報告はいただいておるわけでございまして、それで今山﨑道夫議員がおっしゃった移住、定住対策、空き家対策、これはやっぱり本町にとっても人口増の大きな柱の一つになるわけでございまして、今後どのような取り組みをしてまいるのかということでございますが、私は今、もういつもお話ししておりますが、今入っている情報では、県のほうでは今月10日、東北農政局のほうに市街化区域拡大のことで行って協議してくるということで、いよいよ市街化区域の拡大についても、もう佳境に入ってきて、もうそういう方向づけになるのかなと思っておるのですが、いずれそれと併せてこれから考えていかなければならないのは、やっぱり移住、定住対策、このことについては、トータルで全て支援するというのは、なかなか難しいと思うので、先ほど山﨑道夫議員のほうからもお話あった、今成人式も毎年どんどん減っていくと。出生者数ももう200人を切るような状況にあると。やっぱり私どもは、そういった意味で若者支援をこれからしっかり取り組んでいかなければならないのではないのかなと。

その中での今いろいろな制度をつくって、またいろんな支援をさせていただいておるわけですが、やはりこのところについては、もう一度私どももここあまり時間をかけることもできるわけではないので、有識者会議をもって、いずれそういうことの対応できるような体制をやっていきたいと。

そしてあとは、空き家対策、この間も空き家対策の委員会を持ったのですが、私はそのときにお話ししたのは、空き家というのは、私もあるいは空き家の所有者になるかもしれないと。だから、もう今人ごとではないのだと。そのときに、やっぱり空き家もそれぞれの家族の思い出とか、もうあるわけです、思い入れが。それを人に貸したり、譲ったりするという

のは、なかなか抵抗があるということが。だから、やっぱりこれは私ども行政が主体となって空き家対策に取り組んでいかなければならないと。

そのときに、私どもは、空き家対策、空き家がやっぱり古くなればなるほど、いわゆるいろんな私どもが住むためにどうすればいいかとか、いろんな課題、いわゆる新陳代謝の関係、リフォームするためのそういう助成制度も含めて、それから何よりも、いわゆる私どもといたしましては、地域にそういう空き家があるということはよくないことなのです。だから、今法律が変わって、今度そういった地域再生法とかの一部改正もあって、農業委員会でも５反歩要件とか何かあるわけですが、そういうふうなことも見直しをしながら空き家をできるのであれば、地域の活性化または新陳代謝を図って、そして空き家を皆さんにお貸しする、または譲っていただくような。そして、いろんな地域で空き家を認知症のカフェにしたり、集会所にしたり、いろんな取り組みもなされておるわけでございますので、そういったことを一つ一つ丁寧にまとめ上げながら対策を講じていきたいということで、同行させていただいた担当補佐のほうからもいろんなことを、例えば小矢部のところでは、１％のまちづくり事業なんかもやっているというようなお話もお聞きしております。だから、このことについては、できるのであれば議会とも一緒になって、また有識者会議等も開催をして、スピーディーに対応していきたいと、こういうふうにご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　空き家対策については、今再質問しようと思ったのですが、町長の思いが今ありましたので、そういう取り組みを進めるということで、これは非常に期待をしています。ただ、残念なのは、150件ぐらいあるのです、本町にも。それが60件ぐらいの空き家だという持ち主の方たちが認めているという前報告があったのですが、やっぱり全国版の空き家バンクに登録が進んでいないということは、やっぱり空き家対策としての取り組みは非常に弱いということを指摘せざるを得ないわけです。そういうことを鑑みて、これからの取り組み、町長の所見を聞きましたので、あえて聞きませんが、そこにはやっぱりしっかりとした施策といいますか、いろんなアイデアをもって取り組んでほしいというふうに思います。

それから、定住促進については、いわゆる役場のいろんな知恵を出して取り組むことは当然やらなければならないわけですけれども、民間の力を借りるということをやっぱり考えていっていいのではないかというふうに思うのです。志賀町は、大和ハウスが、創業者が志賀

町の出身だということもあって、いわゆるロイヤルホテルが全国で展開していますが、第１号が志賀町にロイヤルホテルが建設されて、今も非常に多くの観光客が来ているわけですが、そういうふうな状況の中で大和ハウスと志賀町との間で移住、定住の促進、空き家対策の協定書を平成28年に締結をして、大和ハウスは志賀の郷リゾートということで1,480区画の森林住宅があるようです、この志賀町に。これは温泉付の分譲地なようですけれども、もう既に508棟が建設をされているというふうなことで、これも当然民間ですので、自分たちの分譲したものが売れなければ何とも立ち行かないということで一生懸命取り組んでいるようですけれども、この大和ハウスと協定を結んだことによって、東京とか大阪の都市部で、いわゆる志賀町の森林住宅だけではなく、町が造成したその団地にもどうぞいらしてくださいと、こういった支援策がありますということで、あるいは移住、定住の支援策、それから子育ての支援策、様々な支援策をこの大和ハウスがみずから大阪とか東京、名古屋にそういったブースを設けて、社員が一生懸命取り組んでいるということなのです。

したがって、そういう力が当然うまくいって志賀町に来てくれているというのがあるようです。大阪から一番多く来ていると。それから、名古屋、東京もあるようですけれども、大都市圏を中心にやっぱりそういったセミナーとか、あるいははＰＲをする、そういった民間の力をかなり発揮をしてもらっていると。したがって、私は、そういったことを考えれば、官民一体となった取り組みも一つの選択肢になり得るのではないかというふうに思うのですが、そういった考えはどうなのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、まさに空き家対策は、ご指摘のとおり官民一体で、それから企画財政課に空き家対策をやらさせたというのは、これは間違いだったのです。前に進まないのです。だから、今回これも私の反省点で、私の責任なのですが、今度道路都市課を道路住宅課にしたというのは、そしてその中には、まちづくり推進室も。私は、住宅担当にも大手のハウスメーカーでこういう取り組みをやっておるから行ってみてこいと。見てきたのですが、それで終わりなのです。次のステップがないのです。だから、私の思いがなかなかつながらないということで、だから空き家対策も中途半端な対応して、何か家主さんに言われると、もうあれだと、腰が引けるようなのではなく、一緒になって家主さんにも、その所有者にとってもいいようにしてやるのが私らの仕事なのです。だから、そういうことを今大手のハウスメーカーのお話もあったのですが、私らにすれば、まず一歩を踏み出しておるのですが、それ以上の踏み込みが今足りないので、今度そういったことで４月からの機

構改革で道路住宅課、ここのところを。そして、ここには担当の補佐とまちづくり推進室のいわゆる補佐も置きますので、そういった両輪でしっかり住宅政策に取り組んでいきたいと思っておりますので、今ご指摘されていることを一つ一つは、私も全く同感でございます。ただ、それがなかなか、高橋は言葉だけ踊ってやっているのは実態どうなのだと、確かに言われてみれば、そのとおりなのです。後ろを見ると、誰もついてこないのです。だから、歯がゆいというか、今後そういうことのないようにしっかり督励しながらやっていきたいと。

もう今、今日産業振興課の担当補佐も復命で書いておる人口減少、これの課題解決のために必死になってやっているのだと。うちらは少しずつでも増えているから、あまり危機感がないのです。そういうことでは、やっぱり住んでよかった、矢巾に来てよかった、住んでよかったと言われるような、やっぱり町を目指していきたいと。これは、だから私だけがあれするのではなく、みんなで。だから、議会のほうからも、こういうことをしっかり一緒になってやっていただくようにひとつお願いをいたしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　それでは、２問目の質問をさせていただきます。

町道矢次線の工事再開に向けた取り組みについてお伺いをいたします。町道矢次線の拡幅工事は、今から13年前の平成19年に完成する予定でしたが、600メートルが未完成のままになっております。途中で道幅が急に狭くなる危険な状況のまま工事再開の見通しが全く示されない状況で10年以上も捨て置かれていると言っても過言ではありません。町道矢次線は、矢巾北中学校前を通り、盛岡中央卸市場へまっすぐ通じる重要な路線であり、役場付近から盛岡方面に向かう場合も大変便利な路線であります。

本町は、岩手医大周辺はもとより、東西南北、どこの路線も朝夕を中心に混雑が激しく、渋滞しているのが実態であります。生活道路の整備と道路網の整備が町政の大きな課題でありますが、こうした状況にありながら１名の地権者から同意が得られないとの理由で10年以上も工事を放棄したかのような行政の姿勢と対応に対し、多くの町民から疑問と批判の声が出ております。特に、地元からは用地の提供に協力した地権者を中心に行政に対する不信の声が寄せられております。私は、平成22年６月と平成28年６月に一般質問でこの問題を取り上げ、工事の早期再開を求めてまいりましたが、その願いは叶わないまま今日に至っており

ます。

特に平成28年６月会議では、地権者へ早期同意を促すことも見据え、北側から少しずつでもやれる範囲の中で工事を進める予定であるとの答弁でありました。しかし、見える範囲では、全く手つかずのままのように感じますが、どの程度進んでいるのか経過について説明を求めます。

また、工事再開に向けた見通しと同意が得られない場合の地権者対応について、今までとは違う厳しい姿勢で臨むことなども含め見解を明らかにされたいと思います。

さらには、道路用地として町が買い取った土地を一部の住民が長期間個人的に使用しており、町が便宜供与しているのではとの疑念が地域住民から出されております。したがって、その経過と真意を明らかにされたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町道矢次線の工事再開に向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本町の道路交通は､岩手医科大学附属病院の開院により､交通量が増加傾向であることは、議員仰せのとおりであり、道路網の整備は必要不可欠であると感じております。この中で町道矢次線についても、盛岡市と矢巾町をつなぐ重要な路線であり、早期な整備が必要な路線ではありますが、平成28年以降行った工事については、本路線計画区間南側に排水路を整備したのみであり、目に見えた工事が行われていないというご指摘については、そのとおりであると認識をしております。

本路線の計画に対する同意が得られていない１名の地権者に対しましては、町としても再三交渉を行っているものの、いまだ同意を得られていない状況であります。今後同意が得られない場合の対応として、土地収用法に基づく手続も視野に入れながら交渉を行っていかなければならないと思いますが、引き続き丁寧な説明を行いながらお互い納得の上で、何とか任意契約できるよう努力をしてまいります。

また、工事の再開については、工事施工が可能な箇所から順次着手し、事業の進捗を図ってまいります。

なお、町が買い取った土地を一部の住民が個人的に使用し、それに対し町が便宜供与しているのではないかとのご指摘ですが、当該用地については、用地取得後の工事着手の見通しが立てられなかったため、隣接の地権者に対して管理をお願いしたものであり、町が便宜供与したものではありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　平成22年６月と平成28年６月、特にも平成28年の６月の一般質問では、少なくとも同意をしない地権者に対しても、それ相応のプレッシャーをかけるような工事、いわゆるやれる範囲からやって、やっぱり俺がここを動かないからこの工事は進まないのだという、あるいは狭い道路を走っている人たちに非常に迷惑をかけているな、あるいは危険な状況にさせているなというのをやっぱり自覚させるために工事を進めるべきだということで私は質問しましたし、そのときの答弁はやれる範囲からやっていくと。そして、目に見えるようなやっぱり町としての姿勢を示していきたいという答弁でした。先ほどの答弁にもありましたが、残念ながら全く進んでいないのが実態です。

一部中学校から北側に行ったところの広くなっているところからちょっと排水路的なものはやったというのは、私もおとといも行ってみてきましたし、それはそのとおりなのですが、やっぱりあのときに協力した地権者の皆さんは、何なのだという、町としての姿勢はこれでいいのかと、非常に私は、12月にも一回地権者の何人か来ました。それでおまえさんが質問しているけれども、答弁どおりいっていないのではないかと、おかしいのではないかという話もされました。それから、同時に、１月中頃に同級生が来ました。あそこに同級生４人ぐらいいますが、やっぱり役場が買った土地を田んぼ作っているのがいるのではないかと。多い人は２反歩以上だと、少なくとも１反歩以上やっている人もいると。10年以上も役場が買った土地を使って、年間少なくとも11万円、12万円の収入があるのではないかと。10年となれば100万円を超えると。そんなことをやらせていいのかと、固定資産税も何も払うわけでもないし、それから鹿妻の水利権、水も使っていない、いわゆる賦課金も払っていないだろうと。そんなことをやらせていて、果たして議会としてはどうなのだということまで言われました。

やっぱりそういったことを考えると、我慢しているわけです、付近の住民は。そして、あそこを利用している、車で毎日通っている人たちも非常に不便な状況で、何とか早くやってほしいなという願いを持っているわけです。その人たちは、どこにも不満を述べられない人たちが大半だと思います。そういうふうな状況でこれからどうしていくのだということになれば、当然やっぱり厳しい体制で臨まなければ、もう我慢の限度だよという話もありますので、その辺の考えをお聞きをしたいと思います。

それから、２反歩、１反歩を作っている人たちがいるということをどういうふうに捉えているのか、便宜供与ではないと言っていますが、どういうふうなやり方なのですか、それは。そこをしっかり答弁をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

私のほうから工事のほうの再開で平成28年に答弁したのとちょっと食い違っているということで、その後も工事のほうも些少しかできていないというようなことになっておりますので、当時からすると、我々道路都市課としても整備したいということで国の交付金事業あるいはそういったものに要望したりして、何とか事業費も確保しながら進めていきたいというところでしたが、当時はスマートインターだったり、岩手医科大学の整備だったりということで、なかなか事業費が回せないというところも正直ありました。ただ、現在はまずそちらのほうもおおよそ落ち着いてきましたので、今後ぜひ当時、もう既に10年以上たっている、用地をお世話になってから10年以上たっている土地なんかもありますので、そちらのほうは必ず整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

ただ、来年度につきましては、若干ではありますが、事業費を回せるのかなと思っておりますので、そちらのほう場所を見極めながら整備のほうを進めていきたいというふうに考えております。

それと、買収した土地の管理の関係なのですが、議員ご指摘のとおり、今現在は耕作している部分もあったりして、耕作あるいはいろんな用途に使っているというところも見受けられますので、そういったところに関しましては、今まで管理していただいていたというところもありますので、その隣接地権者の方々とお話をしながら用地の確保をしながら工事のほうも暫定の畦畔をついたりとか、盛土をしたりとかということで進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　５分前の金をちょっと手違いで鳴らさないでしまいましたが、時間を確認の上お願いします。

水本副町長。

○副町長（水本良則君）　先ほど厳しい姿勢で臨むことも含めてという話があったわけでありますが、一般的なお話として事業を始めた場合においては、できるだけ短期間に完成させて、その機能を発揮させると、これが大きな基本的な考え方であります。とりわけ道路について

言えば、つながってこそ初めて道路としての機能が発揮できる、そういう観点から考えた場合、こういった状況は極めて反省しなければいけないという状況かと思います。しかも既に協力をいただいた方もいるわけであります。それで、強い厳しい姿勢の一つの事例として、土地収用法も視野にと書いてありますが、これはご案内のとおり土地収用法は極めてハードルの高いものであります。広域性をどの程度私権を制約できるか、そういった話になるわけでありますから、私かつて、これは国道の整備でありますが、収用案件は２件ほど体験してきております。１つはトンネルの出入口であります。もう一件は、主要な交差点であります。そういったところであれば、非常に広域性というのが説明しやすい部分もあるわけでありますが、今回の例についても確かに重要な道路だというところでどのように説明しながらやるかというハードルがあるわけでありますが、最後の手段という形で残っているので、そういうことも視野に入れて取り組むという決意の表れであります。

したがって、基本的には任意解決するものがベストでありますし、金銭以外の愛着的なもの、そういったものも含まれるとするならば、なおさらなかなか収用案件で難しい面もあるということもあります。いずれにいたしましても、先ほど課長のほうからも説明いたしましたとおり、今までご協力いただいたこともありますし、利用者の方の不便、そういったものもありますので、ぜひとも前に進めるべく取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

山﨑道夫議員。

○15番（山﨑道夫議員）　まず１点目ですが、便宜供与ではないと言ってはおりますけれども、やっぱり付近の住民あるいは地権者で協力した人たちから見れば、便宜供与にしか見えないということだろうというふうに思います。課長の答弁、畦畔も場合によってはつけると、盛土も視野に入れて工事を進めたいと。これはやっぱりそのとおりだと思います。大きく前進したと思っておりましたけれども、ぜひそのことを実行していただきたいと。そうすると、付近の皆さんも、いよいよ役場も動き出したなと、あるいは解決に向けて１歩あるいは２歩前進するのではないかという期待感も受け止めるのではないかと思うのです。そこはぜひやっていただきたいと思います。

それから、場合によっては、一部牧草を作っている方もいるわけです。これはまず牧草を作らないでそのままにしていると、これはまたカメムシとか、あらゆる稲に対する、あるい

は農作物の対する病害虫の関係もありますので、そこは無理して畦畔をつけなくても私はいいだろうというふうに思うのです。これは役場の判断でやってほしいのですが、そういうふうなことをしっかりと見せていただくと、そういうことをお願いをしたいというふうに思います。

それから、副町長から言われた極めてハードルが高い土地収用法、これは具体的にはやっぱりいろいろな今まで取り扱ってきた経緯からお話しされたわけですので、そのとおりだと思います。ただ、そこは年に二、三回行って、本人とはコンタクトは取っているということで、この間そういう話も聞いてきました。課長からも聞いておりますけれども、やっぱりこのままではとてもではないけれども、町のやっぱり怠慢という言葉はふさわしいかどうか分かりませんけれども、やっぱりそういうふうに見ている方たちが多いのです。そういうのを何としても、やっぱりここで前進をさせていかなければならないという強い決意で、いろんな方策、本人の説得はもちろんですけれども、様々な観点から考えてもらって、何としてもこの矢次線を600メートル残っているところをぜひ早い機会に完成させてほしいと。これは付近住民はもちろんのことですけれども、矢巾町あるいは矢巾町以外からも当然あの道路を使って矢巾に行き来しているわけですので、その辺を強く受け止めてもらって、何としてもこの取り組みを強化していただくようにお願いしたい、そこを最後に決意をお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　水本副町長。

○副町長（水本良則君）　先ほど来いろいろ説明したところでありますが、まさにおっしゃるとおり強い決意でもって早期解決に向けて早く供用するように取り組んでいきたいと、できるところからやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で15番、山﨑道夫議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時15分としますので、よろしくお願いします。

午前１１時０３分　休憩

――――――――――――

午前１１時１５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次に、８番、水本淳一議員。

１問目の質問を許します。

（８番　水本淳一議員　登壇）

○８番（水本淳一議員）　議席番号８番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、最初の質問をします。町では、令和２年度から教育委員会の社会教育課に替わり、町長部局に文化スポーツ課が設置され、また学務課は学校教育課となり、コミュニティ・スクールを行うということですが、このことから以下についてお伺いします。

１点目ですけれども、文化スポーツ課では、町長部局の政策と連携しながら生涯学習、スポーツ、健康づくりを推進していくとしていますが、その具体的な施策を伺いします。

２点目です。コミュニティ・スクールの具体的な施策がありましたらお伺います。

３点目、先日のコミュニティ・スクールに関する説明では、各学校の特色を残していくということでしたが、特色として各学校にはどのようなものがあるかお伺いします。

４点目、現在各小中学校の児童生徒に大きな差が生じてきていますが、このことにより、部活動などに支障が出ていないか。そのような場合、他の学校と一緒にやるなど、学校の枠を取り払った部活動を行ってはどうかお伺いします。

５点目、数年前の一般質問でお話ししたことがありますけれども、不来方高校音楽部の定期演奏会に賛助出演した京都少年少女合唱団ですけれども、小学校４年生から中学校３年生までの今200名程度いる合唱団ですけれども、その方たちが不来方の演奏会に来まして、その挨拶の中で東北のウィーンにやってきましたということを一言言って、それが今でも思い出されております。先日不来方高校音楽部による音楽交流が架け橋となり、政府の東京オリンピック・パラリンピック推進本部は、大会の出場選手らに東日本大震災への感謝を伝える復興ありがとうホストタウンとしてオーストリアのホストタウンに矢巾町を登録しました。私事になりますけれども、今から15年ほど前になりますが、娘が不来方高校の音楽部に在籍中、一緒にヨーロッパのほうに演奏旅行に付き添ったことがあります。その中で、パリとかベネチアのほうに行きましたけれども、大聖堂、各教会の広い空間で合唱しましたけれども、空間で響き渡る歌声は、本当にすばらしいもので子どもたちに経験させることができたらなと思っております。そして、私もそのときに、盛岡の市民マンドリンクラブをやっていましたけれども、一緒に向こうのマンドリンクラブと演奏をしまして、そしてそのマンドリンク

ラブの人たちが盛岡のほうに来て演奏しました。そのときに、矢巾町にも表敬訪問に来たことが思い出されます。

今矢巾北中の特設合唱部もすばらしい成績を収めておりますが、これを機に、矢巾中学校と矢巾北中学校、両校の合同の合唱部を形成するとともに、オリンピックが終わった後も音楽によるウィーンとの交流を継続し、子どもたちを派遣してはどうでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　８番、水本淳一議員の文化スポーツの推進とコミュニティ・スクールについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、今年度の事業として、生涯学習、生涯スポーツ及び健康づくりの観点から社会教育課と健康長寿課が連携した健康チャレンジ事業を楽々クラブ矢巾に委託して運動教室を実施しております。この事業は、いろいろな運動やレクリエーションを通して、運動を楽しみながら健康づくりに取り組むことを目的としており、４月からの組織機構改革後におきましても、引き続き実施してまいります。運動と健康以外にも今後は、文化財、スポーツ、音楽、そして観光など、横断的に事業の連携を進めてまいります。

次に、５点目についてですが、復興ありがとうホストタウンの目的は、東日本大震災のときにご支援をいただいた諸外国に感謝の気持ちを伝え、復興状況を発信するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後もスポーツをはじめ音楽や文化等の分野において交流を続けていくこととしております。オーストリアのウィーンは、音楽の都と呼ばれており、ホストタウン登録を契機にオーストリアと本町の小、中、高校生や町民が合唱など音楽交流を続けていくことは、すばらしいことであり、大変意義があることと捉えております。近い将来にお互いを訪問し合い、合唱、合奏など、ジョイントコンサートを開催することとしておりますので、その際には、町民皆さんのご参加をぜひお願いをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、文化スポーツの推進とコミュニティ・スクールについてのご質問にお答えいたします。

２点目についてですが、コミュニティ・スクールが学校の運営や支援について協議する機

関して最も重要な職務は、学校運営の基本方針の承認であります。承認までの協議過程の中で学校が目指す目標やビジョンを共有して、地域と共同できる実施策を具体化したいと考えております。

３点目についてですが、例えば小学校における伝統や文化の教育に関して、徳田小学校での徳丹太鼓の活動や不動小学校での不動っ子のつどいの開催のように、それぞれの学校で特色を持った取り組みを行っております。また、矢巾北中学校の特設合唱部のように、他の様々なクラブに所属しながら合唱に取り組むような学校の実情に合った取り組みを行っているところもあります。

４点目についてですが、小学校のクラブ活動は、特別活動の一環で行っているもので活動を通して望ましい人間関係や個性の伸長、集団の一員として協力しようとする自主的、実践的な態度を育てることを目標としております。主として、第４学年以上の児童が加入するクラブにおいて、異なる学年や学級での交流を深め、共通の興味、感心を追求する活動を行うものであることから、現時点においては、学校単位での活動を継続してまいります。

また、中学校においても部活動は、学校教育の一環として行われているものですが、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じたり、学校外でのスポーツや文化的活動等に取り組む生徒も見られることから、平成30年度から全国的に部活動の在り方が検討されているところであります。本町におきましても、国や県の方針に基づいて、矢巾町における部活動の在り方に関する方針を策定し、検討委員会を設置したところでありますので、学校の枠を取り払った活動や地域の団体などとの連携を図り、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域が共同、融合した形での地域における文化及びスポーツ環境整備について協議していくこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　楽々クラブがもっと盛んになることを願いお伺いしますけれども、事業点検評価報告書では、楽々クラブの平成30年度の会員数が前年度より17名減って348名、中学生から50歳までの割合も２％減少して、全会員の12％でありましたけれども、現在の状況はどのようになっているでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

会員数については、今資料がございませんので、後ほど報告したいと思っておりますが、令和元年度といいますか、平成31年度楽々クラブにつきましては、国のスポーツの補助が受けられなくなりまして、町のほうでその補助を増額して対応しておりますけれども、やはり会員の方々の会員の参加料というかがあるわけですけれども、そういったものも値上げしなければやっていけないというふうな状況であるということは聞いております。数字については、後ほどお答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、すみません、よろしくお願いします。

あと小中学校の部及びクラブの数、ちょっと気になりまして資料をいただきましたけれども、矢巾中学校が今クラブ数が21クラブ、それから矢巾中学校が17クラブ、部とクラブ数ですけれども、それからその中で矢巾中学校にはサッカークラブとか、ソフトボールクラブがない状態。それから、小学校についてですけれども、煙山小学校が16、それから矢巾東小学校が13、それに対し、徳田小学校は、あと不動小学校、どちらも５つということ、人数も少ないので、それくらいだと思いますけれども、それなりに工夫してやっていると思います。徳田小学校は、徳丹太鼓クラブ、運動クラブと１つにして、それから料理クラブ、パソコンクラブ、科学クラブ、この５つでやっているようです。それから、不動小学校は、スポーツクラブ、科学クラブ、卓球、バドミントン、それから家庭クラブ、ボード、パソコンクラブという５つで行っているようです。そして、ちょっと東小学校のほう、いっぱいありますけれども、ネット型クラブとか、中ボールクラブというふうな言葉が出てきておりますけれども、どういうクラブなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。そして、小学校では、その年の児童・生徒の意向でクラブの名前が、その年によって変わるのか、頻繁に変わったりしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず、東小学校名称についてですけれども、ネット型というのは、ネットを使ってやるスポーツ、そういうふうなものだと思います。それから、中ボールというのは、大きなボール、小さなボール、それぞれだと思いますが、その大きさの問題だと思います。あとは、名前がその都度変わるかということについては、学校のほうに子どもたちのニーズに合わせたりとか、そういうふうなこともありますし、どんなものに参加したいか、あるいは先生たちのやらせたいものもありますので、そういったときに変わることはあるかもしれませんが、基本的には子どもたちがこういったクラブをやっているから、それに参加

したいということである程度変化しないままでいっていると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　ありがとうございます。やっぱりやりたいことができないという、ある中で決めなくてはならないということになると思いますので、コミュニティ・スクールの中で、できるだけ子どもたちの希望がやっぱりこれやりたいとか、そういうみんながかなうような、全体で見てやれる施策を打っていただきたいと思います。

音楽とかそっちの文化、スポーツ関係になりますけれども、別になりますけれども、町民劇場を主体とする30周年の進捗状況というのは、どのようになっているでしょうか。今はどの程度進んでいるか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

来年度田園ホールの30周年記念行事を行うこととしております。今考えておるのは、町民劇場と音楽の関係を併せて町民手づくりの、今までのいろいろな町民劇場とか合奏団、そういった方々にぜひ参加していただくということで、まず音楽劇というものを今計画しておるところでございます。ただ、内容につきましては、これからとなりますので、今のところは、そういうことをやるということのみの状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　昨年音楽関係の会合のときに、昨年度中にストーリーを決めてというか、そういうのがありましたけれども、それはもう大体ストーリーとか、そういう内容的なものは決まっているのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　申し訳ございません。まだそのところについては、決まっていないというふうに聞いております。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、できるだけまた、時間も１年ありますけれども、早く見

たいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、以前の一般質問で駅ピアノの提案をしたことがありますけれども、そういうのがいかがでしょうか。今駅のほうの空きスペースとか、そういうのはいろいろ変わってきていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　通告でその辺がちょっと見えないような感じですので、次回以降にその辺のところはお願いしたいと。他に再質問は。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、２問目の質問をいたします。先日盛岡地区広域消防組合議会で大阪府高槻市消防本部と広島市消防局において、大阪府北部地震や西日本豪雨災害について視察してまいりました。高槻市は、平成30年度６月18日に発生した大阪府北部地震の震源で、最大震度６弱、発生時間は朝７時59分ということで、全員が出勤した後だったので、迅速に対応ができたということですけれども、地震直後には、１時間の間に126件もの救急電話が入り、どの通報を優先して救助すべきかトリアージが大変だったということです。また、広島市は、平成30年７月、台風19号による西日本豪雨災害があった場所であり、52名の方が亡くなっております。また、まだ行方不明の方も３名おるということです。

阪神淡路大震災では、７割弱が自助、３割が共助により救出されており、公助である救助隊による救助は数パーセントにすぎなかったということで、日頃からの自助、共助の大切さを痛感してまいりました。

矢巾町においては、平成25年の豪雨災害が思い出されますけれども、また奥羽山脈には多くの活断層があり、発生することは、確率的にほとんどないにしても、近くには北上低地西縁断層帯、南昌山断層があり、他人事ではないと思います。それから、自分たちの地域はみずから守るという趣旨の下、太田自治会は、今年度の自主防災組織活性化事業のモデル地区に指定されています。昨年10月と今年２月に岩手大学の担当教授の皆様のご指導の下、太田地区防災マップの充実のためのワークショップが行われ、自分の地域なかがら気づかされることが、見直さなればならないこと等多くありました。このことから、他の自主防災組織でもワークショップなどにより、その地域の防災マップの見直しと個々の周知徹底を早急に行うべきであると思いまして、以下についてお伺いします。

１点目、自主防災組織の現在の状況について。

２点目、自主防災組織活性化事業モデル地区の指定はどのように行われているか。

３点目、今後の方針について。

４点目、防災マップや避難所等の見直しが必要と思いますが、その点についてどのように考えるか。

５点目、太田川の今後の改修計画と宮手川の改修について。

以上、５点についてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　地域防災についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、令和元年度の自主防災組織活動状況については、10月24日に開催いたしました矢巾町総合防災訓練に27の組織が参加したほか、昨年度実施いたしました矢巾３区自主防災会を含む３つの組織において、自主防災組織活性化モデル事業によります地区防災マップ作成等の講習会を実施し、それ以外の３つの組織においても自主的な防災訓練や講習会が開催されたところであります。

２点目についてですが、昨年５月14日に開催いたしました自主防災組織連絡協議会において、全組織を対象にモデル事業の内容について説明を行い、希望する組織を募集したところ、矢巾３区自主防災会及び太田自治会自主防災会の２つの組織から意向があり、当該２つの組織をモデル地区に指定したところであります。

３点目についてですが、令和２年度もモデル地区を新たに追加するとともに、これまで実施いたしました事業の結果をフィードバックすることで町全体の自主防災組織活動の底上げを図ってまいります。

４点目についてですが、防災マップは、令和３年度には、岩崎川の水位周知河川指定と想定最大規模における浸水想定区域が示される予定でありますことから、これが示され次第速やかに更新を行ってまいります。

また、避難所等の見直しにつきましては、岩崎川の想定最大規模の浸水想定の状況や現在実施しております自主防災組織活性化モデル事業での自主防災組織内部の議論を踏まえながら、災害特性や避難フェーズに合わせた避難所等の在り方について必要な見直しを行ってまいります。

５点目についてですが、１級河川太田川の改修計画については、河川管理者であります岩手県が基幹河川改修事業として岩崎川の合流点からＪＲ東北本線までの区間を平成29年度から現地測量を行い、今年度は、その区間にあります橋梁や河道の設計のほか、地元説明会

を行っております。来年度は引き続き橋梁設計や新たに用地測量を進めていく計画と聞いておるところであります。

宮手川については、鹿妻穴堰土地改良区が管理しており、問い合わせたところ、改修計画は今のところはないとのことであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　太田川下流の河川改修については、前にも伺っておりますけれども、現在ＪＲ東北線の上流部においても結構土砂が堆積しており、平成25年の時も氾濫しました。そして、また、氾濫しやすくなっております。宮手川についても同様に堆積がいっぱいになっております。現在水田農業用水の施設は、パイプラインに替わっておりますけれども、今では使われなくなった頭首工というのですが、水を引く、ダムみたいにちょこちょこあるのですけれども、それが多く残っています。これが川の流れをせき止め、氾濫の原因になっているのではないかとおっしゃっている方もおります。それぞれ河川の管轄が違うということで終わらず、県や改良区あるいは近隣市町村との連携によって地域、町内のあらゆる川、河川改修事業を進めていただきたいと思いますが、その考えについてお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

太田川をはじめ宮手川のほうの堆積に関しましては、宮手川は管理が土地改良区になりますのであれですが、太田川ほか１級河川、県管理河川になりますが、国土強靱化の関係で浚渫、いわゆる土砂の撤去という形のものを順次進めるということは聞いております。ただ、具体的な場所はまだ私どもも把握しておらないところですが、そういった矢巾町内の河川のほうも浚渫の工事が始まるということは聞いております。なので、今お話をお伺いした太田川の改修の上流側のほう、ＪＲよりも西側のほうの部分につきましては、県のほうに情報提供したいというふうに思います。それと宮手川につきましても、改良区のほうに。

それで、先ほど頭首工と言いました用水を取る壁のようなものが川の中に何か所かあるのですが、お聞きしたところ、何か所か撤去をし始めているというところは聞いております。なるべくその河川の道を確保するということで使われていない用水の取水をしていないところから取り壊しはしているということで、できれば我々も宮手川は紫波町さんと矢巾町に出入りをしているところなのですけれども、お互いに我々河川側の立場、あるいは農政側の

立場でも気にしているところではあります。25年の災害復旧のときにもいろいろやり取りしながら進めたというところもありますので、そちらのほうも改良区のほうには情報提供はしたいと思います。そして、今後の河川の在り方も、できれば町としては鹿妻穴堰土地改良区のほうには、その壁を撤去して、用水機能がなくなった状態で我々引き継いでもいいですよというようなお話もさせていただいておりますので、そういったところは紫波町さんと連携を図りながら今後の河川の管理につきまして協議を進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　できれば、今後の計画についても分かれば、県のほうとか、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、２点目ですけれども、2016年12月に交付されました防災学習災害学習車両の活動実績状況と、その効果、どのようになっているか。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　今お話ありました導入した活動車両のほうですけれども、こちらは、それぞれ防災の総合防災訓練なり、あとは秋祭りなり、そういった場面で皆さんに公開しながら、そういった防災の大切さというものを知らしめるものを開催してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　ということで、かなり活動しておるやに聞いてございますので、ご理解いただきたいと思います。

他に再質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、３問目の質問を行います。

日本は、世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでおり、2025年には昭和20年から24年生まれの団塊の世代全員が75歳を超え、４人に１人が75歳以上になるといいます。社会保障費の増大により、現役世代の負担はますます重くなる一方、労働力においても583万人も不足し、医師や看護師の人手不足が深刻化するということです。また、介護人材についても必要な人材が約245万人必要であるのに対し、確保できる人材は約211万人で34万人不足し、介

護難民の急増が予想されるということであります。さらに、５人に１人が認知症となり、老老介護、認認介護など、超高齢化社会の到来で起こる2025年問題は、非常に深刻ということです。政府は、2025年に向け、地域包括ケアシステムの導入を目指すとしておりますが、町の地域包括システム構築の取り決めについて、以下についてお伺いします。

１点目、社会保障費抑制と、そのための健康寿命延伸に向け、国は生活習慣病予防と介護予防を一体的に実施することを明らかにしていますが、今般の機構改革も踏まえ、町としてどのように地域包括ケアシステムを構築していく考えかお伺いします。

また、専門職の配置とアプローチを具体的にどのように考えているのか。さらに、令和２年度は、第８期介護保険事業計画の策定年度でありますが、2025年問題との整合性についてどのように担保していく考えかお伺いします。

２点目になりますけれども、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯はどのような状況になっており、これに対応する見守りの仕組みは充足しているのかお伺いします。

３点目､地域における互助､共助の仕組みが必要であることは理解しておりますけれども、地域コミュニティにおける担い手確保の課題をどのように捉えているのか。また、どのように調整を図りながら課題を解決していく考えなのか。

以上、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　2025年問題と地域包括ケアシステムの構築についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、地域包括ケアシステムとは、住み慣れた自宅や地域でいつまでも元気に暮らし続けるために、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制を整備するもので、本町では介護予防、フレイル予防のため、虚弱の予防のため、これは、いわゆる加齢等により体が虚弱になることですが、令和２年度から後期高齢者に対する保険事業と介護予防を一体的に取り組むこととしております。

具体的には、対象者に対し、医療機関や町保健師などから通いの場への参加を働きかけ、通いの場では、15項目の生活習慣病等に係る質問票を活用し、定期的にフレイルチェックや保健指導等を行い、必要に応じて医療機関の受診勧奨等を行うこととしております。また、組織機構改革により、健康づくり係、長寿支援係、医療給付係が健康長寿課の体制となることから、健康、介護、医療を一体的に取り組んでまいります。専門職の配置とアプローチ、いわゆる高齢者全体への積極的支援や個別的支援については、保健事業と介護予防の一体的

な取り組みに伴い、保健師１名を専任とし、医療、介護データを分析した上で、健康状態が不明な高齢者を把握し、健康に課題のある方への保健指導等の支援などを行ってまいります。

第８期介護保険事業計画につきましては、令和２年度に第７期介護保険事業計画の検証を行うとともに、５年後の第９期に介護保険事業計画の２年目が2025年になりますことから、介護保険事業を中長期的に捉え、アンケート調査や人口動態、介護サービスの利用等の水準を推計しながら2025年の視野に立った計画を策定してまいります。

２点目についてですが、平成27年国勢調査において、高齢者単身世帯は575世帯、高齢者夫婦世帯は813世帯となっており、平成22年国勢調査と比較して増加しており、今後も増加するものと推測されます。本町では、高齢者世帯の見守りとして、配食サービスや緊急通報装置対応等の日常生活支援事業を実施して、またエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業や通いの場など、高齢者の皆さんが定期的に集まる場の拡大や、その集まりへの参加を促すことで地域における見守り体制の構築にも継続して取り組んでまいります。

また、新年度からは、認知症、高齢者等と同居する家族に対し、万が一認知症、高齢者が行方不明になったときに、ＩＣタグを利用した地域住民参加型の見守りサービスを実施します。これは、ご協力いただける町民の皆さんのスマートフォンが行方不明者を捜索できるアンテナになる事業であり、いざというときには、町民の皆さんでＩＣタグを持っている方で行方不明や徘徊行動による事故を未然に防止、徘徊高齢者等の安全の確保を図るなどの見守りを行ってまいります。

なお、生活支援コーディネーターが地域に入りながら、顔が見える関係で人と人をつなぐ活動を進めることや介護が必要な方の見守りについては、ケアマネジャーや介護職員などの支援者が中心になり、定期的な見守りが行われておりますので、情報を共有し、それぞれの状況に応じた見守りを継続的に取り組んでまいります。

３点目についてですが、地域コミュニティに限らず、担い手確保は、人口減少や高齢化等により、今後さらに難しい状況になると認識をしております。人口減少や高齢化が進む中、地域住民お一人お一人が地域の構成員であり、担い手となる地域づくりが必要となり、地域にあります企業や施設等との協力も担い手確保には重要と考えております。地域における互助、共助の仕組みの構築に伴う担い手確保などの解決すべき課題については、地域からの相談などを受け、その相談を検討した結果を踏まえ、地域と町で協力して課題解決に取り組んでまいります。

なお、今年度においての町の保健福祉制度についての理解を深めることにより、地域にお

ける保健福祉活動の担い手として養成することを目的に、保健福祉サポーターを養成研修として、わがまち、ほけんふくしゼミナールを14名の方が受講されておりますので、受講者が地域において中心となり、担い手として活動できるよう支援するとともに、継続して担い手の育成に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　それでは、地域包括支援センターの運営状況についてお伺いします。

本町では、町内社会福祉法人に委託運営しておりますけれども、高齢者人口により、定員を上回って割り当てることになっている専門職とスタッフは充足しているでしょうか。また、県内の市町村において、委託型と直営型の割合はどのようになっているのか。そして、民間に委託している本町としてのメリットとデメリットをどのように捉えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

地域包括支援センターの運営状況ということでございますが、矢巾町においては、委託させていただいているということで町内に１か所設置ということでございます。県内においては、大多数の市町においては、直営が主な状況というふうにお伺いしております。矢巾町でお願いしている地域包括支援センター、ケアセンター南昌のほうに設置していただいておりますが、５名の職員、それからさわやかハウスのほうには認知症支援員の専門ということでお一人と今年度からケアマネジャーの保健師さん、お一人を追加して活動していただいております。かなり要支援１、２、それから基準該当の方、それからいろんな相談業務ということで、相談件数、それから必要現場も増えておりますが、一生懸命取り組んでいただいて、町と一体となって進めていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　デメリット、メリットは何か。

○健康長寿課長（田村英典君）　失礼いたしました。直営の場合ですと、やはり町の職員がやるということで、委託だから境があるというわけではないのですが、町の職員がやるということで、いろんな内部の情報の取り扱いについては、全く境がなく利用できる部分があるのですが、やはり委託ということになると、高齢者あるいは介護を推進するためとはいっても、

どこまでの情報を利用していいかという部分については、やはり注意を要する部分はあります。ただ、しかしながら、そこに境を設けますと、必要とされる高齢者のサービスあるいは高齢者の援護について、遅れの可能性も出るということで、そこは注意しながら、連携をとりながらやらせていただいているということで、委託だからとか、直営だからとかという境は、今のところ私はあまり考えていないという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　地域包括支援センターのモデルになったとされているのが長野県の茅野市の地域トータルケアシステムと言われておりますけれども、同市では、既に子ども、障がい者、高齢者の全世帯に対応するためのワンストップサービスを展開しているということですが、共生社会実現に向けた観点から、本町の地域包括支援センターにおいても、全世代にわたるワンストップサービス対応が可能な支援体制が必要であると思いますが、これについて考えをお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

高齢者、障がい者、子どもの壁に限らず、包括的な援護が必要だというのは、そのとおりだと思われます。ご参考までにご紹介させていただきますけれども、今の段階では、高齢者だけに限っているという状況なのですが、紫波の医師会に紫波町と矢巾町におきまして、紫波郡地域包括ケア推進センターということの委託ということでお願いしておりまして、高齢者を支えるために、今まではどうしても医療と、それから福祉分野との壁があったわけです。やっぱりお医者さんのレセプトデータを福祉事業所あるいは介護関係者には見せることはできないといった昔のそういったこだわりもあったわけですが、それではやはり高齢者を支えられないということもありまして、紫波郡におきましては、矢巾町と紫波町と協力いたしまして、お医者さんのケアを、それから介護事業所がやったヘルパーの仕事、それから訪問看護の仕事なども共有できるようにしましょうといったような取り組みも進めております。これは平成28年の10月から取り組んでございます。そういった形で今議員仰せのとおり、今度は職種を超えた障がいとか、子どもとか、そういったレベルでまとまって、要するに地域型包括支援の考え方、我が事、丸ごとということで、我が事というと自分のことのように、丸ごとというのは、大きく言えば矢巾町全体でということでやれるようにということです、

今後やっていければということで、そういったやり方についても方策を模索していきたいてと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　ダブルケア、トリプルケアというのがありますけれども、育児をしながら介護する、さらには配偶者や他の人の世話が重なるなどということですけれども、その状況について、件数との、また件数、ここであれですけれども、統計的な把握はしているのでしょうか。また、介護虐待の実例はあるのかお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

ダブルケアについては、件数等は把握してございません。ただ、介護が必要なのだけれども、そのほかにご家族を医療、病院にも連れていかなければならないのでというようなご相談等はたまにさわやかハウスのほうでもお電話等ではいただくことはございます。その際には、例えば一時的に高齢者の方を、もちろんご本人のご理解をいただいて、短期入所していただいたり、その間に病院に行っていただくというような我々からの助言とかお手伝いなどはさせていただいているという状況でもありました。なので、これからそういった部分のご相談があった際には、積極的に対応できるようにしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○８番（水本淳一議員）　ひとり暮らしや高齢者のみ世帯への見守り支援についてですけれども、本町における孤独死、孤立死の発生は、ここ数年でどのようになっているのか。また、少子高齢化の進行及び家族関係の希薄化あるいは相続人不在に伴い、葬儀の実施や遺骨等の処分に当たり、課題に直面する事例はないかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

本町においては、盛岡広域におきまして、高齢者ＳＯＳネットワークということで活動してございます。何か高齢者が行方不明になったときとか、あるいは何か事故等があるときには、速やかに広域でも連携をとれるようなネットワークをつくってございます。孤立死の部

分については、幸いにも昨年ご自宅で倒れている方がいらっしゃるということで、民生委員さんからご連絡いただきまして、ちょっと失礼な言い方ですが、息があるうちに病院のほうに搬送するような手続ができました。ただ、残念ながら病院でお亡くなりになったのですが、お一人の方で、高齢者の方でしたので、我々のほうで近親者、ご家族を探しましたら、釜石のほうにいらっしゃったということで、その日のうちに職員が迎えまして、すぐに対応、手続等をやっていただけるということで、幸いにもそのときについては、対応できたということでございます。直近では、その１件ということでご報告させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、１問目の質問で後刻ということで保留しておったのがございますので、この答弁をお願いします。

浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　先ほどは大変失礼いたしました。楽々クラブの会員数、確かに減っております。ちょっと捉えた時期が違うかもしれませんけれども、平成30年の４月には348人、平成31年４月には233人というふうに減っております。この理由につきましては、やはり先ほど申し上げたとおり、国等の補助が減っております。そういった関係で、町でも補助はしておるわけですけれども、会員数の減少であるとかということもございまして、平成31年度に3,000円を5,000円に値上げしております。そういったことも一つの要因であろうと考えられますが、その後今現在は290人ということで、また少し勧誘とか、そういったことで内容を精査しながら増やしてまいりたいということでございましたので、報告とさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で８番、水本淳一議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

それでは、ここで時間も正午を回りましたので、昼食のための休憩といたします。

再開を午後１時、13時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後　０時０５分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

14番、小川文子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、２問の質問をいたしたいと思います。

１問目は、スーパーシティ構想について町長にお伺いをいたします。このスーパーシティ構想というのは、いきなり質問しても、なかなか全容が分かりにくいですので、少し私なりにちょっとお話をしてから質問に入りたいと思います。このスーパーシティは、ＡＩ、いわゆる人工知能及びビッグデータを活用して社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが国際的に急速に進展をしているという状況で、世界的なそういう状況の中で、我が国日本が世界でそのように進んでいるのに、我が国にも必要な要素技術は整っているけれども、それを実践する場所がないということで国家戦略特区を活用して、住民と競争力のある事業者が協力して、世界最先端の日本型のスーパーシティを実現をしたいというようなものがこのスーパーシティ構想の背景でございます。そして、このスーパーシティ構想は、閣議決定はされましたけれども、現在の国会に、今度の国会で審議をされる、そういうふうなまだ状態で、この国家戦略の改正法がまだ国会で通っているわけではない、そのような状態の中で今進められている事業でございます。

そこで内閣府では、第４次産業革命における最先端技術と大胆な規制緩和によって理想の未来社会を先行実現するスーパーシティ構想を推進するとしています。この構想の検討を進めている自治体等から検討中のアイデアを募集して、政策決定に生かすとともに、地域におけるスーパーシティ構想の検討の加速を促すとしています。その中で本町が、その公募に応じたことから以下質問をいたします。

１番、検討を開始した経緯について。

２番、昨年11月、町が開催したワークショップの主な内容について。

３番、スーパーシティ構想を実現するためには、国家戦略特区の指定を受けることが必要になりますけれども、この指定を目指した準備を進める計画があるかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、小川文子議員のスーパーシティ構想についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、平成31年４月に設置いたしました未来戦略室は、フューチャー・デザインの手法を用いながら政策の立案を行っているところであり、日頃から本町の将来像を念頭に検討作業を進めているところであります。今回、スーパーシティ構想に係るアイデア公募については、将来を考慮した政策を立案する際において、様々な社会課題を解決しようとする場合に、必然的に想定される内容につきまして５項目ほどのテーマがスーパーシティ構想によって同時に、かつ一体的に包括的解決が可能であると考えられることから、本年初頭に内閣府が主催いたしましたアイデア公募に応募したものでございます。

２点目についてですが、テーマは、先進技術を活用したまちづくりを設定しまして、まちづくりワークショップを開催しております。内容につきましては、本町の将来について、高齢化や少子化、地球温暖化や省エネルギー、産業の面については、農業や医療、そして健康や情報、交通や交流など多方面にわたって先進技術を活用した社会課題の解消に向けて討議を行っていただいております。

３点目についてですが、現在スーパーシティ法案は成立していない状況であり、具体的な見通しを示すことはできませんが、本町の抱える課題を解決する際において、関連する規制などを取り除くことで社会課題を克服することができる分野もございますので、国家戦略特区の指定を念頭に置きながら、スーパーシティ構想の実現に向けて情報収集を行いながら検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　本町がフューチャー・デザインということでずっと未来、50年後の未来社会から見たまちづくりということを大体まちづくり、７次総でもその基本になるということで、そういう考え方については、一応理解をしてきたつもりでございますけれども、今度スーパーシティ構想は、全くある意味別物であると考えます。というのは、ＡＩやビッグデータを活用して分析をして、今の社会課題を解決するという、基本がそこにあるわけで、

その中には、だんだんに出てきますけれども、その基盤整備をしなければなりません。その基盤整備、その情報が集まる基盤整備が必要になってまいります。その基盤整備は、いわゆる町ができるようなものではないので、これは民間等がやることになります。データ連携基盤整備、この整備事業が、このスーパーシティ構想の、いわゆる核になります。そして、この基盤整備に対して行政、町とか国とか、あるいは病院とか警察とか、それから各企業が持っている個々の情報がこの基盤整備のところに全部集められるということになります。この基盤整備は、各団体に対して情報を提供する、求めることができるという規定が盛り込まれているのでございます。そういうふうにして個人情報、ビッグデータが全部基盤整備に事業の中に集められて、情報が一元化されてしまう、ここに一つの大きな特徴があるわけでございます。

そこで、いろんな私はちょっと危惧をしているわけでございますが、この基盤整備をやるためには、個人の情報が全部そこにいくわけですから、自分は嫌だと言っても、それはかなわないことになります。ですから、町民の中には、自分の情報がそこにいっていもいいよと、まちづくりのために活用するならいいよという人もいれば、あるいは自分のそこまでの個人情報を知られたくないと、そういう人もいるわけでございます。ですので、個人のプライバシーあるいは個人情報が、いわゆる制限される、制限されるというのですか、町と企業によって個人のそういう情報が管理されるということがございます。そして、そのビッグデータ、管理されたのがそのまま民間の事業者が管理するわけですけれども、そのセキュリティーがどうなっていくのか。このセキュリティー上の問題と、この２つがまず一番には私は考えられると危惧するところでございます。

まず、第１番目に、個人情報が企業と自治体によって管理されるということ、これを町民とどのような合意形成を得ようとしているのかということと、次にビッグデータを管理する事業主体がセキュリティーをどうなっているのかという、この２つをまずお聞きをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えをいたします。

まず、今小川議員が質問していただいた内容というのは、先般の国会の議論の中心な部分を今おっしゃっていたような感じがするのですけれども、先般の国会の中では、やはり個人情報あるいはデータの扱いといったところが問題になっていたと思います。そうした中で、それ自体が問題ではなくて、国会運営の諸事情によって廃案になったというふうに理解して

いるところではございますけれども、そのような問題点について、今般の法案で修正の後に国会に提案したというふうに伺っておりますので、その点については、私どもがどうこうというのではなく、修正された内容で法案が提出されているものと理解しておりますので、その点については、私ども現段階でコメントすることはできないと思っております。

また、スーパーシティに関係してですが、このデータ連携が全てということではなくて、例えば新しいロボットの技術だとか、そういったものもスーパーシティの要素でございますので、一概にそこだけフォーカスするというのは、全体像をゆがめるような感じがするというような感じもいたします。しかしながら、全体像といっても、まだ全く決まっていないことなので、現段階で私どもの提案は、ビッグデータに基づいたとかというよりは、矢巾町の課題をどんなふうに解決するためにテクノロジーが使えるかという内容で提案しておりますので、そのようなご理解でいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　本町が提案した中に、いわゆる矢巾町の課題が提案されております。10項目ほどありましたけれども、その概要の中でひとついじめの問題がございました。地域課題としていじめが本町にはあると。どこにもありますけれども、本町のいじめ解決、いじめ対策が、まず本町の課題であると。そして、教職員の働き方改革によって、いじめ等を管理する教師の時間がなかなか制限されてくると、そういう課題があると。それに対して、さてそれをどうするかということなのですけれども、実施分野として、いじめに対する取り組みを進めていると。認知件数は増加しているけれども、教師の働き方改革に伴い、いじめを把握する体制を継続して確保できるかという課題があると。それに対して実施分野では、いじめ対策などを含めた教育環境について未来を見据えて、住民の教育機会や環境の確保及び醸成が必要であり、ＡＩ及びビッグデータ解析をすることによって、いじめ対応のためのプラットフォームを整備することなどを通じて健全な教育環境を創出するということが書いてあります。このプラットフォームというのは、駅のプラットホームという意味もあるし、辞典で調べると学校の教壇という意味もありますけれども、よく分かりませんが、結局本町はいじめ対策というのが重要な課題にはなっているけれども、教師のいわゆる働き方改革によって、なかなかいじめに対応ができないのではないかと。それに対してＡＩ及びビッグデータを活用した対応をやっていくという、そういう提案がされておりますけれども、そもそ

もこの提案について教育委員会と協議をされたのかどうかお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

これは、あくまで例えばスーパーシティの公募に応募しましたということがフォーカスされていますけれども、例えばこれに限らず国からは地方分権でこんな案がありませんかとか、地方創生のためにこんな案はありませんかという中でたくさんの照会が来ます。たくさんの照会が来る中の一つです。私どもがこれ一つに対して何か応募したということではなくて、その都度、様々な提案をしています。今回は、教育委員会に相談ということではなく、企画財政課マターといたしまして、このスーパーシティ、フューチャー・デザインを検討しながら、町民の皆さんがよく言うのです。例えばいじめをなくするときに、24時間子どもたちが何かでそこに連絡するような通知のところを固めて、それが分かるように判別できたら、先生方の、例えば仕事がすごく楽になるかもしれないよねというような意味合いです。ですから、例えばここに並んでプラットフォーム、それがまさにためておくところがプラットフォームという形になりますし、それがＡＩを使うか使わないかというにしろ、今でも例えば集まってきたデータを何らかの形で入力してためていて、それを分析するわけです。そういったことがもし仮にＡＩを使ってできたらいいのではないのかなという形でやっています。これが教育委員会に相談したからではなくて、あくまで企画財政課が現在考えている問題として提案をさせていただいたという形になります。ですので、これがどこの機関に応じてやったというよりは、本当にこういうアイデアありませんかという募集なのです。なので、それ以上深く追求されても、今の段階ではなかなかお答えすることが難しいという状況でございますので、その点ご了承いただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、教育の分はこのままにしておきますけれども、あと移動ということがございます。これは、今の問題とちょっと、企画担当ですので伺いますが、移動は、本町では主な移動手段が自家用車であって、本町では高齢化の進行に伴って運転免許を返納する人の返納率が増加しており、高齢者のための移動手段を確保することが課題であると。それに対する考え方として、移動手段であるバスやタクシーのドライバーが減少していると。そういう中で路線バスのドライバーも減ってきているということが予想されると。

そして、そのことから自動運転車の導入、公共交通を持続するために路線バスの自動運転化も導入していったらいいのではないかと、そういう提案ですけれども、確かに自動運転も一つだとは思いますが、私はちょっとここで疑問に思ったのは、子ども議会でもそういう質問が出たときに、町の回答というのが、今デマンドタクシーもあるけれども、デマンドタクシーは、個々の停留所がありますので、これからは自動運転バスがその個々の家に行くようになる、そういうふうなことの時代が来ますというような夢のあるというか、そういうことで答えたのかなと思いましたけれども、デマンドタクシーが全くそこに念頭になくて、自動運転バスがいきなり個々の家を訪問するというようなお答えをなったもので、この中にデマンドタクシーという考え方が全くなくて、いきなり自動運転バスにいっているというところの関連性は、企画財政課としてはどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まず、スーパーシティなのですけれども、小川議員は、今のことをおっしゃっていると思うのですけれども、スーパーシティというのは2030年にＳＤＧｓを日本のテクノロジーをもって解決するという構想です。2030年がゴール地点です。そのときに考えたときに、現在考えている、例えばタクシードライバーや公共交通の担い手の、例えばドライバーさん、運転手さんが、もう70代になってきているのです。そういった中でどう支えていくのかという中で、日本は、矢巾町だけではなくて、これ我が国の問題としてそういうテクノロジーを導入することで問題解決を図ろうと思っています。

そういった意味の中で、こちらの子ども議会の中ではお答えしたつもりです。そうした中で、現在の課題解決の手法であるデマンド交通というのは、スーパーシティの中に入ってくるというのは、恐らくこういうデマンド型乗り合いタクシーという言い方ではないと思います。ただ、しかしながらここをきちんと読んでいただきたいのですけれども、マースという言葉が書いてあります。まさしくその延長は、もしかするとデマンド型乗り合いバスの変容した形でもあるのではないかなというふうに私自身は認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　このマースという言葉の意味が分からなかったものですから、そういう兼ね合いもあるということであれば、ただ10年先ってそんなに遠い将来ではないのです。

10年はあっという間に来ます。ですので、あまりそこまでの未来ではないということです。10年先でもこのデマンドタクシーは必要な分野であるという認識をやはり持つべきであろうと思います。

次に、いろんなことがあるのですけれども、世界では確かにカナダはトロントでやって、これはグーグルの子会社でやっていますし、それから中国の杭州では、アリババがまず入って情報関係をやっております。いろんな点で確かにこれからのそういう人工知能あるいはそういう技術の革新というものは進んでいくとは思いますけれども、それを国家戦略特区という形で町が先取りをして本町でやっていく、それが町民の幸せにつながるかどうか。町民が望んでいるかどうかということを私はとてもそういうふうにはちょっと思えないのです。

というのは、あまりにも課題があり過ぎる。例えばキャッシュレス社会というのがございます。スマートフォンを持てば、キャッシュレスで決済ができる。しかし、このキャッシュレス決済一つをとっても、いろんな問題があります。それで、最近ではテレビ報道とかでも言われていますけれども、若者がスマホでキャッシュレスをやっているうちに、昔のカード破産のような状況に陥ってしまっていると、そういう事例がたくさん生じていると。お金がないのに物を買ってしまうと。それから、もう一つ、受け手の側で、今度の消費税でキャッシュレスを導入したお店の中小企業の中でも、入金に時間がかかると、１か月遅れでお金が入ってくるために資金繰りができない。それから、手数料が高いと。そういうことで、これは日経新聞ですけれども、そのキャッシュレスをやっている部会でのアンケートで入金サイクルの変化で資金繰りに困る人が、企業が約２割です。そして、今回のポイント還元に参加した中小店舗の６割は、売上げに効果がないということで、このキャッシュレスも今の段階では、中小企業の資金繰りを圧迫しておりまして、決済事業者への手数料も重くのしかかっていて、いろんな課題があるということが今浮き彫りにもなってきております。ですので、いずれスーパーシティの中のキャッシュレスというのは大きな柱になるかと思いますけれども、このキャッシュレス一つをとっても、やはりまだ大変な課題がある。その課題のあることを、いわゆる実証実験を矢巾町でやるということですから、それを全国に先駆けて、県内ではどこも手を挙げていません。51の自治体が公募したわけでございますけれども、本町が課題解決のために先駆けてこの特区の指定を目指すというのは、私は大きな問題があると考えておりまして、これは企画財政課が進める、いわゆる町長が進めようとしているわけでございますが、町長は本当にこんなのを町に実証実験として町民に求めていくのか、私は大変疑問に思いますけれども、いろんな質問もありますけれども、まずそこをちょっとお聞き

をいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、どうもうちの吉岡課長はフライングする傾向があって、横文字から、また今度のスーパーシティのこともそうなのですが、分かりやすく言うと、今回のスーパーシティ構想は、矢巾町では人生100年時代における健康と幸福に暮らせるまちづくりをつくり上げていくということで、今キャッシュレスとかマイナンバーカードの決済機能の強化とか、それもこれからは、これはもう国で今進めていることで、私どもとしての考え方としては、そういった健康で幸福なまちづくりをしていきたいということで、そこで何か吉岡の答弁を聞いていると、本質からそれたところもあれしているのです。お答えさせていただいて、まず今あることは、デマンド交通もやらなければならないし、または産業振興とか、農商工の振興とか、それから子育て支援とか、そういうふうなものはしっかりやっていかなければならないのです。それで、今働き方改革というのは、もう小川文子議員は分かっていらっしゃると思う、生き方改革でもあるのです。この働き方改革は。だから、これからの人生100年時代における生き方の改革をどうしていくかと。

だから、もう自動運転とか、いろんなことを、それからいじめの問題もＡＩとか何かで解決するとか、そういうところに至るまでの間は、今でできることはしっかりやりながら、そして将来を見据えた、そして何よりも、まだこれは法案が通っておらないわけです。このスーパーシティ構想には、全国で51の自治体が手を挙げているのですが、私らにとっては、これはもうハードルの高い、ただハードルが高いけれども、何回もお話しするように、矢巾町での人生100年時代における、いわゆる健康で幸福、それは全世帯にも優しいまちづくりを目指していきたいのだということで、今ご指摘あった、例えばいわゆるデータの連携基盤の整備事業、こういうものがスーパーシティ構想の核になるのではないかということで、その個人のデータがそういうふうなものに使われないかと。だから、それは今国会で議論しておるわけでございますので、私ども一市町村が解決できることではないので、それはもう国で大いに議論していただいて、そして今小川文子議員が心配しているようなことが解決できるような政策を国からしっかり打ち出していただきたいと。

ただ、私どもといたしましては、そういう構想にのっとって挑戦したいということだけでは、そして何も挑戦することによって町民の皆さんを不幸にすることではなく、幸福に、幸せにしたいという思いで取り組むことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　町長のそういう思いもまずお聞きをいたしましたけれども、私はこれは企画で主導的に進めているのかと思いましたが、町長も大変乗り気である企画なのだということをまず認識したところでございます。スーパーシティ構想については、私が言うまでもなく、まずいろいろと学者の皆さんも研究をされていて、大変な危惧もされています。というのは、少子高齢化とか、それから人口減少とか、そういうふうな課題をＡＩやビッグデータをもってすれば解決できるかのような幻想を与えてしまう。そこにあるのではなく、さっき町長が言ったように、しっかり子育て支援をしていく、それから１次産業をしっかり立て直していく、そのことなしにＡＩやビッグデータで社会課題が解決できるわけではないということです。

そして、いじめの問題から言えば、私たちはこのいじめの悲惨な事件を受けて条例もつくったわけです。その中で、何よりも大切なのが、やっぱり教師の情報共有、教師の認識でありました。そして、それを保証するためには、働き方改革が必要で、教師が過重になって生徒と向き合う時間がなければ、いじめも発見できないし、子どもに寄り添うこともできない。そういうことが分かって、しかも、やっぱり子どもたち自身も、やはり主体となって、みずからいじめを克服していく努力なしには、大人だけではまず解決もできないということも分かったし、いろんなことが分かったわけです。そして、それらを町全体で克服していこうということになったわけなのですが、ＡＩでいじめが解決できるような話になってしまうと、全然それらがすっ飛んでしまうのです。ですので、ＡＩとか技術を否定するものではないのだけれども、これをまちづくりの基本にすることに私は大いに問題があると思いますので、町長、やっぱりこれは恐らく国家戦略特区の法案が通った場合には、手を挙げるのだと思いますけれども、これは住民投票か何かやらない限りできないことだと思います。ですから、もっと慎重に対応していただきたい。住民投票でもしなければ、とてもこれはできないことだと考えます。このことについての質問、意見をお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、うちのほうの説明が短絡的だったかもしれません。それは、ご指摘されれば、そのとおりですが、ただいじめを解決するためにＡＩとかビッグデータで、これは解決できることではないのです。ただ、そういうツールを使っていじめを早く早期発見したり、対応することはできるのです。

例えば今日私朝、いわゆる青少年健全育成の関係で、その町民会議で子どもたちから作文

を応募していただいたと。その中に、いじめに遭っていることを作文にしたということなのです。だから、いじめ問題をＡＩとか、そういったビッグデータで解決できるということではなく、そういった青少年健全育成の町民会議なんかで、そういうことを作文で書いているのです、いじめられた子どもが。だから、そういうものを一つの、私どもはそういうことをしっかり本質から目をそらさないで、そういうところ、そしてそれを通してＡＩとかビッグデータを使って解析ができないかということで、ただここで私どもがそれで解決ができる、またなくなるということは、言い切ることができないわけでございますので、何よりもそういったデータとか、私どもが積み重ねていくことが大事なわけです。それをＡＩとか、ビッグデータ、ＩＯＴとか、そういうふうなもののツールを使って早期発見または対応していくということが大事なので、今ここで小川文子議員から、いじめの問題解決できるのかと言えば、それはできません。ただ、そういうツールを使ってやることはできるのだということだけはご理解していただきたい。

それで、私も平成27年７月５日というのは、もう一生涯、死ぬまで忘れることのできない出来事でございますので、だからそういうことを二度と起こしてはならないという強い思いもあるのです。だから、そういう意味では、小川文子議員と思いはしっかり同じだと思うのです。二度とあってはならないわけですから。だから、いわゆる今度のスーパーシティ構想で全て解決できることではないのだということだけは、何か勘違いされては困るので、そこだけはひとつ。

だから、何回も言うように、私どもはこれから教育委員会とも学校現場ともよく話合いをして、どういう形でいじめをこの矢巾からなくしていくかということを、もう何回も言うのですが、本質的なところで目をそらさないで対応していきたいということで、そこのところだけ一つだけ取ってお話しされると、ああ小川文子議員さんが言っているの、そのとおりだなと、これをひとつトータル的に捉えていただいて考えていただければ、ご理解いただけるのではないかなと。もう全てこれで解決できるということでないことだけは、私らも分かっておりますし、また国で今国会でいろいろ論戦を交わしているというのは、まさに今ご質問あるようなことなのだと思います。だから、そういうことを私らもしっかり受け止めながら検討させていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　いろんな考え方がありますので、私は先ほどから申し上げているよ

うに科学技術を否定するものではないのです。ただ、まちづくりの方向として、いわゆるスーパーシティ構想のようなまちづくりを町が進めていくことは、大変に危惧をしているのでございます。それで、先ほどまだ国会の今審議中であって、ここで国会のような議論をするつもりはないのですが、やはり個人情報の問題、これはやはり大変大きな問題がありまして、これが今度の改正法でクリアできてはいないのです。だからこそ今問題になっているわけで、これを簡単にこの間廃案になったものを改善して、今度は改正されていますから、大丈夫ですというのではないはずなのです。それをそういうことに対して町がもっと慎重になっていただきたいのです。

町長は、新しいものが好きです。そして、とにかく新しいものをどんどん取り入れていくそういう姿勢は、私は評価をしています。それは大事なことだと思います。いろんなことに好奇心を持って取り入れていく。それは大事なのだけれども、このスーパーシティに関しては、いろんな問題があるので、やはりもっともっと慎重に対応していただきたい。国がこの法案が数の力で通ると思います。数の力が通ったからといって、すぐ本町が手を挙げて、それに参加するというのは、これは大変な私は危惧を覚えますので、とにかく慎重になっていただきたい。これをやるのであれば、住民投票を私は提案したいと思うくらいです。慎重さをお願いしたいのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　再三、何か似たような質問ですが、さらに答弁を求めますか。

○14番（小川文子議員）　最後にします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、まず今どきっとしたのは住民投票だと、国で議論して、国で方向づけされたのを私どもも今個人情報の、今何回もお話しされている一元化の恐れがあるのではないかと。これは、私ら市町村では解決できることではないのです。だから、それはもう国で議論していただいて、私どももそういったスーパーシティ構想に、そういったところに乗るのには、そういったことがしっかり解決されておらなければならないわけで、またこのことを住民投票であれするということになれば、小川文子議員、真意をただしたいのですが、なぜ住民投票にしなければならないのか。そして、その住民投票の結果、例えば今国でやったふるさと納税一つとっても、私どもも平成20年４月からスタートして、それで状況を見極めながらあれしたのですが、いろいろ最後は問題もあったのですが、それでもやって、今年度も４億円ちょっと超えるぐらいのまず予算でお願いしたのは、確保できるところまできたのですが、やっぱり私どもといたしましては、そういった国の構想を示さ

れて、そしてあれしたのに手を挙げて、ならばふるさと納税のときも住民投票かというと、やってきておらないわけです。だから、これを国でもう議論したのを、そしてまだ国会が法案通っていないから、ここはもう仮の議論になるのですが、もし通ったとしても、それは私は住民投票についてはいかがなものかと。

逆に、そのお考えをしっかりお聞きしたいと。ただ、今日はまだ法案通っておらない段階なので、ここでお答えはいいのですが、いずれなぜスーパーシティ構想だけ住民投票しなければならないかと。これは、これからの私どもに課せられた課題でもありますし、国からもいろいろご指導、ご助言も賜りたいなと思っておりますので、まだ今そういう構想の段階なので。

ただ、今私どもとしては、そういうことに進めていきたいという思いだけはご理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は、よろしいですか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　町長から振り向けられた質問に答えたいと思いますけれども……

○議長（藤原由巳議員）　いや、それは後日。

○14番（小川文子議員）　いいですか、後日にさせていただいて、この部分についての質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、２問目に移らせていただきます。２問目は、新型コロナウイルス対策について町長及び教育長にお伺いをいたします。

この新型コロナウイルスは、まずコウモリ等の野生のコロナウイルスが突然変異をして、本来人間にかかるべきでないものが人間に対して害を及ぼすような、そういうふうなことになってしまったというのがまず大体大方の今の考え方でございます。そのような中で、現在日本でも1,000人を超える感染者が生じているという、そういう社会不安ともなっている問題でございます。テレビ等でもいろいろ報道されていますように、持病をお持ちの方や高齢者は特にも注意が必要であるということ。そして、現在ＰＣＲの検査が行われてはおりますけれども、なかなか検査を受ける体制が整っていないということで、特にも軽い方が感染を広げやすいという特徴もあって、全体像がまだつかめていない状況でございます。また、ウイルスの特性そのものもまだよく分かっていないという未知の状況になっておりますので、

このコロナウイルスは、世界を今揺るがす大きな病気となっているわけでございます。これらに対するしっかりとした対策をまず町もとっていくことが重要であろうと思います。

町の広報でも電話番号等が示されましたけれども、厚生労働省とか、あるいは県の電話等ではなかなか回線がつながらないという現実もございまして、やはり町が電話相談の窓口をしっかりと開設して、町民の声に直接応えられるような体制を整える必要があるだろうと思います。そしてまた、これを出す前には、まだ休校という措置は取られておりませんでしたが、その後小、中、今高校も休業という形になっておりますので、そのような中で働いている、共働きあるいはひとり親の方のご苦労が大変今報道もされておりまして、本町では、学童保育の中で、その対応ができているということで報告も受けております。そのような中で今後のことをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本年２月18日に県において県内全域を対象とする新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたところですが、厚生労働省と県では、それぞれ電話相談による一般相談を受け付けているほか、県と県央保健所では、帰国者、接触者相談センターを設置し、相談を受け付けているところであります。本町では、新型コロナウイルス感染症庁内対策連絡会議を１月30日に第１回を開催し、その後必要に応じて開催し、庁内の情報連携や感染予防に関する町民への広報、啓発に努め、一般相談を随時受け付けているところであります。今後の状況によりまして、本町における対策本部の設置、併せて電話相談窓口の設置を検討し、国や県、紫波郡医師会等関係機関と情報を共有し、連携を強め、引き続き感染予防に向けて取り組んでまいります。

次に、保育施設等につきましては、国及び県等の通知やメールによる情報について迅速に施設と共有し、厚生労働省の保育所等における感染症対策ガイドラインを参照の上、保育室等のこまめな換気に努め、丁寧な手洗い、うがい、アルコール消毒の指導を徹底しております。保護者に対しましては、施設内のポスター掲示、保護者宛のお便りやチラシの配布により、新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の周知と対応を行うように促し、感染症予防の徹底に努めておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、新型コロナウイルス対策についてのご質問にお答えいたします。

小中学校では、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策、十分な睡眠やバランスのとれた食事を心がけるように日常の健康管理についても指導していたところであり、２月27日には、国からの小中学校の一斉臨時休業の要請を受け、町内の小中学校を３月３日から春休みの前日までの期間を臨時休業といたしました。

なお、各学校の卒業式については、当初の日程どおり開催することとしましたが、参加者を卒業生及びその保護者のみとし、式の内容を見直し、時間短縮を図る等の簡素化した内容に変更したところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　順調に取り組まれているということで、今のところ問題がまず出ていないということをお聞きしております。今後、やっぱり人数が増えた場合に、煙山小学校、それから東小学校の児童館の過密化が考えられますので、その場合には、小学校等を開放して、過密化を防ぐという対策が必要になるかと思いますが、それについてお伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

当初かなりの子どもさんが児童館のほうに来るかなと想定はしていたのですが、思いのほか今のところは想定したほどはいらっしゃっていないなというところなのですが、今後まだ今週始まったばかりで来週もまだありますけれども、今学校、それから児童館と協議して、やはり過密化の部分ですが、今後過密化してきた場合、例えば学校の図書室を開放していただいて、そこに人数を振り分けるとか、あるいはそれこそずっと部屋の中にいると、子どももだんだん飽きてきますので、体育館でちょっと遊びたいなというときは、体育館も臨時的に開放して、そこを児童館で使わせてもらうとか、そういう対応をしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　次は、昨日のテレビを見ていて思ったことなのですが、学校には臨

時職員がいらっしゃいますけれども、３月に休校となることによって３月分の給料が全くゼロになってしまうということで、特に非正規の方に問題が生じているというようなことが相談をされているということがございました。本町でも学校職員の中には、非正規の方がいらっしゃるかと思うのですけれども、これらの方の給料がまるきりゼロになるようなことがあったら、これは大変だなと思っておりますし、そして３月が休校となることによりまして、４月以降働けるという保証も決まっていないと。それに対する不安もあるということも報道されておりましたが、このことについて町はどのように今後考えるつもりなのか、対策をぜひとっていただきたいと思うのですけれども、お伺いをします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず県のほうの関係で教員の非常勤の講師ですとかがおりますけれども、これは国の国費とかも入っている講師とかでございますが、こちらのほうは、やはり収入の面とかもございますので、授業はないのですが、それ以外の校務もあるということで、引き続きそのまま任用するということでやっております。

それから、町で雇用しております、例えば適応支援員ですとか、図書室の支援員もおります。こちらのほうも通常の子どもを見ること以外にも、やはり校務がありますし、いろんな書類の整理もありますので、これは引き続き学校のほうで業務のほうをお願いしたところでございますし、さらに先ほどの児童館の応援の部分なのですが、もし人数が多かったり、あるいはどうしても人手が必要な場合は、まず各小学校の教員が応援に駆けつけていただくというふうに既に協議はしておりますけれども、それにプラスして適応の支援員とかも、やはり子どもの身近にいる存在ですから、その支援員も含めて児童館のほうへの応援も考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　あと給食のことですけれども、１か月給食がなくなるわけで、給食で働いていらっしゃる方にも非正規の方いらっしゃるかと思うのですけれども、この方たちの対応はどうなるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　村松学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（村松康志君）　お答えします。

非常勤で働いている非正規の雇用は、パートの方７人いらっしゃいます。あとは、フルタイムの方が４人いらっしゃいますが、フルタイムの方は通常どおり月末まで勤務をしていただきますけれども、パートの方は、あくまでパートという雇用形態でございますので、３月３日からお休みをとっていただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　突然の休職ということで、１か月間給料がなくなるということになってしまうかと思います。また、他の業種でも飲食なんかでは、なかなかお客さんが来ない、イベントとか、そういう歓送迎会もなくなるということで、大分打撃も受けていらっしゃって、各市町村がその経済的な問題の対応の窓口を開いて相談に当たっておりますが、本町の場合は、そういう経済的な相談の窓口という、福祉課がございますけれども、これをぜひ特にもコロナ対応をしていただきたいのですけれども、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　町のほうの窓口はどちらになっていますか。佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　今経済的相談窓口ということで、いろいろな面で、生活の面であれば、福祉関係での窓口になりますでしょうし、あとは企業、例えば商業をやっている方であれば、それは産業的な部分でということで相談窓口になろうかと思いますけれども、そこはその状況に応じまして、まだありますけれども、今学校ちょっと具体的な相談は、ここには受けてはおりませんので、そういった状況を見ながらこちらのほうでも対応したいと思っておりますし、それを町全体、一つをワンストップとして窓口を開くのか、それとも個々の課の対応としてやるのか、そこは話合いの中で決めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

商工会の関係をお知らせしたいと思います。３月３日付で商工会の会員さんには、そういったコロナウイルスに関係する臨時号ということで出されているようでございます。これまで相談窓口を商工会で受けるということでの臨時号なのですけれども、これまで６件ほど相談があったと聞いております。その内容的には、大体資金繰りの関係とか、今お話ありました従業員の維持の関係、あるいは学校給食の、恐らく食材の関係だと思いますけれども、そういった関係のご相談があったということに聞いております。

今後もまだ、国のほうでそれに対する融資関係とかという話がありますが、まだ正式に通達来ておりませんので、それが来た場合には、商工会とも連携をとりながらそういった相談は受けていきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　そして、その周知について、やはり広報なり、役場からのお知らせに枠を持っていただいて、相談窓口を開きましたというような周知をできないかについてお尋ねします。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　そのような場合には、まず速やかに連絡をとれるという部分については、やはラヂ！なんかが一番スピーディーに体制を取れると思いますので、そのような形をとらせていただきたいと思いますし、また広報の枠というものが当然必要なことだと思いますので、必要に応じてそのような対応をとりたいと思います。また、ホームページなんかも考えられますし、まず周知するということが大切ですので、私ども持っているツール全てを使って速やかに対応していきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

矢巾町国民保養センターの関係でお答えいたします。矢巾町国民保養センターにはやまゆりハウスがございまして、介護予防ということで老人クラブの皆様が保養センターのほうでシルバーリハビリとか、憩いの場ということで利用させていただいているわけですけれども、15日までは国の方針どおり、まずちょっと休養しましょうということでお願いして、今ストップをかけている状況です。そういった中で保養センターのほうでは、通常であればそういった皆様にお弁当を提供したということで、その部分２日から15日の間、お弁当が提供できなくったということで、やっぱり損失があるということで相談がございました。そういうことについては、国のほうで損失補填についての補償もしますよという情報も流れておりますので、しっかりそこら辺の損失の部分については、経理上押さえておいてくださいということで指示は出しておりましたので、そういったことで今後対応させていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　今回情報提供ということでお話をさせていただきたいと思います。

今朝、町内のルートイン、ホテル関係なのですけれども、そちらにつきましてお聞きしましたならば、現在閑散期ということもあり、なかなか入ってくるお客さんについては、普通であっても少ないわけですけれども、大体平日で３割ぐらいとお聞きしております。その方々は、病院に来られる方、あるいは工事で長期滞在されている方がほとんどなそうでございますが、基本的にはコロナウイルスの関係で影響というのはあまりないようだというお話はお聞きしました。ただ、今後どうなるかちょっと分かりませんけれども、随時そういった情報はうちのほうでも受けてまいりたいと思います。

それから、保養センターのほうの温泉のほうにつきましてもお聞きしましたけれども、今健康長寿課長がおっしゃった部分以外でやはり日帰りの客については６割ぐらいやっぱり減少しているという話をお聞きしております。あとは宴会もやっぱりある程度キャンセルがあったということでございます。そして、日帰りの客の方は、通常食堂なんかに寄って食べ物を食べて帰るというパターンもあるわけですけれども、やはりそういう影響があるのか、風呂に入って、そこに寄らないでまっすぐ帰るという方も結構見受けられるということで、やはり保養センターにつきましては、若干コロナウイルスの関係では影響があるということでお聞きしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時10分、２時10分といたします。

午後　２時０１分　休憩

――――――――――――

午後　２時１０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、11番、藤原梅昭議員。

１問目の質問を許します。

（11番　藤原梅昭議員　登壇）

○11番（藤原梅昭議員）　議席番号11番、一心会、藤原梅昭です。質問に入る前に、今回の新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられた方にお悔やみを、治療中の方にはお見舞い申し上げます。拡大防止のため、小中学校休業対応については、あまりにも唐突な中、高橋町長、和田教育長をはじめ職員、関係者のご努力、本当にご苦労さまでございます。健診が受けられるのか、健康保険が適用になるのか、費用がかかるのか等、常に刻々変化する情報を発信しながら、まだまだこれからも続きますが、万全の対応のほどをよろしくお願いしたいと思います。

さて、本題に入りますが、施政方針の中、快適性と安全性を高めるまちづくについてお伺いします。１つ、1.17阪神淡路大震災から25年が過ぎ、3.11東日本大震災から来週で９年、8.9ゲリラ豪雨から７年になろうとしておりますが、特に東日本大震災被災者及び被災地の支援状況をお伺いします。

２つ目に、52名の防災士が昨年誕生し、研修にて防災意識も高まっている中で、災害時における自分自身の行動をあらかじめ示しておくマイ・タイムラインも重要と考えるが、このことを含め町民の防災意識の高揚に向け、啓蒙周知の状況をお伺いします。

日常もそうなのですが、特に災害時における外国人支援として、災害多言語支援センターがありますが、連携状況がどうなっているのかお伺いいたします。

住宅が半壊、一部損壊しても支援金が支払われない現行の被災者生活再建支援法への考え方をお伺いします。

自然災害発生時に、住民の避難費用を補償する住民避難保険というものがありますが、検討はされているのかお伺いします。

自然災害は、地球温暖化が大きな要因と言われておりますが、CO_2削減への取組状況と今後の取り組みを改めてお伺いします。

農地や森林、海洋で二酸化炭素を吸収する農林水産業ですが、伐期が来始めている当町の森林対応についてお伺いします。

持続可能な開発目標、ＳＤＧｓに対し、議会定例会12月会議において採択された気候非常事態宣言への考え方をお伺いします。

環境に配慮したまちづくり、ごみゼロへの大きな挑戦であります、この２日からスタートしたリサイクルモア等の運営状況をお伺いします。

小中学校における地球温暖化や環境問題への学習取組状況をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　11番、藤原梅昭議員の快適性と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、現在の東日本大震災の被災者支援については、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の全額を減免している方が１名、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の一部負担金免除をしている方が、それぞれ33名と22名となっております。また、被災地支援については、平成23年度から県内被災市町に町職員の派遣を毎年行っておりますが、今年度は台風第19号、いわゆる令和元年東日本台風の被災町村に対しましても職員を派遣しており、今後も継続して被災地に寄り添った人的支援を行ってまいります。

２点目についてですが、マイ・タイムラインについては、気象情報から予測が可能な風水害からの避難の際に有効であることから、本年度全自主防災組織に養成いたしました矢巾町防災士の研修や自主防災組織でのワークショップ等を通じながら今後普及啓発を図ってまいります。

３点目につきましては、現在岩手県では、災害多言語支援センターは設置していないところでありますが、いわて災害時多言語サポーター制度を運営する岩手県国際交流協会と平時から連携を図り、災害時に活用することができる体制の構築を進めてまいります。

４点目についてですが、被災者生活再建支援法の趣旨は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することであることから、被災者生活再建支援制度における支援対策を著しい被害を受けたと対外的に判断できる全壊、解体、長期避難、大規模半壊に限定することは、当該法律の趣旨に対して適当であると解釈しております。

なお、ご指摘のあった半壊、一部損壊、いわゆる準半壊、一部損壊を対象とした支援制度は、災害救助法に定められております応急修理制度のほか、東日本大震災における被災世帯につきましては、令和２年度まで岩手県及び矢巾町の生活再建住宅支援事業において支援の

対象となっており、被災者はいずれかの制度において支援を受けられることになっておりますので、現行の被災者生活再建支援法の対象拡大の必要性は感じておらないところであります。

５点目につきましては、全国町村会災害対策費用保険に平成30年度から加入しているところであります。

６点目についてですが、町では、CO_2排出削減対策モデル事業において、照明器具のＬＥＤ化と公共施設における発電の余剰電力を活用する自立分散型エネルギーシステム構築により、効率的な地域内電力の活用、農業集落排水施設への省エネ機器導入を行ってきたほか、住宅用太陽光発電の補助を行ってきております。

また、ごみの焼却に伴うCO_2の排出量の抑制策として燃やせるごみの削減のために分別による資源回収の強化などに取り組んできたところであります。

今後の取り組みとしては、令和２年１月から環境省が実施するナッジ事業、いわゆるナッジ理論ですね。協力し、省エネ行動促進の一助とするため、本町に婚姻、出生、転入、転居などの手続に来庁した新生活を始める方々に対して、ＬＥＤ照明や冷蔵庫の買い換えなど、省エネ生活に関連した複数種類のチラシの配布を行っております。どのような内容が省エネ行動に結びつくか検証するもので、その結果を生かし、政府を挙げた地球温暖化対策のための国民運動、ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥに賛同し、脱炭素社会づくりに貢献する製品の買い換えやライフスタイルの選択など、町民への普及啓発活動を図りながら日常生活での環境に配慮した行動につながるよう取り組んでまいります。

７点目についてですが、矢巾町内の森林面積は、約1,600ヘクタールであり、うち町有林については、約43ヘクタール、紫波町、雫石町の分も合わせると、約54ヘクタールとなっており、そのほとんどが樹齢50年を超え、伐期を迎えております。平成30年以降町内では、国有林であります分収林の伐採を行っております。森林管理署において、一般競争入札にかけても応札がなく、入札が成立しない場合もありますが、木材市況などの状況を見極めつつ、町有林、分収林ともに計画的に伐採を行うことにより、健全な森林の育成に努めてまいります。

８点目についてですが、世界各地での異常な気象例は、国内及び県内においても同様で、本町においても相次ぐ短時間の集中豪雨、暖冬化の傾向など、身近なところでも気象変化を実感できるところであります。こういった中、世界のみならず国内でも表明する自治体が出てきております気候非常事態宣言は、ＳＤＧｓが掲げる「気候変動に具体的な対策を」にもつながり、重要な行動であると認識しているところであります。このことから、本町といた

しましても、早急に気候非常事態宣言を表明し、危機意識を持ち、地球温暖化対策の具体的な行動につながるよう啓発をしてまいりたいと考えております。

９点目についてですが、リサイクルモアにつきましては、回収した資源物の重量に応じたポイントにより、利用者に還元され、町のごみの減量化、資源化の取り組み強化に有意義なものであり、回収ボックスを役場駐車場の防災倉庫付近の一角に設置する計画で、令和元年12月24日にリサイクルモアの設置に関する協定を締結した運営主体であります株式会社青南商事と協議を進めているところであります。当初は、令和２年３月の設置を目指しておりましたが、現在設置場所の建築確認申請等の手続き、さらには設置するボックスの準備等に若干時間を要しているところであり、令和２年６月、今年ですが、６月に開始予定となっております。

また、リサイクルモアのポイント利用につきましては、一定ポイントでクオカードに引き換えする、また地域活性化のため矢巾町商業連盟と連携し、町内の加盟店で利用可能な商品券に引き換えすることをポイント利用時に選択できるよう協議を進めているところであります。

なお、本町独自の取り組みであります古着、古布及び割り箸の拠点回収につきましては、令和２年３月２日より、いわゆる今年３月２日より役場、公民館、さわやかハウスの３施設で実施しており、今後もごみの減量化、資源化のさらなる推進に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、快適性と安全性を高めるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

10点目についてですが、学校では理科や社会科、技術家庭科など、様々な教科の授業において地球温暖化の影響や人間の生産活動が水や大気の循環に影響を与えているといった環境問題、ごみ処理と再利用、環境に配慮した生活の工夫についてなど、授業を通して学んでおります。また、大学や電気関係事業者によるエネルギー教育や環境学習の出前授業のほか、各学校の環境委員会等が主体となり、環境美化、整備に関する活動を通して環境保全に向けた活動、例えば節水や節電の取り組みを行いながら地球環境に配慮した行動の大切さについて理解を深めております。

なお、来年度不動小学校では、学校独自の取り組みとして深刻化している海洋プラスチッ

クごみ問題について笹川平和財団海洋政策研究所と東京大学が共同実施している海洋教育パイオニアスクールプログラムに参加希望を出しております。海を知り、海に親しみ、海を利用し、海を守る学習を通して、内陸部に住む子どもたちだからこそ考えることができるテーマを設けて取り組むこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　当町では、東日本大震災被災者支援あるいは被災地支援活動を継続して行っており、本当にありがたいことだと私は思っております。政府は10年で区切りをつけたいとの方針のようですが、まだまだ支援の要望があることから、できれば継続をお願いしたいというふうに思っております。また、今年の暖冬で夏以降の天候が危ぶまれ、農業も心配ですが、安全第一で万全の防災対応が本当に大事になってきております。消防庁の集計で全国1,741市区町村の庁舎に設けた非常用電源が災害時の人命救助で重要視されている72時間、３日以上稼働できるのは、約４割、717自治体にとどまると言われておりますが、当町の非常用電源はどのような状況なのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　東日本大震災を契機に、こちらのほうでも整備いたしました太陽光パネル、そのほかに蓄電池ございます。そちらを各施設で備えているわけでございますけれども、72時間耐えられるというふうに理解してございます。

よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　当町にも外国人の住人が八十数名いるというお話をされていましたけれども、外国人労働者の声を聞くと、ニュースが分かりにくい。災害時の避難情報を多言語で欲しいと。いろんな人間が入っております。外国語ができる病院、そういうものが求められていると。それで、その辺の岩手医大との協定とか、そういうものの連携はあるのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　今のところ多言語に関する岩手医大とのそういった特別な協定は結んでおりませんけれども、いずれ町長答弁にもありましたとおり、災害時

の多言語につきましては、サポーター制度、そういったものを県の国際交流協会とやりながら連携を進めてまいりたいと思いますし、あと今国が推奨しているアプリがございまして、ＶｏｉｃｅＴｒａというようなアプリがあるのですけれども、これであれば結構日本語、英語、中国語、フランス語、そういった多言語を使ってアプリを通して会話もできるといったこともございます。これも一応我々もいろいろな面でテストしてみないと、本当に使えるかどうかというのは分かりませんけれども、まだ具体的には検証しておりませんけれども、そういったものも通じながらやっていきたいと思っていますし、あと町内にお住まいの外国人の方につきましては、当然就労で来ている方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、事業所を通じながら、そういった情報を流せるような形に持っていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、ごく最近、過去には盛岡市と、それから県と私らが盛岡南高校、また見前南中学校のあそこで防災訓練をしたことがあるのです。そのときに、今お話あった多言語の県の国際交流協会も一緒になって訓練をしたことがあります。そこで、今回の、いわゆるコロナウイルスの新型肺炎の関係についても、住民課にも今話をしておるのですが、いずれ多言語で対応できるような対策、今度の新型肺炎もある意味では、災害と同じくらい大変な状況なわけです。だから、災害時だけではなく、こういうふうな、いわゆる今回の新型コロナウイルスの対策も含めて、そしてこれは国からもある一定の助成も出ることになっておりますので、総務大臣からも各市町村にそういうメールも流されておりますので、そういうことに適切に対応してまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　佐藤課長はさすがだと思って、ＶｏｉｃｅＴｒａ、これは普通のスマホにアプリを入れれば使えると。私も入れてみました。多分使えると思います。ただ、時々合わないのもあるみたいなのですけれども、大概のところはカバーできるということで、これは１か国だけではなく、多言語入っているのです。そういう対応というのは、役場でその職員も簡単ですから全員入れてもおかしくないぐらいの本当に使いやすい、日本語でしゃべれば英語のところを押すと英語で出てくるし、韓国語を押せば、韓国語で出てきますから、そういうＡＩ機器を使いながらやっぱり対応するというのが非常に有効かなというふうに

思っていますので、ぜひ職員のほうにもその辺ＰＲして、庁内全員使えるという形にすれば、どこに誰が来ても、もう怖くないですから、ズーズー弁だけは対応できないと思うのですけれども、私も大分なまっていますけれども、そういうことでぜひＰＲをお願いしたいなと。

それで、さっき災害保険の話をしたわけですけれども、今さっき1,741市区町村という話をしたわけですけれども、そのうち入っているのは350市町村、約２割ぐらいなのです。さすがに矢巾町は入っているというふうにお聞きしましたので、安心しましたけれども、その保険の適用の内容を簡単でいいですから、概略分かりますか、分かれば教えてほしいのですが。

○議長（藤原由巳議員）　佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　今お話あったとおり、30年度からこちらの保険のほうには加入してございまして、主な内容で保障内容でございますけれども、避難指示、避難勧告、避難準備等の発令したことによって、例えば避難所の設置に当たって、そのかかった費用、炊き出しとか、そういった食料関係、あとは飲料水、あと医療関係とか、あと寝具とか、そういった給与部分も入ってきます。例えば超過勤務を職員がした場合、その分の費用も出るということで、実際去年の台風19号につきましても、うちのほうから請求、保険のほうにしておりまして、大体100万円ほど保険でおりるのかなと思っていました。掛金が令和元年度の掛金が大体七、八十万ですので、それからすると、言い方は悪いのですけれども、元を取ったみたいな話になります。来年度もこういった災害が続くかもしれませんので、そこは毎年度これからも同じく同様に保険のほうには掛けていきたいなと思っています。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今の答弁にちょっと補足させていただきますが、今もうご存じのとおりレベル１からレベル５まで。何か矢巾町は、随分避難準備が早いなと、テレビ報道なんかでも言われているのですが、これはそういう保険に入っているからこそ。私は、空振りでもいいからやれと言っているのです。後からあのときこうすればよかったということではなく、もうどんどん遠慮なく。そして、今気象台の情報が早いので、気象台がいわゆる警報を出してから遅れる可能性もあるので、もう早め早めの対応でやれということで、別に保険に入ったからということではないのですが、空振りは恐れるなということなので、そこのところはご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　そうですね、保険に入っているというのは今回初めて知ったのです

けれども、ぜひそういうときには、いいことですのでＰＲしていただいて、我々にも安心感を与えていただければいいかなと。去年も空振りでいいからというような話ありましたけれども、早めにそれこそ情報発信して、それで明るいうちにやっぱり避難するというのが第一原則ですので、夜中に避難情報を出して集まれと言っても、これはできないし、逆に危ないですから、そういう意味では、本当に空振りでもいいから、空振りでもいいからといって毎回やったのでは信用できなくなりますけれども、そういう対応を今後続けていただければなというふうに思います。

それから、さっき国有林、町有林の話出てきたわけですけれども、さっき町有林の話、国有林も同じような伐期が来ているのです。それで、ここ10年ぐらいが伐採する、そういうタイミングかなということで次々と来ると思うのですけれども、その対応としては、伐期が来たものは処理して、新しいものを植え替えていくと、そういうようなサイクルが必要なわけなのですけれども、去年が180万円、今年320万円の森林譲与税が入ってきているわけなのですけれども、入ってくるというか、入ってくるのです、これから。なわけですけれども、何か額が少ないからいっぱいためてから活用するという話をしているわけですけれども、いつ、どのような形で活用を考えているのか、そこだけちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えいたしたいと思います。

今議員おっしゃったとおりの金額でございますが、森林面積がほかに比べれば少ないということで、そういった金額になっております。新年度におきましても、一旦予算上は基金に積み立てるという形にはしておりますが、状況によっては、例えば林地台帳のちょっと再整備みたいなものにも使えるということになっていますので、やはり例えば所有者が分からないようなところとかもやっぱりちょっとありますので、そういった部分をもう少し精査して、ちゃんとしたものを作り上げていきたいと。一応一通りは作っていますけれども、そういったものに使うとか、あとは国が話をしております森林の整備に関する際に、町が請け負ってやるという部分も確かにありますけれども、全部が全部結局その予算の中でできるという形にはなりませんので、どういった形のものがいいのか、やっぱり公平性というのもあると思いますので、そういったのを見極めながら使っていきたいということで、とりあえずは基金を積み立てておいた中で必要であれば、例えば補正でそれを取り崩して使っていくということで考えたいと思いますので、新年度以降、そういった部分については、ちょっと具体的に国からも使い道のこともやっぱり言われてきておりますので、そういった部分を考えながら

活用方法については、今後検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ぜひ山も大事な財産ですので、それを守りながら、かつ地球温暖化のCO_2の吸収と、そういう面もありますので、大事にしながら、特に西側の観光開発の一部としても、今の西部の森林というのは、非常にこれから森林セラピーとか、そういう話もありますけれども、そういうことを含めて町の財産としてきちっと管理していただきたいなと思います。

それで、皆さん知っているとおり、オーストラリアで森林火災でコアラが数万匹死んだとかという、焼死したとかという話があるわけですけれども、これはアフリカでは干ばつで農業が大被害を受けていると。そういうことでいろんなところで今年の日本もどうなるか分かりませんけれども、そういう意味で気候非常事態宣言というのは、宣言だけすればいいということではないのですけれども、ただ町民の意識づけをするためには、宣言というのは、いろんな意味で重要な、やっぱり町長みずから声を発するということが非常に大事な形になるわけですけれども、ひとつ早めに、一刻も早く意識づけを高めるためにもお願いしたいなというふうに思っております。

レジ袋が有料化が４月から本当に本格的になると言っていますけれども、もう有料化始まっております。そういう中で不動小学校の研修、プログラムというのは、非常にすばらしいプログラムかなというふうに感じました。それで、東京都の中学校は、プラスチックの海洋汚染教育の一環として、ストローもやっぱり問題なわけです。牛乳のストローを使わないで牛乳を飲む、そういう訓練もしていると。これは、教育の事業の一環なのですけれども、その延長線上でどうやって飲みやすい口にするかと、そういうアイデアも出しなから教育の一環として進めているそうなのですが、何かそういう教育的な取り組み、そのほかにやっていることがあれば、もしあればお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　まず、不動小学校の取り組み、これは町内の学校では初めての取り組みになることですので、非常に私自身も期待しておりますし、子どもたちがどういうふうな最終的な成果を出すか、本当に楽しみにしているところであります。あと、ほかに環境関係といたしましては、例えばですけれども、小学校のほうでごみの分別とかに関しての

授業といいますか、行っております。これは、住民課ですとか、環境施設組合のほうに来ていただいて講義を受けておりますし、これが大体３年生が受けております。翌年の４年生のときにごみ処理場のほうに行って見学をするというふうに、２年間にかけてセットでやるような環境関係の授業をやっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　ひとつ地道な活動ですけれども、小学校で覚えたことが、やっぱり一番、後々まで生かされているというふうに私も思いますので、ぜひ小学校、中学校問わず教育の中でやっていただければありがたいかなと、こういうふうに思っております。

それで国連が2030年までに達成するべき新たな保全目標の素案がまとまりましたということで陸と海の30％、それぞれ30％保護区というような保全強化を図りたいと、これが素案として出ております。これは、プラスチックのごみを半減させると、今よりも半分以下にしていきたいということで取り組んでおるわけです。それで、これはペットボトル等々も、今海プラ問題でアルミ缶に替わってきているのです、徐々に。これはアルミ缶もキャップの蓋を開けられるやつがありますので、徐々にこれに切り替わってきているそうです。この辺は、まだまだ実感としてはないかもしれませんけれども、それでますます当町の取り組んでいるリサイクルモア、これの稼働が非常にタイミングとしてもすばらしいし、効果としても大きな効果が出てくるのではないかなというふうに感じておりますが、ちょっとそのタイミングがずれたということで、残念に思っているのですが、ぜひ６月と言わず追い上げても、一日も早く稼働してあげるということが、一日も早く地球を助けると、そういう気持ちで地球の命を助ける意味で取り組んでいただきたいわけですけれども、その辺はまだ未知数なところでしょうが、可能性があるのであれば、検討していただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　では、ただいまのリサイクルモアのご質問にお答えいたしますが、答弁にも答えたとおり、いろいろ大きくは機材、設備等の準備の問題が一番要因かと思いますので、ちょっと６月というところを早めるというのは、なかなか難しいなというふうに感じておりますけれども、あと私も実際仙台とか見に行ってきたときに、非常に出す側からしてもリサイクルがしやすいのかなというふうにも感じてきましたし、非常にいい施設だというふうに考えております。皆さんにご利用いただけるように周知啓発を図って、分別、リサ

イクルにつなげていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　この質問の最後にしたいと思いますが、時々矢巾中学校の跡地利用ということでテーマが上げられているわけですけれども、今でも野球、サッカー、ソフトボール、その他でどんどん活用されております。駐車場も各種イベントの駐車場、田園ホールの駐車場等々に使われておりますが、ここは町中にあるからこそ、非常に重要な、特に災害時の重要拠点にもなるということで、簡単に宅地化とか、そういうような考え方は、非常に短絡的かなというふうに私は考えております。将来この庁舎も、あるいは体育館も老朽化して、ではそのときにどういうような次の展開があるかというときに考える上でも、その震災の重要拠点と同時に、いろんな観点からやっぱり詰めるべきだろうなというふうに思っておりますので、あまり拙速なばたばたと決めるような、そういうような対応ではなく、じっくり将来を見据えた、これだけの土地があるというのはなかなかないですので、その辺のところを少しじっくり取り組んでいただきたいなと思います。

今月の25日からその委員会が召集されて検討されると、そういうことですので、いろんなそういう分野から意見を聞きながら、決して拙速な判断にならないような対応をしていただきたいと思いますが、何かご所見があれば、お伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、このことについては、跡地利用の検討委員会でもいろいろご議論いただいたところでございます。そのためにも、庁内の検討委員会、それから有識者を入れた検討委員会で、もちろんそして最後は議会にも相談してまいりますので、手順をしっかり踏んで方向づけをしていきたいと思いますので、そこのところはご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　次の質問は、学校教育の充実についてということで環境も含めて何点かお伺いしたいと思います。

先生方の余裕があれば、よりよい教育ができると、そういう観点から教員の働き方改革等

々の話があるわけですけれども、１つ目は、教員の残業時間の現状と、来年度からの１か月の残業時間、上限45時間以内への取り組み状況についてお伺いします。

来年度から始まる小学校５、６年生の英語プログラミング教育への対応についての考えをお伺いします。

教育委員会の障がい者雇用の現状と今後の考えをお伺いいたします。

熱中症対策として夏休みと冬休み期間の検討を行ったのかお伺いします。

本町小中学生の全国体力テストの結果及び今後の対応状況をお伺いします。

不登校、引きこもり児童の現状と取り組み状況についてお伺いします。

家庭、学校での児童虐待の現状と取り組み、対応状況をお伺いします。

最後に、発達障がい児の現状と取り組み状況をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　学校教育の充実についてのご質問にお答えをいたします。

７点目についてですが、児童虐待の現状は、平成30年度に児童虐待として本町が通告して受理した児童は39件であり、主たる原因については、心理的虐待が19件と最多となっております。内訳といたしましては、家庭における暴力の目撃、いわゆる面前のＤＶによるものが12件、家族からの暴言によるものが７件となっており、保護者等からの暴力による身体的虐待が18件という状況であります。そのような取り組み状況ですが、日頃保護者やご家族、周囲の方々からの子育てに関する相談対応や児童虐待防止の周知を実施しております。また、通告を受理した場合は、児童相談所と連携し、学校や状況により、ＤＶ被害者支援担当も含めた関係機関による速やかな検討会議を開催し、支援方法と役割分担を決めて、児童の安全確保と被害の防止を各部署と連携して対応しております。

８点目についてですが、発達障がい児の現状としては、本町の平成30年度末時点の児童福祉法に基づく障がい児通所給付の支給決定数は、学齢期前の児童発達支援利用児が21人、学齢期の放課後等のデイサービス利用児が61人であり、それぞれ療育や居場所の機能を持った通所施設で特性に応じた療育支援が行われております。個別の障がい状況は、療育手帳などを取得している児童等のほか、発達障がいの疑いで医師から、いわゆるお医者さんから通所施設利用を勧められる場合もあり、発達障がいの診断を受けていない児童等も含まれております。

発達障がい児への取り組み状況についてですが、対象児や、その家庭への支援体制におい

ては、障がいの状況や成長過程に応じた気づきや支援体制が必要であり、乳幼児健診での成長の遅れ、保育施設や学校における集団活動での行動など、関係者が特徴に気づくことが重要であります。そうした気づきや保護者からの相談をきっかけに福祉担当部署と連携することにより、その方の生活環境や特性に合わせた障がい児福祉サービスの提供につなげております。また、福祉サービスの利用にあっては、通所施設で障がいの特性に応じた支援を受けながら、集団活動での体験や学習プログラムの実践を通じて成長を支援しているほか、養育上の課題については、必要に応じて障がい児相談支援事業所の相談員のほか、関係機関が連携してサポートすることで、障がい児や家庭に寄り添った支援を行っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　引き続き、学校教育の充実についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、教員の１人当たりの時間外勤務の実態は、平成30年度の月平均で小学校が約32時間、中学校が約49時間となっており、今年度は12月までで小学校が約41時間で、前年同期と比較して約９時間の増、中学校が約57時間で約５時間の増となっております。残業時間上限45時間以内への取り組みにつきましては、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の改正に伴い、教職員の勤務時間の上限についてガイドラインから指針に格上げされました。これに基づき、勤務時間を客観的に把握し、管理を徹底するため、既に導入しているタイムレコーダーを活用するほか、来年度は働き方改革の具体策について業務の見直しなどを含めた実行策とタイムスケジュールを作成いたします。

２点目についてですが、小学校外国語教育は、今年度町で配置している外国語支援員及び外国語指導助手合わせて３人体制となっております。来年度からの本実施となりますと、授業時数も増えることになりますが、学級担任の負担を軽減しつつ、専門的な授業を行うことができる現在の体制を維持し、児童が外国語によるコミュニケーション能力の基礎を身につけられるよう取り組んでまいります。

プログラミング教育については、算数科におけるプログラミング教育を全小学校で行えるよう標準的なカリキュラムを学校に提示することとしております。また、各小学校のパソコン教室に導入している授業支援ソフトの中に学年に合わせたプログラミング教材が入っておりますので、パソコン等を活用したプログラミング教育を進めてまいります。

３点目についてですが、現在教育委員会事務局及び学校以外の教育機関において、障がい者の雇用はございませんが、障がい者の雇用の促進等に関する法律の改正により、障がい者

活躍推進計画の作成が義務づけとなりましたので、この機会に障がい者の雇用促進及び活躍しやすい職場づくりを促進してまいります。

４点目についてですが、近年の夏の猛暑により、児童生徒の熱中症の危険性が高まっていることから、令和２年度から学年始め休業日を１日、冬期休業日を４日減らし、夏期休業日を５日増やす内容で来年度から実施いたします。

５点目についてですが、令和元年度岩手県体力・運動能力調査における結果を見ると、体力・運動能力調査８項目を全国平均と比較した場合、小学生男子が約56％、小学生女子が約52％、中学生男子が約54％、女子が約46％の児童生徒が全国平均を上回った結果となりました。これらの結果を基に、小中学校では盛岡教育事務所が行う教職員を対象にした研修で県の指導主事が各小中学校を訪問し、授業改善指導を行うことにより、教職員の指導力向上を図り、児童生徒の体力向上につなげております。そのほかに小学校では、小学校体力向上プログラムに取り組み、岩手大学の陸上競技部の学生を小学校に実技指導者として派遣していただき、児童の体力向上に取り組んでおります。

６点目についてですが、令和２年１月時点での30日以上欠席の不登校児童数は４名、同生徒数は19名、合わせて23名おり、昨年度末時点より３名減となっております。それぞれの事情により、対応の方法は異なりますが、主には家庭訪問等を行い、修学旅行や文化祭といった学校行事への参加や保健室、別室への登校などを促しながら、登校に向けた働きかけを行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はあろうかと思いますが、時間も大分経過してございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開をここの時計で15時15分、３時15分といたします。

午後　３時０３分　休憩

――――――――――――

午後　３時１５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　再開します。

それでは、再開前に再質問を行います。再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　もう少しですので、頑張って聞いていただきたいと思います。

それでは、当町の小中学校でタイムカードが導入されたと、そういう状況なそうなのです

けれども、そのタイムカードでどういうような把握をされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　まず、タイムカード導入前でしたけれども、そのときは、各教員が個人で学校にいた時間をペーパーで書いて管理職のほうに出していた状況だったのですが、平成30年度にタイムカードを導入してからなのですけれども、やはりタイムカードで客観的に学校にいた時間を見ることができましたので、先ほどの答弁の中にも時間数が増えている分があります。これは、学校に確認したところ、はっきりとこれだから増えたという要因はちょっとなかったのですけれども、もしかすると、客観的に時間を見ることができましたので、それによって教員が自分で書くよりも、本当に学校にいた時間を把握できた成果が、悪い成果なのかもしれませんけれども、正式なといいますか、本来の時間を把握できたことにつながったのではないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　再質問。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　私もそうかなと思って、今これを見ていましたけれども、小学校で９時間、中学校で５時間、これはプラスになっていますけれども、以前はサービス残業だったのかどうか分かりませんけれども、いずれそういう客観的な昨日で言えばエビデンスという言葉が出ましたけれども、そういうような事実を基に改善ができるという状況になったということは確認できました。

それで、以前過労死ライン、80時間あるわけですけれども、教員の場合、そこのラインに達したというか、オーバーした方は何人かおりましたでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　お答えいたします。

いわゆる過労死ラインのところに達している教員のほうは、今のところはいない状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　それは、以前あったということで改善されたというふうに見ていい

のかな。大変すばらしい対応ができているなと思います。それで、今日本教員多忙化対策委員会というのがあるらしいのです。これは、一般社団法人らしいのですけれども、これが千葉県の柏市と協定しまして、働き方改革というのは、外からの目が必要だということで、第三者が入り込んでアンケートを実施したということで、いろいろデータが出てきているわけですけれども、多分タイムカードをずっと調べれば、いろいろ今後の対応策というのは出てきていると思うのですけれども、ここの学校は、６月、７月の在校時間は他に比べたら非常に長かったというような結果が出ていると。なぜ６月、７月が長いかというと、６月は部活の大会がいろいろあって、そこにそれこそ教員の方も一緒にやっていると。それから、７月は通知表の整理、書くための時間がかかっているということで、いろいろ検討しましたと。その結果、どういうような対策が出たかというと、通知表を年に３回から２回に、いわゆる２学期制に変更したと。それから、欠席の連絡も電話で一々対応していると、時間がかかるということで、今の時代ですから、メールで受けるというような対応もしたと。それから、部活も朝夕やっていましたと。それも大会の１か月前だけを朝夕に絞って、あとは夕方だけにするとか、そのような対応をしたと。

その結果、過労死ライン、月80時間以上、ここの学校は結構長いのです。そこが４割あったものがゼロになったと、まず。それから、授業の準備、授業をするための準備にとれる時間、これが前20％ぐらいしかとれなかったと。それが、その倍の44％ほど授業の準備の時間にとれたということで、保護者にいろいろ説明した結果、その反対の声はほとんどなかったというような結果が出ているようです。今回コミュニティ・スクールという形でいろいろ取り組む、来期から取り組むわけですけれども、非常にいいそういう例があるなというふうに思いながらこの記事を読ませていただきました。それで、３学期制、２学期制という内容もちょっと調べてみたのですけれども、全国で小学校は大体19.4％が２学期、中学校は18.6％と、約２割弱ぐらいが２学期制に移行されてきていると。ただ、あるところからちょっと停滞して、それ以上なかなか伸びないというのはあるようなのですけれども、岩手県では、ただ１校だけあったのです、調べてみたら。一関一高の附属中学校、ここは中高一貫校ですから、高校が大体２学期制らしいのです。それを中学校も準じてやったと、そういうような状況があるそうです。いろいろメリット、デメリット、それぞれあるのでしょうけれども、こうやって進めているところがあるなと。

では、岩手県であとなかったのかというふうに聞いたら、実は矢巾町にあったのです。多分知っている方は知っていると思うのですけれども、矢巾東小学校が創立当初２学期制でス

タートしたと、校長先生誰だか分かりませんけれども、松尾さんではないと思うのですけれども、彼は高校ですので。ただ、教育長は松尾さんだったようです。そのときに、では何でやめたのだというお話を聞いたら、岩手県ではそういう前例がなかったということで、県のほうから前例がないということで、やっぱりよく思われなかったという言い方がどうか分かりませんけれども、やめざるを得なかったというような経緯があるようです。まさか足元にそういうような事例があったとは分かりませんでしたけれども、これは大先輩の谷上議員から教えられまして調べたら、そういうような状況だったということで、それこそコミュニティ・スクールの検討も含めながら、要は冒頭に話ししましたけれども、先生方の余裕があることによって、やっぱりいろんなアイデアも出てくるし、次の展開も出てくると。ですから、まず余裕をつくってやるということが、非常に今回コミュニティ・スクールをスタートする大きなポイントかなというふうに感じておりますので、ひとつその辺についてのご検討もしていただければいいかなと思っていましたけれども、何かご所見があれば、伺いたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、タイムレコーダーを導入したことによって、より客観的な数字がそこに現れてきております。その客観的な数字をこちらのほうでしっかりと把握して、そして検討し、そしてそれに対する対応も考えてまいりたいと、そう思っております。

まず、２学期制については、私自身もそれは初めて聞きました。たしかそうなると、紫波町出身の校長先生が始められたのではないかなと思いますが、初代はそうだったかなと思いますが、いずれ今２学期制をやっているのは、一関一高附属中学校、そしてあの周辺でも取り組もうと思った、試行はしたことはあると思うのですけれども、それが実現しなかったということだと思います。

いずれいろんなことを全国でやっておりますので、そういったことを含めて私たちも情報収集しながら、この矢巾に、あるいは岩手県にできることを、どういうふうなことができるか考えてまいりたいと思いますし、働き方改革も含めて職員のゆとりのある時間を、ゆとりが出るような、そういうふうな働き方改革にしていきたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　さすが議長ですね、昨日の笑いとユーモアを今日はもう早速取り入れて進行していただいているようですけれども、そういうことでその柏市は、いろいろこれから横展開をすると、そういうような状況なそうですので、ぜひ何か参考になれば、いろいろ検討してみたらいいかなというふうに思います。

それから、小学校のそれこそ英語プログラミングの導入なのですけれども、中学校であれば教科担任制ということで進めているわけですけれども、小学校は学級担任制ということで、これはこれでそれこそいいと思うのですけれども、やっぱり専門的なところになると、非常に教えるほうも、教えられるほうも訳の分からないことを教えられてもかえって迷ってしまうということもあって、教科担任制を小学校にどのような形で導入しているか分かりませんけれども、導入するか、しないかも分かりませんけれども、その辺についての考え方をもしお聞かせいただければお願いしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、英語については、今現在英語専科の教員も県から配置を受けていまして、その教員と、それから先ほど申し上げたＡＬＴ、それから英語の指導員ということで、実は４名体制でやっております。ということで特に小学校の場合は１人除きますので、３名体制でやっておりますが、そういったことで小学校の先生方にできるだけ負担をかけないような形をとっております。改めて来年度も英語専科の先生をお願いし、そういうふうなことをしようと思っております。

なお、小学校における教科担任制というのは、私は効果はあると思います。確かにメリット、デメリットはあるのですけれども、そのよさというか、小学校の先生方の専門性を生かして、それが中学校につながると、そういう意味でいうと、５、６年生、最低でも６年生でそれが実施できる、そういう学校状況であれば、職員配置であれば、それは実施していきたいなと、私の中では思っております。いずれ実態を踏まえながら今後の問題として考えてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　特に英語プログラミング等々は、専門的な要素がかなり高いですので、私みたいに生半可に覚えていると、本当になまった英語になったり、あるいはなまった

プログラミングになっていますので、ひとつ基礎のところできちっと教えなければいけない、そういうことで子どもたちのためにじっくり考えていただきたいなと。

それから、発達障がいの話をしますと、文科省では今100人に六、七名、３人から７名という話もありますけれども、六、七名がその対象者ではないかと。これは、はっきりまだつかめていないところもあると思うのですけれども、これは増加の傾向にあるというふうに言われております。そう言われれば、私も発達障がいの一人かなと思ったりしながら、いろんなところで物忘れしたり、あるいは言語障害を起こしたり、大変なのですけれども、そういう意味で、今それをチェックできるのは３歳児健診のときに、１回目チェックされていると、健診でチェックされていると。その後は何もなく、周りが気がついて初めてそういうような対応をし出すと、そういうような現状なそうなのですけれども、これ早めに発見できれば、早めの治療ができると、そういうことで復帰するのも早くなると。あるいは大人になってから気がつくことが少なくなると、そういうように言われているわけですけれども、その辺についての今の矢巾町の３歳児健診以外に、あるいは小学校前に健診するとか、あるいは途中でやるとか、いろんなそういうやっぱり対応の仕方あると思うのですけれども、その辺についての考え方を１回お聞きしておきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　お答えいたします。

子どもの発達障がいのことに関しましては、今藤原議員が仰せのとおり、私どもも給付の状況からちょっと答弁はさせていただいておりますが、増えている状況ではございます。その中で、子どもの育ちの状況をいかにして早く発見するかという部分、そして早く療育の過程につなげる方法として、１つは健診がございます。１歳６か月児の健診、それから矢巾町は独自に、法定ではないのですが、２歳児のキッズ教室ということで２歳半の時期にお会いする機会を健康長寿課のほうで行っております。また、３歳児健診が一つの節目ということで行っております。

私ども福祉の部門でも、やはり集団に入ってからいろいろ行動の特徴に気づく場合もございまして、今町内の９園、保育園、こども園に巡回相談ということで専門の発達相談の者が職員と健康長寿課、福祉・子ども課の職員が年２回回って、園での困り事、それから保育士さんがやっぱり日々の中でこういう関わりをすれば、もっと子どもさんが伸びるよというような視点の助言だとか、そういうものを独自に取り入れております。

また、療育センターのほうからの巡回相談も年２回ほどございまして、そのような専門機

関を利用しながら子どもの育ちを支えていくような仕組みを行っております。療育の児童発達支援を利用しているお子さんの中でも診断書、意見書がないお子様もご利用している割合は多い状況にございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　追加で回答したいと思います。

まず、小学校に就学する前なのですけれども、それから学校に入ってからも含めまして、やはり今福祉・子ども課長が申し上げましたとおり、集団生活の中でいろいろ気づくところもございまして、その場合、やはり各学校、身近で見ている各学校の先生方からの意見に基づいて検査をすることもあります。そして、教育委員会のほうに支援委員会がございまして、その中で判定をして、例えばこの子どもの要観察ですとか、そういう観察の方向性を決めたりしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　本当に気づく機会があればあるほど対応が早くなるということで、海外では３年に１回やっているところもあるようですし、あるいは就職してから企業の中でやっているところもあるということで、大人になってからも、やっぱりいや何か俺そうかなというふうに気づくところもかなり出てきているということですので、だからといって日常生活にそんなに支障あるような、そういう状況でありませんので、そこのところは、その後のフォローでどんどんそれが改善されていくという形になるわけですから、それができるだけ早い時点で改善の方向に向かえば、さらにいいのかなというふうに思っていますので、ぜひ回数も多くしながら、それこそ小学校前だけではなく、小学校に入ってからも対応を考えていく必要があるのではないかなというふうに思っていますが、それはそれで何か、なければいいのですけれども、何かありますか。なければ、次の話に行きます。そういうことでぜひ検討をお願いしたいなというふうに思います。

この質問の中で最後になりますが、前に何回か話、ここの場というか、立ち話でもしたことがあるのですけれども、東小学校のグラウンド、あそこは医大が４車線化されることによって、バックネット側からいくとレフト側が狭くなったのです。狭くなったことによって、以前もそうだったのですけれども、グラウンドで遊んでいるボールが飛び出しやすくなって

いると。だから、そういうことで特に４車線化で非常に危ない状況になっていると。もし、ボールを拾いに行きながら、その子どもたちが車にひかれたり、あるいはボールで交通事故が、車のほうがびっくりして事故が起きたりと、そういう懸念があるので、あそこのネットを高くしてほしいと、そういう要望が何回か出されております。それに対して何かの形で対応しようとは思っているのですけれども、予算的な部分もあるので、ただ予算的な話をしながら、何百、何千万円もかかる金ではないと思うので、事故が起きる前に何か早急に対応してほしいなと、こういうふうに思っておりましたので、ここの質問にふさわしいかどうか分かりませんけれども、学校の教育の一環としてグラウンドを使っていますので、ぜひ対応の方向の話を伺いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにそのようなご要望をいただいておりまして、業者に見積もりとかをお願いしたところ。あそこ最後南のほうまでやると、結構1,000万円近いような金額がかかるようなことをちょっと見積もりをいただいたのですが、やはりといっても安全性が第一でございますので、例えば少しずつでもいいので、ネットを延ばしていくような方法がないかなと思って進めたいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は、よろしいですか。

（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　2019年の出生数は86万4,000人ということで90万人を割り出しました。平成の初めからいくと、３割減、平成は120万人ぐらい、125万人だったそうです。団塊の世代の年からいくと３分の１なのです。その当時は二千五、六百万人が出生数だったようです。これの要因というのは、いろいろそれこそあるわけですけれども、晩婚化とか、雇用が不安定でなかなか結婚ができないとか、あるいは結婚したけれども、出産に踏み切れない、子どもを設けてもなかなか生活が大変だと、いろんな仕事と育児の両立が難しいとかあるわけですけれども、当町はいち早くいろんなそういうのに対する対応というのは、不妊治療の助成をはじめ、子ども医療費18歳までが無償化とか、よそでやっていないことをどんどんやり始

めてもらっております。さらに、産み、育てようと頑張っている親世代の支援を最大限に行うべきだというふうに感じてはいるわけですけれども、先ほど今日の午前中に石川県の志賀町の話があって、あそこでいろんな細かいところは山﨑議員から話ありましたけれども、やっぱりどこの自治体もいろんなそういう悩みを持っている中で、やっぱりせっかく産もう、あるいはこれから育てようとしているところについては、より厚い保護が必要ではないかということで質問させていただきます。

幼児教育・保育の無償化について対応状況を伺います。

ひとり親相談体制の現状と取り組み状況をお伺いします。

妊娠から出産、乳幼児、幼保育園、小中学校までの子育て支援全般について、多子世帯と多胎児世帯、それぞれの支援の状況をお伺いします。

早産や高齢出産などのリスクのある妊婦への支援状況をお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　子ども・子育て支援の充実についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町独自の支援策として、幼児教育・保育の無償化に伴い、多子世帯の保護者に対し、所得割額に応じて副食費の助成を行っております。また、町内私立保育施設に対する運営費補助の上乗せを行い、制度移行に伴う事務量の増加等に対応し、安定的な運営が可能となるよう支援しております。

２点目についてですが、本町の現状につきましては、児童扶養手当の受給状況や子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査からひとり親家庭が増加傾向にあり、経済的に苦しい状況にある家庭が多いことを把握しております。ひとり親家庭の中には、児童の養育や経済面の不安など、生活の中に多くの問題を抱えており、経済的支援やひとり親の就労、子どもへの学習支援等それぞれの状況に合わせた総合的な対応が必要であることから、関係機関が連携して支援を行っております。

３点目についてですが、幼稚園、保育園等に入所しております子育て期への経済的支援として、町独自の支援であります中学生以下から数えて３番目以降の児童の保育料を半額にしております。

さらに、１点目でお答えいたしましたとおり、所得割額の条件はございますが、副食費の助成も行っております。そのほかの子育て期に対する多子世帯と多胎児世帯に特化した経済的支援については、現在のところ実施しておりませんが、母子健康手帳の交付時や乳児全戸

訪問及び健診等において妊産婦及び乳幼児や、その家庭における実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、関係機関による必要な対応につなぐなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しております。

４点目についてですが、早産や高齢出産など、医療的リスクのある要支援対象妊産婦への支援につきましては、妊産婦健康診査結果の状況を確認し、地区担当保健師が、その都度必要な支援や相談に応じております。また、妊産婦の状況によっては、医療機関と連携を図り、安心して出産できる体制づくりに努めております。

さらに、生後１か月後から全てのご家庭に乳児訪問を実施し、産婦の健康状態や乳児の成長、発達の状況を確認しながら、助言や保健指導を行っております。

今後につきましても、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供や助言、支援を積極的に行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○11番（藤原梅昭議員）　志賀町の件については、先ほどいろんな細かい支援をしているという内容が話されたわけですけれども、この中で、やっぱり出産祝金の１子５万円、２子10万円、３子15万円という祝金、全て商品券で町内で使ってもらうと。それから、多子世帯の入学金、これが小、中、高入学するときに、それぞれ10万円ずつやっぱり支給されているのです。いわゆる私が何を言いたいかというと、産まないという方は、それはそれでしようがないと。ただし、産みたい、あるいはもっと子どもが欲しいと、そういう方に対していろんな支援をすることによって、やっぱりトータル的には、子どもが多くなっていくだろうというふうに単純に考えるわけなのですけれども、その辺に対する支援というのがもっともっとやっぱり考えなければいけないなというふうに感じてきました。特に、多子世帯、ここもどこも第３子からといっていますけれども、今第２子でも多子世帯なのです。１人だけで終わっている方も生活の問題もあっていますけれども、第２子以降にも何か支援できるような形にすれば、もっと元気な子どもさんたちが育っていくだろうというふうに感じているわけなのです。

特に多胎、双子、三つ子の家庭というのは、物すごくやっぱり苦労して育てているというふうに聞いておりますし、私の３番目の娘も双子で、いろいろ苦労している話も聞いていますので、そういう中でそういうところにやっぱりもっと厚く支援をしていくのが子育て、子

どもに優しい矢巾のまちづくりに大事なのではないかなというふうに思いますので、ぜひその辺に対する対応、これからの考えをお聞きして最後にしたいなと思います。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきますが、このことについては、今私ども全世帯に優しい町矢巾宣言というのを今考えているのですが、まさにゆりかごから介護までの、そういったことについて、いずれ先ほど午前中には山﨑道夫議員のあれにも移住、定住、そういうまたは空き家対策も含めてお答えさせていただいたのですが、子育て支援の在り方についても、ここのところについては、私どももももう一度今健康制度をもう一度深掘りをさせていただいて、そして産み、育てやすい環境づくりを考えていかなければならないということで、そのことについては、今後皆さん方からもいろいろご指導いただきながら、特にも今矢巾町では、出生率が県内でもワースト１か２の状況になっておる状況なのです。だから、そういったことも踏まえながらしっかり対策を講じていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は、よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　以上で11番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後　３時４７分　散会

令和２年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第５号）

令和２年３月６日（金）午前１０時００分開議

議事日程（第５号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦　議員	２番	吉田喜博　議員
３番	小笠原佳子　議員	４番	谷上知子　議員
５番	村松信一　議員	６番	廣田清実　議員
７番	高橋安子　議員	８番	水本淳一　議員
９番	赤丸秀雄　議員	１０番	昆　秀一　議員
１１番	藤原梅昭　議員	１２番	長谷川和男　議員
１３番	川村よし子　議員	１４番	小川文子　議員
１５番	山﨑道夫　議員	１６番	廣田光男　議員
１７番	髙橋七郎　議員	１８番	藤原由巳　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造　君	副町長	水本良則　君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一　君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司　君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美　君	住民課長	吉田　徹　君

福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	佐々木芳満君
農業委員会事務局長	高橋保君	上下水道課長	田村昭弘君
特命担当課長（土地）	藤原道明君	特命担当課長（福祉）	村松徹君
教育長	和田修君	学務課長	田中舘和昭君
社会教育課長兼公民館長	浅沼仁君	学校給食共同調理場所長	村松康志君
農業委員会会長	米倉孝一君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	野中伸悦君	係長	藤原和久君
主査	佐々木睦子君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

13番、川村よし子議員。

１問目の質問を許します。

（13番　川村よし子議員　登壇）

○13番（川村よし子議員）　議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

１問目、国民健康保険制度についてお伺いします。安倍政権は、全世代型社会保障検討会議を立ち上げ、社会補償全般にわたる改革に向けた議論を進めてきています。その内容は、年金大幅削減、医療、介護の負担増と給付削減、病床淘汰の推進、保育予算の削減など、全世代に制度改悪の痛みを押しつけようとしております。歴代政権は、国保の法定外の繰入れを好ましくないと言いつつも、それについての制度はつくってきませんでした。全国知事会、全国市町村会は、国保制度を真に持続可能にするには、公費負担増による国保税の見直しが必要として請願もしております。要望もしております。このことから、以下お伺いします。

１点目、短期保険証の発行は、人権をないがしろにした制裁措置と考えますことから、発行を中止するべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

２点目、国保税は、一般の協会けんぽ、中小企業の加入する労働者が加入しております協会けんぽ保険料と比較しても高い保険税であります。加入している保険制度によって保険税、料に差があることについて町ではどのように考えているのかお伺いします。

３点目、18歳未満の均等割を全額免除するには、年間どの程度の費用が見込まれるのかお

伺いします。

４点目、全国知事会、全国市町村会でも要望している国保財政への１兆円投入について、早期に実現できるよう働きかけが大切であると思います。同時に、ペナルティーが導入されても、自治体の判断で法定外繰入れを継続している自治体があります。本町でも法定外繰入れを実施するべきと考えます。ということでお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　13番、川村よし子議員の国民健康保険制度についてのご質問にお答えいたします。

１点目については、短期保険証制度は、国民健康保険法第９条に規定されておりますが、市町村が国民健康保険税の滞納世帯に対して行う措置ですが、その趣旨は、国民皆保険制度にある我が国において、その給付を受けるためには、応分の負担が必要であり、公平性の確保のため、医療保険証の有効期間を短期にすることで納税相談の機会を多く設けることにあります。また、町では、短期保険証であっても、高校生以下の者には納税相談を要せずとも保険証の配布を行っているところであります。納税相談の機会を多く設けることで、その世帯の生活の実態の把握に努め、適切な指導、助言も可能となることから、今後も短期保険証の発行を継続するものであります。

２点目についてですが、協会けんぽなどの被用者保険制度、国民健康保険制度は、両者、どちらも被保険者が保険料を負担することで疾病時など、必要なときに必要な給付を受ける相互扶助に基づいた制度であります。国民健康保険制度は、主に現役世代を対象とした被用者保険制度と比較して、退職なされました高齢者が多く加入しており、また疾患を抱える方も多いことから、医療費の給付が高くなっているため、保険料も相応の水準になるものであります。

３点目についてですが、18歳未満の被保険者は、１月末現在で346人であり、現行の均等割は、１人当たり基礎課税額が２万500円、後期高齢者医療支援分が4,000円であることから、均等割額の全額免除には、年間約850万円程度の費用が見込まれます。

４点目についてですが、国では安定した財政運営、財政の健全化に向け、法定外繰入れは、早期に解消すべきとしております。そのため保険者努力支援制度では、マイナス評価の導入を進めており、法定外繰入れは、国庫補助の減少など、さらなる国保財源の減少につながります。

本町では、保険者努力支援制度において、これまでの健康づくり事業や収納率向上における積極的な取り組みにより、平成30年度は県内１位、全国でも上位評価をいただいたところであります。法定外繰入れについては、国保財政の健全運営の趣旨に反することから、実施の考えはありませんが、国民健康保険制度が将来にわたり持続可能な制度として構築され、被保険者が安心し利用できるよう、適正な制度設計を行うとともに、必要な財源措置を講ずるよう国に対して要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　まず、１点目の質問をさせていただきます。都道府県の広域化になりまして２年が経過しました。その中で、今回全員協議会でも説明がありましたが、国保税の値上げの説明と私は受け取ったのですけれども、資産割をなくするということが説明されました。しかし、法定外の繰入れを増やすのではなく、その中での計算です。それでちょっとお伺いしますが、滞納者世帯の中で説明を受けた中の滞納者世帯が軽減がない世帯が150件、それから７割が51、５割軽減が24、２割軽減が36ということで割合としては、全世帯で加入者世帯の割合で8.3％滞納世帯割合が出されておりますが、これは説明の中には、所得が80万円の方も含まれておりますが、私の認識不足だったのか、この７割、５割、２割は、所得が33万円以下だと考えていましたけれども、この認識をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまの質問にお答えします。

まず、７割軽減、この方々が世帯で33万円以下の所得の方々になります。続いて、５割軽減、その33万円プラス被保険者ごとに28万円プラスした方々、これが５割軽減、そして２割軽減は33万円に被保ごとに51万円のプラス、こういった方々。なので、先ほどの80万円というふうな被保の人数によりますけれども、例えば５割軽減になったり、２割軽減になったりというふうな状況になります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ということで、今の質問で分かったのですけれども、33万円以下

の方々は７割軽減になっているということで、それ以上、33万円以上は、５割とか２割軽減、そして軽減のない人も滞納しているということになるわけです。そうすると、中間層の方々も大きな負担で滞納せざるを得ない状況だということを私は考えるのですけれども、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ちょっと確認なのですけれども、ただいまのご質問なのですけれども、税率改正後の話と考えたほうがよろしいでしょうか。今現在と考えたほうがよろしいでしょうか。今現在ということで考えてよろしいのであれば、このとおりといいますか、先日の全員協議会の資料でお示ししたとおりでございますが、結構な所得がある世帯におきましても、残念ながら滞納されている世帯、こういった世帯はございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　そこでお伺いします。町長の答弁に短期保険証を発行した方に何度か、１か月の短期保険証とか、３か月の短期保険証、６か月があるかどうか分からないのですけれども、そういう形で窓口に来るわけですけれども、その方たちの相談して、どのように生活保護とか、いろんな部分につなげたのかお伺いします。どのくらいあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまの質問にお答えします。

具体的な件数につきましては、残念ながら押さえてございませんが、短期保険証の方、これは大人の場合は３か月、そして18歳未満の方に関しましては６か月というふうな形で、過年度の国民健康保険税の滞納がある世帯、こちらに対して発行させていただいているものになります。納税相談の機会をこうやって多く設けることができることになるわけですけれども、それによりまして、やはり顔を突き合わせてお話ができるということで、今病院に行きたいのだけれども、もう少し税金を待っていただけないかとか、こういった本音を実際にお聞きできる機会、そしてそれに伴いまして、例えば福祉サイドにやはりつなぐべきであるとか、高齢者の方であれば、健康長寿課のほうにつなぐべきであるとか、こういったところを判断しながら協力体制をして連携して対応させていただいているという状況でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私は以前に、何年か前に資料請求をさせていただきました。そして、職業を請求させていただいたのですけれども、無職の方が多かったです。ですけれども、仕事をしている方もいました。そして特に、20代、30代、40代の方々もいました。非正規で働いている方、そして収入もあるのですけれども、滞納しているという方、そういう方は、どのような相談を受けているのか。そして、どういうふうにつなげているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまの質問にお答えします。

非正規の方、いろんな方がいらっしゃいます。多くやはり相談にお見えになるのは、今度仕事が決まる予定であると。なので、もうちょっと待っていただけないかとか、仕事を辞めてしまったので、ちょっと今今すぐお支払いのめどが立たないので、例えば月々本当は5,000円なり１万円、例えばこちらでお願いしたい、こういう方に対しましても2,000円、3,000円で何とかできるようにするとか、こういった分納に関してのお約束をさせていただくとか、一応お支払いできないものを無理無理差し押さえするとか、こういうふうな状況にすぐ持っていく、こういうことは一切しておりません。あくまで相談をいただいて、できる範囲の中で、ただ全くゼロということはやっぱり我々も公平性の観点から許容できない部分でもありますので、できる限り待てるところは待ちながら、何とか納税につなげていただけるような相談をさせていただいているところでございます。

ただ、職業に関して云々というふうな差異が特にあるわけではなく、お支払いできるのか、できないのかこういったところを見極めながらできるだけ対応させていただいているというところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　福祉サイドのほうから少しお話しさせていただきます。

今私どもで生活の困窮というか、暮らしに困っている方々のご相談を専門の相談員が２名体制で、さらに福祉・子ども課職員全員で対応しているところでございますが、平成29年度対応した件数は69件のご相談を受け付けいたしましたが、そのうち税務課からのご紹介をい

ただいた方々は、12件ございます。さらに税金とか、公共料金の支払いのこととかご相談いただいた件数は、重複の回答にはなりますが、30件のご相談を受けております。また、30年度も同様に、やはり私どもで相談を受けている内容のうち、やっぱり項目としては高いほうのご相談の内容となっております。私どももこのようなご相談を受けたときに、何が一番お困り事かということで支払いのこと、仕事のこと、そこにまつわる病気のこととか、いろいろ重複しておる場合がありますので、そこを私ども、それから社会福祉協議会のほうとか、社会福祉協議会で行われる生活福祉基金とか、様々そういう部分の制度のところも含めていろいろ今の状況を横つながりで相談を受けて対応しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　社会福祉基金を利用するということがありましたけれども、その生活福祉基金の利用者数とかは分かるでしょうか。

例えばこういう方がいました。20歳ぐらいの方なのですけれども、国保に、社会保険にはちょっといろいろな事情でやめて、そして保険に加入していなかったのですけれども、けがをして、そして医療機関にかからなければならないということで、新たに国保に加入したという方がいました。そういう方にどういう対応をしているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長（浅沼圭美君）　生活福祉基金のことについてお答えいたしますが、平成30年度、12件のご利用がありました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　吉田住民課長。

○住民課長（吉田　徹君）　それでは、私は国保のほうのさかのぼって加入の件ということについてお答えさせていただきますけれども、確かに今まで保険に入っていなかったけれども、いざけがをしたときにということでご相談されることがありますが、そういった際は、保険制度、やっぱり保険料という負担に伴って、保険料を相応の負担をしていただくことによりまして、それで保険の給付を受ける制度だということを説明させていただきながら加入、その制度の周知をさせていただきながら加入させていただいて、保険のほうを利用していただくように努めておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私の知り合いの二十歳ぐらいの方なのですけれども、その方は、分納して支払って、今でも支払っているようなのですけれども、そういう方に対して１か月の短期保険証、３か月の短期保険証というようなやり方をしているのかどうか税務課でお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　分納誓約をいただくことと、過年度の滞納があるということは、一応別問題でございまして、私どもでは、いずれ過年度分が分納されていましても、残っている方に対しまして３か月の短期保険証を発行させていただいているということでございます。件数等はよろしいですね。

以上でございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　そういう状況、大変な中で国保税を払っている方が少しずつ増えてきている状況の中で、今回２年前からは広域化になって、そして今度はペナルティーを課すような、そういうふうなやり方をするのが今の政権なのですけれども、それに対して知事会、町村会では、１兆円の投入が必要だということを出しているにもかかわらず、このペナルティーを導入すると。そして、先ほど町長が答弁したように、収納率を上げたところとか、一般会計から法定外の繰入れをしたところにはペナルティーをするとか、そういう形でペナルティー制度を設ける。特に、来年度からそういう状況だということで矢巾町では値上げするということについて、ますます保険に加入しない人も出るだろうし、滞納する人も出ると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、川村よし子議員は、もう平成30年度から国保が市町村単位から都道府県単位になったというのは、もうお分かりのことと思うのですが、その中で私どもやっぱりこの制度が持続可能な制度として、そして国民皆保険制度の最後のとりでなのです。ここが、いわゆるそういった対応ができなくなると、もう病気してもお医者にかかれないというようなことが出てくるわけです。だから、私ども資格証明のこととか、短期保険証のこととか、または均等割の免除、こういうふうなことについては、町村会を通

して要望もさせていただいておるわけでございます。

特にも、今町村会に、これから今のところは、いわゆる負担と給付、この保険給付は、もう都道府県単位だけれども、負担については、まだ各市町村ごとのあれで負担させていただいているわけです。だから、これを私どもは、もういわゆる標準保険料率というのがあるのですが、これでは各都道府県では、そういう料率を決めるわけです。本来は、その料率に基づいて賦課するのが本来のあれなのですが、ただまだそこまでの一元化ができておらないと。だから、今私どもとすれば、負担と給付の一元化を早くやってほしいということで、だから何回もここのところは、川村よし子議員の言っていることは、もう重々分かっているのです。ただ、国で決められた制度、仕組みなので、やっぱりそれにのっとってやっていかなければ、これは矢巾町単独でできることではないので、そこのところはご理解をしていただきたいと。

私は、特にも均等割の関係、これについては、私将来はやっぱり子どもたち、医療費助成と同じく就学前、就学以降も小学卒業、中学校卒業、高校卒業、そういうふうな仕組みだけは考えていきたいと。今のところは。短期保険証のところでも高校生までのところは、短期証の保険証は発行するなと、まずそういうできるところから一つ一つやっていくべという、担当課にはそういう指示をしておりますので、だから将来も子どもの医療費助成に合わせて均等割の見直しを。

ただ、これについてはペナルティーがあるわけです。だから、私どもようやく医療費助成についてもペナルティーが解除されたところもあるのですが、今後そういったところは、市長会、町村会また県と一緒になって要望していきたいということで、川村よし子議員の思っていることは、まさにそのとおりなのです。ただ、仕組みの中でやっていかなければならない。そして、何回も言うけれども、国民皆保険制度の最後のとりでが国保なのです。ここのところの運営をしっかりやっていかなければならない。だから、私どもとしては、今全世帯に優しい町矢巾宣言をやりたいというのは、できれば健康とスポーツとか、そういうふうなものをしっかり組み合わせてなるべく、いわゆるお医者さんにかからないような仕組みを考えていくと。いわゆる健康づくり事業、保健事業、ここに予防の事業に力を入れていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　矢巾町の国保の条例の中に、特別な事情という項もあります。その特別の事情の項を使ったことがあるのかどうか。例えば去年は収入があったのだけれども、

今年が収入がない、何か災害とかで。そういう事情ではなくて、ずっと以前から収入が少ないと、そういうふうなところでは使ったことがあるのかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、私も過去には税務課にもお世話になって、そういう制度、仕組みを使わさせていただいたこともあるのですが、ただ今お話あった災害減免とか、これはもうルールにあります。それから、前の年は所得があっても、今年度に入って所得が大きく変わったとか、減少したとか、いずれケース・バイ・ケースでそういうことは、しっかり対応していかなければならないので、だから今ここでこういうケースの場合はこういうふうにやりますということよりも、そういうケース・バイ・ケースで取り組んでいくことなので、だから私どもとすれば、今度の新型肺炎なんかも、国保の被保険者があれしたと。やはりそういうふうなのも、これから検討の課題になってくると思うので、だからそれは住民課なり税務課が連携して、だから何が起きるか分からない、そういうふうなものに適正にお応えできるような体制整備のためにそういう項目を条例でつくっておるわけでございますので、ご理解をいただきたいということです。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　条例の中の特別の事情というのは、コロナウイルスの関係も出されましたけれども、私はコロナのこともあると思いますが、特別の事情の税金の減免のことでお伺いしました。それで、特別の事情の、どうしてその特別の事情がつくられているかということですけれども、国保法の77条、地方税法の717条に基づいてその減免というのができているということなのですけれども、それは首長の判断でできる、特別の事情を判断できるということなのです。その首長の判断というのは、やはり困っていると町長が判断して、財産もない、所得もない、そういう方が相談に来たら、特別の事情を考えるような、そういう町政を目指していただきたいと思います。

昔では、今もやっていますけれども、岩手の沢内村の深沢村長は、国がやらなければ私がやります、その前の文があれでしたけれども、命を守るのは国の責任だ、国がやらなければ私がやりますというような言葉もあります。ぜひそういう目で、特別の事情を使った、条例にある特別の事情を使って町民に対応するような心優しい町政であってほしいと思います。今の国のやり方は、町村の思いを法定外の繰入れをするとペナルティーをやる、本当にひどい国のやり方です。これは、大きな運動にしなければならないと思います。ぜひともそうい

う心の優しい矢巾町を目指していきたいと思います。

それで、保険者努力支援制度についてお伺いします。どのような制度なのか、私は少しずつ勉強しておりますけれども、保険者努力支援制度が４月から始まるのですけれども、矢巾町は収納率が１番ということなのですけれども、収納率が１番のところは、保険者努力支援制度にプラスになるのですか、交付金が多くなるのですかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、まず沢内村の深沢晟雄村長は、これは今の老人医療制度で国保制度ではない、今の後期高齢者医療制度につながる仕組みでございまして、国保のことではないので、そこははき違えないようにお願いをいたしたい。深沢晟雄村長さんは、いろんな私ども本も読まさせていただいて、本当に、沢内に診療所があったときに、診療所においでになった先生が、本当に最初はいい加減な先生だけが来て、非常に困ったという話を聞いているのです。そういう、それでなぜ私今そういうことをお話をさせていただくかというと、この努力支援制度、これはそれぞれ細かいことは担当のほうから答弁させますが、努力支援制度という仕組みは、何か負担の保険税を絞り上げるような、そういう仕組みかと、何か徴収率のところだけにお話をされてあれなのですが、これは徴収率もその努力支援制度の項目の中の一つなのです。だから、そこの１つだけ捉えて、矢巾町は厳しい対応ではないかと。

だから、そういう努力支援制度というのは、今何項目ある、11項目の中の１つなのです、徴収率の向上対策。だから、そこは誤解があってはならないことでございますし、それからさっき標準の保険料率のお話ししたのですが、今は市町村でそれぞれ課税しておりますが、いずれ将来は負担と給付の一元化を図られるわけですから、私どもは県から示された標準の保険料率で課税をしていかなければならないわけでございますので、だから私の立場でこういう事案のときは減免するとか、今はそういった都道府県単位になっておるわけでございますので、そこのところは県ともすり合わせをしていかなければならないと。これまでは、私ども市町村の判断で減免はできたのですが、そういうふうなことの都道府県単位になってきているので、そこをすり合わせしていかなければならないということだけはご理解をいただきたいと。

だから、川村よし子議員さんのおっしゃることは、全て私分かっていて答弁させていただいて、まさにおっしゃるとおりなのです。ところが、もうそういう仕組みがつくられてしまったので、その仕組みに私どもが従ってやっていかなければならないと。ただ、その仕組み

の中で私ども保険者が努力すると、その11項目で評価されると、だから法定外繰入れをやってくださいというのですが、これもペナルティーが出るわけです。また減らされたならば、誰がその負担をするかということになるのです。だから、言っていることはごもっともなのですが、頭隠して尻隠さずの、何となくそういう感じがするのです。だから、私はそういうことは、これからの国保の財政運営はこういうふうにあるべきだということをもう少し大所高所の立場からご質問いただければ、かみ合うところも出てくるような気がするのですが、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　国保の質問がいつものとおりでというようなことを指摘されたような気がしますので、国保に加入している人たちの、特にも18歳未満の子どもたち、二、三日前の新聞では、国保ではなかったのですけれども、金ケ崎町が７か月の子どもから２歳、そういうところに補助金を出すということが載っておりましたけれども、そういう形とかはできないのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、いずれ子育て支援策の中でも均等割、これはやっぱり検討していかなければならないと思うのです。昨日もいろんな質問をいただいた中でもお答えしたのですが、いずれ全世帯にどのようにしてクラスターをぶら下げて、そしてそれが子育て支援策につながるか、その中の一つの手法だと思いますので、だから今こういうふうなものは、私どもも町村会を通してこれから、今県にも要望しているのですが、県にも国にも、この均等割のこともこれからそういううねりを大きくして、町村会からもそういう要望を。

もう今現に宮古市がやっているわけですから、だからそういうふうなものをしっかり私どもも内容を精査して検討していきたいということで、川村よし子議員から今ご意見とか、ご提言をいただいたのを全部駄目だということではなく、お互い力を合わせて解決できるところは一緒になって解決していこうではありませんか。ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、２問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　教員の変形労働時間制についてお伺いします。

教職員の異常な長時間労働について労働条件として緊急に改善が求められていることから以下お伺いします。

１点目、教員の勤務実態調査について、本町ではどのように把握し、どう改善してきているのかお伺いします。

２点目、１年単位の変形労働時間制を導入可能にする法案が強行に成立しましたが、制度導入は、１日８時間労働の原則を壊し、健康被害をもたらすことから、私は反対です。現場の教員の意見を聞く機会はあるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　教員の変形労働時間制についてのご質問にお答えします。

１点目についてですが、教員の勤務実態については、各学校からの時間外勤務状況報告の提出により把握しております。勤務改善に向けた取り組みとして、その報告データや教職員に行った働き方改革に関するアンケートを基に、働き方改革の具体策について令和２年度に業務の見直しなどを含めた実行策とタイムスケジュールを作成いたします。

２点目についてですが、変形労働時間制の導入については、岩手県教育委員会の権限に属するものでありますが、改正公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法が施行される令和３年度までの間に、学校訪問やアンケートなど、現場の意見を聞く機会を設け、実施するかどうかの判断をするとのことであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　再質問何点かありますが、再質問する前に、私の知り合いで教員をしている方の例をちょっと挙げてみます。町内に住む小学生３人の子どもを持つ40代の教員ご夫婦は、夫婦とも小学校勤務で朝６時30分頃家を出て夜９時頃帰宅、到底２人では子どもを育てられないので、秋田からお母さんに来てもらって応援してもらって生活している。こういう事例もあります。それから、もう一人は、30代の夫婦で子どもさん、まだ小学校に入る前の乳幼児の子どもが２人いるのですけれども、60代の友人が孫の子育てのために今度宮古のほうに転勤するようなのですけれども、宮古に行かなければならないということで心配しております。そういうような、これは本当の一部の労働者であり、教員でありますが、

子育てしながら働いている教員がたくさんいると思います。そういう中で、私が小学校の運動会、入学式、卒業式に行くと、父母が先生だということでおじいさん、おばあさんが来ている。子どもたちにとっては、本当は両親が来てほしいのだけれども、我慢している。そういう子どもさん、学校の先生の親を持つ子どもさんは我慢している、そういう光景を見かけることがあります。ということでまず質問に入らせていただきます。

教師というのは、労働者であって、そして教育の専門家であります。その子どもたちの矢巾町の子どもの成長、発達、特に障がいのある子どもたち、それからまだ障がいとは言いがたい子どもたちも見るわけです。そして、家庭事情のいろいろ複雑な中で子どもが学校に来ていることもあります。そういうことに対応しながら教える、本当に専門職でなければできないと思います。そして勤務時間が終わったならばすぐ帰れるかというと、そうではなくて、子どもの教育に真剣に向き合えば向き合うほど子どもたちがいなくなってから帰る、そういう状況になってきています。そこでお伺いします。

矢巾町の超過勤務の時間数、一昨日藤原梅昭議員の質問の答弁から分かったことなのですけれども、明らかになりましたが、不登校とかいじめの実態、そういうところで確認したケースも増えていることが分かりました。非正規の加配教員や非正規のソーシャルワーカーの在宅時間数はどう変化しているのでしょうか。学校には加配教員とか、非正規のソーシャルワーカーとか、そういう正規でなく働いている方々がいます。そういう方々は、正規で働いている方々の補助をするために働いているのですけれども、時間数にしてはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

県のほうで加配とかで配置している非常勤の講師とかおりますけれども、例えばその勤務時間、週29時間タイプとかという感じで非常勤が配置されておりますので、基本的にその方たちの週の勤務時間は29時間となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　いろいろな非常勤の先生方がいると思うのですけれども、担任は正規の教員がなっているのでしょうか。そうなっているとは私は認識しているのですけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

担任については、これは常勤講師とか、あるいはいわゆる教諭がやる仕事になっておりますので、非常勤の方はやりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　みんなの運動で、今子どもの数が１クラス35人学級になっていると思いますが、矢巾の状態をいろいろ調べると、煙山小学校、東小学校が35人学級になっておりますけれども、あとは少ない状況になっています。ですけれども、通信簿とかつけるときには、時間外になっていると思いますけれども、そういう家に持って帰っていろいろやる、そういうこともあると思うのですけれども、そういうところはどのように把握しているでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

時間外で家に持ち帰ってということは特にあります。確かにそれはあると思います。そのためにタイムレコーダーとか、あるいは調査をして勤務実態を把握し、そしてそれを軽減するためにどうしたらいいかということを考えて、今後努力していきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１年単位の変形労働時間制は、令和３年から導入するということが挙げられておりますけれども、これは県でやることなのですけれども、矢巾町として教育長の考え方としては、どのようにしようと思っているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えします。

まず、県に属することでございますので、県の方向性に従いたいと思っています。私の私見はここでは差し控えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私が質問する前に事例を２例ほど挙げましたけれども、やはり教員は、いろいろな教員の方がいますけれども、教員は子育てもして、そして教育者として、労働者として、そして長時間勤務の手当もなく働いております。それなのに夏休みを利用して８時間勤務したというような、１年間の変形労働時間制を導入するということは、やはり子どもたち、子どもを持つ親として、夏休みぐらいは親と一緒にいたい、そう思う子どもたちもいると思います。それから、夏休みぐらいちょっと外国旅行するとか、ちょっと読書をするとか、そういう、そして専門性を高める、そういう努力をする教員もいると思います。ぜひともこの１年単位の変形労働時間制は、労働基準法にもある８時間労働の原則を壊すと思いますので、やめさせるような声を上げていただきたいと思います。

そして、今働いている教員たちにももっともっと声を聞いて、そしてクラスの子どもたちの悩みを聞けるような、そういう労働条件を整えてあげるべきではないでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　まず、議員おっしゃるとおり、教員というのは非常に忙しい。以前この議会のほうで私がお話ししました世界でこのぐらい忙しい教員は日本の教員が一番です。こんな教員はありません。いわゆる食事のしつけから、それからトイレの仕方、そして勉強を教え、そしてカウンセリングもし、家庭訪問し、生徒指導をし、部活動をし、こんな先生は、世界どこに行ってもいません。そういう忙しいものをとにかく分業制にしようということで一つ一つクリアしてきておるわけです。スクールカウンセラーの配置、ソーシャルワーカーの配置、そして部活指導員の配置、それから業務についてもシステム化して、パソコンで通知表、要録というふうなことで何とかそういう業務についても改善しようと、一つ一つやっております。いずれ変形労働制については、熟考した上で私も判断をしてまいりたいと思いますので、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは次に、３問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　３問目を質問します。安心して教育を受けられる取り組みについて教育長に質問します。

労働者の非正規職員の拡大により、教育現場では子どもの貧富の格差が目に見えるようになってきていることから以下お伺いします。

１点目、就学援助制度の申請手続について、学校を経由しないで教育委員会で手続ができないかお伺いします。

２点目、児童生徒遠距離通学費補助金の対象は。小学生４キロ以上、中学生は７キロ以上であります。中学生の利用はなく、小学生と同様に４キロ以上と要綱の見直しをする必要があるのではないかお伺いします。

３点目、スクールバス検討について具体的な計画はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　安心して教育を受けられる取り組みについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、就学援助制度の申請手続を学校経由で行っている理由として、申請に当たり、校長の意見が必要なこと、また保護者が個別に教育委員会窓口へ提出するよりも、学校を通して手続が可能となることで負担が少なくなるためであります。小学校新入学予定者の申請や年度途中の申請については、教育委員会での手続が可能となっておりますが、基本的な手続の流れについては、これまでどおりの方法で進めてまいります。

２点目についてですが、児童生徒遠距離通学費補助金制度について、令和２年度から内容の見直しを行うことにしております。各小中学校から半径２キロメートル以上にあるバス停を利用して通学する児童生徒を補助対象として、現行では実質的に補助対象となっていない中学校の生徒に補助対象の範囲を広げたいと考えております。

３点目についてですが、スクールバスの導入については、スクールバスを運行するエリアの選定や小中学校それぞれの運行形態の在り方などについて検討を行いながら、児童生徒の遠距離通学の利便性の向上及び安全確保のため、早期の導入に向け取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問はあろうかと思いますが、時間も大分経過して、区切りのいいところでございますので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時５分といたします。

午前１０時５４分　休憩

――――――――――――

午前１１時０５分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、再開します。

川村よし子議員の一般質問を続けます。再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　何点かありますので、まず１点目、質問させていただきます。就学援助制度の利用についてですけれども、その説明文の中に、各小学校に申込用紙を配布しておりますので、お子さんの通われている学校にお問い合わせくださいと記入されていることでちょっと相談がありました。この相談は、前もあったのですけれども、小学校に問合せしても、授業時間には対応できなかったり、それから小学校行って対応、先生と話をするにもなかなか大変だ。それから、子どもが気づくのが嫌だ、子どもが気づく、それから友達が何々ちゃんのお母さんが来てたっけよと、何しに来たのかなとか、そういうのが嫌だということで相談がありました。どうにかならないのかという。大勢の前でそういうことを説明、保護者会か何のときに説明するときにあるのだそうです。クラスによっても違うみたいなのですけれども、その説明の仕方もかわいそうだなと思って聞いていたというお母さんもあります。もう少し何とかならないのかしら、そういうお母さんもいます。その申し込み用紙の改善を、やはりもう少し考える必要があると思うのですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、こちらのほうでお出ししている就学援助制度のお知らせなのですけれども、今議員おっしゃるとおり、問合せ先として学校も書いておりますし、一応こちらの教育委員会事務局の学務課もお問合せ先ということで記入はしておるのですけれども、確かに議員おっしゃるような意見もあるかと思います。ここのちょっと表記、２段にして表記してありますけれども、ここちょっと改善の余地が確かにあるのかなと思っております。

あと用紙の学校に出すことの一番のメリットは、保護者の方がこれを出しに事務局のほうにいらっしゃるよりは、学校で取りまとめていただいたほうが保護者の負担が軽減になるということで今ずっとこれを続けておりますが、例えばですけれども、もし学校に出したくない方がいらっしゃれば、教育委員会に直接来てもいいですよというような、そういう改善点もあるのかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　就学援助制度の利用については、少し改善をしていただけるということで、それで遠距離通学事業補助制度についてお伺いします。

この遠距離の補助制度なのですけれども、矢巾町立の煙山小学校、保育園の前の停留バス停で待っている子どもたちにいつか声をかけて聞きました。そしたら、南昌台に行くとか、流通センターに行くとか、そういう話をしていました。それで、あそこの子どもたちは、朝はどうしているのというと、バスで通っているという話もしていました。病院に行くときは、お母さんが迎えに来るとか、いろいろ話をしました。しかし、遠距離だけではなくて、お母さんたちの迎えが多いことです。例えば煙山小学校ばかりでなくて、中学校、それから不動小学校もそうでした。多分徳田もそうだと思いますけれども、送り迎えが多いということは、どのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに自分が子どもの頃と比べて送り迎えが多いのかなと確かに思います。私、徳田小学校出身でしたが、私のときはバスで通うか自転車で通うというような状況でしたけれども、今はほとんど自転車で通う子も少なくて、送り迎えが多いなと思っていますが、そこの要因というのは、やはり時代が変わったと一言で言ってしまえばそうなのかもしれませんが、あるいは安全面ということで、保護者の方が送り迎えをすることが多くなったのかなというふうには感じておりますけれども、すみません、そこのところは調査をしたわけでもございませんので、あくまで私の私見としてお答えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　この遠距離通学事業制度の補助金は、バスで通っている子どもたちに制度ですけれども、その遠距離であっても、バスが通っていなかったりする方は、適用にならない制度です。ですので、小学生４キロ以上であっても、適用にならない子どもたち、たくさんいると思うのですけれども、そういうのの調査とかはしたことがあるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　そのとおり通学費の補助ですので、こちらとすれば、やはり基準のバスの定期とか回数券を買った方にという趣旨ですので、それ以上のキロ数が何人というところまでは、これは把握してございません。

以上、お答えとします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　私のちょっと、これは課長さんのお家の近くかもしれないのですけれども、交通な不便なところの子どもさんなのですけれども、徳田小学校に通っているのにバスを利用するということで、バス停までもやっぱり２キロ以上はあるかもしれないのです。子どもの足でやっぱり20分はかかるみたいなのですけれども、そういう方がバス券という1,000円の券を買って乗るのだそうですけれども、１回使って、まだ残っているのですけれども、１回ごとになくすということで、お金を持たせたほうがいいかなという話をするのですけれども、そういういろんな流通センター、南昌台団地の子どもたちもそうですけれども、バス券という券を使って困っているという父母からの苦情とかはありますか。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　今バス券、存在も知らなかったのですが、こちらに来ている相談としては、バス券を例えばなくしたとか、そういうことは一切来ておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　この制度は、１か月の定期券とか、３か月の定期券とか、そういうのを買ったときに発行するようになっているのですか。それとも、その都度、その都度、どのくらいとか、それから距離によって補助を出すとか、そういうふうになっているのですかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

この補助制度は、まずいわゆる定期券、それから回数券を購入した場合の半額を補助するということで各保護者さんから申請をいただいて、それに対して補助をしているということになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　すみません、今の回数券というのが今なくて、バスに乗ったときにするっとなっている、回数券ではなくて、そういうふうなことでもう少しちょっと吟味する必要があるのではないかなと思いますので、もう少し吟味していただきたいと思います。

それで、遠くからも歩いてきている子どもたち、交通が不便なところから来ている子どもたちにも何か援助制度というか、制度外でも制度を利用してでもいいですけれども、支援するような方法がないか、私はあったほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そういった意味でも教育行政方針にも盛り込みましたけれども、スクールバスの導入を検討したいということでございますので、まずスクールバスの導入、当然エリアとか、運行形態をこれから検討しなければなりませんが、これを活用できないかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　これは要望というか、質問にもなると思うのですけれども、煙山地域、遠く南煙山とかに住んでいる方、それから広宮沢のずっとバスが通らないようなところに住んでいる方もいます。そういう方たちが、もしスクールバスがあったときには、使える、便利に使えるように、父母とかの意見を重要視して、そして父母の負担をなくするような取り組みが必要だと思います。

あまりにも小学校、中学校、送り迎えが多いので、やはりもっともっとお母さんたちとも懇談する必要があると思うのですけれども、どうでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まさにそのとおりだと思っております。この検討に当たっては、やっぱり保護者の方の意見というのは、すごく大事だと思っておりますので、検討の際に、ぜひそういう声を多く拾って議論したいなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　それから、北中学校に通っている子どもさんから、バスの時間がクラブ活動をすると間に合わないと、４時45分が最終なので、間に合わないということで１年生のときには、クラブを途中退部して行っていたけれども、２年生になると、そうもいかないということでタクシーで利用するとか、そういうふうなことも話がありましたけれども、そのような状況とかは聞いているのでしょうかお伺いします。矢巾中学校なんかはどういうふうになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田中舘学務課長。

○学務課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご紹介のあった案件はお伺いして、北中の案件はお伺いしておりますが、矢巾中学校を含めてバスの時間がなかなかクラブの終了時間と合わなくて通いづらいというのでは、こちらの事務局のほうには、先ほど北中の１件以外はご相談のないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　やはり子どもたちの意見、児童会とかもあると思うので、そういう意見も吟味して、スクールバスの経路とかも時間帯とかも考えていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　お答えいたします。

まず、今課長のほうからも説明ありましたとおり、吟味をして、これは保護者の皆さん、それから児童生徒、いろんな意見を聞きながら運行形態、エリアも含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご苦労さまでございました。

以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

この時間から農業委員会、米倉会長が着席します。

次に、２番、吉田喜博議員。

１問目の質問を許します。

（２番　吉田喜博議員　登壇）

○２番（吉田喜博議員）　議席番号２番、町民の会、吉田喜博でございます。ただいまから質問申し上げます。

３月会議一般質問の10番目に私の質問、最終日です。ゴルフでいえばブービーメーカー、そしてＮＨＫの紅白歌合戦で言えばトリ、そのトリに質問の機会を与えてくださった議会関係者に感謝申し上げます。本題に入ります。

１番目、昨年９月に岩手医科大学附属病院が開院したことから、改修された岩崎川の今後の管理や周辺の安全対策、さらには景観整備が必要と考えられます。このことから、以下３点について伺います。

１問目、岩手医科大学附属病院西側の岩崎川に堆積している中州等の管理、そして整備の考え方を伺います。

２点目、西前橋周辺の防犯灯の整備計画を伺います。

３点目、岩崎川と芋沢川の合流地点から西前橋までの堤防に桜の木などの植栽など整備の計画はないか伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　２番、吉田喜博議員の河川整備についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、岩崎川に堆積している中州については、河川の流水阻害の原因、そして要因となることから、定期的に立木の伐採や浚渫などを行うことになっており、今年度は、一部区域で流木の撤去や除草を河川管理者であります岩手県が行っております。引き続き、中州の管理については、県に要望してまいります。また、整備の観点ですが、岩崎川の改修整備に先立ち、隣接する行政区を含めた川づくり懇談会を開催し、堤防に設置する階段工や斜路の位置などの意見を伺いながら整備を進めており、その一環として県道矢巾停車場線に係るうずら沢橋下流側に遊歩道の整備を施しているところであります。

２点目についてですが、防犯灯につきましては、コミュニティ設備であることから、各コミュニティが設置しており、西前橋周辺における防犯灯の整備計画は現在ありませんが、東徳田第１区自治会と協議を進めてまいります。

３点目についてですが、岩手医科大学及び附属病院西側には、芋沢川合流地点から南に約800メートルに及ぶ河川堤防があり、周辺の景観整備として桜の植樹を期待する声が寄せら

れております。しかしながら、河川区域内では、治水上の安全性を損なう恐れがあることから、河川法の基準により、堤防部分に植樹をすることは難しい状況であります。今後につきましては、河川区域外での植樹が可能な場所について、河川管理者であります岩手県と協議をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　岩手医科大学の病棟から東山を遠くに眺めれば霊峰早池峰山が、そして西山を近くに眺めれば、我が町のシンボル、南昌山、そしてこの麓から湧き出る名水を源流とする闘将岩崎川があります。芋沢川と合流、そして大白沢川、太田川、３つの合流、これも25基の橋をくぐり抜け、18キロの道のりを経て北上川へと合流する、このすさまじいパワーを秘めている岩崎川でございます。

その岩崎川を整備する河川の整備は、年に何回とは決められておるわけでありますけれども、汚れたら整備する、その地域の方々にも手伝ってもらって整備したほうがよろしいのではないかなと。やはり私たちが毎日この議場の中でも、そして家庭の中でも、汚くなればすぐ整備する、掃除する、その心が必要であります。その中で常に河川を整備するといいうようなお気持ちはありますかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、これは県管理の河川でございまして、まず基本的には県が管理するあれなのですが、ただ先ほど私答弁の中でも、草刈りとか、これはもう地域の方々出てやっておるわけで、今日いい質問をしていただいたというのは、浚渫、泥上げ、そういったことはもうこれは今ご存じのとおり、令和元年の房総半島台風、そして同じく東日本台風で、今やっぱり浚渫がこれから大事だということで、国、県管理河川はもちろんのこと、そういった浚渫に取り組んでまいると。いずれ河川の周辺もしっかり清掃していくと。そこで、今日お話をしたいのは、来週月曜日９時半から、もう今新型コロナウイルスで、実はこども園の園児とサケの稚魚の放流をする予定だったのですが、うずら沢橋の下流で今度サケの稚魚を９時半から放流しますので、喜博議員さんにもぜひご一緒に稚魚の放流をしていただければなということで、それで今それから桜堤の話もあったのですが、これもいろんな方々からもお話が出ております。ただ、県管理の岩崎川の堤防とか何かは、これは無理なので、だから岩手医科大学、徳丹城、それから岩崎川周辺の、いわゆるそういった桜

を植樹できるところには、県と一緒になって、できるのであれば、河川管理公園、できるのであれば、北上の展勝地にも負けないぐらいのことを考えていきたいなということで、今日はいい質問をいただきました。これをしっかり受け止めて対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　桜の花ができなければ、やはりいろんなものがあると思います。13号線のように花いっぱい運動のように、我々参加しましたけれども、そのような形の中で枝の根の深いものでなければ、根の浅いのを植栽してみては。そういうふうなお考えありますかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原弘範君）　お答えします。

今議員仰せのとおりのり面に難しいというのは、やはり根の張りの関係で増水した際に、いわゆるのり面が崩れるのが心配だということで規制されているものでございますので、例えばそういったプランターとか、そういったお花とか、そういうものについては、恐らく申請は必要だと思いますが、それは可能だと思います。そういうふうな形もやっぱり必要になってくると思いますので、先ほど町長がお話ししたとおり、やっぱり近くに花があれば、ほっとするという部分がやっぱりありますので、そういった部分については、町独自ではなかなかできませんので、地域の皆さんとか、あるいはいろんな団体の皆さんに声をかけながらそういったことをやりながら、ぜひあそこらの周辺を整備できれば町としてもいいかなと考えておりますので、その節は議員さんにもお手伝いいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えしますが、今課長がもうちょっと夢のある話、例えば開運橋から見る、もうああいうふうなところでも花は植栽しているわけです。また、中津川でも。だから、そういうことは認められておるわけでございますので、この花いっぱい運動の一環として、やはりうずら沢または西前橋からでもいいですから、見られるところからやっぱり矢巾町に来たならば、河川の整備されて、花植もされている。できるのであれば、子どもの日には鯉のぼりを上げて、そういうやはり医大の附属病院が来たことによって、そういう細や

かな配慮が大事なのです。だから、今おっしゃったことについては、しっかり対応してまいります。そして、そのときは、みんなのお力をお借りしてやらなければならないわけでございますので、ひとつそのときのご協力も含めてご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　ありがとうございます。岩崎川のうずら沢橋、上谷地橋の間は、やはり一等地でございます。この岩崎川の闘将といいますか、岩崎川の麓、南昌山、その水がとくとくと流れてきている状態です。やはり岩手医科大学の入院している方々も、その岩崎川の花やら、いろんなものを見れば癒やせるのではないかと。そうすれば、20日かかる病気も１週間ぐらいで治るのではないかなと、そう考えます。今町長おっしゃったように、ぜひともやっていただきたいと、そう考えます。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　吉田喜博議員、ちょっとイメージしてもらいたいのですが、いずれ春には、そういったサケの稚魚を放流して、そしてできるのであれば、今ヒマワリも癒やしの効果、そして今セラピーとか、いろんなことを言われているのですが、そういう効果があるのだそうです。だから、いろんな花をあれして、そして桜の花が咲く、または秋にはサケが遡上してくると。そういうやっぱり観光の目玉にできるようなものをこれから一つ一つ積み重ねていきたいと思いますので、ひとつそういったことを含めて今日はいいご質問をいただいたし、何よりもやっぱりあそこの矢巾停車場線は、もう本当に通行、往来の激しいところですので、そういう方々に、だから県道不動盛岡線のあそこの花壇に花を植えているのもそのとおり、今度そういった一つの花と緑の観光スポットにしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。よろしいですね。

次に、２問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　それでは、２問目に移らせていただきます。西部地区の開発について伺います。

昨年から国道４号沿線の企業誘致や駅周辺の住宅地整備計画が示されています。しかし、西部地区の開発に関する考えはなかなか見えてきません。以前企業誘致の話がありましたが、室岡地区の町有地について、現在の状況と今後の活用の方向性を伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　西部地区の開発についてのご質問にお答えいたします。

室岡地区の町有地については、交通事業者の誘致を進めておりましたが、令和元年５月に正式に辞退の申し出があり、現在は具体的な利用については、白紙の状況となっております。今後の活用の方向性ですが、当該町有地については、県営住宅の誘致の実現性が高まった際には、その誘致場所の候補とすることも視野に入れて検討してまいりますが、いずれにいたしましても、周辺地域も含めたまちづくりが必要な地区と考えております。

そのために令和２年度中には、申出によります都市計画制度について、室岡地区の町有地周辺の町民の皆さん方に説明する予定としております。地域の皆様にご理解をいただき、機運が醸成された上は、具体的な都市計画の手続が進められるよう、市街化調整区域における地区計画設定も視野に入れて検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　２点目の室岡地区の町有地は、小学校、こども園も近郊にございます。また、改善センターもあり、子育てには大変環境のよい地域と思われます。県営住宅の誘致とありましたが、町営住宅の集約にも大変結構な有効地と考えますが、施策の一環として検討できないかお伺いします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

室岡地区への県営住宅の誘致というところも答弁させていただいておりますが、これにつきましては、先ほど言いましたように、小学校、こども園もありますし、いろんな子育ての面でも優位な場所にもなります。そういった観点でこういった答弁をさせていただいておりますが、いろんな活用方法があると思いますので、それらも含めて検討はしてまいりたいと思います。

なおかつ町営住宅の活用もそのとおり想定されますので、今年度住宅マスタープランのほうは作成させていただいて、取りあえず老朽化した町営住宅を何とかしようというような計画は立てておりますが、そういった部分とあわせて室岡地区の町有地の活用についても検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　先ほど町長からも検討、検討とおっしゃられました。今も検討、検討というのは、どこからどこまでが検討なのかちょっと分かりませんけれども、ちょっとその辺の検討を少し細かく砕いてお知らせ、お伺いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　大変申し訳ありません。県営住宅については、岩手県が事業主体という形になろうかと思いますが、以前県の住宅のほうと意見交換した際には、いろいろ今県の県営住宅等も含めて住宅マスタープランの中で、いろいろ県営住宅の在り方を検討していて、その中には新規に建てられないかというところも検討しているというようなお話もいただいております。それで、そのタイミングに合わせて我々も県のほうに要望をしているところでありますが、こればかりは、我々が決定する事項ではありませんが、引き続き要望は県のほうにしていきたいというふうに考えております。これについては、検討というよりは、要望を引き続きやっていくというような形でご理解いただければと思いますし、町営住宅については、当面その集約の、老朽化した町営住宅を何とか集約する方法をまず考えなければいけませんので、とりあえずそこに事業を充てながら、なおかつ答弁にもありましたように、その地区のまちづくりも一緒に考えたいというふうなことで令和２年度には、地元のほうにちょっと我々都市計画サイドの考えを持っていきまして、いろいろ意見交換をさせていただきたいなというふうに考えております。これも確実に、来年度地元のほうに入っていくことは確実にやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。よろしいですか。

それでは、次の質問、３問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　３問目に入らせていただきます。徳丹城の観光推進についてお伺いします。

国指定史跡徳丹城跡は、国の指定を受けてから50周年を迎えました。これを契機として徳丹城の政庁や東、西、南、北門の城柵の一部を復元し、歴史に親しむ機会を増やし、観光化を図る考えはないかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　徳丹城の観光推進についてのご質問にお答えいたします。

令和２年度から史跡徳丹城跡第２次史跡整備を予定しており、その中で国道４号西側の北半分、この地区を５か年計画で整備することとしております。本整備においては、西門の跡を通る東西道路の復元や工房跡の平面表示、そしていろんな天板が出土されたわけでございますが、その井戸跡の復元等を予定しており、対象地区内にある西門を含め、他の門や政庁については、第３次整備以降で整備を検討してまいります。

また、観光化につきましては、ソフト面の事業として今年度から取り組んでおりますリビング・ヒストリーと、生きた歴史を学ぶにおいて、1,200年以上前に、徳丹城跡で行われた歴史を政庁跡で再現して御覧いただくこととしており、この事業において復元製作した当時の役人の衣装や、そして皮の甲冑を使った平安行列を展開し、徳丹城春まつりをはじめ、資料館を見学に来た方にも気軽に装束を試着していただくなど、徳丹城の歴史に親しむ機会を増やしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　今リビング・ヒストリー、生きた歴史を学ぶ、これは本当にこの間もおっしゃったけれども、片仮名に平仮名振ってくださいと私は言いたいのです。これがそのとおりなのです。多分町長もこの間の答弁でおっしゃっていました、今の文字は横文字何かいっぱいあって分からないと、私も一生懸命勉強していると。私も勉強したつもりなのだけれども、今日見て、リビング・ヒストリー、こうやって仮名を振ってもらえれば、本当に助かります。当局の方々も私のために仮名を振ってくれたと思って感謝申し上げます。ありがとうございます。

というわけで徳丹城の周りには、今徳田小学校あります。徳田小学校の横断歩道橋あります。そこに昔は、もすか茶屋、それからあとは徳田診療所、そしてきみ茶屋は若干離れておりましたけれども、そういうふうな茶屋っこがありました。その茶屋っこをこの城柵の周りに再現できないか、そういったこともやっぱりお客さんを招いて、いかにして外のお客さんを喜ばせていただいて、徳丹城というものを知ってもらうと、そういうことが、要は茶屋っこができるかできないか。そしてまた、どうすればできるかということをちょっと教えていただければ助かります。そういうことでちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

周りに茶屋っこということで、確かに昔しもすか、ラーメンとかおいしかったなということを思い出しました。そういったものが建てられるかどうかということでございますけれども、当然このエリア内には建てられないわけですが、エリア外ということでした。これも市街化区域の部分であれば、そういった要望があれば、建てられる場所もあるのかなとは思いますが、なかなか整備も城柵とか、そういったものがまだ進んでおりませんので、そういった意味では、今後そういった部分を整備しながら、お客さんの呼べる場所になれば、そういたものも自然発生的にできてくるのかなというふうには思っております。今現在のところ、そういったところまでは整備は進めないので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、ご存じのとおり徳丹城のときは鎧かぶと、特にもかぶとは、木製かぶとです。先ほどの答弁の中にも、当時のことがあったのですが、だからそういうものを復元して、やっぱりみんなに親しんでいただくということで、実は今回いわゆる文室綿麻呂将軍を先頭に、政庁の儀のあれを予定しておったのですが、これもコロナウイルスの関係で、今のところできるのであれば、４月25日のいわゆる徳丹城春まつりのときに、午後からですので、チャグチャグ馬コのパレードというか、行進は。午前中に、そういうふうなものを。今本当は、今月中にやりたかったのですが、それでできるのであれば、レプリカでもいいから、当時の木製かぶとをかぶって、私みずから当時の兵士の格好をして、それでみんな子どもたちから大人まで当時、そして徳丹城は、もう蝦夷を征伐するのから、いわゆる平和のとりでと、古代城柵でも、古代城柵はみんな蝦夷を征伐するためのあれだったのですが、徳丹城はいろんな研究者のあれによると、もう平和の。812年に嵯峨天皇の御代に、当時花見というと梅だったそうですが、いわゆる嵯峨天皇が初めて観桜会、桜。そして、できたのも大体その頃なわけです、徳丹城が。だから、そういうことをもっとＰＲをして、そして古代城柵の平和のシンボルであるということをみんなで分かっていただいて、そういうふうなものを町民の皆さんと一緒になって盛り上げていきたいということで。だから、先ほどの徳丹城の観光推進については、私どももこれから観光の大きな目玉事業として取り組んでいく覚悟でございますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

ついでに言いますと、５月の藤原まつり、南と藤原まつり、北は徳丹城まつりと言われるような、そういうお祭りにしていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　大変心強いお話、ありがとうございます。そしてまた、やはり城柵、徳丹城は元々城があったわけではございませんけれども、城柵なのです。その城柵を再現するために、今年の予算は何ぼで、そしてまたどの程度の長さを予算化しておる状態でありますか。どの程度の長さ、100メートル、200メートルなのか分かりませんけれども、どの程度、ちょっとでいいですから、お知らせいただければということでお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　浅沼社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長（浅沼　仁君）　お答えいたします。

今年度というか、令和２年度から徳丹城の第２次整備予定しております。こちらにつきましては、残念ながらちょっと城壁とか、そういったものについては、予定していないところでございまして、主に国道の西側、資料館の前の、いわゆる春まつりで駐車場になっている部分、こちらについて平面的な公園化を整備する予定になっておりますし、かぶとの出た井戸とか、そういったものの部分を平面表示の、井戸は造って中にかぶとのレプリカとかを入れるのですけれども、それの説明板とか、そういったものを整備する予定になっておりまして、将来的には、そこの部分に花とか、そういった植栽等も整備する予定で、残念ながら申し訳ありませんが、城壁については、今の計画にはないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでお答えしますが、徳丹城の西門は、今度の復元計画の中で検討されておるわけですが、ただ志波城にも同じようなものがあるのです。だから、これはもう少し整合性を図りながら、あそこに西門を造ってもどうなのかという非常に疑問を呈しているのです。だから、これは４月からの機構改革で、いわゆる徳丹城も、私町長部局のあれになるのですが、これはもうちょっと精査をしてやっていかなければならないなと思っておりますので、今の復元計画は尊重しながら、また皆さんとも相談しながら、または有識者の方々によってあれも作られたわけでございますので、そういう方々からもご指導、ご助言を賜りながら検討していきたいということで、ここのところは必ず西門をやらなければならないかどうかは、検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問は。よろしいですか。

時間をかけてそれでは、次に参ります。

次に、４問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　４問目に入らせていただきます。町人口３万人を実現するための土地利用についてお伺いします。

岩手医科大学附属病院の移転を契機とした土地利用に対する需要が高まっていると感じております。そこで、人口３万人構想を実現するため、土地利用施策について以下お伺いします。

１点目、人口増加に向けた宅地開発の開発行為等の状況について、町ではどのように捉えているかお伺いします。

２点目、住居等の供給を促進するため、市街化区域内の個別の土地利用施策を進めていく必要がありますが、本町の将来における見込みをお伺いします。

３点目、人口を増やすには、市街化調整区域内の人口誘導も重要と考えますが、空き家対策としても農地の要件を緩和することが必要不可欠であると思われますが、町の考え方をお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　町人口３万人を実現するための土地利用についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、本町の市街化区域においては、宅地開発可能な土地が少なくなっており、町が目指す人口３万に向けては、新たな市街化区域の拡大が必要不可欠と捉えております。現在、盛岡市、滝沢市及び本町が構成員となっております盛岡広域都市計画において、市街化の区域区分の第８回定期見直し作業及び関係機関との協議を進めておりますが、時間を要している状況であり、今後鋭意努力しているところであります。

２点目についてですが、市街化区域内での住宅用地を確保するためには、空き家や未利用地の整備などが必要となりますが、宅地開発等を促すにしても、それぞれ点在し、面積も小さいことから、１点目の質問でお答えいたしました区域区分の見直しによります市街化区域の拡大を視野に入れ、人口増加に対応すべく土地利用を進めてまいります。

３点目についてですが、このたびの地域再生法の一部改正により、農地付空き家の取り組みにより促進する農地法の特例が示されております。これは、既存の住宅活用農村地域等移

住促進事業計画を作成し、国から認可を受けることで適用されるものとなっております。この事業計画は、空き家等の取得支援や農業研修等の支援、そして農地取得の下限の面積の例外を設定するなどの内容となっており、町農業委員会等の関係機関と連携し、検討を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　今の答弁の中に人口増加に対応すべく土地利用を進めると申しましたが、どのような対策をするかちょっとお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

今現在、前段で答弁いたしました市街化区域の拡大の手続の作業中であります。これにつきましては、市街化区域の拡大、町内で３か所予定しておりまして、面積にすれば、トータルで33ヘクタールほど今予定しているところを現在関係機関と協議を進めているところであります。その市街化区域の拡大が実現すれば、民間開発にはなりますが、宅地の確保あるいは業務系の区域の確保といったところを進めていきたいというふうなところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　農地付空き家の関係でお答えをさせていただきます。

一部代表質問でありました村松信一議員と重複する点あらかじめご承知おき願いたいと思います。

今回の地域再生法の改正につきましては、農地法の特例が柔和されておりまして、農地付空き家の下限面積を下げるというものでございますが、今回、今までは５反歩要件、50アール要件につきましては、町の農業委員会のほうで公示をしておりました。いわゆる農業委員会のほうで決めておりましたけれども、今回既存住宅の促進計画を町でつくることになりまして、この計画に対して町農業委員会が同意をすることになります。

この計画の中身につきましては、空き家取得の支援とか、あるいは様々な研修、こういったものの中に下限面積を設定するという計画でございます。この計画ができてから農業委員会で同意というわけにすることではなく、計画の策定段階から農業委員会事務局としても参加していきたいというふうに考えております。

あともう一つですけれども、この５反歩要件のこの要件が空き家住宅のほうにも関係してきますので、この辺計画の盛り込みのほうがとても重要というふうに考えております。

あともう一つですが、町長答弁でもありましたけれども、これは内閣総理大臣のほうに申請をしまして、認定を受けることになっておりますが、内閣総理大臣は農林水産大臣のほうに同意を求めるという流れになっておりまして、体制的には、ちょっと特例といえども、簡単にはできないのかなというふうに思っていますので、この辺は担当課と連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　現在本町では５反歩、今おっしゃったように、農地の取得面積制限がありますが、下限は検討されるのかお伺いいたします。

そしてまた、下限しないことには、市街化区域の空き家は増える一方だと思いますが、町の考えはどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　お答えをいたします。

この農地取得の５反歩要件、50アール要件につきましては、前から議会からも様々ご意見をいただいたところでございまして、昨年度、30年度には山﨑道夫議員からこのことについて質問を受けてございます。それ以降、状況は変わってございますので、様々農業委員会のほうでも検討はさせていただいております。この下限面積につきましては、まず農業委員会が定める５反歩の基準、この面積の経営面積の農家数が全部で40％を下らないように算定されるというものがまず一つございます。今現在50アール未満の農家は、全体の23％と下回っておりますので、これをまず下げるということになりますと、さらにこの割合が減っていく、40％よりも減っていくということになるのがまず一つございます。あともう一つは、遊休農地でございまして、今現在矢巾町は0.07％、１％を切っているという状況で、農地最適化推進員を置かなくてもよいということにされている状況でございます。このことにつきましては、今町政もどんどん変わってきておりまして、先ほど道路都市課長のお話がありましたとおり、ゆうゆう広場の関係なり、４号沿いの調整区域地区計画、こういったものがどんどん出てきておりますので、そういったものを様々動向を見ながら、この面積につきましては、県あるいは県の農業委員会から意見を求めながら考えていきたいというふうに考えてござ

います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　確かに東側のほうはなっています。これから西側のほうにもぜひともそういう形を持ってきていただければ助かります。そういうことに思います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋　保君）　お答えをいたします。

先ほどもちょっと重複しましたけれども、これからの町内の動向を見ながら、農地を守るという立場でございますので、まず農家の所得安定、それから担い手の育成とか、そういったものも十分考慮しながら農業委員会でも判断していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。一般質問ですから、質問で終わるようにひとつお願いを申し上げます。

それでは次に、５問目の質問を許します。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　医大周辺の交通対策についてお伺いいたします。

岩手医科大学附属病院移転に伴い、ビッグハウス周辺や、その東側の地域の交通量が増大してきております。ビッグハウス東側の道路整備について、歩行者の安全対策及び道路の拡幅の考えはないかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　医大周辺の交通対策についてのご質問にお答えをいたします。

岩手医科大学附属病院の移転に伴い、ビッグハウス周辺道路も以前と比較し、交通量が増えてきている現状については、認識をしております。歩行者の安全対策につきましては、藤沢地内のビッグハウス東側の十字路交差点一時停止箇所に減速マークを設置し、交差点における交通事故防止対策を講ずるとともに、町道中央１号線交差点への各種信号機設置を紫波警察署に要望しているところであります。町道中央１号線における道路交通の安全と円滑化がなされれば、藤沢地内の抜け道として通行する車両が減少し、歩行者の交通安全が確保されるものと見込んでおります。また、周辺道路の拡幅につきましては、現時点で計画しておりませんが、今後交通量の状況等を観察するとともに、地域の声もお聞きしながら道路拡幅

等の必要が生じた際には、交通安全対策協議会と連携を図りながら検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　再質問ありますか。

吉田喜博議員。

○２番（吉田喜博議員）　医大の移転が決定された時点で、この整備立案がされていなければならなかったはずなのですけれども、このようになって後手後手となっている状態の中で、非常にそのとおりです。この藤沢地区の東側、藤沢のところの神社から、それから医大の今のところに来るまでのくるくるくるとした、もう本当にジグザクの道路があります。その中にゾーン30というのを設定したらどうですかということなのです。というのは、煙山地区でも今１か所設定されております。それで、夏はいいのです、冬になれば、もうどんどん、どんどんスピード出してきますから、必ず事故が起きないとは限らないです。ですから、今のうちに何か手を打っておかなければできないです。そのことについてゾーン30の設定等を設定できるかどうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、ゾーン30については、今度３月からは煙山小学校周辺。今藤沢地内については、矢巾東小学校または盛岡となん支援学校、特にも盛岡となん支援学校の児童生徒さんが、この間わざわざおいでいただいて、そういうお話もお聞きしておりますし、いずれこのことについては、そういったいわゆる小学校なり、支援学校、それからできるのであれば、地域の皆さん方ともよく協議を重ねながら。何よりも、このことについては、地域の皆さん方、お一人でも反対があれば、なかなか実現が難しいので、そういった丁寧な説明を地域に入りましてさせていただいて、検討させていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に再質問はありますか。よろしいですか。

以上で２番、吉田喜博議員の質問を終わります。

ご苦労さまでした。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（藤原由巳議員）　以上で本日の議事日程は、全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、９日月曜日は予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、廣田予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後１時30分に本議場にご

参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでした。

午後　０時０９分　散会

令和２年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第６号）

令和２年３月１８日（水）午前１０時００分開議

議事日程（第６号）

第　１　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告について
第　２　議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について
第　３　議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
第　４　議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
第　５　議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
第　６　議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について
第　７　議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について
第　８　議案第２７号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
第　９　議案第２８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について
第１０　議案第２９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
第１１　議案第３０号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）について
第１２　議案第３１号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第１３　議案第３２号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について
第１４　議案第３３号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第１５　議案第３４号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について
第１６　議案第３５号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）について
第１７　議案第３６号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について
第１８　議案第３７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）について
第１９　発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について
第２０　選挙第　１号　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	藤原信悦 議員	２番	吉田喜博 議員
３番	小笠原佳子 議員	４番	谷上知子 議員
５番	村松信一 議員	６番	廣田清実 議員
７番	高橋安子 議員	８番	水本淳一 議員
９番	赤丸秀雄 議員	１０番	昆　秀一 議員
１１番	藤原梅昭 議員	１２番	長谷川和男 議員
１３番	川村よし子 議員	１４番	小川文子 議員
１５番	山﨑道夫 議員	１６番	廣田光男 議員
１７番	髙橋七郎 議員	１８番	藤原由巳 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	水本良則 君
総務課長兼防災安全室長	佐藤健一 君	企画財政課長兼未来戦略室長	吉岡律司 君
会計管理者兼税務課長兼出納室長	花立孝美 君	住民課長補佐	佐々木美香 君
福祉・子ども課長兼子育て支援センター所長	浅沼圭美 君	健康長寿課長	田村英典 君
産業振興課長	菅原弘範 君	道路都市課長	佐々木芳満 君
農業委員会事務局長	高橋　保 君	上下水道課長	田村昭弘 君
特命担当課長（土地）	藤原道明 君	特命担当課長（福祉）	村松　徹 君
教育長	和田　修 君	学務課長	田中舘和昭 君

社会教育課長 兼公民館長	浅　沼　　仁　君	学校給食共同 調理場所長	村　松　康　志　君

職務のために出席した職員

議会事務局長	野　中　伸　悦　君	係　　長	藤　原　和　久　君
主　　査	佐々木　睦　子　君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（藤原由巳議員）　ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告について

○議長（藤原由巳議員）　日程第１、第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告についてを議題とします。

第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員長から調査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

髙橋委員長の報告を求めます。

髙橋七郎委員長。

（第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会委員長　髙橋七郎議員　登壇）

○第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員長（髙橋七郎議員）　令和２年３月18日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会委員長、髙橋七郎。

第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告書。

令和元年矢巾町議会定例会11月第２回会議において、特別委員会を設置し、下記付託を受けた第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定に関する調査の経過と結果について、矢巾町議会会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。１、付議事件。（１）、第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定に関する調査。（２）、その他、第７次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に必要な事項に関する調査。

２、調査経過。令和元年11月14日に特別委員会の設置以降、これまで特別委員会６回、幹

事会５回をそれぞれ開催し、担当課より２回にわたり内容について説明を受け、総合計画後期基本計画（案）に対し、173件の質問や意見を分科会で協議するなど、調査研究を行った。調査経過は、次のとおりである。特別委員会の開催経過。第１回、令和元年11月14日木曜日、総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の人事について協議。第２回、令和元年11月22日金曜日。総合計画後期基本計画（案）について内容調査。第３回、令和元年12月19日木曜日。総合計画後期基本計画（案）に対する意見の取りまとめを協議。第４回、令和２年１月24日金曜日。総合計画後期基本計画（案）に対する今後の進め方について協議。第５回、令和２年２月６日木曜日。総合計画後期基本計画（案）に対する協議。第６回、令和２年３月３日火曜日。報告書に対する協議。

幹事会の開催経過。第１回、令和元年12月17日火曜日。総合計画後期基本計画（案）に対する意見の取りまとめについて。第２回、令和元年12月19日木曜日。総合計画後期基本計画（案）に対する意見の取りまとめについて。第３回、令和２年１月15日水曜日。総合計画後期基本計画（案）に対する今後の進め方について。第４回、令和２年２月６日木曜日。報告書の取りまとめについて。第５回、令和２年２月10日月曜日。報告書の取りまとめについて。

３番、調査意見。第７次矢巾町総合計画が平成28年度から始まり、「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち　やはば」を基本理念に掲げ、事業に取り組んできた。前期基本計画の期間は、平成28年度から令和元年度までとなっており、岩手医科大学附属病院の移転開院に伴う整備や矢幅駅周辺土地区画整理事業など、様々な事業を進めてきた。後期基本計画の策定に当たり、議会では本特別委員会を設置し、計画の策定に向け、町当局と一緒に取り組むことにした。

第７次矢巾町総合計画後期基本計画の実効性を高めるために進捗状況の把握に努めるとともに、検証や評価、改善などのスケジュールや、その周知方法等の明確化を図り、ＰＤＣＡサイクルを確立することを強く要望する。

なお、その結果の検証については、予算決算常任委員会に引き継ぐこととし、特別委員会の最終報告とする。

議員各位のご協力をいただき、大変ありがとうございました。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

この報告書に対する質疑、討論は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上で第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告を終わります。

―――

日程第２　議案第２１号　令和２年度矢巾町一般会計予算について

日程第３　議案第２２号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第４　議案第２３号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第５　議案第２４号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第６　議案第２５号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第７　議案第２６号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原由巳議員）　日程第２、議案第21号　令和２年度矢巾町一般会計予算について、日程第３、議案第22号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第４、議案第23号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第５、議案第24号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第６、議案第25号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第７、議案第26号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算についての６議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

廣田清実予算決算常任委員長の報告を求めます。

廣田清実予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　廣田清実議員　登壇）

○予算決算常任委員長（廣田清実議員）　報告書を朗読して報告といたします。

令和２年３月18日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、廣田清実。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第21号　令和２年度矢巾町一般会計予算について、議案第22号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第23号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第24号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第25号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第26号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、令和２年２月19日付で付託されました上記６議案を審査した結果、原案

を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第21号から議案第26号に対して次のとおり附帯決議をする。

記。１、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングに積極的に取り組み、財源確保に努められたい。

２、第７次矢巾町総合計画後期基本計画について、議会と情報共有を図り、確実に事業を推進されたい。

３、移住定住の促進に向け、町の認知度を高めるため、各種支援策の充実を図られたい。

４、デマンド型乗り合いタクシーや市街地循環バスについて、町民の意見を取り入れ、利用しやすい運行改善に努められたい。

５、メディカルフィットネス推進事業について、多くの町民が参加できるよう考慮しながら事業展開を図られたい。

６、未利用町有地について、早期活用に取り組まれたい。

７、自治公民館について、地域活動拠点や避難所になっていることから、自治会と連携を図りながら公民館へのエアコン設置を進められたい。

８、次世代を担う若者の声を取り入れ、実践に結びつけられるまちづくりに取り組まれたい。

９、安心して子育てできるよう多子世帯等への支援を充実されたい。

10、生活困窮者などへの相談体制の充実を図られたい。

11、チームオレンジ拠点施設について、子どもから高齢者まで多くの町民が集える場として活用されるよう進められたい。

12、地域生活支援コーディネーターは、地域の活性化などに重要であり、専門性とアイデアをもって職務に当たるよう指導されたい。

13、町民の健康のため、望まない受動喫煙を防止する取り組みを進められたい。

14、農業後継者や担い手の育成のため、新規就農者への補助事業を充実されたい。

15、地域要望が多い生活道路整備や街路灯、防犯灯の設置を進められたい。また、町道矢次線の整備促進に努められたい。

16、河川の改良、管理について、県や関係機関との連携により、町内河川の浚渫工事を早期に進められたい。

17、防災士の活用を推進し、防災マップを活用した訓練を行い、地域における防災意識の

醸成を図られたい。

18、コミュニティ・スクールについて、地域の理解が必要な事業であることから、地域住民や保護者への周知、理解に努められたい。また、教員の多忙化解消に向けた取り組みを進められたい。

19、流通センター地区が町の上下水道事業に編入されたことから、当該地域における上下水道管渠の強靭化に取り組まれたい。

以上、19項目をつけて意見書とします。議員各位のご理解をいただいて、賛同いただきますようお願い申し上げて報告といたします。

○議長（藤原由巳議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は､予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので､省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算６議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議がないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。討論ありますか。

14番、小川文子議員。

（14番　小川文子議員　登壇）

○14番（小川文子議員）　議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、５点について反対討論をさせていただきます。

まず、１点目でございます。高橋町長就任２期目でございますが、当初私どもも一般会計には賛成をしておりました。しかし、３年度目から公共料金の値上げが相次いで続けられました。上下水道、火葬場使用料、やまゆりハウス使用料、そして介護保険、そして今回は国保税の値上げと、ずっとつながっております。今社会情勢が大変な中で、町民の、特に弱者の人たちの生活が逼迫している、そういう状況の中で一番身近な国保にまた値上げという案が出されたことに対して町民の負担が増えるものとなっている、このことをまず第一に挙げたいと思います。

２点目は、昨年も反対討論の中で言いましたように、町の施策の進め方が片仮名語が多くて、説明責任が足りないということでございます。これは、今年もまたそのまま引き継がれてきてございます。そして、特にも説明のための時間が足りない、このことも申し上げなけ

ればなりません。例えば昨年のメディカルフィットネス事業については、８月19日の全員協議会で説明があり、私はこれでは説明が足りないと、再度説明を要求しましたところ、９月２日にまた全員協議会が開かれました。しかし、その２つの全員協議会とも７項目、８項目という多項目の全協の中で十分議論が尽くせない状況でございました。そして、９月３日の冒頭議会で議決という状況になりました。このときも当局からの説明の中で、既に国の予算が内定が決まっている。そして、事業者の選定も募集も始まっている。もし、議会が否決するのであれば、募集を中止しますというような説明でございました。いずれにしても大変拙速な進められ方で説明が足りないと言わざるを得ません。

そして３番目は、いわゆるフューチャーデザインから始まったスーパーシティ構想についてでございます。フューチャーデザインの中には、ＳＤＧｓ、将来にわたって持続可能なまちづくりという側面もありましたので、そういう側面を見ながら見守ってまいりましたけれども、このスーパーシティ構想、この国家戦略特区に応募するという町長の意志が一般質問の中で明らかにされました。これについても、まず新聞報道があって、町民の中でワークショップが行われたという、そういうことから発しております。まず議会には説明はございませんでした。私は、その報道を見て、町民に対しワークショップするくらいなら議会にも説明をしてほしいということで､それで全員協議会での説明となったのでございます｡そして、まだ国家戦略特区については、今回今国会で上程されておりまして、まず可決ができている状態ではないので、まだまだ未知数の状況ではあります。

しかし、その中に、既に町がもう動き始めているということを私はやっぱりしっかりと確認をいたしました。それは、町長のそれに向けた意思表示というものがまず第一でございましたけれども､そのスーパーシティ構想､国家戦略特区の中には､メディカルフィットネス､これが重要な役割を果たしております。そこで、町民のいわゆる健康状態のそのデータがまちづくりに生かされる仕組みでございます。そして、私どもは、ずっと要望しておりましたデマンドタクシーの玄関から玄関、戸口への運行というものが、このスーパーシティ構想では、自動運転バスということで可能になるのでございます。そういう現在の状況の解決がままならない中で､既にスーパーシティ構想の自動運転バスに移行し始めているのではないか、そのような危惧が持たれるのでございます。今ある課題をしっかりと解決してこそ未来に向けたまちづくりができるのではないでしょうか。

この提案書の中にもタクシーの運転手さんやバスの運転手さんの人数が､人手が足りない、将来そういうことが起きる。したがって、自動運転バスが必要なのだというような説明がご

ざいましたけれども、それは自動運転によって克服するのではなく、タクシー運転手、バス運転手の労働条件が悪いので、人が集まらないのです。人口減少だけの問題ではない、その現実をしっかりと見極めることがまず重要なのではないかと思います。

そして、給食の民営化について、やはり検討していくということで、時間はありますが、大変な危惧を感じているところでございます。

以上のことから、ちょっと時間がなくてすみません、５点のところが３点になってしまいました。以上で反対討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　次に、賛成討論に入ります。討論ございますか。

５番、村松信一議員。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　議席番号５番、村松信一でございます。令和元年３月予算議会に当たりまして、提出されました全会計予算に賛成し、事業内容で特に高く評価できる点を、特筆すべき点を申し上げたいと思います。

初めに、総務課、それから企画財政課、特命担当についてであります。河川監視防災システムの機器更新、ウエブ版ハザードマップの構築、メディカルフィットネス施設、ウエルベース矢巾を関係機関と連携し、町民の健康維持管理増進を図る事業推進、市街化調整区域における地区計画制度の企業誘致、以上の各課の主な事業について評価をいたします。

次に、道路都市課、産業振興課、農業委員会についてであります。老朽化した町営住宅の公民連携による、これはＰＦＩでありますが、これで建て替えの調査、それからブロック塀除去事業、町道島線、町道田中縦道線の工事に向けた準備、認定農業者と集落営農の予算を一本化し、新規就農者も対象とした支援しやすい予算化の取り組み、親元就農給付事業に対し、60万円から90万円への増額。それから、花の植栽、農地プランを31組織に対し、実質化、プランの随時集約、遊休農地の随時見直し、発生防止につなげる活動、以上の各課の主な事業に対しまして評価をいたします。

次に、住民課、税務課、福祉・子ども課、子育て支援センター、健康長寿課、特命担当について、中学生の８月分より医療費現物給付化を実現すること。個人住民税徴収税額、通知の個人情報部分に秘匿措置を講ずること。中学生平和学習派遣事業、介護、障がい、子育て、生活困窮の新設窓口の開設、私立保育園のエアコン設置、子ども家庭総合支援窓口の新設、我が事、丸ごと、地域ごとの考え方、認知症の方、家族を支え、社会参加活動の場として旧町民センター食堂を活動拠点とする認知症高齢者の安全確保対策、徘徊高齢者等の位置検索

サービス端末支援事業、旧村単位に配置する３人の生活コーディネーターによる人と人をつなぐことで高齢者の独居世帯、高齢夫婦に対する地域コミュニティの互助機能の強化の取り組み、以上につきまして、各課の主な事業を評価いたします。

次に、学務課、社会教育課、上下水道課、学校給食共同調理場について、教師の働き方改革につながるテスト採点集計システムの導入、ぜひ本町の学力向上に努めていただきたい、ご期待申し上げます。そして、学校給食の公会計化に向けた準備、田園ホール30周年記念事業、復興ありがとうホストタウン関連事業、徳丹城第２史跡整備事業、流通センター地域地下下水道にカメラを設置し、補修事業を行うこと、老朽化のマンホール鉄蓋の交換、以上の各課の主な事業に対しまして評価をいたしたいと思います。

以上でありますが、日頃行政を担う職員の皆様、町民に対する心温まる対応に感謝を申し上げます。機構改革による事業の引き継ぎがスムーズにとり行われ、令和２年度に掲げた取り組み事業が滞りなく実行されますことをご期待申し上げます。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げました特筆すべき事業のほか、他事業に対しましてもご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論はありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番　川村よし子議員　登壇）

○13番（川村よし子議員）　議席番号13番、日本共産党の川村よし子です。私は、議案第21号から第26号までを一括して反対討論させていただきます。

まず１点目、歳入の中の町税が収納率が98％と高い目標であることは、税務課職員の大きな努力が必要であることには、大きな評価をいたします。しかし、消費税が開始され30年が経過し、年々町税等の滞納者も増加してきております。このことは、生活困窮者が増えてきていると考えています。このような貧富の格差が現れている中で地方創生推進交付金の使い方が昔からの地元の企業や地方地場で働く労働者に還元が少なく、経済効果が期待されない予算構造であると考えています。例えばメディカルフィットネス推進業務委託料、ローカルブランディング、ふるさと納税等のように楽天など大企業利益優先の予算計上で、地元小中企業や労働者には利益が少ないことです。

２点目は、社会保障事業についてです。国の方針では、各市町村、各都道府県に保険者努力支援制度やペナルティーを課して、そういう方針です。そのようなときに、苦境に立つ町民の命を守ることをはじめとした生活に向き合う、そういう立場の町政が必要なはずです。

そういう瀬戸際に立った予算計上が必要だと考えます。

３点目は、上下水道会計は、管の有収率が高いことは、今後の事業を長期的展望を持って継続できる指針になると考え、評価します。しかし、国債を３億3,000万円ほど保有し、年間利息480万円ほどある資産を組み立てています。年間の減債積立金や当年度未処分剰余金、利益剰余金が生み出されている状況です。上水道会計としては良好な剰余金を生み出していることは評価します。職員の努力によって収納率を高めていることも評価します。しかし、中身を見ますと、令和元年度では滞納者８人、この滞納者の中には、分納している方もいます、不履行になっている方もいます。そして、この８人の滞納金額をお聞きしますと、30万円ほどになっています。このように生活困難と思われる方々から水道料金、下水道料金を徴収している職員、本当に困難だとは思います。大変だと思いますが、私は、この滞納者の生活を精査し、弱者に優しいまちづくりを求められていると思います。

以上、３点から反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論はありませんか。

10番、昆秀一議員。

（10番　昆　秀一議員　登壇）

○10番（昆　秀一議員）　議席番号10番、昆秀一でございます。

私は、議案第21号　令和２年度矢巾町一般会計予算について賛成し、討論いたします。

現在世界全体が新型コロナウイルスによる脅威にさらされており、日本経済自体も心配されておりますし、矢巾町においても町民に暗い影を落としているところであります。そんな中ですが、矢巾町においては、矢巾町第７次総合計画後期基本計画が策定され、その着実な実行に期待をするものであります。その初年度である令和２年度の予算編成をする上では、特に町民生活を重視し、苦心されたこととは思われますが、その厳しい財政事情の中で、一般会計の歳入歳出予算の総額が前年度比11.2％減の101億7,610万円となっております。本来公会計は、いずるを量って入るを制する、私会計は入るを量っていずるを制すると言われております。すなわち公会計である町では、こんな仕事をしたいので、これだけのお金が必要だという考えが基本ではあります。個人家庭の会計は、これだけの収入があるので、こんな支出ができるのだという考えだということです。

しかし、現実には公会計の原則で動いているのは国の財政であって、町の会計は私会計の原則で動いてしまっているのが現状であります。国は、法律で決めれば、収入を増やすことも減らすこともできますが、町では、収入の大半は国からの法令で決められていますので、

勝手に増減ができないのです。二宮金次郎は、そもそも国が衰えたり乱れたりするのは、国の分度が明確になっていないからで、藩の分度が立っていないときは、何万両の金を注ぎ込んでも破れたおけに水を入れるようなもので、一滴の水も残らないと言ったのです。今は、この現状になっているのではないでしょうか。入るは財源です。その財源をどこに求めるか、徴税制度は、その基盤であります。本町の町税は、前年度予算と比較して3.3％増の１億1,589万4,000円と見込んでおります。ただ、これは前年度の実績を考慮し、見込んだだけに過ぎません。出ずるは、言うまでもなく社会保障費をはじめとした歳出です。歳出が少なくなると、その社会保障などをどこかで切り詰めていくことにもつながります。いずれ町では、全体的にバランスよく総花的に予算を組んでいるように見えますが、町長の掲げる理想に十分にかなった重点的な予算配分になっているかは疑問の残るところでございます。

まず、さきに述べた第７次総合計画基本計画の中にある、これからの時代を切り拓き次代につながる人づくりとして、若者への支援にどれだけの予算がかけられるのか、その若者の声が反映できている予算とになっているのでしょうか。

次に、具体的な予算を見ていきますと、まず各補助金については、変革の時代である現代において、その年度ごとに本来ゼロベースから見直しを行う必要があるのですが、その見直しがしっかりと行われているのか。しかしながら、その見直しをゼロベースからするという気持ちで補助金算定をするという言葉が聞かれたことによりまして、その補助事業の行方をしっかりと見守っていく必要があります。

それから、健康チャレンジやメディカルフィットネス事業、そしてエン（縁）ジョイやはばネットワーク事業など、町民の健康に関するものについては、さらに推進をしていかなければなりませんし、チームオレンジの拠点づくりについては、懸案だった旧町民センター食堂の活用が行われ、さらに今後の介護の問題の解決を共生社会による地域一体で図る目的もあることから、人材育成をはじめ、その事業の推進に期待するものであります。

さらに、教育関係においては、矢巾型コミュニティ・スクールの導入により、これも地域とともにつくり上げていくものであり、その取り組みの推進に大いに期待するものであります。

いずれ今後の町民の安全、安心、福祉の増進を図るためには、先日議決した第７次総合計画後期基本計画の４年間の初年度である本予算について順調に予算執行を進めることが必要でありますと同時に、その時々の情勢に合わせた計画の見直しを行いながら町民の要望、期待に十分に応えられることを求め、今後の予算執行には適正に当たられるよう願うものであ

ります。

以上、申し上げたことから、今後の効率的な行政経営を着実に進めることを希望し、本予算に賛成するものであります。

○議長（藤原由巳議員）　他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第21号　令和２年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号　令和２年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号　令和２年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号　令和２年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号　令和２年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号　令和２年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第８　議案第２７号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第８、議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

その改正内容でありますが、会計年度任用職員は、任用形態や任用手続が様々であるため、

職員の服務の宣誓については、任命権者が別に定めようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第27号　職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第９　議案第２８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第９、議案第28号　矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第28号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正の内容は、国民健康保険税の税率に関するものであります。国民健康保険制度は、平成30年度から市町村単位での運営から各都道府県単位で財政部分を一元化し、市町村に納付金を求める方式へと改正されております。この改正に伴い、県では、市町村に対し、増加する納付金を緩和すべく令和５年度まで段階的に減少する激変緩和措置

を行っておりますが、納付金需要額は年々増大していることから、本町の持続可能な保険財政の構築のため、税率の改正を行うものであります。

その内容でありますが、被保険者の主たる構成が自営業者から年金生活者へ推移している状況及び県内保険税の一元化時代に備え、従来の所得割、資産割、均等割、平等割の４方式から段階的に資産割を減少させながら、令和６年度からは資産割を除いた３方式となるよう財政状況に応じた改正を行っていくものであります。

今回の具体的な改正内容は、令和２年度及び令和３年度に対応する税率を改正するもので国民健康保険税の基礎課税額の所得割の税率を「100分の7.2」から「100分の7.3」に、資産割の税率を「100分の13」から「100分の10」に、被保険者１人当たりの均等割を「２万500円」から「２万3,400円」に、世帯当たりの平等割を「２万6,200円」から「２万6,400円」に、後期高齢者医療支援金等課税額の所得割の税率を「100分の1.7」から「100分の2.0」に、資産割の税率を「100分の3.1」から「100分の2.2」に、均等割を「4,000円」から「7,000円」に、平等割を「6,000円」から「7,000円」に、介護納付金課税額の所得割の税率を「100分の1.5」から「100分の1.9」に、資産割の税率を「100分の3.9」から「100分の2.9」に、均等割を「6,100円」から「8,500円」に、平等割を「6,200円」から「7,500円」に、それぞれ改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　質問、２点についてお伺いします。

今の説明で均等割が増額になるということで、国保の加入世帯が3,500ぐらいだったと思うのですけれども、そのうちの子どもの均等割が発生しているところが360人ぐらいいたと思うのですけれども、その中でも所得が高い方はどのくらいの負担になるのか。それから、子どもがいる世帯で所得がない方、それから所得が少ない方はどのくらいになるのかお伺いします。

それから、２点目は、平等割も発生するわけですけれども、子どもがいなくても人数が多いところは課税されるわけですけれども、そこのところの収入が低い人、所得が低い人、高い人の割合はどのくらいの差があるのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　花立会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、子どもがいらっしゃる世帯の、均等割増額に伴ってどれくらい、子どもさんがいる世帯に限りませんけれども、所得が多い世帯ではどれくらい金額が、税額が上がるかというところでお話しさせていただきますと、所得が多いというのはどれくらいからと考えていいかあれですが、仮に所得が例えば700万円以上あるような世帯、これを全体でいいますと、1.2％ぐらいしか実はないのです。3,127世帯一応サンプルで取った中では、所得が700万円以上ある世帯というのは1.2％なのですが、こういったところは、大体４万円から５万円ぐらい平均的に上がるような形になります。ただ、上がるにつれまして、所得が多くなるにつれまして限度額というものがあります。この限度額に到達いたしますので、もっともっと上がるのではないかというふうな想定もあるのですけれども、その限度額に到達することで上がり幅というのがある程度抑えられて四、五万円というふうな形になる状況でございます。

そして、もう一点は、所得が低い方の世帯と申しますと、一応、仮にそれぞれ所得100万円以下の世帯というふうに、ちょっと仮に例を話させていただきたいと思いますが、こちらは、2,700世帯ほどございまして、全体の87％ほどございます。所得が100万円以下の世帯ですけれども、こちら上がり幅は、大体平均して１万5,000円程度というふうな形、ただこれは以前全員協議会の中で一応お話しさせていただいたのですが、その中でさらに軽減のある世帯というのも、やっぱり低所得者の世帯にはございます。軽減のある世帯におきましては、どうしても上がる世帯、下がる世帯というのがあるわけなのですけれども、例えば７割軽減の中では、増加する世帯というのは、一応751世帯ほどで、その平均は2,700円ほど。逆に下がる世帯というのもあるわけです。７割軽減で下がる世帯、こちらのほうは87世帯ほどで3,000円ほど下がる。そして、５割軽減の中で増加する世帯は480世帯ほどで7,000円ほど上がる。そして、５割軽減で下がる世帯は、同じく3,000円ほど、20世帯ぐらいなのですけれども、3,000円ほど下がる。そして、２割軽減はあるのですが、２割軽減で上がる世帯は400世帯ほど、こちらになりますと、ちょっと上がり幅が大きくなってきて、１万2,000円ほど上がる。下がる世帯が４世帯ほどあるのですが、こちらは逆に２万5,000円ほど下がる、こういった試算のほうで結果が出ております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　全体的に所得が多い人も負担になるし、もちろん所得が少ない方も負担になるのですけれども、層として無職の人たちの負担はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　無職で所得のない人、所得のゼロ。ゼロの人、そこがちょっと、無職でも所得ある方ある。

○13番（川村よし子議員）　国保に加入している人たちは、無職とか個人経営、農業所得とか、そういうのがあると思うのですけれども、無職の人も加入されているのですけれども、それは年金収入を無職と言っているのでしょうか。それとも、無職というのは……

○議長（藤原由巳議員）　判断、どなたを無職と。

○13番（川村よし子議員）　私は、無職というか、収入のない人も国保に入っているのではないかと思うのですけれども、どのように。

○議長（藤原由巳議員）　無収入の方。無収入。

○13番（川村よし子議員）　無職。

○議長（藤原由巳議員）　無職ではなく無収入。無職でもお金ある人いっぱいいるのだもの。

だから、そこをちゃんとしないと答えようがない。無収入でいきますか、収入のない方。

○13番（川村よし子議員）　無職。

○議長（藤原由巳議員）　仕事のない方、収入のない方。

○13番（川村よし子議員）　収入のない方です。

○議長（藤原由巳議員）　収入のない方を特化して答弁をお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、まず、市町村国保の関係で、ちょっと誤解があってはならないので、先ほどいわゆる被保険者数ですが、矢巾町では、今平成30年度の国保実態では5,157人ということでございまして、それから一般被保険者の保険税の、いわゆる１世帯当たりが13万8,959円、そして１人当たりが８万5,371円ということで、川村よし子議員、先ほどはこの凸凹な質問をいただいてあれなのですが、もうルールがありまして、いわゆる所得割、資産割、そして平等割、そして均等割と、そういうルールにのっとって国保税が課税されるわけでございます。だから、今の無収入であっても、例えば資産があれば、資産割がかかるわけですし、だからいわゆる世帯を構えていれば、世帯割の、いわゆる平等割とか均等割、これはもう当然課税されるわけですので、その課税のルールにのっとって、そこで今ご心配なされているのは、今できるのであれば、国保の被保険者で高校生以下の子

どもさんたちには、短期の被保険者証を交付するように。そこで、ご心配なされていると思いますが、今度の新型コロナウイルスの感染のこともありますので、今本町では、資格証明の発行はやっておらない。それで、短期保険証の交付、これはもうそういった新型コロナウイルス対策もありますので、これは税務課長にもお話をして、いずれ感染したり、または病院にかかりたくてもかかれないというようなことがあれば、これは大変なことになりますので、短期被保険者証を交付している人たちには、そういうことのないような対策を講じていきたいと、こう考えておりますので。だから、無職とか、無収入とかに関係なく、できれば矢巾町はもちろん県内でまだそういう感染者が発生しておらないのですが、これからそういう準備を怠りなく、しっかりやっていくということで対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私は、２つ質問をいたしますけれども、今回県のまとめて、今保険のまとめが県になってきて、いずれ市町村から県にいくわけで、その県の税率が資産割がなくなっていることに伴って、本町もだんだんに資産割の割合を減らして、その部分を所得割とか均等割に回すということでございますけれども、特に子どものいる世帯が均等割が増えることによって大きな負担になります。200万円の収入があって、これは説明を受けた数字でございますけれども、40代夫婦、子ども２人、４人世帯で所得が200万円、資産が10万円あった場合の国保税は、１年間に34万6,000円です。これが今回均等割が増えることによりまして、38万1,000円になります。所得の約２割が国保税となっているわけでございます。子どもの均等割をなくしているところは、宮古市、それからこの４月からは陸前高田市も廃止するということを聞いております。やはり本町は、県内で陸前高田と矢巾はトップレベルに国保税が高いまちでございます。その中にあって、今回の改正によって一番負担が増えるのは、子どもさんのいる、家族の多い家庭ということになります。このような実態がありますので、やはり早期に子どもの均等割の廃止という点で救済をしていく、子どものいる家庭を救済していく、子育て支援という観点からもこれが必要になるのではないかと思います。

もう一つは、本町は資格証明書は出しておりませんが、いわゆる納税相談に来ない町民の中で高校生までの子どもさんのいる家庭については、無条件に短期保険証が発行されており

ますけれども、納税相談に来ない高校生以下の子どものいない家庭には、保険証は渡っておりません。この納税相談というのが、いわゆる前提条件となっております。多分数十件の方がいらっしゃるのではないかと思いますが、今回のコロナが発生した場合に、自分たちは医療かからなくていいと、国保も要らないという人たちであっても、そこにコロナの発生源があった場合に蔓延する発生源にもなります。そんなことも鑑みまして、コロナ対策として全ての国保加入者には、保険証を無条件で出す、こういうことも必要なのではないかと考えます。

この２点について伺います。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、小川文子議員の今平成30年度の国保の実態で誤解があってはならないのですが、１世帯当たりの保険税の一番高いのは普代村で、矢巾町は昔は常にトップのほうにあったのですが、今は10番目辺りにランクされておりますので、誤解のないように。それから、１人当たりの調定額では、今岩手町が一番、平成30年度。これも矢巾町は大体10番目ぐらいでトップレベルということではないので、そこは誤解のないようにお願いしたいと。それをお話しさせていただいて、まず均等割、これは今令和５年度までは、私ども激変緩和措置でお世話になっているのです。だから、令和６年度以降、いずれ今国保の関係にあれなのは、いずれ私どもは国保税については、市町村単位からまだ都道府県単位には岩手県はなっておらないわけです。全国では、もうそういうところ、負担と給付が都道府県単位で一元化されているのですが、岩手県はまだ。

そこで激変緩和措置がもうなくなったら、私どもも今お話あった宮古とか陸前高田みたいな均等割、いわゆる子育て支援の一つでもあるわけですので、それはこれから。今激変緩和措置で、いろいろと私どももお世話いただいている中で、その均等割をなくするわけにはいかないわけです。そこだけはひとつご理解いただきたい。いずれ将来は、そういった子ども医療費助成のことも含めて考えていかなければならないと。

そして、今２つ目には、新型コロナウイルスの短期証、納税相談においでにならなくても、無条件で交付するのかと。これは、悪質な滞納者でない限りは、一律に今回はそういう緊急措置を講じていきたいと。これが血の通った行政ではないのかなということで、ただ中には悪質なのもおりますので、これは誰から見ても許せないものはあるわけですので、それはあれなのですが、ただ基本的には、そういった今そういう大変な状況下にあるので、無条件で悪質以外は交付をさせていただくということで対応させていただきたいと思いますので、い

ずれ今２つの質問、短期証の交付と、それから均等割のこれからの考え方、このことについてはしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきます。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　再質問でございますが、３年前に激変緩和をされた段階で、本町と陸前高田市が１人当たりの国保税が14万円ということで、大変高いレベルでございました。そこで激変緩和が国からまずなって、現在も８万台で推移しているわけなのですが、この陸前高田市も激変緩和措置を受けておりますが､この４月から均等割をなくするということで、子どもの均等割、対策に入ったそうですので、ほかの自治体では、そういう動きがございますので、激変緩和措置を受けているから均等割ができないということではないと考えます。それは町長の判断一つによるのではないかと考えます。

○議長（藤原由巳議員）　質問ですか、意見ですか、今のは。何か質問は、さっきから同じやり取りをしているような感じがしますが、それでもなおかつお聞きしたい。

○14番（小川文子議員）　意見と思えばいいです。

○議長（藤原由巳議員）　それでは、意見としてひとつよろしくお願いします。

他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第28号　矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで時間も大分経過しておりますので、暫時休憩といたします。

再開をここの時計で11時20分といたします。よろしくお願いいたします。

午前１１時１１分　休憩

―――――――――――――

午前１１時２０分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、休憩前に引き続き再開して進めます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１０　議案第２９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員）　日程第10、議案第29号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第29号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和２年度の組織機構改革により、それぞれの機関における必要な人員の整理をするため、条例の一部を改正するものであります。

その改正内容でありますが、文化スポーツ課を町長部局に設置し、子ども課及び煙山保育園を教育委員会に設置したことにより、町長部局の職員は９人減とし、教育委員会所属の職員は９人の増とするものであります。また、監査委員事務局の設置により、議会事務局の職員は１人の減、監査委員事務局の職員は１人の定数とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　１点質問させていただきます。先ほどの町長の説明では、教育委員会の部分の９人増ということなのですけれども、私は何と考えても減になっていると思うのですけれども、そこのところ説明してほしいのですけれども、今までは学校給食センターは教育委員会でしたけれども、保育園は教育委員会ではなかったのですよね。ですので、保育園の職員も教育委員会の事務局に入るわけですよね。

○議長（藤原由巳議員）　子ども課。

○13番（川村よし子議員）　所属……

○議長（藤原由巳議員）　子ども課がいます。

○13番（川村よし子議員）　子ども課が入るわけですよね。そうすると、ここは少なくなっていると思うのですけれども、全体的に１人、同じですね。

○議長（藤原由巳議員）　よし子議員、整理してからちょっと。社会教育課というか、今の教育委員会と今度の教育委員会の人員の関係でしょう。

○13番（川村よし子議員）　そうですね、はい。

○議長（藤原由巳議員）　これがおかしいということ、ここにある数字が。

○13番（川村よし子議員）　はい。

○議長（藤原由巳議員）　なぜおかしいか、このことですね。

それでは、このことだけ答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（佐藤健一君）　数字は確認の上、９人ということで今回上げさせていただいておりますけれども、もう一度町長の提案理由のとおりでございまして、社会教育課の人数が今度は町長部局に移ります。それで、今福祉・子ども課とありますけれども、そのうちの子ども課に係る部分が今度は教育委員会部局にいくと。併せて今お話があった煙山保育園の正職員の人数もそちらの教育委員会のほうに異動になるということで、合わせて９ということで増減が図られるものでございますので、詳細、中身がどの人数がということになれば、ここでお話しするのは、ちょっとなかなか厳しいところがありますので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第29号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　賛成多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

――

日程第１１　議案第３０号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第11、議案第30号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第30号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、21款町債の小中学校施設整備事業債を新設補正し、１款町税の固定資産税、18款繰入金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰入金を増額補正し、６款の地方消費税交付金、14款国庫支出金の地方創生推進交付金、18款繰入金の矢巾町公共施設等総合管理基金繰入金、21款町債の一般事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款総務費の財政調整基金積立事業、３款民生費の私立保育園等整備費補助事業、10款教育費の小中学校教育振興事業を増額補正し、２款総務費の地方創生事業及び政策推進事業、４款衛生費のごみ処理場運営事業、６款農林水産業の農地等整備事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,123万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億7,035万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第30号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）の詳細を説明いたします。

６ページをお開き願います。第２表、繰越明許費です。款、項、事業名、金額の順で申し上げます。２款総務費、１項総務管理費、公共交通事業119万9,000円、こちらにつきましては、決済システム構築の委託料になります。同じく都市計画事業等組合運営事業3,350万円、

こちらにつきましては、浄水場解体に伴います導水管、配水管の閉塞工事になります。

６款農林水産業費、１項農業費、ＡＳＦ侵入防止緊急支援事業91万7,000円、こちらは野生動物侵入防護策設置に係る事業でございます。同じく特用林産施設等体制整備事業1,765万2,000円、こちらは原木ほだ木種菌の導入に係る事業でございます。

８款土木費、２項道路橋梁費、道路橋梁総務事業550万円、こちらは道路台帳整備の委託の委託事業になります。同じく社会資本整備事業7,426万2,000円、こちらは中央１号線に係る内容となっております。同じく防災安全対策事業１億1,489万1,000円、こちらは島線、宮田線に係る内容となっております。同じく橋梁維持補修事業3,411万5,000円、こちらは太田橋に係ります樋ノ口橋に係る内容となっております。

10款教育費、２項小学校費、小学校教育振興事業260万6,000円、こちらは寄附金を財源とした楽器購入となっております。同じく小学校教育施設整備事業4,380万円、こちらはギガ・スクール事業に係る内容となっております。３項中学校費、中学校教育振興事業292万8,000円、こちらも寄附金を財源とした楽器購入となっております。中学校教育施設整備事業2,530万円、こちらもギガ・スクール事業に係る内容となっております。

計３億5,667万円となっております。

７ページに進んでいただきまして、第３表、債務負担行為補正です。変更について、変更の部分のみ説明いたします。小規模小口資金保証料補給、期間令和５年度まで。全国住民基本台帳事務ネットワークシステム整備事業、限度額790万1,000円。中小企業振興資金利子補給、期間令和８年度まで。農業近代化資金利子補給事業、期間令和14年度まで。

次に、廃止です。令和元年度に事業完了となったものです。内容は、水洗化普及資金融資利子補給です。

８ページに進んでいただきまして、第４表、地方債補正です。追加です。起債の目的は、学校教育施設整備事業、限度額は3,710万円でございます。起債の方法は、普通貸借または証券発行でございます。利率は、年６％以内、償還方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、財政の都合により、償還年限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えることができることといたします。

次に、廃止です。起債の目的、一般事業、限度額5,740万円、こちらにつきましては、財源組み替えによる廃止でございます。

次に、事項別明細により説明いたします。15ページにお進み願います。今回の補正につき

ましては、多くが年度末見込みの精算に係るものとなっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順でページに沿って行います。また、年度末見込精算以外の主要なものについて説明をさせていただきます。

歳入。１款町税、１項町民税362万5,000円、同じく２項固定資産税2,351万1,000円、同じく３項軽自動車税50万1,000円、同じく４項町たばこ税798万1,000円、同じく５項入湯税49万円の減。

16ページに進んでいただきまして、６款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金7,642万6,000円の減、こちらは消費の原則に伴い、地方消費税交付金が減少となったものでございます。

12款分担金及び負担金、１項負担金、こちらにつきまして６目の総務負担金、こちら事業等組合解散に伴います工事負担金といたしまして3,350万円、こちらにつきましては、解散までに完了できなかった工事を行うための負担金となっております。補正額が3,618万8,000円。

次に、13款使用料及び手数料、１項使用料、計は17ページに進んでいただきまして93万1,000円。同じく２項手数料23万2,000円の減。

14款国庫支出金、１項国庫負担金1,190万2,000円の減。18ページに進んでいただきまして、同じく２項国庫補助金、こちらにつきましては、１目の総務国庫補助金、地方創生推進交付金の減といたしまして、こちらはメディカルフィットネス事業、ウエルネスタウン事業、いずれも事業費の減額に伴い、補助金が減ったものでございます。５目教育費国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金3,175万5,000円、こちらにつきましては、ギガ・スクール事業に伴う増となっております。補正額1,275万8,000円。19ページに進んでいただきまして、同じく３項委託金７万3,000円。

15款県支出金、１項県負担金837万7,000円の減、同じく２項県補助金、主な事項につきましては、20ページに進んでいただきまして、４目農林水産業費県補助金、こちらにつきましては、多面的機能支払交付金の減といたしまして1,400万7,000円、こちらは県、国の交付額決定に伴う減となっております。21ページに進んでいただきまして、こちらの補正額3,610万2,000円の減となっております。同じく３項委託金1,252万3,000円。

16款財産収入、１項財産運用収入、計は22ページに進んでいただきまして70万8,000円の減。

17款寄附金、１項寄附金1,312万1,000円、こちらにつきましては、一般寄附金といたしまして、広宮沢第２区画整理組合から寄附をいただいております。また、民生費の寄附金につきましては、企業２社から教育費寄附金、こちらにつきましても企業２社からの寄附をいた

だいているところでございます。

18款繰入金、１項特別会計繰入金2,414万4,000円、こちらにつきましては、矢幅駅西地区土地区画整理事業基金の廃止に伴い、一般会計に繰り入れるものでございます。23ページに進んでいただきまして、同じく２項基金繰入金1,316万6,000円の減。

20款諸収入、２項町預金利子２万4,000円の減。同じく３項貸付金元利収入100万円の減。同じく４項雑入、計は25ページに進んでいただきまして786万1,000円の減。

21款町債、１項町債2,030万円の減。こちらにつきましては、一般事業債の減、地方債補正でも説明いたしましたとおり、財源組み替えによるものでございます。その他、教育債といたしまして、小学校施設整備事業債、中学校施設整備事業債、いずれもギガ・スクール事業に係る内容となっております。

続いて、歳出に参ります。29ページにお進みください。次に、歳出補正です。歳入補正と同様に、多くが年度末見込みに係る精算となっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順でページに沿って行います。また、年度末見込みの精算以外の主要なものについて説明を行わせていただきます。

歳出。１款議会費、１項議会費594万円の減。２款総務費、１項総務管理費、主な事項といたしましては、30ページに進んでいただきまして、５目財産管理費、こちらにつきまして自立分散型エネルギー供給システム設計業務委託料1,000万円の減となっております。こちらにつきましては、本町に見合う補助メニューを想定して事業を行うことと考えていましたが、有利に展開できる事業がなかったため、事業を見送ったための減となっております。

続きまして、31ページに進んでいただきまして、６目企画費、こちら下のほうになりますデマンド型乗り合いタクシー試験運行委託料564万5,000円の減、こちらは運行実績に合わせて減額といたしたものでございます。32ページに進んでいただきまして、メディカル機器購入費2,100万円の減、こちらにつきましては、仕様の見直し、あと入札に伴う減となっております。下に移って、定住促進利子補給金706万円、こちらは利用者の増に伴う増額となっております。下に下がっていただきまして、公共施設等個別管理計画策定支援業務委託料3,896万2,000円の減、こちらにつきましては、直営作業で策定することとしたための減額となっております。下に下がっていただきまして、都市計画事業等組合運営事業、工事請負費3,350万円、こちらにつきましては、繰越明許で説明いたしました事業等組合解散に伴い、残った工事を引き継ぐものとなっております。

33ページに進んでいただきまして、一番上のところになります。流通センター専用上下水

道整備負担金1,898万4,000円、こちらにつきましては、流通センター専用水道の統合に係る工事費の増加に伴う負担金の増加となっております。８目に移っていただきまして、財政調整基金費、こちら財政調整基金積立金事業といたしまして１億2,628万6,000円、これによりまして、財政調整基金の期末残高は５億8,536万5,000円となります。こちらにつきましては、補正額7,116万9,000円となります。34ページに進んでいただきまして、同じく２項徴税費351万6,000円の減。35ページに進んでいただきまして、同じく３項戸籍住民基本台帳費38万7,000円の減。同じく４項選挙費、こちらにつきましては、県からの委託金確定に伴う財源更正となっております。同じく５項統計調査費、計は36ページに進んでいただきまして72万8,000円の減、同じく６項監査委員費8,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、計は40ページに進んでいただきまして1,065万8,000円の減、同じく２項児童福祉費、主な事項といたしましては41ページに進んでいただきまして、３目児童福祉費施設費、一番下のところになりますけれども、認定こども園整備事業費補助金過年度返還金2,466万8,000円、こちらにつきましては、過年度の認定こども園整備に係る返還金となっております。42ページに進んでいただきまして、補正額924万7,000円となります。

４款衛生費、１項保健衛生費、補正額は44ページに進んでいただきまして964万3,000円の減。同じく２項、環境衛生費、主な事項といたしまして45ページに進んでいただきまして、１目環境衛生総務費、環境施設組合への負担金が8,486万2,000円の減額となっております。これによりまして、補正額8,814万3,000円の減。

５款労働費、１項労働諸費406万円の減。

６款農林水産業費、１項農業費、主な事項といたしましては、48ページに進んでいただきまして、５目農地費、多面的機能支払・長寿命化交付金1,879万4,000円の減。こちらは、国、県補助金の減に伴います事業費の減となります。49ページに進んでいただきまして、補正額3,417万5,000円の減。同じく２項林業費53万1,000円の減。

７款商工費、１項商工費、51ページに進んでいただきまして、補正額421万6,000円の減。

８款土木費、１項土木管理費158万9,000円の減。同じく２項道路橋梁費、主な事項といたしましては、52ページに進んでいただきまして、２目道路維持費、こちら除雪事業の減ということになっておりますが、使用料、賃借料1,650万円の減、主に流通センター内の除雪路線の見直しによる減となっております。

続きまして、３目の道路新設改良費、こちらは防災安全対策事業といたしまして、工事請負費、宮田線の分となります4,749万2,000円、下に下がっていただきまして、東北本線踏切

拡幅工事負担金4,639万2,000円の減、こちら上杉踏切の分となっております。補正額1,017万円の減。同じく３項河川費、主な事項といたしましては、53ページに進んでいただきまして、２目河川改良費、こちら工事請負費、矢巾スマートインターチェンジ周辺の排水路整備工事費に伴うものでございます。補正額419万円。同じく４項都市計画費692万6,000円の減。54ページに進んでいただきまして、同じく５項住宅費690万7,000円の減。

９款消防費、１項消防費、55ページに進んでいただきまして842万4,000円の減。

10款教育費、１項教育総務費、56ページに進んでいただきまして９万8,000円の減。同じく２項小学校費、こちら２目教育振興費の中の学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務委託料4,380万円、ギガ・スクール事業に伴う校内ネットワークの整備に係るものです。下に下がっていただきまして、教育備品購入費260万6,000円、こちらは楽器購入となっております。4,344万2,000円の補正額。57ページに進んでいただきまして、同じく３項中学校費2,816万3,000円、内容といたしましては、中学校情報通信ネットワーク環境整備業務委託料の2,530万円、ギガ・スクール構想に伴うもの。下に下がっていただきまして、教材備品購入費292万8,000円、楽器購入になります。2,816万3,000円。同じく社会教育費、58ページに進んでいただきまして284万7,000円の減。最後、59ページに移っていただきまして、同じく５項保健体育費150万7,000円。

以上で議案第30号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第30号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第８号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１２　議案第３１号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第12、議案第31号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第31号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款国民健康保険税を増額補正し、３款県支出金の普通交付金及び特別交付金、７款諸収入については、減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、５款基金積立金の財政調整基金積立金を増額補正し、２款保険給付費、７款諸支出金の償還金を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３億4,343万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,606万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木住民課長補佐。

○住民課長補佐（佐々木美香君）　議案第31号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の詳細についてご説明いたします。

なお、今回の補正予算は、令和元年度末を控え、主に決算を見込んだ予算の調整でございます。

それでは、歳入歳出予算補正事項別明細書でご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。なお、今回は年度末決算見込みの補正であるため、少額なものについては省略し、主要なものについてご説明させていただきます。

２、歳入でございます。１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、項の補正額につきましては、12ページをお開き願います。項の補正額2,931万1,000円の増。

３款県支出金、１項県補助金、項の補正額３億7,191万1,000円の減となっております。こちらのうち普通交付税は、保険給付費に充てられますが、過去の実績を基に県が推計した金

額を予算措置したもので、過去の高い実績を基に算出されていたため、今回の補正で調整するものでございます。

歳入を終わりまして、次に歳出でございます。17ページをお開き願います。３、歳出でございます。２款保険給付費、１項療養諸費、補正額３億608万1,000円の減となっており、こちらは主に療養給付費の減額によるものです。こちらも過去の高い実績を基に県が推計した額を予算計上したため、今回減額調整するものであります。それでは、18ページにお進みください。同じく２款、２項高額療養費、補正額6,299万円の減。

19ページにお進みください。５款基金積立金、１項基金積立金、補正額3,430万4,000円の増ということで、基金積立て後の年度末残高は8,232万2,000円となるものでございます。

７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、補正額740万円の減となっており、主に県支出金の過年度分返還金の確定によるものでございます。

以上をもちまして、議案第31号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　保険給付費についてお伺いします。今回は、財源の組み替えということで、年度末ということなのですけれども、新型コロナウイルス感染とかという、岩手県内では誰も罹患している人はないのですけれども、そういう形で医療機関にかかる人が今後増える可能性があると思うのですけれども、それは新年度予算になるわけですか。今回の補正に関わることなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたします。

川村よし子議員のおっしゃるとおり、もうこれは機動的な対応をしなければならない。今年度であれば今年度の補正予算、来年度であれば来年度の予算、そこは実態を把握して、議員の皆さん方にもお願いしなければならない。そこのところはケース・バイ・ケース、そして機動的に対応させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（藤原由巳議員）　他に。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　国保会計に関わるかどうかあれなのですけれども、退職国保もあ

るわけですので、この間のいろいろなニュースとか見ますと、高齢者の疾病を持っている方々が多くかかるような状況なので、多くかかるというか、重篤、重症になる方が多いですので、国保の予算には関わらないかも、免疫を高めるというようなことというか、その対策はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　高齢者のほうは、後期高齢者のほうで質疑をお願いできませんか。

○13番（川村よし子議員）　すみません。国保は74歳までは国保ですので、そういうことで……

○議長（藤原由巳議員）　高齢者は何歳ぐらいから対象とします。いずれ国保の会計には、あまり関係ない質疑だと思いますので、議事の進行上、これらについては、後で担当課のほうなり、あるいは最後のほうで町長に質問するなりしていただきたいというふうに思います。いずれ補正予算の質疑ですので、その辺をわきまえてひとつお願いします。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第31号　令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで会議の途中ではございますけれども、間もなく正午となります。よって、ここで昼食のための休憩に入ります。

再開を午後１時、13時とします。よろしくお願いします。

午前１１時５６分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（藤原由巳議員）　それでは、午前に引き続き再開をいたします。

―――

日程第１３　議案第３２号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第13、議案第32号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第32号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款保険料の第１号被保険者保険料及び３款国庫支出金の調整交付金を増額補正し、３款国庫支出金の介護給付費負担金及び５款県支出金の介護給付費負担金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款保険給付費の施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費及び高額介護サービス給付費を増額補正し、同じく２款保険給付費の居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費を減額補正とし、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,522万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,743万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　議案第32号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の詳細を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、令和元年度予算について、年度が終わりに近づいておりますことから、現計予算と年度末会計予算としての決算見込みを推測し、必要額を増減するものです。

なお、国、県等の特定財源については、介護保険事業特別会計の性質上、歳出の保険給付費、事業費等の支出の状況に合わせて負担金あるいは補助金等の割合を増減するものです。

それでは、11ページ、事項別明細書の歳入をお開きください。説明は、款、項の名称、項の補正額を読み上げまして、そのほか特記事項についてご説明いたします。11ページになり

ます。２、歳入。１款保険料、１項介護保険料になります。現年度賦課分の介護保険料の増額でございます。総額として1,820万4,000円でございます。

２款使用料及び手数料、１項手数料6,000円の減額でございます。

３款国庫支出金、１項国庫負担金でございます。464万9,000円の減額でございますが、これは国の負担割合が施設サービス費では15％、その他在宅サービスでは20％の割合ということで歳出見込額に対して、国の負担割合を減額したということで減額予算となってございます。同じく２項の国庫補助金でございます。合計額431万2,000円の増額でございますが、これは調整交付金の増が436万4,000円と大きくなってございますが、これは調整交付金の割合が毎年変化するものでございます。平成30年度は2.87％の割合、本年度は2.6％の割合、参考までに新年度については2.2％というふうに低くなってございますが、これは高齢者の高齢化率や被保の所得割合によって増減するということで、その調整ということでございます。

12ページを御覧ください。４款支払基金交付金、１項支払基金交付金でございます。こちらは27％の割合で交付を受けるものでございますが、18万8,000円の増額ということでございます。

５款県支出金、１項県負担金、こちらについては175万5,000円の減額ということで、県の負担割合については、施設サービス費が17.5％、その他のサービス費が12.5％ということで調整をさせていただいております。同じく２項県補助金については215万6,000円の減額ということでございます。13ページに移ります。同じく３項委託金7,000円の増額ということで、これは生活保護に係る方の認定調査の負担ということで県から来ているものでございます。

６款財産収入、１項財産運用収入１万7,000円の増額ということでございます。こちらは、介護給付費準備基金利子の増ということで益金の部分の増額でございます。年度末の介護給付費準備基金でございますが、総額は8,943万8,125円ということでございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金でございます。総額78万6,000円の増ということでございます。それぞれ負担割合で調整してございます。

14ページを御覧ください。９款諸収入でございます。１項延滞金、加算金及び過料ということで７万1,000円の増額。同じく９款でございますが、２雑入でございます。20万1,000円、第三者納付金の増と。これは、交通事故で介護給付が必要になった方について、立て替えて給付していたもので精算になって返還していただいているという部分でございます。第三者納付金ということでございます。

歳出に移ります。17ページを御覧ください。３、歳出。１款総務費、１項総務管理費でご

ざいます。55万1,000円の減額でございます。２項徴収費６万円の減額でございます。３項介護認定審査会費90万円の減額ということでございます。こちらについては、年度当初認定調査員、委託でお願いしていきたいということで人を募集しておりましたが、なかなか見つからないということで、その部分の委託料の減ということでございます。４項運営協議会費、18ページを御覧ください。12万4,000円の減額でございます。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費でございます。総額で1,220万6,000円の増額ということでございますが、こちらについては、給付費を年度末でございますので、不用額と調整させていただいたという内容でございますが、３目施設介護サービス給付費が2,500万円の増額となってございます。これについては、施設入所者、施設の利用者が増えたということで増額になってございます。参考までに、特養、介護老人福祉施設が計画値では95人、実績では104名でした。それから、老人保健施設、こちらが計画値では134名、現状の実績では135名ということで１人増。それから、療養型医療施設ということで、こちらが３人の予定でしたが、１人少ない２人ということで、総人数では計画232人、実績241人ということで９名増額ということで、その分必要な施設介護サービス給付費の増額ということでございます。

19ページに移ります。２項介護予防サービス等諸費、こちらについては、財源更正ということで補正はございません。20ページに移ります。３項その他諸費、こちらについても財源更正ということで補正はございません。４項高額介護サービス等費ということで520万円の増額ということでございます。同じく同項高額医療合算介護サービス等費については、財源更正ということでございます。６項特定入所者介護サービス等費も財源更正でございます。

３款地域支援事業費、１項介護予防生活支援サービス事業費３万1,000円の増額でございます。こちらについては、訪問型サービス、オレンジボランティアの活動でございますが、その負担金の３万1,000円を増額させていただいていると、活動費の増ということでございます。２項一般介護予防事業費は50万円の減額ということでございます。22ページを御覧ください。同じく３項包括的支援事業・任意事業費でございます。11万円の減額ということでございます。不用額の調整ということでございます。４項その他諸費については、財源更正。

最後でございますが、４款基金積立金、１項基金積立金でございますが２万7,382円の益金ということで増額させていただいております。

令和元年度の予算につきましては、第７期介護保険事業計画に定められました３年間の計画の２年目の事業内容となります。給付費等の歳出見込みの割合は、計画に対して約99.6％の見込みとなりますことから、おおよそ計画どおりとなっております。今年度を含めた３か

年において、事業費を繰り越しや調整を行いながら３年間で事業費を間に合わせる計算になっておりますので、適正な事業運営を行っております。

以上をもちまして議案第32号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第４号)の詳細説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　17ページの認定調査事業の減ということで非常勤を募集したけれども、集まらないということで、職員のほうとか委託のほうに負担がいっているのではないかなというふうに考えるのですけれども、募集の仕方、どのような形で行ったのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

ご指摘のとおり、やはり介護認定調査、定期的にまいりますし、それから新しい認定調査の方に対しては、町の職員が直接やるということで負担は大きくなってございます。年度当初から広報等に介護認定調査員でお願いしたいということで募集をかけました。２回かけておりますが、なかなか来ていただけない。それから、介護施設とか、通所事業所の職員にもお願いして募集はしておりますが、そういうお願いすると、むしろ自分たちのほうも大変だという言い方をされますので、そっちのほうでお願いしたいという言い方もされまして、それは半分冗談も入っていると思いますけれども、お声をかけながら募集をさせておりましたが、なかなかそういった調査という特質性もございますので、応募されてこられなかったという部分はございます。

令和２年度についても広報に上げますし、関係機関にも声をかけながら何とか協力いただける方を１名ないし２名募集してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑。

昆秀一議員。

○10番（昆　秀一議員）　やはり募集しても来ないというのは、安いからというところもあるのでないかなと思うので、そこら辺もちょっとアップしたりして募集をかけたらいいかなというふうに思いますので、何かありましたら。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　検討させていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　ページ数ではないのですけれども、オレンジボランティアのことをお伺いします。

今現在認知症の方々が町内で大体、おおよそ50人いらっしゃるということなのですけれども、そのオレンジボランティアの方は、今活動もしていると思うのですけれども、有償ボランティアになるのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員）　田村健康長寿課長。

○健康長寿課長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、認知症の方が50人ということではございません。介護認定が年間約1,200件ございますが、その中で２Ａ以上の、いわゆる認知症に該当すると言われる方が六、七割くらいは、その調査項目にチェックが入るよということでございます。それ以外の、例えば介護認定を受けていない方で医療機関にかかられている方、あるいは在宅の方などがいらっしゃると思いますので、具体的に認知症の該当と言える総数については、つかみ切れておりません。50人というのは、何かの答弁でしたと思いますけれども、ＳＯＳネットワーク、行方不明になった方などが盛岡広域で登録されているのが約50名ちょっといますよという言い方ですので、その方々全員が認知症というわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

オレンジボランティアについては、基本的には有償ボランティアになります。在宅の家事援助などに２名体制で対応していただいておりますが、１回当たりご本人から250円いただきますので、お二人ですので、現場での支払いは500円になります。それから、矢巾町から補助金としてお一人に対して250円出しますので、１回お二人で向かわれますので、500円お支払いになることになりますので、１回当たり１人500円ずついただくということで、それが多いか少ないかということになると、少ない金額にはなると思いますが、有償ボランティアという形にはなります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第32号　令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１４　議案第３３号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第14、議案第33号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第33号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款後期高齢者医療保険料を増額補正し、３款繰入金の一般会計繰入金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,746万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億2,087万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木住民課長補佐。

○住民課長補佐（佐々木美香君）　議案第33号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年度末を控え、主に決算を見込んだ予算の調整でございます。

説明は、前例同様とさせていただきます。

11ページをお開き願います。２、歳入でございます。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、補正額2,077万8,000円の増で、こちらは収入見込みの増によるものでございます。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、補正額334万8,000円の減。

歳入を終わりまして、３、歳出でございます。15ページをお開き願います。２款広域連合納付金、１項広域連合納付金、補正額1,746万円の増で、こちらは保険料収入を広域連合に支出するものでございます。

以上をもちまして議案第33号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第33号　令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１５　議案第３４号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第15、議案第34号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第34号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、３款繰入金の一般会計繰入金を減額、基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、２款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業を減額。５款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,048万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億4,854万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　議案第34号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の詳細についてご説明いたします。

なお、説明に当たっては、前例と同様とさせていただきます。９ページをお開き願います。歳入。３款繰入金、１項一般会計繰入金△365万8,000円、事業費の確定による減額補正するものであります。同じく２項基金繰入金2,414万3,000円の増。今年度で基金条例を廃止することから、増額補正するものであります。これにより基金残高は０円となります。

次に、13ページをお開き願います。歳出。２款土地区画整理事業費、１項土地区画整理事業費△365万8,000円。それぞれの節の精査による減額となりますが、電気料、上下水道料に関しましては、３月末見込みによる増額補正するものであります。

５款諸支出金、１項繰出金2,414万3,000円の増。歳入で説明いたしました基金を一般会計に繰り出すものであります。

以上、説明とさせていただきましたが、平成17年度より15年間矢幅駅周辺の整備に当たり、特別会計を設置してまちづくりを施行してまいりましたが、本特別会計を今年度で廃止とさせていただきます。これまで議員各位をはじめ関係機関のご理解、ご協力に感謝申し上げまして、議案第34号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　土地区画整理事業は、今後道路のほうに移動するわけですけれども、令和17年までやはぱーくをはじめとした駅前地区のＰＰＰによる借金返済があるわけでございますが、その矢巾開発株式会社に払っていくわけですけれども、その矢巾開発株式会社は、現在どこにあって、現在職員はどのような体制になっているのかについてお知らせ願います。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　お答えいたします。

矢幅駅前開発株式会社、通称ＳＰＣと言っている会社になりますが、これにつきましては、構成員がそれぞれ５社おりまして、それぞれで構成になっておるわけなのですが、会社自体は、矢巾町大字又兵エ新田地内に位置しております。それで、社長をはじめ役員それぞれの構成員によるものと、あと通常の事務処理、そういったものを行う者が３名ほどいるような状態で運営をしていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　その又兵エ新田地内ということで常に住所とかが今まで明らかにされたことがないものですから、この際、住所を明らかにできるのでしょうか。

○議長（藤原由巳議員）　佐々木道路都市課長。

○道路都市課長（佐々木芳満君）　当然法人、会社登録を登記している会社になりますので、住所は必ず置かなければなりませんので、そういった観点では住所をお知らせすることは可能ですが、ここでお話しすることは、今回は控えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原由巳議員）　他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　それでは、これで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第34号　令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１６　議案第３５号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第16、議案第35号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第35号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち、収入の第１款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を5,920万円増額して、総額を８億5,256万5,000円とし、支出の第１款水道事業費用の営業費用及び営業外費用を7,357万5,000円増額して、総額を６億4,323万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第１款資本的収入の企業債及び負担金を169万7,000円増額して、総額を２億7,056万6,000円とし、支出の第１款資本的支出の建設改良費を２億497万4,000円減額して、総額を５億9,050万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　田村上下水道課長。

○上下水道課長（田村昭弘君）　議案第35号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）の詳細についてご説明いたします。

なお、説明は、補正予算明細書で行います。８、９ページをお開き願います。令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第３号）の款、項及び主な内容を説明します。収益的収入及び支出の収入ですが、１款水道事業収益、補正予定額は5,920万円、１項営業収益5,205万8,000円、主な内容ですが、１目給水収益、１節水道料金2,337万8,000円の増となり

ます。２目受託工事収益、１節受託工事収益3,027万8,000円であります。２項営業外収益714万2,000円。

10ページ、11ページをお開き願います。支出ですが、１款水道事業費用7,357万5,000円、１項営業費用5,557万6,000円、主な内容ですが、３目受託工事費、17節工事請負費3,818万3,000円の増、流通センター移管に関する工事費の増であります。２項営業外費用1,799万9,000円、主な内容ですけれども、３目消費税、１節消費税1,999万9,000円の増であります。

12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、１款資本的収入、補正予定額は169万7,000円、１項企業債△1,000万円。２項負担金1,169万7,000円。

次に、支出ですが、１款資本的支出、補正予定額は△２億497万4,000円。１項建設改良費同額でございます。主な内容ですが、３目第３次拡張事業費、17節工事請負費、補正予定額は△１億930万7,000円であります。配水管の布設替え工事費の減になります。

以上で議案第35号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第35号　令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第３号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１７　議案第３６号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第17、議案第36号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補

正予算（第３号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第36号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち収入の第１款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を3,563万円増額して、総額を９億4,745万5,000円とし、第２款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益を110万円増額して、総額を４億5,359万6,000円とし、支出の第１款公共下水道事業費用の営業費用及び営業外費用を5,178万4,000円を増額して、総額を７億3,415万5,000円とし、第２款農業集落排水事業費用の営業費用及び営業外費用を327万5,000円増額して、総額を３億6,736万2,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第１款公共下水道資本的収入の企業債、県補助金及び負担金を5,374万7,000円減額して、総額を２億568万3,000円とし、第２款農業集落排水資本的収入の企業債、県補助金及び負担金を97万円増額して、総額を3,587万円とし、支出の第１款公共下水道資本的支出の建設改良費及び基金積立金を295万5,000円減額して、総額を４億6,207万円とし、第２款農業集落排水資本的支出の基金積立金を12万4,000円減額して、総額を２億2,835万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして私からの提案とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　田村上下水道課長。

○上下水道課長（田村昭弘君）　議案第36号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）の詳細についてご説明いたします。

なお、説明は、補正予算明細書で行います。８ページ、９ページをお開き願います。令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第３号）の款、項及び主な内容を説明します。収益的収入及び支出の収入ですが、１款公共下水道事業収益、補正予定額は3,563万円、１項営業収益3,182万1,000円。主な内容ですが、１目公共下水道使用料、１節公共下水道使用料2,924万1,000円の増でございます。２項営業外収益380万9,000円。

２款農業集落排水事業収益110万円。１項営業収益△10万円。２項営業外収益120万円の増であります。

10ページ、11ページをお開き願います。支出ですが、１款公共下水道事業費用、補正予定額は5,178万4,000円。１項営業費用360万3,000円。２項営業外費用4,818万1,000円。

２款農業集落排水事業費用327万5,000円。１項営業費用△672万5,000円。２項営業外費用1,000万円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、１款公共下水道資本的収入、補正予定額は△5,374万7,000円。１項企業債△5,030万円、３項県補助金△38万円、４項負担金△306万7,000円。

２款農業集落排水資本的収入97万円の増でございます。１項企業債△70万円。２項県補助金△74万円。３項負担金241万円であります。

14ページ、15ページをお開き願います。支出ですが、１款公共下水道資本的支出、補正予定額は△290万5,000円。１項建設改良費△252万5,000円。３項基金積立金△38万円。

２款農業集落排水資本的支出△12万4,000円。３項基金積立金同額でございます。

以上で議案第36号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第36号　令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第３号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１８　議案第３７号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）について

○議長（藤原由巳議員）　日程第18、議案第37号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第37号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和２年３月10日に決定いたしました国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応支援策第２弾を受け、本町で実施いたします感染症対策の経費にかかる予算の補正を行うものであります。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の障害者総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、３款民生費の障害児福祉事業、児童館運営事業、町立保育園運営事業及び私立保育園等整備費補助事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億7,308万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君）　議案第37号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）の詳細を事項別明細により説明いたします。

９ページをお開き願います。今回の歳入補正につきましては、全てが国の新型コロナウイルス感染症の緊急対応策による内容となっております。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入。14款国庫支出金、２項国庫補助金272万7,000円、こちらにつきましては、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの対応に係る財政支援といたしまして、障害者総合支援事業費補助金を増額するもの。もう一つは、児童福祉施設等における子ども用マスク購入等の感染拡大防止策に係る支援といたしまして、子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金、いずれも増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、18款繰入金、２項基金繰入金2,000円、こちらにつきましては、財源の端数調

整といたしまして、財政調整基金から繰り入れるものとなっております。この取崩しにより まして、財政調整基金の残高は５億8,536万3,000円となります。

13ページに進んでいただきまして、歳出補正です。歳入補正と同様に、全てが国の新型コロナウイルス感染症の緊急対応策となります。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出。３款民生費、１項社会福祉費43万6,000円、こちらにつきましては、特別支援学校の休校に伴うデイサービス利用料の増分の給付の内容となっております。同じく２項児童福祉費229万3,000円、こちらにつきましては、１目につきましては、児童館運営事業の増ということで、消耗品購入費、こちら児童館の消毒液及びハンドソープ等の購入を予定しているものでございます。

３目のほうにつきましては、町立保育園の運営事業費の増といたしまして、消耗品、煙山保育園の感染症対策用品の購入に充てる内容となっております。また、私立保育園等整備事業費補助金の増、こちらにつきましては、町内の保育園等の同じく感染症対策用品の購入の補助となっております。

以上で議案第37号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由及び詳細説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第37号　令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第９号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１９　発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別

委員会の廃止について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第19、発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

（職員朗読）

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明を求めます。

５番、村松信一議員。

（５番　村松信一議員　登壇）

○５番（村松信一議員）　発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

議会では、第７次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に当たり、町民の視点に立った分かりやすく透明性の高い行政運営となるよう後期基本計画の立案過程から積極的に参加し、政策提言する必要があると考え、令和元年11月第２回会議において、第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会を設置し、策定に向け調査を行ってきたところであります。

本特別委員会では、計画案に対し、質問や意見を提案し、町当局とともに計画書の策定に取り組み、令和２年３月会議において、矢巾町総合計画後期基本計画を議決したものであります。令和２年度を初年度とする後期基本計画により、矢巾町の課題解決や住みよいまちづくりに向け、鋭意取り組まれることと、ＰＤＣＡサイクルにより、評価、検証、改善を行いながら進めるよう報告書にまとめ、最終報告を行ったところであります。このことから、特別委員会の設置目的が終了したことにより、特別委員会を廃止するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第３号　第７次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会

の廃止についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員）　起立多数であります。

よって、発議案第３号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２０　選挙第１号　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（藤原由巳議員）　次に、日程第20、選挙第１号　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

現在の矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員は、本年３月25日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第182条第１項及び第２項の規定により、選挙を行うものであります。

初めに、矢巾町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議がないようですので、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、さきの全員協議会でご説明したとおりご指名申し上げます。住所が北伝法寺の廣田政夫さん、南矢幅の菊池孝さん、西徳田の宮香さん、又兵エ新田の西村文治さんの４名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました方を矢巾町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました廣田政夫さん、菊池孝さん、宮香さん、西村文治さん、以

上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、矢巾町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議がないようですので、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、さきの全員協議会でご説明したとおりご指名申し上げます。

第１順位といたしまして、住所が流通センターの高木伸雄さん、第２順位は、西徳田の菊池忠雄さん、第３順位は、高田の作山啓子さん、第４順位は、南矢幅の齋藤美穂子さんの４名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名した方を矢巾町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました高木伸雄さん、菊池忠雄さん、作山啓子さん、齋藤美穂子さん、以上の方が、矢巾町選挙管理委員会補充員に当選されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

町長挨拶

○議長（藤原由巳議員）　ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま議長さんからお許しをいただきましたので、本定例会の最終本会議におきまして一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

まず、先月の19日から本日まで29日間の長丁場、そして今度の議会定例会３月会議は、よ

く言われます予算議会ということで、本当に議員各位には大所高所の立場からいろいろとご指導、ご助言を賜りました。特にも、代表質問におきましては、各会派の代表であります廣田清実議員、廣田光男議員、そして村松信一議員には、大きく７項目にわたりましてご質問をいただきました。それから、一般質問につきましては、昆秀一議員、赤丸秀雄議員、小笠原佳子議員、谷上知子議員、そして山﨑道夫議員、水本淳一議員、小川文子議員、そして藤原梅昭議員、川村よし子議員、吉田喜博議員から10名の議員の皆さん方からは、大きく30項目にわたりましてご質問をいただきました。いずれ代表、一般質問併せて私と教育長に37項目のご質問をいただいたわけですが、そのお答えをさせていただいたことを今後私どもも職員一致してしっかり取り組んでまいる覚悟でございますので、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、予算につきましては、もう皆さんもご存じのとおり、一般会計、特別会計、そして企業会計合わせて６会計でございますが、総務、産業建設、教育民生の各全体会の全体質疑、そして総括質疑でいろいろと詳細にわたりましてご質問、そしてご提言、ご意見をいただいたわけでございますが、その皆さんの思いを、意をしっかり体してこれからの町政運営に反映してまいりたいと思います。

そして､本日は､予算決算常任委員会の廣田清実委員長から予算決算委員会の審査報告書、19項目にわたりまして附帯決議をいただいたわけでございますが、今日早速この後臨時の課長会議を持って、このことについて今後各課において、所属において、このことについてどのように取り組んでいくか､早速本日からスタートをさせていただきたいと思っております。

いずれにおきましても、私、小職、そして教育長からも施政方針をお示しさせていただいたわけでございますが、そして今日の予算決算常任委員会の中での、いわゆる賛成討論、反対討論もあったわけでございますが､特にも今日私どもの６つの会計、全部合わせると178億8,800万円余でございます。これを細かくすれば大した金額ではないかと思うのですが、これを一つにすると、もう178億円と、本当に大きな金額になるわけでございます。今日の討論の中にもございましたが、「入りを量りていずるを制する」と、やはりそういうことを。そして、私ども職員定数、今185名でございますが、職員一人一人が本当に町民の立場に立って、またそういった視線、目線を大事にしながら町民本位の町政を推進してまいりたいと。

そして、今日は特にも説明責任が足りないのではないのかな、私どももこれまでもより以上尽くしてきたつもりでございますが、附帯決議の中にもございましたが、今後とも議会と一緒になってこれからの町政を推進してまいりたいと、こう考えておりますので、ひとつよ

ろしくお願いを申し上げるとともに、いずれ今大変な新型コロナウイルス感染、このことについても教育長ともお話しをしておりますが、いずれ児童生徒の、子どもたち、そして私どもが考えている以上にいろんな課題、問題があるわけでございます。これを私どもがもう我が事としてしっかり取り組んでいかなければならない。そして、最善の努力、最善のできる限りの、あらん限りの力を尽くして、この新型コロナウイルス。

そして、今私どもといたしましては、６月19日に聖火リレーが矢巾町でスタートするわけです。そして、本町発のオリンピック選手であります水本圭治選手、本当にみんなで町民力を合わせてエールを送りたいと、そういう思いでございます。何としても、今度の東京オリンピック・パラリンピック、必ず成功させていただくようにみんなで力を合わせて頑張っていきたいと思いますので、どうか藤原議長さんをはじめ議員各位のこれからのご指導、ご助言、そして繰り返しになりますが、皆さんと一緒になって町政を推進してまいりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

誠に本会議、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

―――

○議長（藤原由巳議員）　以上をもちまして３月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

矢巾町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（藤原由巳議員）　これをもちまして令和２年矢巾町議会定例会３月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午後　２時０７分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

署名議員